

# 令和4年度における児童福祉司等の配置数について

## 1. 現状

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）では、児童福祉司を令和4年度までに約5,260人の体制とすることを目標としていたところ、自治体の増員状況等を踏まえ、新プランの目標について1年前倒しを行い、令和3年度に約5,260人の体制となることを目指すこととした。
- 一方で、児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加を続けており、令和2年度には約20万件に到達。また、自治体ごとの児童福祉司1名当たりの児童虐待相談対応件数について、一部の自治体で改善（減少）が見られるもの特に都市部ににおいては依然として高い傾向が見られる。

## 2. 令和4年度の配置目標

- 児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加していること等を鑑みて、令和4年度の児童福祉司等の増員の目標は以下のとおりとする。
  - ・ 新プランでは、4年間で2,020人程度増員することを目標としていたことから、同プランの計画期間である4年間で平均的に達成させる場合に必要となる505人の増員を目標とする。
  - ※児童心理司についても、同様の考え方により198人の増員を目標とする。
  - ※これらの目標を踏まえ、必要な地方財政措置が講じられる予定。

	平成29年度実績	→	令和3年度	→	令和4年度
児童福祉司	新プラン策定時の計画	3,240人	→	→	5,260人
	各年度の目標	3,240人	→	5,260人(※)	5,765人(+505人)
児童心理司	新プラン策定時の計画	1,360人	→	→	2,150人
	各年度の目標	1,360人	→	2,150人(※)	2,348人(+198人)

※新プラン策定時の目標を1年前倒し

## 3. 課題・今後の検討

- これまで、国勢調査の結果による管轄人口を基礎に全国の児童相談所の体制を強化しつつ、児童虐待対応件数が多い自治体に対して加配をするという方式を採っているが、児童福祉法施行令等に基づく配置標準の算出方法は実態に合っているのか。
- 児童福祉司の配置標準を算出する要素として、他に考慮すべきものはあるのか。
- 上記課題を踏まえ、令和5年度以降に向けて児童福祉司等の適切な配置数の在り方を改めて検討することが必要である。

立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が重要。
- これらを踏まえ、厚労副大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働省子ども家庭局長  
 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長  
 厚生労働省健康局難病対策課長  
 厚生労働省社会・援護局保護課長  
 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長  
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長  
 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

文部科学省初等中等教育局長  
 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
 文部科学省総合政策局地域学習推進課長

開催実績

第1回<3月17日>

- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
- 関係者ヒアリング
  - ・ 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
  - ・ 一般社団法人日本ケアラー連盟

第2回<4月12日>

- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
- ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
- 関係者ヒアリング
  - ・ 埼玉県(福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課)
  - ・ 中核地域生活支援センターがじゅまる

第3回<4月26日>

- 関係者ヒアリング
  - ・ Yancle株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
  - ・ 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
  - ・ 弁護士 藤木和子氏
  - ・ 尼崎市(教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課)

第4回<5月17日>

- とりまとめ報告(案)

第5回<9月14日>

- ヤングケアラーの支援に関する令和4年度概算要求 等

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
  - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
  - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
- ➡ 福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
  - ・ 支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討(SNS等オンライン相談も有効)。
- 関係機関連携支援
  - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施(就労支援を含む)。
  - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
  - ・ スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
  - ・ 家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
  - ・ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

# ヤングケアラーの支援に向けた令和3年度補正予算及び令和4年度予算（案）の概要

## 令和3年度補正予算

- **子育て世帯訪問支援臨時特例事業の創設【新規】** ※子育て支援対策臨時特例交付金に計上
  - ・ 訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

## 令和4年度予算(案)

- **ヤングケアラー支援体制強化事業の創設【新規】**
  - **ヤングケアラーの実態調査・支援研修の推進**
    - ・ 実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して財政支援を行う。
  - **ヤングケアラーの支援体制の構築（モデル事業の実施）**
    - ・ 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制を構築するため、モデル事業として、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置 / ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援 / ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。
- **ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業の創設【新規】**
  - ・ 表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。
- **ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上【拡充】** ※児童虐待防止対策推進事業委託費に計上
  - ・ 令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」として、中高生の認知度5割を目指し、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施。

## 1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

## 2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標（※）を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。  
（※）概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上 等
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

## 3. 都道府県推進計画の記載事項

- |                                    |  |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組      |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組  | (8) 一時保護改革に向けた取組                             |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み      | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組                       |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組               | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組                         |
|                                    | (11) 留意事項                                    |

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況 (自治体別)

(参考) 都道府県社会的養育推進計画の取組状況に係るレーダーチャートの指標

大項目	小項目	5点	4点	3点	2点	1点	0点	
数値目標	里親委託率 3歳未満	5年目 75%以上	・5年目 55.5以上75%未満 又は ・7年目 75%以上	・5年目 37%以上55.5%未満 又は ・10年目 75%以上	5年目 18.5%以上37%未満	5年目 18.5%未満	記載なし	
	里親委託率 3歳以上～ 就学前	7年目 75%以上	・7年目 55.5以上75%未満 又は ・10年目 75%以上	7年目 37%以上55.5%未満	7年目 18.5%以上37%未満	7年目 18.5%未満	記載なし	
	里親委託率 学童期以降	10年目 50%以上	10年目 37.5%以上50%未満	10年目 25%以上37.5%未満	10年目 12.5%以上25%未満	10年目 12.5%未満	記載なし	
	特別養子縁組 成立件数	5年目の年間成立件数が直近の実績と比較して2倍以上増加見込み	—	5年目の年間成立件数が直近の実績と比較して増加見込み	—	—	・年間成立件数は増加していないが、成立件数の水準を維持して見込んでいる	記載なし
計算過程の 透明性	潜在需要	・潜在需要の見込みあり ・具体的な計算過程の記載あり	—	・潜在需要の見込みあり ・具体的な計算過程の記載はないが、適切に計算を行っている	—	—	記載なし	
	算式1	・具体的な計算過程の記載あり ・算定結果の明示あり	・具体的な計算過程の記載はないが、算式1に準じて適切に計算を行っている ・算定結果の明示あり	・具体的な計算過程の記載あり ・算定結果の明示なし	・具体的な計算過程の記載はないが、算式1に準じて適切に計算を行っている ・算定結果の明示なし	—	記載なし	
	算式2	・具体的な計算過程の記載あり ・算定結果の明示あり	・具体的な計算過程の記載はないが、算式2に準じて適切に計算を行っている ・算定結果の明示あり	・具体的な計算過程の記載あり ・算定結果の明示なし	・具体的な計算過程の記載はないが、算式2に準じて適切に計算を行っている ・算定結果の明示なし	—	記載なし	
里親支援 の取組	施設における里親支援の取組	・里親支援専門相談員の役割が具体的 ・全施設で里親支援専門相談員を配置	・里親支援専門相談員の役割が具体的 ・半数以上の施設で里親支援専門相談員を配置	・里親支援専門相談員の役割が具体的 ・里親支援専門相談員の配置施設数が半数未満(今後増加見込)	・里親支援専門相談員の役割が具体的でない ・半数以上の施設で里親支援専門相談員を配置	・里親支援専門相談員の役割が具体的でない ・里親支援専門相談員の配置施設数が半数未満	記載なし	
	里親支援体制の強化	・令和2年度末までにフォスタリング機関の体制を構築する見込み	・令和6年度末までにフォスタリング機関の体制を構築する見込み	・令和8年度末までにフォスタリング機関の体制を構築する見込み	・令和11年度末までにフォスタリング機関の体制を構築する見込み	・令和12年度以降にフォスタリング機関の体制を構築する見込み	記載なし	
	里親委託推進の具体的な取組	具体的な取組内容が5項目以上	具体的な取組内容が4項目	具体的な取組内容が3項目	具体的な取組内容が2項目	具体的な取組内容が1項目	記載なし	
	里親数の拡充	・里親数が増加見込み(目標値の設定あり)	—	・里親数が増加見込み(目標値の設定なし)	—	—	—	記載なし
	特別養子縁組 支援の取組	・令和2年度末までに以下の①・②を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁組担当者を複数配置する等支援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等の具体的な支援を実施	・令和6年度末までに以下の①・②を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁組担当者を複数配置する等支援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等の具体的な支援を実施	・令和8年度末までに以下の①・②を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁組担当者を複数配置する等支援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等の具体的な支援を実施	・令和11年度末までに以下の①・②を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁組担当者を複数配置する等支援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等の具体的な支援を実施	・令和12年度以降に以下の①・②を満たす見込み ①児童相談所等に特別養子縁組担当者を複数配置する等支援体制を構築 ②縁組成立前後の相談支援等の具体的な支援を実施	記載なし	

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【北海道・札幌市】

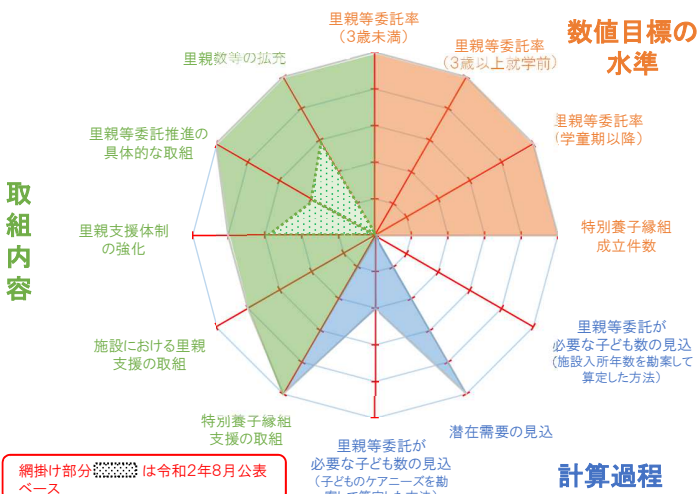
里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的 需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)
	乳幼児			学童期以降			乳幼児			学童期以降				
	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降		
子ども数全体(人)	100,942人	136,599人	484,867人	87,588人	117,025人	431,559人	78,938人	111,506人	416,051人	72,279人	103,709人	392,300人	○	算式1 ×
代替養育を必要とする子ども数(人)	129人	240人	1,465人	131人	262人	1,600人	133人	259人	1,605人	141人	253人	1,612人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法
里親等委託が必要な子ども数(人)	75人	120人	404人	105人	172人	540人	109人	195人	614人	116人	193人	806人		算式2 ×
里親等委託子ども数(人)	75人	120人	404人	—	—	—	—	—	—	—	—	—		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
里親等委託率(%)	32.7%			80.2%			65.6%			33.8%				—
特別養子縁組の成立件数	7			18			18			18			—	○

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)…88.2%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親委託推進施策
	項目	具体的な取組	具体的な取組
現状	広報 リクルー	・市町村に広報啓発資料(ポスター・パンフレット)を配布するなど、市町村に連携した広報を実施するほか、里親会と協力し、里親月間等に、大型商業施設の入口来客者にチラシを配布。 また、医療・福祉関係者の勉強会での里親制度の説明の実施や、里親3ルートフォーラムを実施。 令和6年度から、子育て短期支援事業における里親活用が可能となることを見まえ、里親がいない市町村には、個別に働きかけ/リクルードに取り組む予定。	(※養育) (令和3年度) 登録里親数 804名 委託里親数 246名 ファミリーホーム 23か所 (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 964名 委託里親数 476名 ファミリーホーム 26か所
	研修 トレーニング	・各種里親研修・更新研修は、児童相談所主体で行っているが、令和3年度から、里親支援専門相談員に対する児童養育施設等に関する研修事業を委託する予定。 また、未委託里親家庭に対して、一時保護委託、委託里親のイベント等、施設入所児童の家庭生活体験、ショートステイ等への積極的な活用を進め、養育経験の蓄積や養育能力の向上を図る予定。	(令和11年度) 登録里親数 413名 委託里親数 243名 ファミリーホーム 16か所
今後の取組	マッチング	・児童の出身家庭の状況、発達の特徴、生活の様子などが、里親が把握したい情報をもち、得意である、児童相談所が実施しているが、段階的な交流等が期待したいマッチングを重視して取り組んでいる。 ・マッチングの試験的実施として、児童を里親家庭に預ける際は、事前に里親が居住する市町村(児童福祉所管轄)に情報提供するなど、市町村との連携を推進。特に乳幼児の場合は、市町村の子育て支援所管轄とも連携し、保護者が里親家庭を訪問して里親の養育状況を把握。	特別養子縁組支援は、各児の里親養育実況を踏まえながら複数の職員が連携して取り組んでいる。 特別養子縁組は、子どもの親親に関する情報などから、養育に際して上と下で対応している。(現状、特別養子縁組対象児は、すべて登録委託されている。) 児童相談所では、児童相談所と委託里親の市町村が連携を強化し、特に委託児童の生活状況の取組を重視して取り組んでいる。 乳幼児については、10歳以下の子どもの養育に際しては、委託里親に合わせた養育が可能な立場で里親の確保や不安に寄り添ったサポートを実施。 また、乳幼児で委託里親委託を実施し、施設と連携した里親委託推進に向けて取り組んでいる。
	訪問 相談支援	・児童相談所の児童担当児童福祉司と里親支援担当職員、必要に応じて施設設置の里親支援専門相談員が、家庭訪問や電話連携で、里親不備がない、委託里親が可能ななどを確認し、里親、児童、児童の保護者の支援を実施。 ・特別養育の機会、養育上の課題に寄り添った対応を工夫し、市町村の母子生活支援指導等と連携し、養育に関する情報や相談に応じた支援体制を構築(関係機関・関係者による支援のネットワーク化)。	特別養子縁組支援は、各児の里親養育実況を踏まえながら複数の職員が連携して取り組んでいる。 特別養子縁組は、子どもの親親に関する情報などから、養育に際して上と下で対応している。(現状、特別養子縁組対象児は、すべて登録委託されている。) 児童相談所では、児童相談所と委託里親の市町村が連携を強化し、特に委託児童の生活状況の取組を重視して取り組んでいる。 乳幼児については、10歳以下の子どもの養育に際しては、委託里親に合わせた養育が可能な立場で里親の確保や不安に寄り添ったサポートを実施。 また、乳幼児で委託里親委託を実施し、施設と連携した里親委託推進に向けて取り組んでいる。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【青森県】

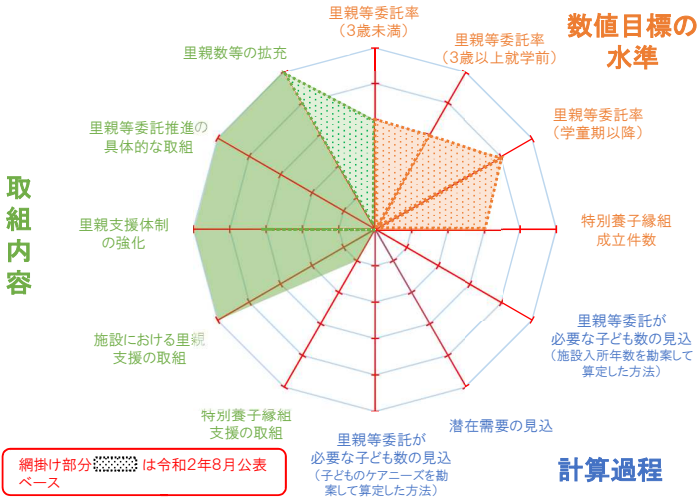
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	24,124人	34,016人	113,252人	20,043人	28,792人	93,997人	18,882人	27,143人	88,837人	17,485人	24,807人	81,892人	×		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	31人	28人	265人	26人	42人	244人	25人	40人	233人	23人	37人	217人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	10人	20人	87人	12人	21人	94人	14人	23人	104人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	7人	15人	69人	10人	20人	87人	12人	21人	94人	14人	23人	104人		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法	
里親等委託率(%)	22.6%	53.6%	26.0%	38.5%	47.6%	35.7%	48.0%	52.5%	40.3%	60.9%	62.2%	47.9%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	4件			増加			—			—				○	

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・65.2%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
		項目	具体的な取組	
現状	里親制度の普及啓発・里親のリクルートから、里親の研修・トレーニング、里親等委託が適当な子どもと里親のマッチング、里親の養育支援までのフォスタリング業務を令和元年度から3箇所の乳幼児一部委託。	広報リクルート	ショッピングモールや地域の駅会場にて里親制度に関するチラシやパンフレットを配布するとともに、ファミリーサポートセンターの会員向け研修会においても里親制度の取組を実施して、市町村と連携し、広報誌等を活用した里親制度の周知を実施。今後はフォスタリング期間によるリクルート活動を継続し、正しい里親制度の理解の普及を図る。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 136世帯 委託里親数 41世帯 ファミリーホーム 8か所
		研修・トレーニング	フォスタリング期間において、未委託里親への養育訓練、委託里親に対するトレーニング研修を実施している。今後は里親登録研修をすべてのフォスタリング期間に委託し、研修受講希望者が研修を受けやすい体制を構築する。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 140世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 10か所
		マッチング	フォスタリング期間が児童相談所の里親選定会議に出席、児童相談所と連携し、里親委託に向けて委託候補里親と児童との面談交流の立ち上げ、養育への助言を行う。	(令和11年度) 登録里親数 170世帯 委託里親数 60世帯 ファミリーホーム 12か所
		訪問相談支援	県里親連絡会において、先里親が訪問支援員となり、定期的に委託先で里親の育成活動、相談に対応。フォスタリング期間において、児童相談所と連携し、訪問支援や相互交流(里親サロンの)を行う。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	フォスタリング業務の包括的な実施体制を構築し、里親と関係機関がチームになって質の高い里親養育を実現する。	訪問相談支援	県里親連絡会において、先里親が訪問支援員となり、定期的に委託先で里親の育成活動、相談に対応。フォスタリング期間において、児童相談所と連携し、訪問支援や相互交流(里親サロンの)を行う。	特別養子縁組支援の取組
		施設における里親支援の取組等	各施設に配置された里親支援専門相談員がフォスタリング期間の取組に協力している。施設が里親委託に理解を深めるケースにおいて、マッチング中の里親との面談交流や委託後のアフターケアを行う。施設入所児童家庭生活体験事業において、里親を委託家庭として活用する。	児童相談所において養子縁組に関する相談を受ける。今後の取組として、児童相談所において、養子縁組に関する相談を受け、状況に応じて民間あっせん機関と連携しながら、必要な支援を行う。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【岩手県】

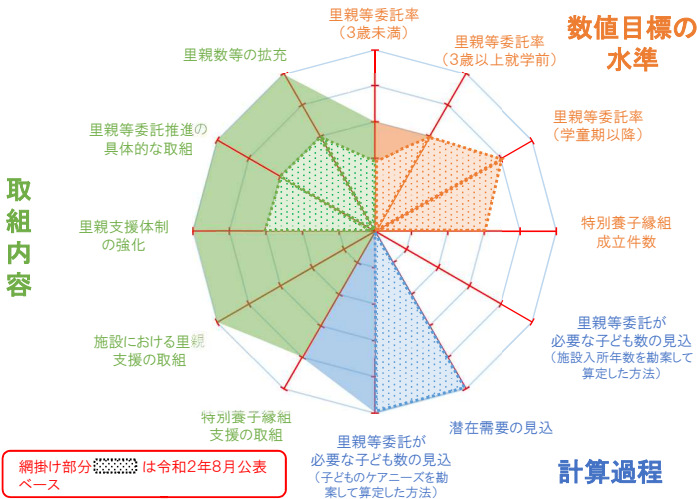
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	24,415人	35,096人	138,168人	21,764人	31,764人	119,896人	21,372人	30,534人	114,856人	20,212人	28,620人	108,277人	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	28人	63人	283人	47人	83人	365人	47人	83人	370人	47人	85人	384人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	3人	14人	81人	26人	40人	140人	26人	40人	150人	26人	45人	179人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	3人	14人	81人	26人	40人	140人	26人	40人	150人	26人	45人	179人		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法	
里親等委託率(%)	10.7%	22.2%	28.6%	55.3%	48.2%	38.4%	55.3%	48.2%	40.3%	55.3%	52.6%	46.6%		算式1・2以外	—
特別養子縁組の成立件数	4件			6件			—			9件				—	

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・72.7%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
		項目	具体的な取組	
現状	里親制度の普及啓発・里親のリクルートから、里親の研修・トレーニング、里親等委託が適当な子どもと里親のマッチング、里親の養育支援までのフォスタリング業務を令和元年度から3箇所の乳幼児一部委託。	広報リクルート	里親相談会や里親出前講座等、里親制度に関する正しい理解を広げるための取組について、より多くの機会を設けたい。里親に関心のある方が多く参加できるような個別相談の時間を設けるなど、普及啓発の充実を図る。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 205世帯 委託里親数 65世帯 ファミリーホーム 0か所
		研修・トレーニング	法定研修の他に、施設の里親支援専門相談員と協働してフォスタリング研修プログラムを執行実施している。今後は養子縁組児童に登場している未委託里親に対して養育里親への追加登録の促進を図る。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 321世帯 委託里親数 161世帯 ファミリーホーム 1か所
		マッチング	認定前研修における実習や里親サロンのような活動の様子など、里親委託推進委員会や里親支援専門相談員の意見交換など、マッチング後の里親を適宜、担当児童福祉司と連携をとりながら面談交流や外身体験(一時保護委託)を繰り返し、里親委託へつなげている。	(令和11年度) ※具体的な記載なし
		訪問相談支援	児童福祉司と里親支援専門相談員が連携して委託里親宅への訪問支援を行っている。児童相談所と連携し、訪問支援や相互交流(里親サロンの)を行う。里親委託の推進を図る。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	フォスタリング(里親養育包括支援)業務については、当面、福祉総合相談センター及び児童相談所が中心となって取組が中心となる。里親制度の普及啓発やリクルート、研修やトレーニング、里親委託後のフォローアップ等の業務について、多機能化・機能転換に向けた取組を行う。児童相談所と里親支援専門相談員による連絡会を毎月開催し、里親等委託に可能な業務から先行して委託する等、多様な取り組みによる里親養育支援体制の構築に取り組む。	施設における里親支援の取組等	里親委託をしている児童のうち、保護者が養育の意思を示していない場合に、特別養子縁組へ移行されることと連携している。 令和4年度までに里親専門児童福祉司をすべての児童相談所に配置し、里親委託推進員として特別養子縁組も含めた養子縁組児童への支援体制を拡充する。 市町村の母子保護課保護部、産科医療機関や高校・大学など「望まない妊娠」と関わる可能性が高い機関との連携を図る。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【宮城県】

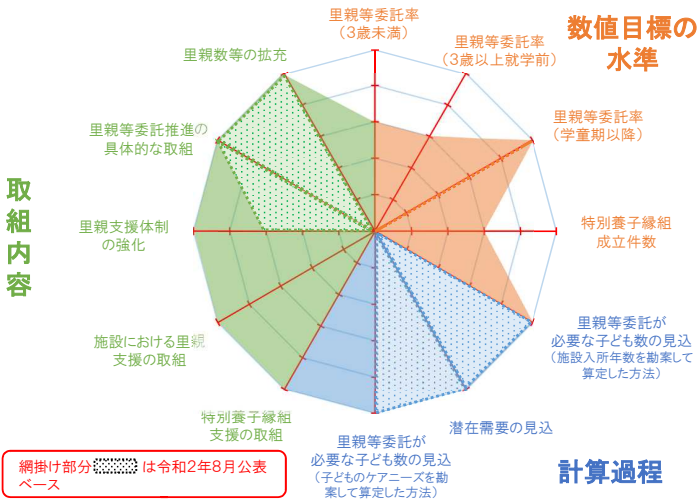
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	25,939人	37,440人	120,789人	24,119人	34,229人	106,593人	23,144人	32,942人	102,842人	21,929人	30,962人	97,606人	○	算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	26人	37人	218人	26人	38人	222人	27人	38人	222人	27人	38人	222人	○	算式2	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	14人	23人	136人	14人	24人	138人	14人	23人	138人	14人	24人	138人	○	算式1・2以外	○
里親等委託子ども数(人)	6人	14人	93人	10人	19人	118人	12人	21人	126人	14人	24人	138人			
里親等委託率(%)	23.1%	37.8%	42.7%	38.5%	50.0%	53.2%	44.4%	55.3%	56.8%	51.9%	63.2%	62.2%			
特別養子縁組の成立件数	3件			4件			4件			4件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・65.2%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数	
		具体的な取組		
現状	広域リクルート	・平成28年度から、みやぎ里親支援センターやきを設置し、「里親制度促進業務」、「里親委託推進業務」、「里親委託推進業務」、「震災孤児養育里親等支援業務」を行っており、令和元年度からは上述の4業務に加え、「里親マッチング業務」を実施。令和元年度からは北部児童相談所に、けやきの職員が駐在し、児童相談所との連携強化に努めている。 ・県内の児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センターに里親支援専門相談員の里親担当職員を配置。	・里親支援センターや児童相談所の連携を強化し、里親制度促進の開催や広域啓発物の作成・配布、相談窓口の設置など、総論として里親制度普及活動を行う。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 184世帯 委託里親数 54世帯 ファミリーホーム 6か所
	研修・トレーニング	・里親に対する法定研修に加え受託児童の年齢や特長に応じた研修、委託・委託別研修等専門性の向上に資する独自の先進的な里親研修体系の充実を図る。 ・ショートステイ里親一時探検委託、家庭生活体験事業などを活用し、未委託里親の活用を図る。	・里親に対する法定研修に加え受託児童の年齢や特長に応じた研修、委託・委託別研修等専門性の向上に資する独自の先進的な里親研修体系の充実を図る。 ・ショートステイ里親一時探検委託、家庭生活体験事業などを活用し、未委託里親の活用を図る。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 243世帯 委託里親数 85世帯 ファミリーホーム 6か所
	マッチング		里親マッチング事業の利用促進を図り、適切な委託家庭の選定と委託後のフォローを行うことにより、里親や委託を妨ぎ、安定した養育環境の維持を図る。	(令和11年度) 登録里親数 299世帯 委託里親数 106世帯 ファミリーホーム 6か所
	訪問相談支援		・里親が困ったときに必要な支援をうけられるよう、市町村や里親会をとおして児童相談所及び里親支援センターやけやきの体制・専門性、活動内容を広く県内に周知徹底する。 ・レスパイト事業の実施促進を図る。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	訪問相談支援		・里親が困ったときに必要な支援をうけられるよう、市町村や里親会をとおして児童相談所及び里親支援センターやけやきの体制・専門性、活動内容を広く県内に周知徹底する。 ・レスパイト事業の実施促進を図る。	・養子縁組を希望する里親からの相談対応や家庭裁判所への申し立て手続きの支援などを実施している。 ・今後の取組としては、法改正の趣旨に沿って特別養子縁組制度の普及強化を図る。
	施設における里親支援の取組等		・県内の児童養護施設、乳児院を里親支援機関に認定し、各里親からの相談を受け付けるほか、県所管の児童養護施設とフォスタリング機関と連携し里親制度の普及を図る。 ・里親からの相談を受け付けるほか、実習等の調整を行う。 ・里親支援専門相談員と児童相談所との間で情報共有を図り、里親委託の推進及び委託後の支援を行っている。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【秋田県】

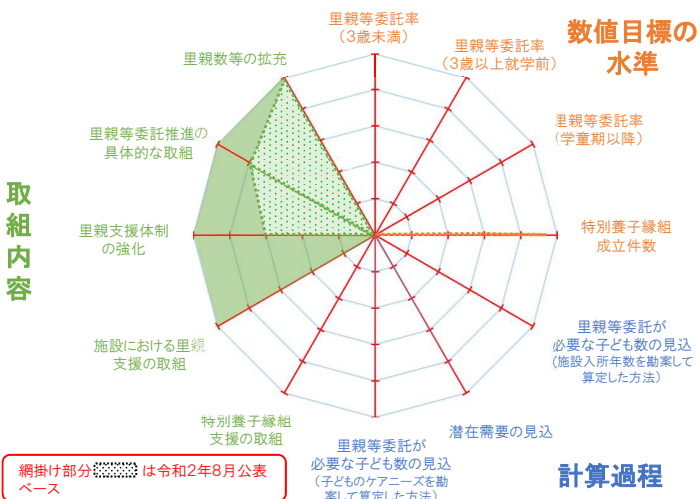
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	128,521人		107,681人							93,070人			×	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	22人	26人	157人	19人	22人	156人	-	-	-	18人	21人	127人	×	算式2	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	算式1・2以外	×
里親等委託子ども数(人)	2人	8人	15人	11人	15人	25人	-	-	-	-	67人	-			
里親等委託率(%)	6.9%	40.0%	9.6%	57.9%	68.2%	16.0%	-	-	-	40.0%	-	-			
特別養子縁組の成立件数	1件			5件			-			5件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・81.8%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

項目	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
		具体的な取組	
現状	広域リクルート	・市町村の一般住民、ファミリーサポート会員、職員、民生、児童委員、福祉関係者等を対象に、里親委託の大切さや、里親制度、取組等について説明し、県全体の里親委託推進の機運を醸成するとともに、新たな里親登録を呼びかける。など	(実績) (令和元年度) 登録里親数 104世帯 委託里親数 23世帯 ファミリーホーム 1か所
	研修・トレーニング	・令和元年度に、県内全ての乳児院(1施設)及び児童養護施設(4施設)を里親支援機関に指定。 令和2年度から、秋田赤十字乳児院をフォスタリング機関に指定。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 170世帯 委託里親数 42世帯 ファミリーホーム 2か所
	マッチング	・乳児院や児童養護施設入所児童については、里親支援専門相談員と協力し、里親への推薦実地の可能性を検討し、里親と児童の交流等を経て委託に結びつけている。	(令和11年度) 登録里親数 245世帯 委託里親数 57世帯 ファミリーホーム 2か所
	訪問相談支援	・里親支援を専門に行う里親支援コーディネーターを配置し、施設等と連携しながら、子どもを委託していない里親登録家庭への訪問や子どもと里親とのマッチング等を行い、里親委託を推進する。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	訪問相談支援	・里親支援を専門に行う里親支援コーディネーターを配置し、施設等と連携しながら、子どもを委託していない里親登録家庭への訪問や子どもと里親とのマッチング等を行い、里親委託を推進する。	保護者の養育意思が強い場合などは、養子縁組里親を含む里親制度の説明をより丁寧に行っている。
	施設における里親支援の取組等	・乳児院及び児童養護施設を里親支援機関に指定した上で、里親制度の普及や里親トレーニング、里親家庭の支援や研修事業を実施し、関係機関との連携した取組を通じて里親委託を推進する。 ・里親支援専門相談員と協力しながら、里親サロンやレスパイト・ケアの調整等を実施。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【山形県】

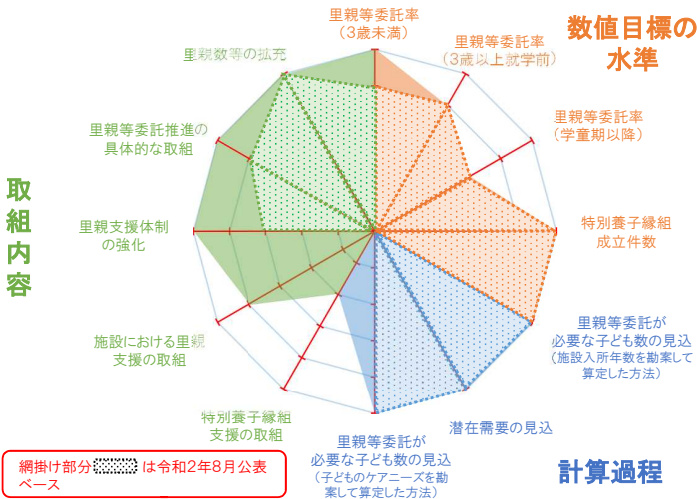
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	22,047人	23,547人	122,284人	19,569人	21,283人	108,018人	-	-	17,739人	19,292人	97,915人	○	算式1		○
代替養育を必要とする子ども数(人)	22人	28人	216人	22人	38人	192人	-	-	19人	24人	186人	○	算式2	○	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	16人	23人	46人	-	-	-	-	-	○	算式1・2 以外	○	
里親等委託子ども数(人)	8人	11人	32人	-	-	-	-	-	-	-	-	○	算式1・2 踏まえ○	○	
里親等委託率(%)	40.0%	42.3%	15.9%	76.2%	60.5%	24.0%	-	-	75.0%	75.0%	31.7%				
特別養子縁組の成立件数	3件			6件			-			6件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・88.5%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・令和2年度に県民の里親制度についての認知度を高めるリーフレットの作成・配布、広域に当たっては、3市の広域や市町村、医療・教育機関との連携等、新たな手法を導入している。 ・児童福祉関係者や教育関係者、そのOB、OG、シニア層や子育て世代まで対象を広げ、それぞれターゲットを絞った取組の展開している。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 102世帯 委託里親数 30世帯 ファミリーホーム 3か所
	研修 トレーニング	・里親登録前・登録後及び更新研修等において研修内容の充実により養育向上を図るとともに、里親会への支援を通じて未委託の里親も参加しやすい研修、交流会を開催。 ・未委託里親の養育トレーニングに取り組む。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 130世帯 委託里親数 52世帯 ファミリーホーム 3か所
	マッチング	・乳幼児で実施されているマッチング支援を充実。 ・児童福祉施設におけるマッチング支援についても各里親支援機関によるワーキンググループ活動において検討する。 ・里親支援機関による委託が見込まれる里親の継続的ケアとアセスメントや児童相談所における子ども及び実親のニーズの把握の強化を図る。	(令和11年度) 登録里親数 151世帯 委託里親数 60世帯 ファミリーホーム 3か所
	訪問 相談支援	・里親登録者へのアンケート調査を実施し、実効性のある支援策の検討を行う。 ・児童相談所が中心となり、委託児童一人一人に「養育支援委員会(〇〇さん)の育成を応援する会」を立ち上げ、委託前から委託までの間、関係機関を含めた支援会議を実施している。 ・里親サポートという形で、委託後間もない里親や困難を抱える里親に対し、訪問支援をおこなっている。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	・令和4年度までに各児童相談所へ里親養育支援児童福祉司を専任で配置し、フォスタリング業務の統括に注力してのり。 ・各里親支援機関によるワーキンググループ活動において各地域の実情を踏まえて、里親支援の課題を整理し、地域ごとの里親委託の推進方を検討。	・特別養子縁組前段で保護している児童については、出来るだけ早い時期に養子縁組里親への委託を行っている。 ・児童相談所が家庭福祉課の専任と統括したケースについては、保護者に系統的に特別養子縁組への同意を働きかけている。 ・養育支援体制の強化を図る。 ・子どもと実親の状況が成立に大きく影響することを含め、子どもの権利を最優先に考え、適切に対応する。 ・特別養子縁組成立後の養育への支援については、里親会や関係機関と連携による対応について検討する。 ・民間の専門業者は関係していないが、今後、希望する業者があれば申請等の手続きについて助言、支援と連携を適切に行う。	特別養子縁組支援の取組

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福島県】

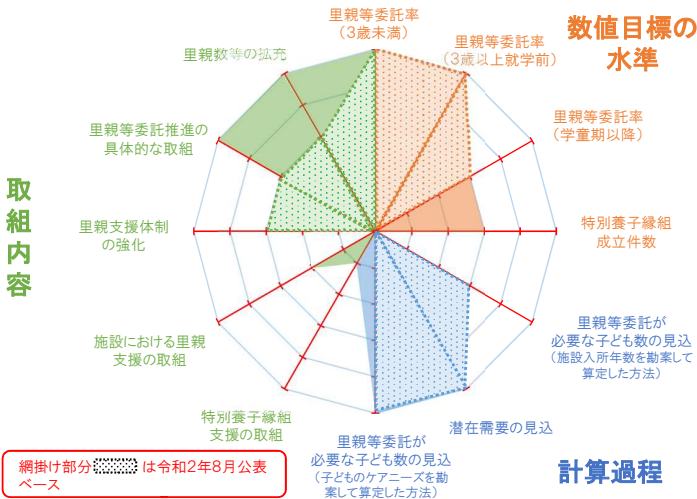
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	算式1		×
代替養育を必要とする子ども数(人)	36人	67人	332人	39人	72人	358人	39人	72人	358人	39人	72人	358人	○	算式2	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	29人	62人	232人	29人	62人	232人	29人	62人	232人	○	算式1・2 以外	○
里親等委託子ども数(人)	23人	27人	59人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	算式1・2 踏まえ○	○
里親等委託率(%)	63.9%	40.3%	17.8%	75.0%	-	-	75.0%	75.0%	-	75.0%	75.0%	30.0%			
特別養子縁組の成立件数	6件			9件			11件			13件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・88.1%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・里親入門講座を各児童相談所管轄で実施。 ・広報誌やマスコットに協賛を依頼するなどの普及啓発も実施している。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 225世帯 委託里親数 88世帯 ファミリーホーム 3か所
	研修 トレーニング	・里親会の活動に対し、里親の種別や子育て世代のニーズに応じた交流や研修などの活動を行うための支援を検討する。 ・基礎研修、里親登録前研修、里親更新研修、未委託里親等に対するトレーニング事業を実施しており、今後は特に未委託里親に向けた研修の充実を図る。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 250世帯 委託里親数 128世帯 ファミリーホーム 5か所
	マッチング	・里親コーディネーターや施設職員とともに連携しながら、面会など可能であれば里親宅への外出や外泊を行っている。	(令和11年度) 登録里親数 264世帯 委託里親数 132世帯 ファミリーホーム 7か所
	訪問 相談支援	・児童福祉施設に里親支援専門相談員の配置について働きかけを行うとともに、児童福祉センターの設置を支援する。 ・委託された児童へのフォローは、主に児童福祉司や心理判定員が訪問等により支援を実施している。 ・里親への委託後支援は、主として里親更新職員や里親コーディネーターが訪問や電話で実施している。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	フォスタリング業務の民間機関への委託については、県内の関係機関の活用、里親委託の充実の状況を踏まえて将来的に検討する。	・里親研修の充実の受け入れや週末里親の調整、里親等発着への参加、児童相談所と連携した里親宅への訪問等を実施しており、フォスタリング業務を担っている児童相談所をサポートしている。	



# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【茨城県】

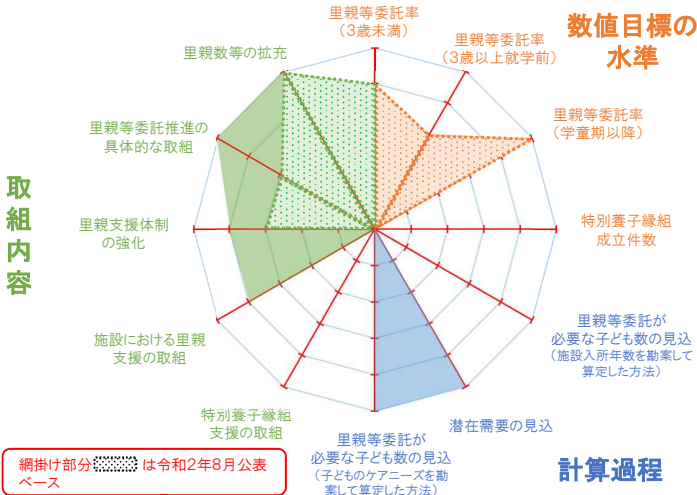
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	74人	109人	533人	60人	126人	498人	-	-	56人	116人	453人	算式2		○	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	42人	68人	132人	-	-	40人	81人	275人	算式1・2以外		-	
里親等委託子ども数(人)	12人	28人	76人	-	-	-	-	-	-	-	-				
里親等委託率(%)	16.2%	25.7%	14.3%	70.0%	54.0%	26.5%	-	-	71.4%	69.8%	60.7%				
特別養子縁組の成立件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※) 5年目(令和6年度末)・・・-%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



取組内容

## 里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・代替養育を必要とする子どもを幅広く受け入れることのできる「養育里親」を中心として社会的養育の受け皿となる里親等を確保する。 ・乳幼児及び児童養護施設、茨城県里親連合会などの関係団体と連携を図りながら里親制度の普及活動やリクルート活動を実施。 ・各市町村での里親制度説明会やSNS、ラジオ、広報等を活用した里親制度の広報啓発活動を実施。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 117世帯 委託里親数 92世帯 ファミリーホーム 5か所
	研修 トレーニング	・里親登録に必要な研修では養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるような研修方法や内容について必要な検討を行う。 ・里親登録数の約2/3が未委託里親となっているが、今後委託に向けたトレーニングを実施し委託できる里親を増やす。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 405世帯 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし
	マッチング	・里親委託決定後、保健師、児童相談所、里親支援専門相談員、教員、委託里親を含めたミーティングを実施し、マッチングの充実を図る。	(令和11年度) 登録里親数 662世帯 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし ※登録里親数は社会的養育推進計画に記載されている養育里親数
	訪問 相談支援	・子どもと里親委託における訪問支援については当事者の意見を踏まえ、効果的な支援方法等について必要な検討を行う。 ・里親家庭への訪問は児童相談所職員を中心に実施するが、ケースによっては、市町村職員(保健師等)も同行する。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・里親支援専門相談員を乳幼児及び児童養護施設21箇所に18箇所へ配置し、里親委託の推進からマッチングや委託後の支援を和らげる。 ・児童相談所や市町村、茨城県里親連合会とも協力連携している。	※具体的な記載なし
	訪問 相談支援	・子どもと里親委託における訪問支援については当事者の意見を踏まえ、効果的な支援方法等について必要な検討を行う。 ・里親家庭への訪問は児童相談所職員を中心に実施するが、ケースによっては、市町村職員(保健師等)も同行する。	

10

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【栃木県】

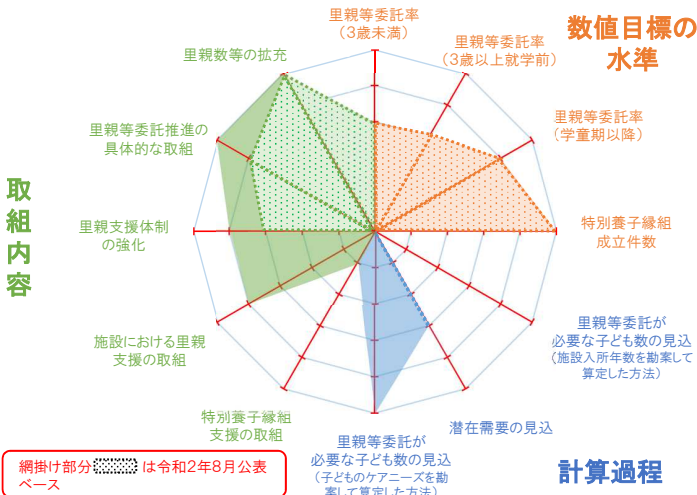
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	333,318人	-	-	300,955人	-	-	291,494人	-	-	278,328人	-	-	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	674人	-	-	677人	-	-	672人	-	-	642人	-	-		算式2	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		算式1・2以外	-
里親等委託子ども数(人)	9人	12人	98人	43人	37人	124人	-	-	-	296人	-	-			
里親等委託率(%)	12.3%	11.0%	22.5%	53.1%	40.7%	24.6%	-	54.4%	-	-	41.0%				
特別養子縁組の成立件数	-	-	9件	-	-	18件	-	-	-	-	23件	-			

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※) 5年目(令和6年度末)・・・77.8%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



取組内容

## 里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・市町のフォスタリング事業の委託先として里親の活用を図るとともに、市町や関係機関と連携し、各層への啓発活動を通じて、里親制度の積極的な普及啓発を行い、登録里親数及び委託里親数の増加を促進する。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 272世帯 委託里親数 86世帯 ファミリーホーム 4か所
	研修 トレーニング	・里親の受託率の向上や、委託後の安定した養育の継続のため、登録前後研修や未委託里親への研修の充実に加え、里親のスキルアップを図る。	(今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 341世帯 委託里親数 136世帯 ファミリーホーム 5か所
	マッチング	・各児ごとに、月に1回定例で(緊急の場合は随時)里親支援会議を開催し、マッチングを進めている。 ・里親支援会議・里親委託可能な児童と委託可能な里親の洗い出し及びマッチング、委託中の里親及び児童の状況について確認。	(令和11年度) 登録里親数 509世帯 委託里親数 204世帯 ファミリーホーム 6か所
	訪問 相談支援	・児童相談所は、里親やファミリーホームへの委託中、定期的な家庭訪問やスプリントケアの活用等により適時適切に里親等を支援するとともに、委託前後のケア・フォローに努める。 ・委託中の里親を対象とした関係機関による支援会議(里親応援会議)の活用をはじめ、委託中の里親の負担軽減を図る。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・各施設に里親支援専門相談員が里親制度の普及啓発、マッチング及び委託の受理実施、里親等への協力・レスポンスの調査、ふれあい里親(遠来・季節里親)実施に係る調整等を実施している。	※具体的な記載なし
	訪問 相談支援	・子どもと里親委託における訪問支援については当事者の意見を踏まえ、効果的な支援方法等について必要な検討を行う。 ・里親家庭への訪問は児童相談所職員を中心に実施するが、ケースによっては、市町村職員(保健師等)も同行する。	・家庭養育が困難と思われる児童の状況と養子縁組希望の里親のリストアップによる児童相談所内での検討により、マッチングを進めている。

11

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【群馬県】

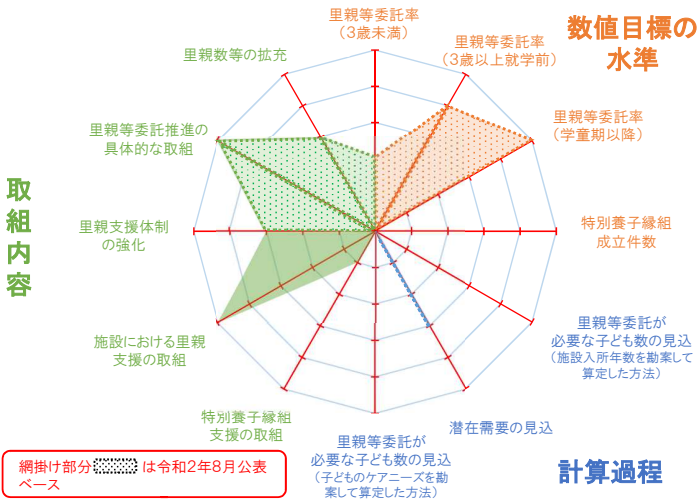
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)		
	乳幼児	3歳以上	学童期以降	乳幼児	3歳以上	学童期以降	乳幼児	3歳以上	学童期以降	乳幼児	3歳以上	学童期以降		算式1 ×	算式2 ×	
	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降				
子ども数全体(人)	313,245人			257,176人			251,773人			232,381人			○	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	64人	83人	339人	77人	99人	387人	78人	101人	393人	80人	104人	404人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	19人	12人	60人	26人	46人	144人	30人	58人	167人	32人	78人	202人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	19人	12人	60人	26人	46人	144人	30人	58人	167人	32人	78人	202人		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法		
里親等委託率(%)	29.7%	14.5%	17.7%	34.0%	46.0%	37.0%	38.0%	57.0%	42.0%	40.0%	75.0%	50.0%		算式1・2 以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	10件			-			-			-						

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・34.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、児童相談所、各乳幼児の里親支援専門相談員、里親会が里親支援体制として、①里親制度の普及・啓発、②里親委託の普及・啓発、③里親トレーニング、④里親訪問等を実施し、それぞれ異なる観点から実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親制度の周知及び里親確保のため、関係機関とも連携した広報活動を実施する。</li> <li>新聞・ラジオ・行政機関の広報媒体・イベントや店舗でのフレット配布・講演会・制度説明会・出前講座等。</li> <li>「11小中学校に里親家庭16世帯、地域ごとに里親を確保することを委託し」をいり「11」の活動を行う。</li> <li>里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育力向上のための支援を行う。</li> <li>児童虐待や発達障害等見込養育が難しい児童の増加が見込まれることから、里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時の休息のための援助(レスパイトケア)を利用しやすい環境づくりを行う。など</li> </ul>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに最善の養育を提供するために里親が適切な支援を受けられるように、里親制度に対する社会的理解をより一層促進するとともに、里親のワーク・研修、支援などを里親とチームとして一貫して行うフォスタリング機関による包括的な支援体制を構築することが不可欠であり、フォスタリング機関を中心に運営関係機関と連携し、県全体で地域格差のない里親支援をすすめていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォスタリング機関が持つ里親家庭に関する情報や、児童相談所及び子どもが入所する施設が持つ子どもに関する情報など、関係機関が持つそれぞれのアセスメント情報を持ち寄り、適切なマッチングを行う。</li> <li>乳幼児及び児童養護施設に里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえた増員し、令和6年度には全乳幼児及び児童養護施設に配置する。</li> <li>里親やファミリーホームが安心して子どもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援センターを配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化する。など</li> <li>各児童相談所管内と対応する形で各乳幼児に里親支援専門相談員を配置しており、主に乳幼児から里親への提案変更コースと相談の上、特別養子縁組による支援を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別養子縁組支援の取組</li> <li>出生時点で施設入所のあるケースや、長期にわたって家庭復帰が見込めない乳幼児で親子間の愛着関係が強いケースについては、養育と相談の上、特別養子縁組による支援を進めている。</li> </ul>

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【埼玉県・さいたま市】

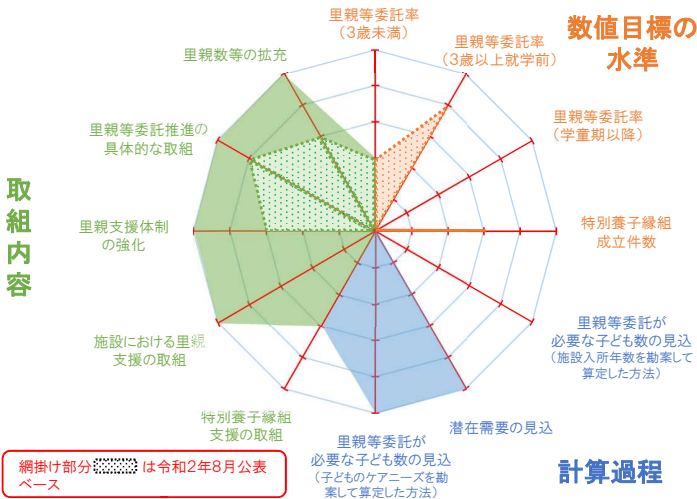
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)		
	乳幼児	3歳以上	学童期以降	乳幼児	3歳以上	学童期以降	乳幼児	3歳以上	学童期以降	乳幼児	3歳以上	学童期以降		算式1 × <th rowspan="2">算式2 ○</th>	算式2 ○	
	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降				
子ども数全体(人)	165,755人	240,052人	776,811人	148,017人	215,783人	718,795人	-	-	-	-	-	-	○	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	193人	303人	1,291人	199人	275人	1,396人	-	-	-	-	-	-		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	32人	77人	286人	72人	109人	422人	-	-	-	-	-	-		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	32人	77人	286人	72人	109人	422人	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法		
里親等委託率(%)	16.6%	25.4%	22.2%	36.0%	39.0%	30.0%	-	-	-	-	-	-		算式1・2 以外	×	○
特別養子縁組の成立件数	19件			-			-			-						

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・36.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実務の理解を進める里親等強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めています。</li> <li>里親のワークから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など短期と連携した里親委託の推進に取り組みしています。</li> <li>登録後の未委託から委託後支援として、「しかりサポート事業」として実施し、各児童相談所の委託後支援とは別に実施し、重層的な支援をしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村、里親、児童養護施設等、民間団体、企業、メディア等と連携し、広報活動に里親制度の周知を図り、里親登録を促進していく。</li> <li>児童養護施設等と連携し、里親制度の周知を図り、里親登録を促進していく。</li> <li>SNSやインターネット広告、ホームページ等の多くの広報媒体を活用して、里親制度を周知し、「里親入門講座」をホームページに動画配信。</li> <li>未委託里親に社会的養育が必要な子どもの現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所者とのふれあい交流を進める。</li> <li>未委託里親に対する委託中の里親宅での実習や子供との交流を進めるなど委託の推進に取り組む。</li> </ul>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実務の理解を進める里親等強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。</li> <li>里親のワークから里親委託後のサポートまでを包括的に支援する里親フォスタリング事業など短期と連携した里親委託の推進に取り組みしています。</li> <li>登録後の未委託から委託後支援として、「しかりサポート事業」として引き続き実施し、各児童相談所の委託後支援と併せ、重層的な支援をしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明らかに家庭内見込みのない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進する。</li> <li>原則として、毎月1回から2回、各児童相談所において、マッチング会議を実施している。</li> <li>乳幼児及び児童養護施設に里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえた増員し、令和6年度には全乳幼児及び児童養護施設に配置する。</li> <li>委託後も定期的な訪問するなど切れ目のない支援を行う。</li> <li>児童養護施設等と連携し、里親制度の周知を図り、里親登録を促進していく。</li> <li>児童養護施設や児童相談所に配置している里親支援専門相談員が、里親委託が可能な児童の情報について、児童相談所に報告し、協働する。加えて、里親委託が可能な児童の選り分けや里親家庭の訪問支援、里親リレーへの参加、施設イベントの里親の招待等を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別養子縁組支援の取組</li> <li>基本的には、里親が特別養子縁組の申立てを行うので、児童相談所としては、実務の同意確認など里親の手続きを補助する。また、特別養子縁組成立後も、必要な情報の提供、助言を行っている。特に、真実告知等については、委託児童と同様に里親リレーや研修等を活用して支援を行っている。</li> </ul>

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【千葉県】

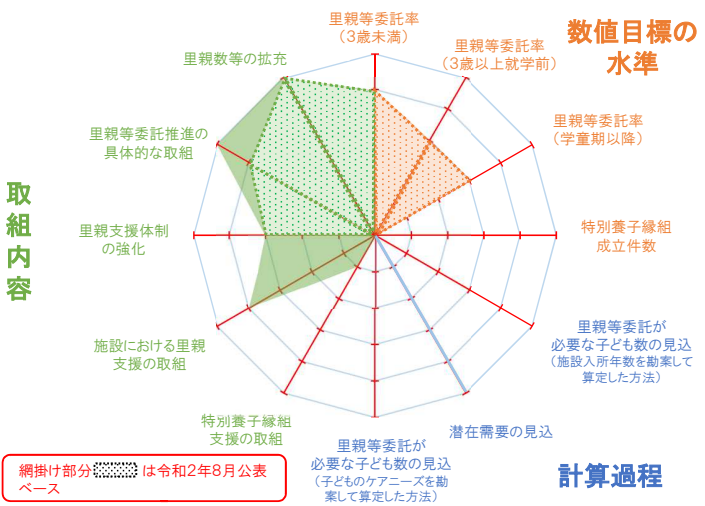
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	141,000人	202,000人	723,000人	129,000人	184,000人	652,000人	125,000人	181,000人	639,000人	122,000人	174,000人	620,000人	○		算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	105人	193人	782人	114人	198人	811人	-	-	-	114人	192人	812人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	32人	72人	197人	65人	87人	239人	-	-	-	86人	97人	264人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法		
里親等委託率(%)	30.5%	37.3%	25.2%	57.0%	42.9%	29.5%	-	-	-	75.4%	50.5%	32.5%		算式1・2以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	24件(普通養子縁組含む)			-			-			-						

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・57.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所数 (実績) (令和元年度) 登録里親数 568世帯 委託里親数 211世帯 ファミリーホーム 15か所  (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 620世帯 委託里親数 220世帯 ファミリーホーム 20か所  (令和11年度) 登録里親数 700世帯 委託里親数 250世帯 ファミリーホーム 25か所  特別養子縁組支援の取組
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルー	・里親に関心のある方などを対象としたイベントである里親大会や、児童相談所の管轄区域ごとに里親制度説明会を開催するとともに、「里親月間」である10月を中心にキャンペーンを行うなど、広報啓発活動を強化する。	特別養子縁組支援の取組
	研修 トレーニング	・里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修に加え、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、子どもを委託できない里親に対するフォローアップ事業を実施するなど、里親向けの研修を強化し養育技術の向上を図るとともに、里親が研修を受講しやすくなるよう支援を検討する。	
今後の取組	マッチング	・マッチング期間における子供との面会や、里親宅における外出にかかる生活費や交通費を支援する。	特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	・里親の養育にあたっての負担を軽減するため、子どもが委託されている里親家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援や、里親賠償責任保険加入への補助、里親等が相互交流・情報交換できる里親サロン設置などの養育支援に関する取組を更に強化する。 ・里親に対する支援を強化するため、児童相談所に里親担当の児童福祉司や里親対応専任職員を配置します。	
	施設における 里親支援 の取組等	・乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなどの関係機関が継続的に里親を支援できる体制を構築し、施設に里親支援専門員が配置されることにより、施設に配置されている里親支援専門員が自主的に毎月面談を開催し、情報を共有していることにより、里親研修での施設研修の受け入れを積極的に行っている。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【東京都】

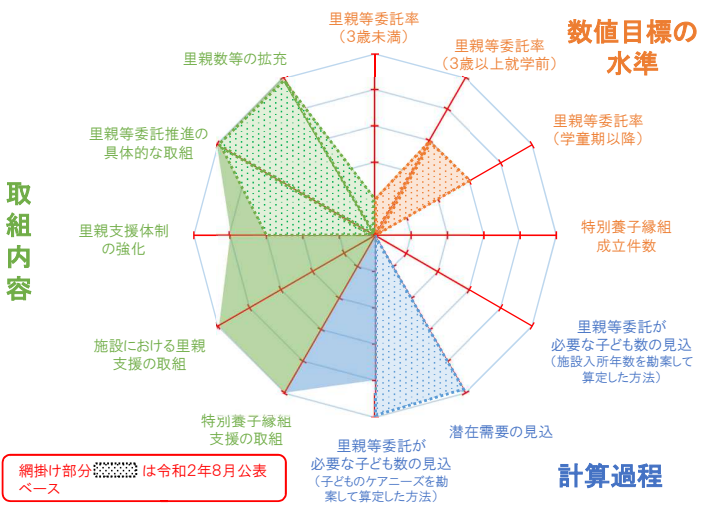
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	330,393人	332,696人	1,257,452人	339,741人	322,269人	1,283,258人	340,324人	322,822人	1,285,456人	339,735人	322,263人	1,283,235人	○		算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	406人	428人	3,147人	490人	535人	3,539人	499人	544人	3,594人	505人	550人	3,643人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	52人	98人	420人	69人	161人	683人	143人	208人	901人	255人	278人	1,224人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法		
里親等委託率(%)	12.0%	22.9%	13.3%	14.1%	30.1%	19.3%	28.7%	38.2%	25.1%	50.5%	50.5%	33.6%		算式1・2以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-						

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・14.1%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所数 (実績) (令和元年度) 登録里親数 951世帯 委託里親数 395世帯 ファミリーホーム 29か所  (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 1,363世帯 委託里親数 一世帯 ファミリーホーム 一か所  (令和11年度) 登録里親数 2,622世帯 委託里親数 一世帯 ファミリーホーム 一か所  特別養子縁組支援の取組
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルー	・里親のノウハウを活用した普及啓発の実施。 ・調査や登録里親の属性の分析等に基づく戦略的な広報の実施。 ・区市町村と連携し、地域の様々な機関(学校、保育所、幼稚園、子育て支援センター等)での里親リクルーの推進。 ・若年層に重点を置いた里親の必要不可欠なリクルー方法の検討。 ・障害児等の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門養育施設のクルーの確保など	特別養子縁組支援の取組
	研修 トレーニング	・平成30年1月から、児童相談所をはじめ、里親支援機関、児童養護施設、乳児院、区市町村の母子保健部門や児童養護施設センター等の各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援を行う体制(チーム養育)を整備。	
今後の取組	マッチング	・乳幼児の積極的な委託に向けた取組の検討。 ・里親に対して親子再統合に向けた実親支援の重要性の伝達。 ・里親委託中の児童の実親交流に関して、民間機関が児童福祉司の業務を支援する仕組みの検討。	特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	・措置権限を持たない民間機関による一義的な相談窓口として役割の拡大を図る取組の実施。 ・子供の養育の利益を守るため、第三者が児童や里親などから意見を聴き、調整や助言等を行う新たな仕組みの構築を検討。	
	施設における 里親支援 の取組等	・フォスタリング業務を委託している法人が児童養護施設を運営しているため、施設を活用した実親交流などを行っている。 ・全庁において、里親支援専門員が児童委託中の里親家庭の定期的な訪問を行っている。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【神奈川県】

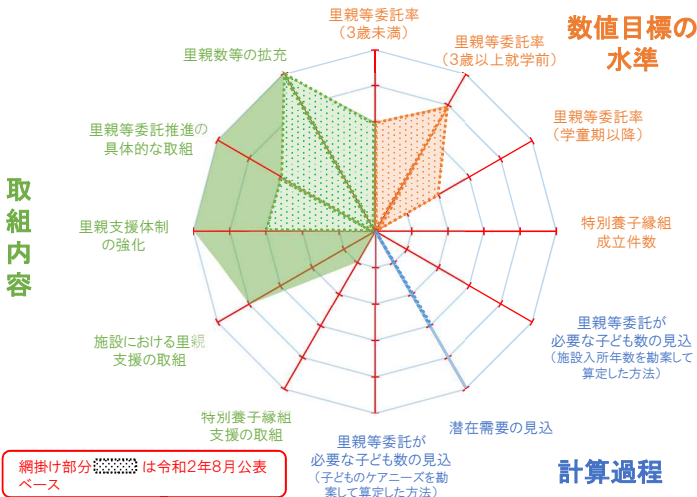
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)		
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降		算式1 ×	算式2 ×	目標値 採用
子ども数全体(人)	60,691人	86,768人	323,515人	54,417人	78,324人	301,119人	53,525人	76,190人	292,715人	52,189人	72,990人	280,110人		算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	109人	115人	506人	106人	112人	505人	104人	108人	492人	102人	104人	470人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	17人	41人	51人	37人	67人	70人	-	-	-	77人	78人	116人		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法		
里親等委託率(%)	19.5%	40.6%	10.8%	34.2%	59.2%	13.8%	-	-	-	75.0%	75.0%	24.6%		算式1・2 以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・34.2%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	(実績) (令和元年度) 登録里親数 241世帯 委託里親数 109世帯 ファミリーホーム 0か所  (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 280世帯 委託里親数 174世帯 ファミリーホーム 0か所  (令和11年度) 登録里親数 360世帯 委託里親数 271世帯 ファミリーホーム 0か所
現状	広報 リクルート	・里親制度の普及啓発や里親養成をしやすい地域づくりについて、市町村の理解・協力が得られよう働きかけていく。 ・児童相談所による里親講座の開催、管内医療機関への説明を実施しターゲットを明確化したうえで、対象を絞り込んだり活動を実施していく。	
	研修 トレーニング	・虐待により心に影響を受けた子どもや障害のある子ども、専門的ケアが必要とする子ども、できる限り里親のもとで養育することでできるような、専門的知識を養成していく。具体的には、普通師範や保育士等の資格があるなど、専門的知識を持った里親の紹介や、里親への研修の充実に取り組む。 ・緊急一時帰国委託や短期間の委託を、里親のスキルアップトレーニングのための制度としても活用できるような方を検討していく。	
	マッチング	・児童による里親への養育希望調査の実施(委託を希望する児童の年齢・性別・障害の有無等について毎年実施) ・状況に応じて複数児童の委託を実施 ・養子縁組には養育里親としての登録を求められているため、結果としてマッチング機会の増えを期待している。など ・希望里親の確保に加え、保護者の同意の取得率を上げるための取組を進める。	特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	・里親委託を推進できるよう、里親や里親会の協力を得ながら、里親支援事業や里親センター事業の拡充などを検討するとともに、委託後の里親を支える相談支援やメンタルを含め、必要な事業を実施する。 ・各児童相談所に里親支援担当の児童福祉司を配置し、地域の社会資源を活用したソーシャルワークによる里親支援を強化していく。	・里親センターに委託し、特別養子縁組に関する相談対応・情報提供や、縁組後のフォローアップを実施しており、今後も相談対応・情報提供や、縁組後のフォローアップを行っている。 ・児童相談所において、特別養子縁組が増加と見られる子どもがいる場合は、委託の同意取得や導入と見られる里親への縁組の働きかけを積極的に行っていく。 ・民間あそびせん里親のニーズ等について実態把握を進める。
今後の取組	・フォスタリング業務の実施体制をさらに充実させることに加え、里親研修の充実を通して、病気や障害などの様々な課題を抱えた子どもの養育環境の向上を図るとともに、多様なニーズに対応できるようしていく。 ・里親センター、家庭養育支援センター、児童相談所が連携し、里親制度の普及や、里親の紹介、里親研修、子どもと里親家庭とのマッチング、里親支援などの一連のフォスタリング業務を効果的に実施できる体制を整備する。		

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【新潟県・新潟市】

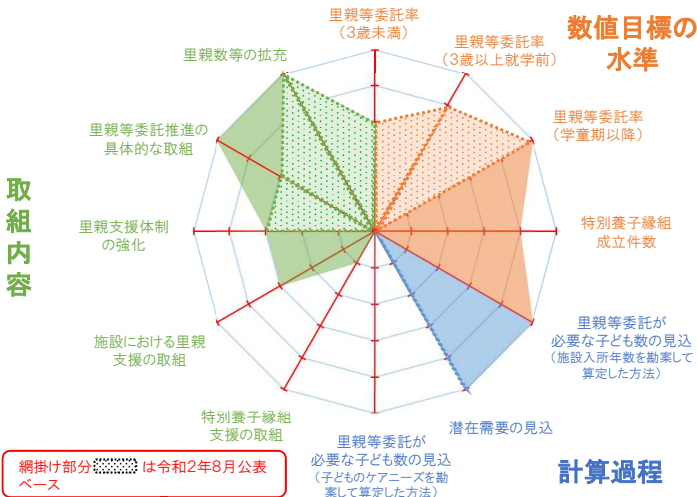
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	3歳以上	学童期以降		算式1 ○	算式2 ×	目標値 採用
子ども数全体(人)	317,618人			281,798人			-			245,664人				算式1	○	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	36人	39人	249人	34人	40人	246人	-	-	-	28人	39人	237人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	10人	19人	109人	18人	28人	130人	-	-	-	17人	30人	136人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法		
里親等委託率(%)	27.8%	48.7%	43.8%	53.0%	70.0%	53.0%	-	-	-	61.0%	77.0%	57.0%		算式1・2 以外	×	
特別養子縁組の成立件数	8件			15件			-			15件						

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・85.3%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	(実績) (令和元年度) 登録里親数 258世帯 委託里親数 110世帯 ファミリーホーム 3か所  (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 315世帯 委託里親数 137世帯 ファミリーホーム 4か所  (令和11年度) 登録里親数 327世帯 委託里親数 143世帯 ファミリーホーム 5か所
現状	広報 リクルート	○新潟県 ・新潟県児童相談所や個別相談会を開催し、里親月間中TV等の媒体を活用した広報啓発を実施。 ○新潟市 ・11年定期相談会や個別相談会を開催。①児童相談所にて制度チラシ等の配布やパネル展示を実施(3回開催)。②児童相談所から少人数を中心とした制度チラシの配布会を開催。③児童相談所から少人数を中心とした制度チラシの配布会を開催。④制度説明会を開催。基調講演、里親会からの体験談発表(年1回)	
	研修 トレーニング	・里親による養育の質の向上のために、法定研修のみならず、里親同士の交流や任意の研修開催など、里親同士で高め合える場を提供する。 ・より多くの里親に子どもを委託することができるよう、効果的な研修を実施するとともに、一時帰国や家庭生活体験事業などで、里親が子どもと関わる機会を増やすよう努める。	
	マッチング	・児童相談所の担当児童福祉司及び里親相談支援員が施設職員(配置施設においては里親支援専門相談員)と連携して実施。	特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	・里親委託ガイドラインに基づき、定期的な訪問・通所等を担当のケースワーカー・心理士・里親担当職員、それぞれの役割の中での役割を担っている。特に乳幼児を委託した場合に地域の保健師と里親を繋ぎ、専門的な立場から養育についての相談支援を実施。 ・実親からの同意が得られない状況について、児童相談所や市町村からのアプローチを継続し、子どもの利益が図られるよう取り組んでいる。 ・今後は、子育て支援や若年の妊娠等と関心している方に対し、特別養子縁組という制度があることを産婦人科医の協力を得ながら、広く周知していく。	
施設における里親支援の取組等	・乳児期に配置されている里親支援専門相談員等と連携して里親委託推進を図っている。 ・令和6年度は里親トレーニング事業を委託実施しており、研修の運営を担う乳児院が、里親委託推進を進めている。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【富山県】

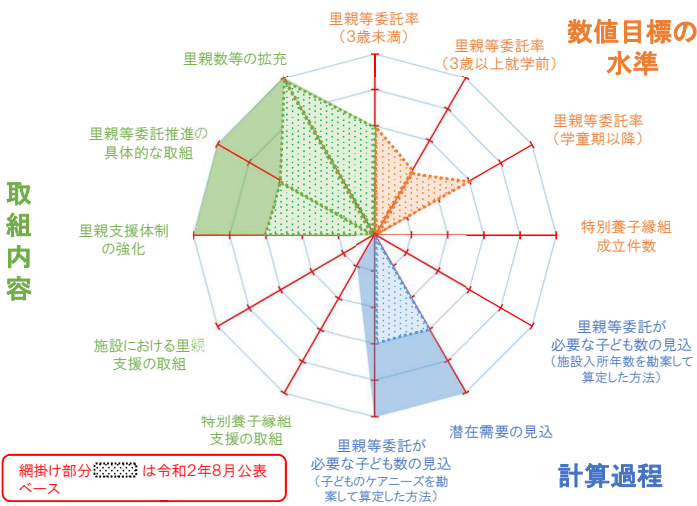
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要的 有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの 見込み方(※2)		
	乳幼児 3歳未満	乳幼児 3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	乳幼児 3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	乳幼児 3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	乳幼児 3歳以上	学童期以降		算式1 ×	算式2 ○	
																目標値 採用
子ども数全体(人)	171,230人			149,839人			-			136,631人			△	算式1	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	13人	23人	94人	13人	23人	94人	-	-	-	13人	23人	94人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	4人	1人	19人	6人	8人	25人	-	-	-	9人	15人	31人		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		○
里親等委託率(%)	30.8%	4.3%	20.2%	46.0%	35.0%	27.0%	-	-	-	66.7%	66.7%	33.3%		算式1・2 以外	-	
特別養子縁組の成立件数	1件			-			-			-						

(※1)潜在的需要的の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・46.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親等・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	-講演会や制度説明会、駅の地下通路において啓発ポスターの掲示、リーフレットの配布など、里親制度の普及啓発に積極的に取り組む。里親登録者の新規開拓を図る。 -令和2年7月から乳児院に里親リクルーターを配置している。	(実績) (令和元年度) 77世帯 登録里親数 13世帯 ファミリーホーム 1か所
	研修 トレーニング	-法定研修に加え、年2回程度、テーマ別の里親スキルアップ研修(講義、ロールプレイ等)の実施 -今後は未委託里親への研修等により里親の専門性の向上を図る。	(今後の目標) (令和6年度) 記載なし 登録里親数 30世帯 ファミリーホーム 記載なし
	マッチング	-児童相談所では、里親委託が適当と判断された子どもについて、その子どもに適した委託候補里親を選定し、委託に向けた調整や支援を随時実施するとともに、過去3年間子どもを受託していない里親への訪問調査等を実施している。 -乳児院においては、年1回里親意向調査(里親の近況・受託可否等)の実施。	(令和11年度) 登録里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし
	訪問 相談支援	-各児童相談所に里親養育支援担当児童福祉司を配置し、また、児童養護施設等においても里親支援専門相談員の配置を促進する。 -里親への相談支援や里親サロン、里親里子交流促進事業(キャンプ)を実施し、支援の充実を図っている。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	施設における里親支援の取組等	-児童養護施設では、ふれあいフォスター事業(季節里親)への導入、児童養護施設に里親委託推進委員会への委員としての参加等を通じ、里親との交流・理解の機会を設けており、乳児院にはフォスタリング業務の大部分を委託しており、包括的な養育支援を実施している。	養子縁組成立後の養育から相談があった場合に対応するとともに、民間あつせん団体を通じて子を受託したケースも、同居児童面出後の訪問、相談があった場合に対応している。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【石川県・金沢市】

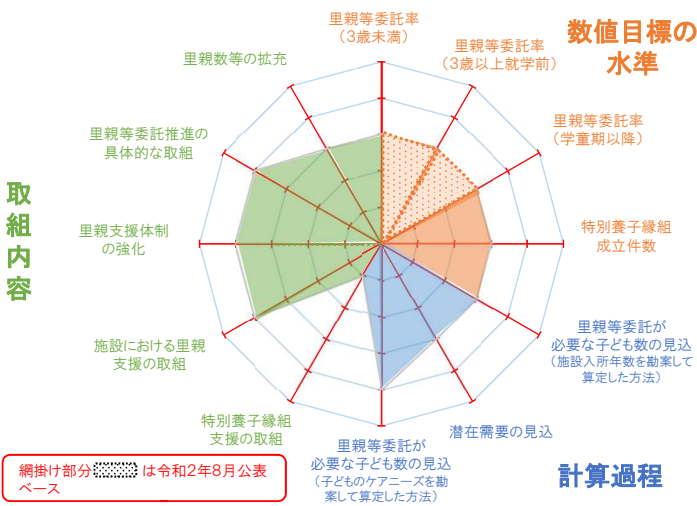
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要的 有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの 見込み方(※2)		
	乳幼児 3歳未満	乳幼児 3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	乳幼児 3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	乳幼児 3歳以上	学童期以降	乳幼児 3歳未満	乳幼児 3歳以上	学童期以降		算式1 ○	算式2 ○	
																目標値 採用
子ども数全体(人)	25,290人 36,000人 110,701人			-			-			-			○	算式1	○	
代替養育を必要とする子ども数(人)	22人	35人	223人	18人	30人	226人	-	-	-	17人	28人	211人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	8人	12人	59人	-	-	-	11人	17人	74人		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	5人	8人	40人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		○
里親等委託率(%)	22.7%	22.9%	13.5%	40.0%	40.0%	26.0%	-	-	-	60.0%	35.0%			算式1・2 以外	×	
特別養子縁組の成立件数	5			5			5			5						

(※1)潜在的需要的の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・69.6%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親等・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	次のような活動を通じて里親の新規開拓を行う。 -登録者のからの問い合わせにより、登録者の身近に里親を希望する方への紹介、協力を促進し登録者を増やす。 -里親登録に繋がらざるを得ない、児童福祉司・児童相談所・児童養護施設等に、里親制度の普及啓発の機会を設ける。 -児童相談所・児童養護施設等に、里親制度の普及啓発の機会を設ける。 -児童相談所・児童養護施設等に、里親制度の普及啓発の機会を設ける。 -児童相談所・児童養護施設等に、里親制度の普及啓発の機会を設ける。	(実績) (令和元年度) 137世帯 登録里親数 40世帯 ファミリーホーム 2か所
	研修 トレーニング	-法定研修に加え、年2回程度、テーマ別の里親スキルアップ研修(講義、ロールプレイ等)の実施 -今後は未委託里親への研修等により里親の専門性の向上を図る。	(今後の目標) (令和6年度) 記載なし 登録里親数 30世帯 ファミリーホーム 記載なし
	マッチング	-児童相談所では、里親委託が適当と判断された子どもについて、その子どもに適した委託候補里親を選定し、委託に向けた調整や支援を随時実施するとともに、過去3年間子どもを受託していない里親への訪問調査等を実施している。 -乳児院においては、年1回里親意向調査(里親の近況・受託可否等)の実施。	(令和11年度) 登録里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし
	訪問 相談支援	-各児童相談所に里親養育支援担当児童福祉司を配置し、また、児童養護施設等においても里親支援専門相談員の配置を促進する。 -里親への相談支援や里親サロン、里親里子交流促進事業(キャンプ)を実施し、支援の充実を図っている。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	施設における里親支援の取組等	-児童養護施設では、ふれあいフォスター事業(季節里親)への導入、児童養護施設に里親委託推進委員会への委員としての参加等を通じ、里親との交流・理解の機会を設けており、乳児院にはフォスタリング業務の大部分を委託しており、包括的な養育支援を実施している。	養子縁組成立後の養育から相談があった場合に対応するとともに、民間あつせん団体を通じて子を受託したケースも、同居児童面出後の訪問、相談があった場合に対応している。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福井県】

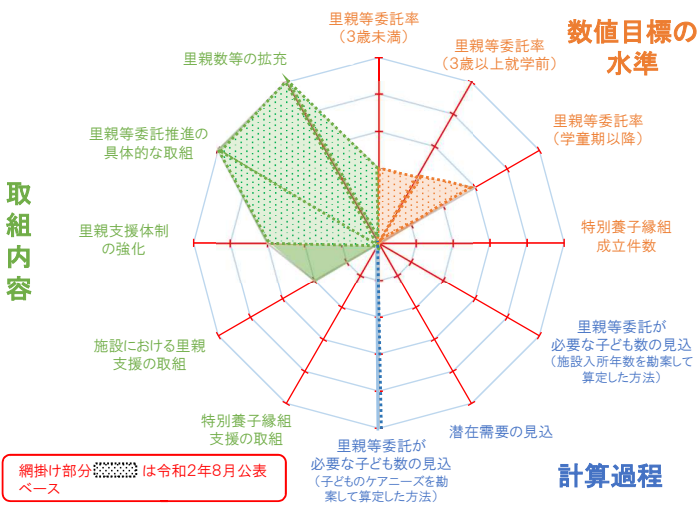
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		×	算式1 × (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式2 ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	17,973人	18,144人	84,777人	110,671人			-			102,543人						
代替養育を必要とする子ども数(人)	10人	30人	168人	12人	30人	180人	-	-	-	13人	31人	185人				
里親等委託が必要な子ども数(人)	6人	24人	87人	8人	20人	86人	-	-	-	9人	20人	89人				
里親等委託子ども数(人)	0人	6人	26人	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
里親等委託率(%)	8.0%	24.0%	16.0%	33.0%	33.0%	20.0%	-	-	-	65.0%	65.0%	35.0%				
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-				算式1・2以外	○	

(※1)潜在的需要の有無の見方  
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率) 5年目(令和6年度末)・・・33.0%  
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスターリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
現状	広範リクルート	・全市町でのより多くの里親登録を目指し、教員や保育士など子育ての専門職や関係団体と連携したリクルート活動等を積極的に行う。 ・施設でのボランティアや季節・週末里親等を積極的に活用し、里親の養育能力の向上を目指す。 ・養育に高い専門性を要する子どもの養育を担う専門里親の育成を積極的に行う。	(実績) (令和5年度) 登録里親数 109世帯 委託里親数 29世帯 ファミリーホーム 0か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 130世帯 委託里親数 41世帯 ファミリーホーム 1か所 (令和8年度末) 登録里親数 130世帯 委託里親数 41世帯 ファミリーホーム 1か所 (令和11年度末) 登録里親数 190世帯 委託里親数 71世帯 ファミリーホーム 7か所
	研修・トレーニング	・未委託里親の養育へのモチベーションを維持するため、児童養護施設等に配置されている里親支援専門相談員等と協力し、里親に対する施設等での実習体制を整備し、子どもと触れ合う機会を提供する。 ・実習に対し里親制度を理解してもらうよう努め、里親委託の同意を促進するとともに、登録里親家庭の状況を適宜把握することにより、マッチングの機会を増加させる。	記載なし 記載なし 記載なし
	マッチング	・委託中の里親および子どもの状況を家庭訪問等で把握し養育を支援するとともに、夜間・休日も含め、里親が養育に関して気軽に相談できる相談体制を整える。	記載なし 記載なし 記載なし
今後の取組	訪問相談支援	・委託中の里親および子どもの状況を家庭訪問等で把握し養育を支援するとともに、夜間・休日も含め、里親が養育に関して気軽に相談できる相談体制を整える。	特別養子縁組制度について、相談者への制度説明や相談対応を実施。養育候補者について、適切な養育環境となるよう家庭訪問による指導を行う。
	施設における里親支援の取組等	・法定研修(講義、実習)や里親の運営協力	特別養子縁組支援の取組

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【山梨県】

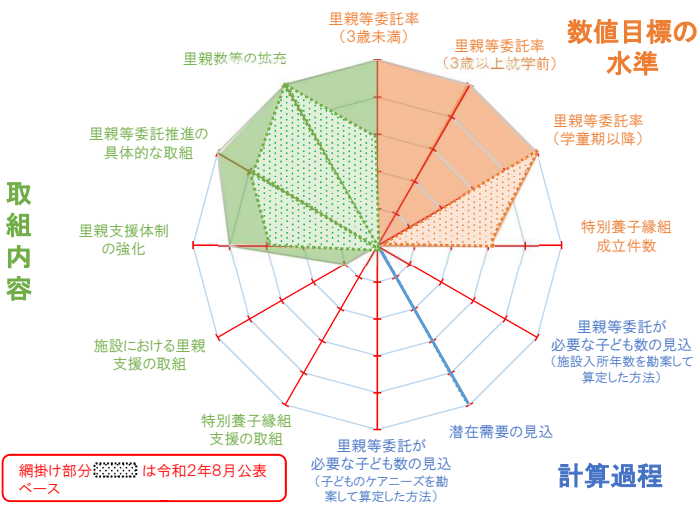
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		○	算式1 × (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式2 × (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	16,376人	17,809人	91,134人	14,547人	15,920人	81,253人	-	-	-	13,508人	14,807人	73,846人				
代替養育を必要とする子ども数(人)	42人	45人	232人	46人	51人	259人	-	-	-	54人	59人	294人				
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
里親等委託子ども数(人)	18人	17人	63人	35人	39人	116人	-	-	-	41人	44人	147人				
里親等委託率(%)	42.9%	37.8%	27.1%	76.1%	77.0%	48.5%	-	-	-	75%以上	50.0%	50.0%				
特別養子縁組の成立件数	3件			4件			-			6件				算式1・2以外	○	

(※1)潜在的需要の有無の見方  
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率) 5年目(令和6年度末)・・・83.3%  
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスターリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
現状	広範リクルート	・里親会と協働で里親月間におけるポスターの掲示やチラシの配布などキャンペーンを開催。 ・ホームページやテレビ、ラジオ等を活用した情報発信。 ・里親に関心のある県民を集めた説明会の開催。	(実績) (令和5年度) 登録里親数 156世帯 委託里親数 69世帯 ファミリーホーム 5か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 214世帯 委託里親数 120世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和8年度末) 登録里親数 242世帯 委託里親数 124世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和11年度末) 登録里親数 295世帯 委託里親数 155世帯 ファミリーホーム 7か所
	研修・トレーニング	・法定研修や委託里親研修を実施するほか、委託里親やファミリーホームの職員等の専門性を高める研修の受講を支援するなど、質の高い里親養育の実現に努める。	記載なし
	マッチング	・受託前のトレーニングや里親のスキルアップを行い、受託できる里親を増やす。	記載なし
今後の取組	訪問相談支援	・登録里親に対し、定期的な訪問支援を行う。 また、未所が困難な里親家庭に対し、夜間や休日問わず電話相談を行う。	児童養護施設、乳児院や里親会等これまで以上に連携し、必要に応じて情報交換等を行い、養育候補の機会を増やしていくことに努める。
	施設における里親支援の取組等	・児童養護施設及び乳児院への里親支援専門相談員の設置を促進する。 ・長期休暇等を利用した施設入所児童の里親体験を実施。	特別養子縁組支援の取組

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【長野県】

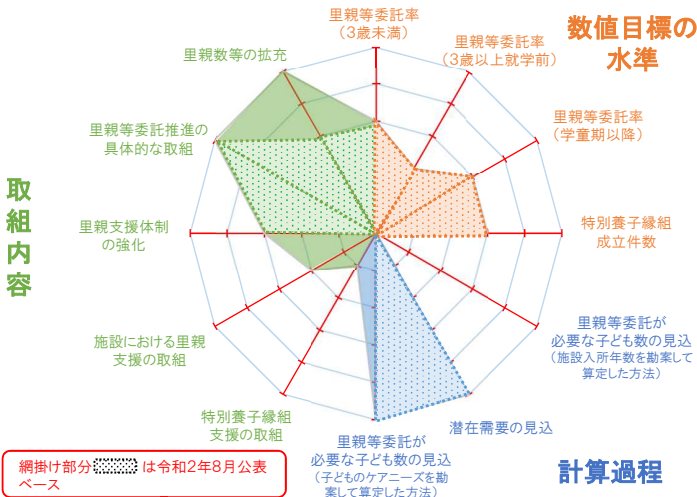
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需 有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	315,588人			-	-	-	-	-	-	-	-	-	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	609人			59人	66人	437人	-	-	-	56人	62人	417人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	24人	24人	86人	-	-	-	42人	42人	152人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	16.1%			40.7%	36.4%	19.7%	-	-	-	75.0%	67.7%	36.5%		算式1・2 以外	○
特別養子縁組の成立件数	8件			13件			-			18件					

(※1)潜在的需の有無の見方  
○:潜在需の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)  
5年目(令和6年度末)・・・71.8%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数(ファミリーホーム)か所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・市町村等連携し、市町村の広報誌への掲載掲載や市町村が主催するイベントにおいて里親制度の広報啓発活動を推進する。 ・里親等が子どもを養育する際に、市町村や学校、企業等において必要な支援や協力が得られよう、このため関係機関における里親制度に関する認知啓発を行う。 ・里親登録研修や、要約研修について内容を更に充実させるとともに、研修体系や研修場所、日程を工夫し、里親が研修を受講しやすい環境の整備を図る。 ・里親登録後の研修を実施するなど、一歩後進委託やショートステイにおける活用を促進していく。	(実績) (令和7年度) 登録里親数 193世帯 委託里親数 66世帯 ファミリーホーム 7か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 258世帯 委託里親数 85世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和7年度末) 登録里親数 記載なし 委託里親数 記載なし ファミリーホーム 記載なし (令和11年度末) 登録里親数 558世帯 委託里親数 164世帯 ファミリーホーム 7か所
	研修 トレーニング	・里親登録研修や、要約研修について内容を更に充実させるとともに、研修体系や研修場所、日程を工夫し、里親が研修を受講しやすい環境の整備を図る。 ・里親登録後の研修を実施するなど、一歩後進委託やショートステイにおける活用を促進していく。	特別養子縁組支援の取組
	マッチング	・里親等委託推進委員会(県全体の会議)において、児童相談所の管轄区域を超えて里親等への委託のマッチングを行うためのくみこみを検討し、県全域で里親等への委託のマッチングを行うためのくみこみを構築する。	
	訪問 相談支援	・乳幼児や児童養護施設における里親支援専門相談員の配置をさらに進めるとともに、児童家庭支援センターによる委託後の里親支援の役割を明確化するなど、これら関係機関による里親等への支援体制の強化を図る。また、里親支援専門相談員をはじめとする施設職員については、子どもや里親等に対しての長期的な支援の担い手として、児童相談所職員とともにチームとして支援にあたる。	・「子どもSSN」を開設(乳児院への委託)・里親等委託推進委員会の設置(児童相談所との連携)・必要となる場合は、特別養子縁組につなげる取組を実施。
施設における 里親支援の取組等	・県の里親等委託推進委員会において、里親支援専門相談員については、フォスタリング制度(児童相談所及び民間委託)と協働して一定の里親の養育実態に当たることを見直し(今後のモデル)。		

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【岐阜県】

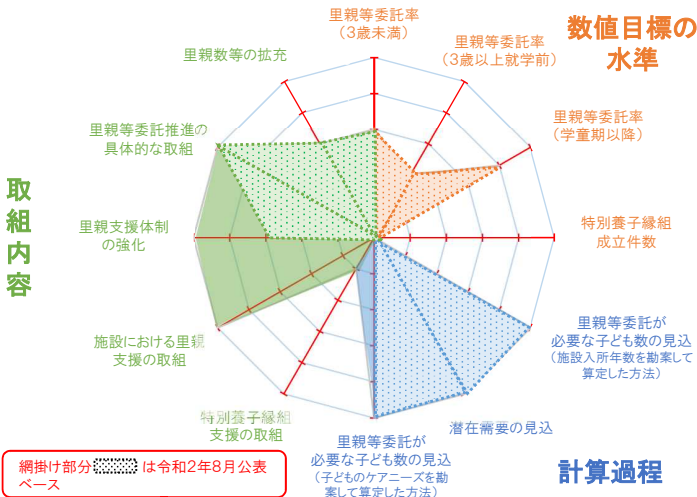
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需 有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	312,943人			281,564人			271,197人			257,082人			○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	592人			54人	96人	476人	54人	95人	471人	53人	94人	467人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	15人	17人	60人	26人	34人	123人	-	-	-	36人	45人	175人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	31.4%			17.2%	13.9%	48.1%	35.4%	25.8%	-	67.9%	47.9%	37.5%		算式1・2 以外	×
特別養子縁組の成立件数	10件			-			-			-					

(※1)潜在的需の有無の見方  
○:潜在需の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)  
5年目(令和6年度末)・・・70.2%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親数(ファミリーホーム)か所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	毎年10月の「里親月間」をはじめ、県のイベント等の機会における里親制度の広報啓発活動を推進する。 ・里親等が子どもを養育する際に、市町村や学校、企業等において必要な支援や協力が得られよう、このため関係機関における里親制度に関する認知啓発を行う。 ・里親登録研修や、要約研修について内容を更に充実させるとともに、研修体系や研修場所、日程を工夫し、里親が研修を受講しやすい環境の整備を図る。 ・里親登録後の研修を実施するなど、一歩後進委託やショートステイにおける活用を促進していく。	(実績) (令和7年度) 登録里親数 121世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 6か所 増加を目指す
	研修 トレーニング	・里親登録研修や、要約研修について内容を更に充実させるとともに、研修体系や研修場所、日程を工夫し、里親が研修を受講しやすい環境の整備を図る。 ・里親登録後の研修を実施するなど、一歩後進委託やショートステイにおける活用を促進していく。	特別養子縁組支援の取組
	マッチング	・里親等委託推進委員会(県全体の会議)において、児童相談所の管轄区域を超えて里親等への委託のマッチングを行うためのくみこみを検討し、県全域で里親等への委託のマッチングを行うためのくみこみを構築する。	
	訪問 相談支援	・乳幼児や児童養護施設における里親支援専門相談員の配置をさらに進めるとともに、児童家庭支援センターによる委託後の里親支援の役割を明確化するなど、これら関係機関による里親等への支援体制の強化を図る。また、里親支援専門相談員をはじめとする施設職員については、子どもや里親等に対しての長期的な支援の担い手として、児童相談所職員とともにチームとして支援にあたる。	・「子どもSSN」を開設(乳児院への委託)・里親等委託推進委員会の設置(児童相談所との連携)・必要となる場合は、特別養子縁組につなげる取組を実施。
施設における 里親支援の取組等	・県の里親等委託推進委員会において、里親支援専門相談員については、フォスタリング制度(児童相談所及び民間委託)と協働して一定の里親の養育実態に当たることを見直し(今後のモデル)。		

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【静岡県】

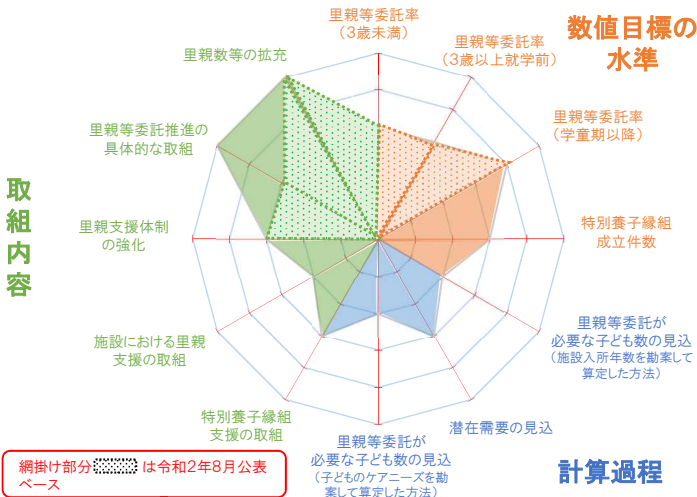
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児			乳幼児			乳幼児			乳幼児				目標値採用	
	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降			
子ども数全体(人)	81,179人	116,684人	361,962人	76,092人	106,420人	323,610人	73,684人	102,988人	313,530人	71,422人	98,218人	298,484人	△	算式1	△
代替養育を必要とする子ども数(人)	44人	87人	319人	40人	81人	266人	38人	78人	257人	37人	74人	243人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	11人	19人	81人	18人	32人	95人	-	-	-	24人	43人	112人		算式2	△
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	25.0%	22.0%	25.0%	45.0%	40.0%	36.0%	-	-	-	65.0%	58.0%	46.0%		算式1・2以外	△
特別養子縁組の成立件数	10件			15件			17件			20件					

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・45.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進施策		里親等・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	里親制度の周知のため、TV、インターネット等様々な広報媒体を活用した広報啓発活動を実施している。児童家庭支援センターには専任の里親等相談員と心理的ケアスタッフが配置され、里親制度の普及啓発から、里親への研修及び特別養子縁組など、地域における里親支援活動の取組も進んでいる。	【実績】 (令和元年度) 登録里親数 323世帯 委託里親数 82世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和11年度末) 登録里親数 450世帯 委託里親数 増加を目指す ファミリーホーム 記載なし
	研修 トレーニング	子どもの関わり方等について、登録前後及び委託後の研修の充実に取り組みるとともに、児童家庭支援センター等が里親のトラブルを支援し、里親の経験値を高める。委託里親に対する研修の充実に取り組み、スキルアップ支援を図る。	
	マッチング	病院でのマッチング(面会、泊り込み養育実習)施設、児童相談所、里親宅等でのマッチング(面会、外出、外出)児童相談所中心に実施。里親選定会議は、児童家庭支援センター(里親支援機関)も参加。 また、児童相談所、児童家庭支援センター(里親支援機関)、里親会、管内児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設で構成された地区里親等支援協議会にて、里親委託の推進について定期的に協議がなされている。	特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	里親委託を支援する専門員を配置し、児童相談所における里親等相談支援を強化する。	特別養子縁組制度について積極的な情報発信・啓発を図る。 産科医療機関に対して、児童相談所・特別養子縁組等と連携して受け付けること可能な旨を周知する。
今後の取組	地域の実情に応じて、児童相談所や児童家庭支援センター、地区里親会等が役割分担、協働しながら、里親支援活動を推進していく。 民間企業や児童福祉施設と連携し、里親制度への理解や里親募集期に取り組みととも、里親の登録からマッチング、交感まで一貫して里親サポート体制による包括的支援体制の構築を目指す。		
施設における里親支援の取組等	里親研修における施設実習の受入、地区里親等支援協議会へ参加し、施設で里親委託(ショートプラン)が適当な児童の選定、交流支援、委託後の支援を行っている。		

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【愛知県】

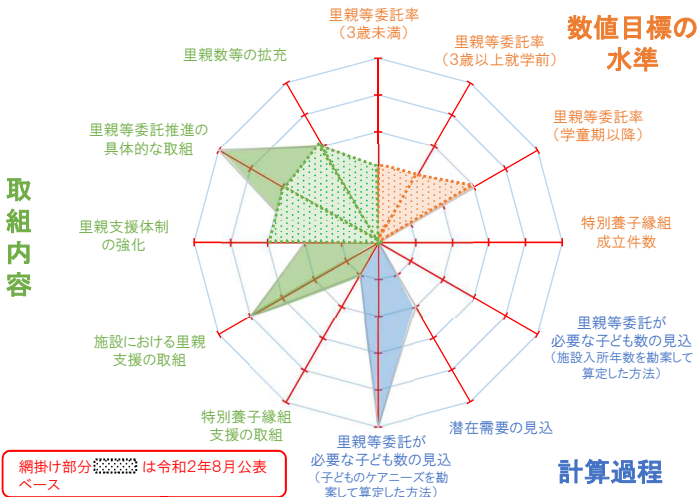
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児			乳幼児			乳幼児			乳幼児				目標値採用	
	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降	3歳未満	3歳以上	学童期以降			
子ども数全体(人)	990,000人			930,000人			910,000人			880,000人			△	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	1,066人			158人	201人	907人	161人	204人	920人	164人	208人	939人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	170人			45人	52人	156人	-	-	-	81人	95人	283人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-			-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	15.9%			28.5%	25.9%	17.2%	-	-	-	49.4%	45.7%	30.1%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	21件			-			-			-					

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・28.5%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進施策		里親等・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	養育里親を確保するためのホームページを充実するとともに、市町村等と連携した重点的な活動を実施するなど、普及啓発活動を強化する。 児童家庭支援センター等において、街頭、ショップセンター等における啓発出張講座、関係機関へ制度説明の実施	【実績】 (令和元年度) 登録里親数 466世帯 委託里親数 119世帯 ファミリーホーム 8か所 (令和11年度末) 増加を目指す
	研修 トレーニング	登録里親研修を休日開催するなど、里親希望者が増えやすい研修体制を整える。また、登録後の里親に対して、里親委託の不慣れを予防するため、事前研修の向上を目的とした研修を実施するとともに、委託後に地域で孤立しないよう支援する。	
	マッチング	毎年、年度末に里親に意向調査アンケートを実施。月1回、各児童相談所において、里親委託が必要な児童の委託先について協議。特別養子縁組、養育里親ともに広域的なマッチングを実施している。	特別養子縁組成立後も里親フォローを2回実施し、アフターケアを実施。 養育期間の方針を制度定めてもらうためのフォローを実施。
	訪問 相談支援	児童相談センターに里親養育支援児童福祉司を配置し、里親が安心して養育を行える環境を整えるとともに、里親に養育される子どもの安全・安心が守られるための支援を実施する。 児童相談センターに里親等相談員や里親等相談支援員、心理的ケアスタッフを配置する。また、乳児院と児童養護施設への専門員派遣員の配置を図る。ほか	
施設における里親支援の取組等	里親啓発のポスター、リーフレットを各児童養護施設や乳児院等へ配布。啓発の協力を依頼。		



# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【三重県】

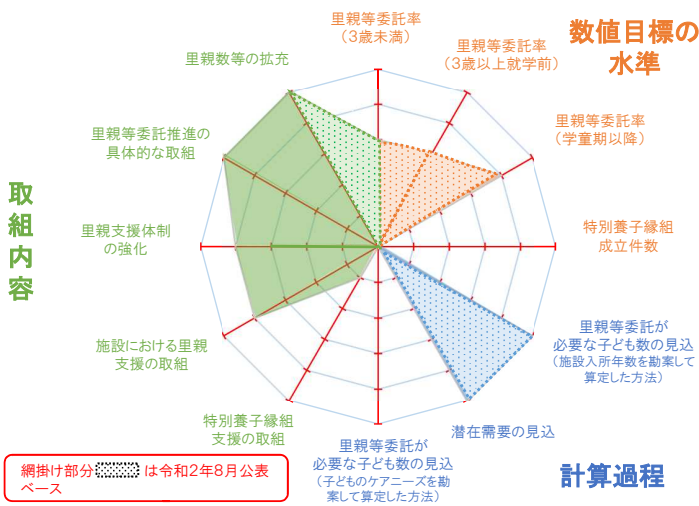
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	39,939人	56,133人	195,315人	36,112人	50,888人	176,656人	-	-	-	33,380人	47,025人	163,248人	○	○	
代替養育を必要とする子ども数(人)	63人	85人	442人	64人	86人	445人	-	-	-	64人	87人	449人	○	○	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	31人	42人	130人	-	-	-	-	53人	163人	×	×	
里親等委託子ども数(人)	22人	29人	90人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
里親等委託率(%)	36.5%	43.5%	24.7%	48.4%	48.8%	32.3%	-	-	-	60.0%	60.0%	40.0%	×	×	
特別養子縁組の成立件数	10件			-			-			-			-		

(※1)潜在的な需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・60.7%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進体制 (フォスタリング体制)		里親等委託推進施策 具体的な取組		里親数(ファミリーホーム)が所数
	広域	研修・トレーニング	広域	研修・トレーニング	
現状	フォスタリング業務の実施体制については児童相談センターが中心となり、県内9児童相談センターの連携が、それ以外の地域については児童相談センター(児童相談センター)が中心となり、児童相談センター間の連携が確保されている。児童相談センター間の連携が確保されている。児童相談センター間の連携が確保されている。	県内2児童相談センターについては、それぞれの児童相談センター(児童相談センター)が中心となり、児童相談センター間の連携が確保されている。児童相談センター間の連携が確保されている。	県内2児童相談センターについては、それぞれの児童相談センター(児童相談センター)が中心となり、児童相談センター間の連携が確保されている。児童相談センター間の連携が確保されている。	県内2児童相談センターについては、それぞれの児童相談センター(児童相談センター)が中心となり、児童相談センター間の連携が確保されている。児童相談センター間の連携が確保されている。	【実績】 (令和5年度) 登録里親数 302世帯 委託里親数 109世帯 ファミリーホーム 7か所 (今後の目標) 登録里親数 420世帯 委託里親数 168世帯 ファミリーホーム 12か所
今後の取組	令和6年度までの取組 地域の連携及び民間フォスタリング機関の体制に於いては、民間に4~6か所のフォスタリング機関を確保し、県全体のフォスタリング機関の連携機能を実現させる。民間に4~6か所のフォスタリング機関を確保し、県全体のフォスタリング機関の連携機能を実現させる。	令和6年度までの取組 地域の連携及び民間フォスタリング機関の体制に於いては、民間に4~6か所のフォスタリング機関を確保し、県全体のフォスタリング機関の連携機能を実現させる。民間に4~6か所のフォスタリング機関を確保し、県全体のフォスタリング機関の連携機能を実現させる。	令和6年度までの取組 地域の連携及び民間フォスタリング機関の体制に於いては、民間に4~6か所のフォスタリング機関を確保し、県全体のフォスタリング機関の連携機能を実現させる。民間に4~6か所のフォスタリング機関を確保し、県全体のフォスタリング機関の連携機能を実現させる。	令和6年度までの取組 地域の連携及び民間フォスタリング機関の体制に於いては、民間に4~6か所のフォスタリング機関を確保し、県全体のフォスタリング機関の連携機能を実現させる。民間に4~6か所のフォスタリング機関を確保し、県全体のフォスタリング機関の連携機能を実現させる。	特別養子縁組支援の取組 各児童相談センターにおいて、特別養子縁組を前提とした養育相談があった場合、養育相談窓口への委託を積極的に進めている。養育相談窓口への委託を積極的に進めている。養育相談窓口への委託を積極的に進めている。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【滋賀県】

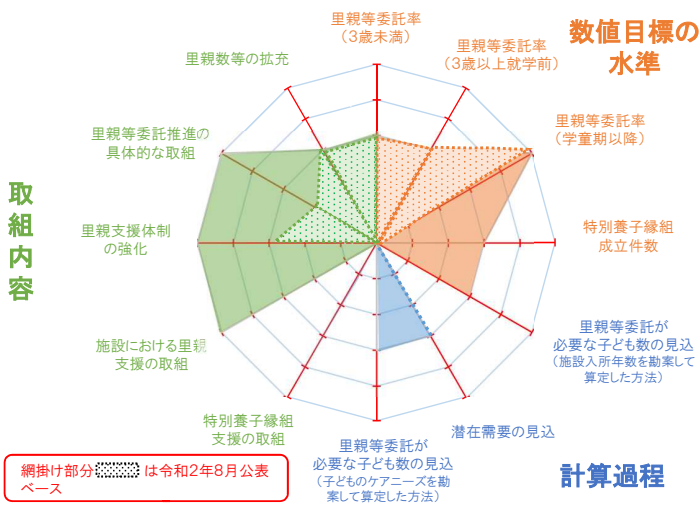
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	271,613人			-			-			-			×	×	
代替養育を必要とする子ども数(人)	21人	24人	235人	23人	26人	251人	-	-	-	23人	26人	251人	○	○	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	
里親等委託子ども数(人)	6人	6人	84人	12人	12人	12人	-	-	-	17人	17人	151人	×	×	
里親等委託率(%)	28.6%	25.0%	35.7%	52.2%	46.2%	48.2%	-	-	-	73.9%	65.4%	60.2%	×	×	
特別養子縁組の成立件数	9件			10件			10件			10件			-		

(※1)潜在的な需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・84.9%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進体制 (フォスタリング体制)		里親等委託推進施策 具体的な取組		里親数(ファミリーホーム)が所数
	広域	研修・トレーニング	広域	研修・トレーニング	
現状	社会福祉法人に里親等委託業務を委託し、リクルート、マッチング、訪問相談支援を実施している。児童養護施設、児童心理療育施設、里親支援会を里親等委託機関として指定している。	県内2児童相談センターについては、それぞれの児童相談センター(児童相談センター)が中心となり、児童相談センター間の連携が確保されている。児童相談センター間の連携が確保されている。	県内2児童相談センターについては、それぞれの児童相談センター(児童相談センター)が中心となり、児童相談センター間の連携が確保されている。児童相談センター間の連携が確保されている。	県内2児童相談センターについては、それぞれの児童相談センター(児童相談センター)が中心となり、児童相談センター間の連携が確保されている。児童相談センター間の連携が確保されている。	【実績】 (令和5年度) 登録里親数 194世帯 委託里親数 66世帯 ファミリーホーム 14か所 (今後の目標) 登録里親数 261世帯 委託里親数 89世帯 ファミリーホーム 14か所 (令和6年度) 登録里親数 280世帯 委託里親数 98世帯 ファミリーホーム 14か所 (令和7年度) 登録里親数 328世帯 委託里親数 112世帯 ファミリーホーム 14か所
今後の取組	包括的な里親等委託業務(フォスタリング業務)の実施体制を早期に構築し、里親が子どもに養育の責任を負うために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化していく。 児童養護施設等との連携強化を図る。児童養護施設等との連携強化を図る。	令和3年度から、里親等委託業務の委託先を拡大し、里親委託が円滑に行われるよう、里親支援を強化していく。 児童養護施設等との連携強化を図る。児童養護施設等との連携強化を図る。	令和3年度から、里親等委託業務の委託先を拡大し、里親委託が円滑に行われるよう、里親支援を強化していく。 児童養護施設等との連携強化を図る。児童養護施設等との連携強化を図る。	令和3年度から、里親等委託業務の委託先を拡大し、里親委託が円滑に行われるよう、里親支援を強化していく。 児童養護施設等との連携強化を図る。児童養護施設等との連携強化を図る。	特別養子縁組支援の取組 児童相談センターにおいて、特別養子縁組を前提とした養育相談があった場合、養育相談窓口への委託を積極的に進めている。養育相談窓口への委託を積極的に進めている。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【京都府】

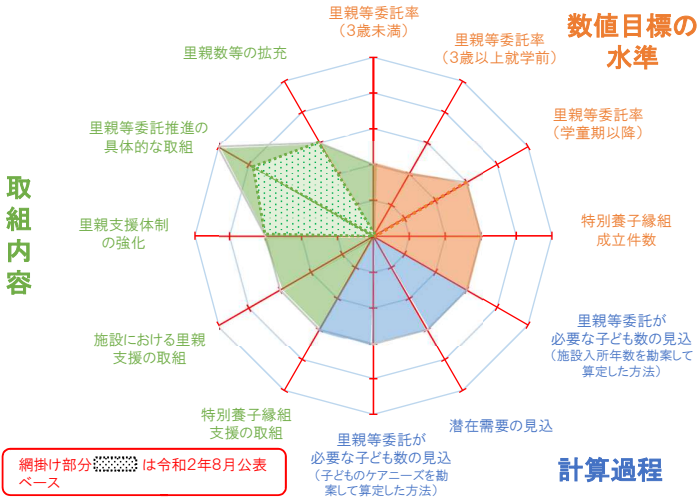
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの数 の見込み方 (※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体 (人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	算式1	△
代替養育を必要とする子ども数 (人)	28人	39人	223人	30人	30人	240人	30人	30人	240人	30人	30人	240人		算式2	△
里親等委託が必要な子ども数 (人)	—	—	—	8人	8人	60人	10人	10人	70人	12人	12人	80人		(注)子ども数のケアニーズを勘案して算出した方法	○
里親等委託子ども数 (人)	2人	4人	37人	—	—	—	—	—	—	—	—				
里親等委託率 (%)	7.1%	10.3%	16.6%	26.7%	26.7%	25.0%	33.3%	33.3%	29.2%	40.0%	40.0%	33.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	1件			増加見込み			増加見込み			増加見込み					

(※1)潜在的な需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)  
5年目(令和6年度末)・・・26.7%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親委託体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホーム所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・平成27年度から、家庭支援総合センターに里親委託推進チームを設置し、各児童福祉所の里親待望児童福祉司、京都府内の乳児院及び児童養護施設に配置した3名の里親支援専門相談員と協働しながら里親支援を強化している。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 112世帯 委託里親数 29世帯 ファミリーホーム 13所 (今後の目標) 登録里親数 増加見込み 委託里親数 増加見込み ファミリーホーム 増加見込み
	研修 トレーニング	・市町村と連携し研修事業の実施。 家庭生活上の課題や一時保護委託を機能的に活用し、未来に託した児童の成長の信頼や養育に対するイメージづくりを図る。	増加見込み 増加見込み
	マッチング	・退去や学校の休業期間に、施設入所児童が家庭生活を体験する家庭生活体験事業の普及を図り、児童の自立支援及び健全育成を図る。	増加見込み
	特別養子縁組支援の取組		
今後の取組	訪問 相談支援	・里親支援専門相談員を乳児院及び児童養護施設に計画的に配置し、里親支援専門相談員と児童相談所が連携して、里親待望児童からの養育相談受付等の里親への支援を推進する。	増加見込み 増加見込み
	施設における 里親支援 の取組等	・里親支援専門相談員が施設児童に対して、ホームステイ里親へのマッチング(家庭生活体験事業)。 里親支援専門相談員は委託里親への家庭訪問や電話・メール連絡(定期的な見守りや緊急時の対応)児童福祉司との連携を図りながらの里親支援など、施設と里親の連携強化に役割を担っている。	増加見込み 増加見込み
	特別養子縁組支援の取組	・里親等委託が必要な子ども数(子どもケアニーズを勘案して算出した方法)	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【大阪府】

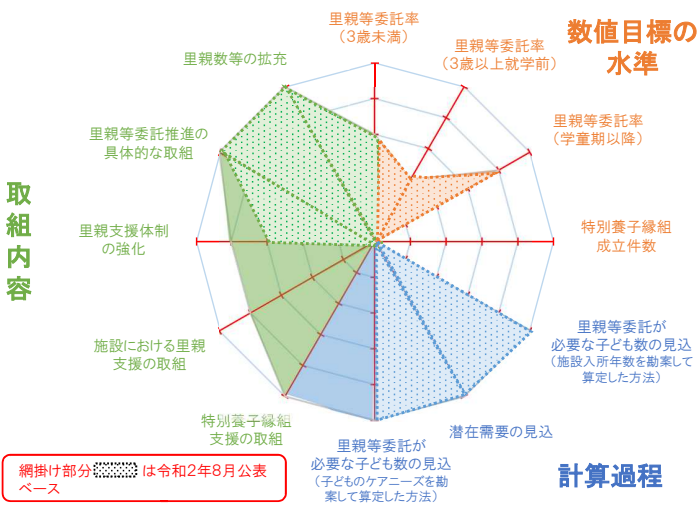
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の 見込み方 (※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体 (人)	—	—	—	114,692人	124,378人	568,053人	113,127人	122,680人	560,300人	110,847人	120,208人	549,009人	×	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数 (人)	1,381人			165人	198人	1,066人	164人	197人	1,062人	163人	196人	1,056人		算式2	○
里親等委託が必要な子ども数 (人)	—	—	—	119人	106人	512人	119人	105人	510人	118人	105人	507人		(注)子ども数のケアニーズを勘案して算出した方法	○
里親等委託子ども数 (人)	161人			377人						590人					
里親等委託率 (%)	11.6%			47.0%	28.0%	24.0%	—	—	—	64.0%	44.0%	38.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	11件 (普通養子縁組含む)			—			—			—					

(※1)潜在的な需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)  
5年目(令和6年度末)・・・47.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親委託体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホーム所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・里親会、フォスタリング機関、里親支援専門相談員、市町村等と連携し、広く効果的な広報啓発活動を実施。 ・B型フォスタリング機関の取組の推進に向け、実績に応じた加算制度の実施。 ・母子縁組待望児童の紹介(紹介)や施設・保護施設等向け学習会や子育て支援センター等を実施する。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 256世帯 委託里親数 107世帯 ファミリーホーム 13所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 増加なし 委託里親数 増加なし ファミリーホーム 増加なし
	研修 トレーニング	・A型フォスタリング機関に加え、B型フォスタリング機関の持つ専門性や実務知識、活用を活発に研修を実施。 ・経験豊富な実務経験者に対して専門里親に向けた研修を実施。	増加なし 増加なし
	マッチング	・新規措置時における積極的な里親等委託を検討。 ・乳児院入所児童の里親への早期措置実施(アセスメント)の実施。 ・市町村において待望児童に対して里親待望児童の紹介(紹介)や施設・保護施設等向け学習会や子育て支援センターにおいて保護者など向け説明会を行うための職員研修を実施。 ・里親委託待望児童のアセスメントツールを活用して家庭センター等での里親待望児童とのマッチング。 ・未委託の里親待望児童の状況把握及びアセスメントの実施。	増加なし 増加なし
	特別養子縁組支援の取組		
今後の取組	訪問 相談支援	・委託中の里親への訪問相談等の強化や、必要に応じた「ペアレント・ヘルプ」の活用。 ・安全確認チェックリスト等の活用により委託児童の年齢や発達に応じた安全配慮を検討。	増加なし 増加なし
	施設における 里親支援 の取組等	・里親支援専門相談員が施設児童に対してフォスタリング機関として指定。 ・令和元年度に特別養子縁組制度改正に伴う児童相談所の対応後継者ワークショップを立ち上げ、事例の検討や課題の整理等を行った。(令和元年度7月、令和2年8月3回実施)	増加なし 増加なし
	特別養子縁組支援の取組	・里親等委託が必要な子ども数(子どもケアニーズを勘案して算出した方法)	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【兵庫県】

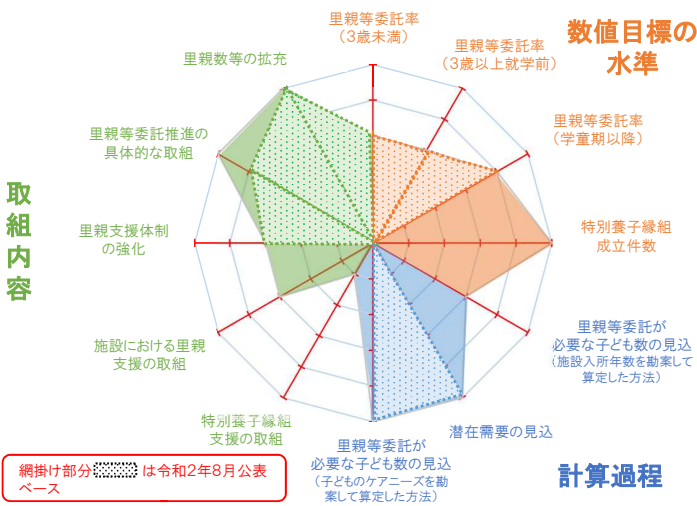
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 × (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式2 ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	614,948人			548,301人			-			513,504人			○		
代替養育を必要とする子ども数(人)	104人	203人	896人	104人	203人	896人	104人	203人	896人	104人	203人	896人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	14人	33人	166人	39人	66人	306人	46人	77人	353人	58人	95人	422人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	14人	33人	166人	39人	66人	306人	46人	77人	353人	58人	95人	422人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	19.2%			37.5%			32.5%			47.1%				算式1・2 以外	×
特別養子縁組の成立件数	9件			31件			-			-					

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・74.9%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	里親支援体制(フォスタリング体制)	平成27年度から各子ども家庭センターに家庭養育推進員を配置し、里親制度の普及周知や新規里親の育成等に努めている。一連のフォスタリング業務については、このまま継続して実施している。	(実績) (令和5年度) 登録里親数 403世帯 委託里親数 134世帯 ファミリーホーム 11か所 (令和6年度) 登録里親数 628世帯 委託里親数 244世帯 ファミリーホーム 12か所 (令和5年度末) 登録里親数 718世帯 委託里親数 290世帯 ファミリーホーム 12か所 (令和11年度末) 登録里親数 849世帯 委託里親数 357世帯 ファミリーホーム 12か所
	広報	一般市民向けの啓発・広報のほか、児童家庭支援センターにおいて、各種研修や関係機関とのネットワークを活用して、子ども家庭センターと連携し、里親制度普及研修会、地区里親研修、交流会、広報活動などを実施。	
	研修	里親(候補者を含む)対象の研修業務を公益社団法人家庭養育推進協会に委託し、未委託里親へのトレーニング等の各種研修を実施するなど、里親のスキルアップを図り、適切な子どもの養育が実現できる里親を育成し、里親委託に結びつける里親数の増加を目指す。	
	マッチング	里親支援専門相談員を全ての児童養護施設及び乳幼児に配置し、施設入所児童の里親委託を推進。児童養護施設・乳幼児の設備として、親子訓練室等の整備を行うことで家庭環境に即した「アセスメント」や支援を拡充するとともに、里親委託を目指す児童の里親マッチングの場として活用する。	
今後の取組	訪問相談支援	里親支援専門相談員を全ての児童養護施設及び乳幼児に配置し、里親支援専門相談員を通じて里親登録につながる候補者のリクルート、委託後の里親家庭への訪問相談支援を実施する。里親会で実施する里親研修等を活用し、定期的な里親同士の相互交流の場を設け、情報交換を図る。	「里親-養子縁組推進会議」を設置し、思わぬ状況や事故発生時迅速な対応を促す。併せて、里親や特別養子縁組を希望する里親や養育施設との連携を図る。里親会での里親研修等を活用し、定期的な里親同士の相互交流の場を設け、情報交換を図る。
	施設における里親支援の取組	里親支援専門相談員もフォスタリング期間の一つとして、管内での里親の新規育成、実習に併せての助言及びアセスメント、委託後の個別支援を行っている。	特別養子縁組支援の取組
			特別養子縁組支援の取組

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【奈良県】

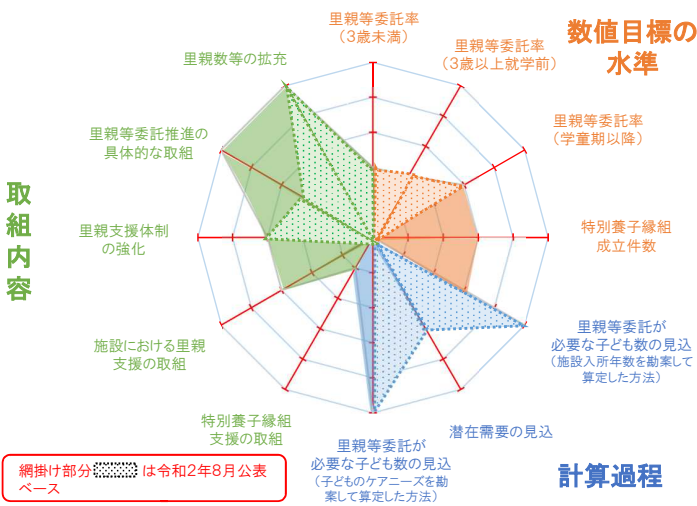
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 ○ (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式2 ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	199,558人			-			-			-			○		
代替養育を必要とする子ども数(人)	333人			33人			45人			228人				(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	58人			9人			9人			58人				算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-			-			-			-				(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	17.4%			27.0%			20.0%			31.0%				算式1・2 以外	×
特別養子縁組の成立件数	2件			-			-			-					

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・27.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	里親支援体制(フォスタリング体制)	平成30年度より社会福祉法人へ里親支援事業を委託しており、前年度普及啓発事業、研修・トレーニング事業、訪問支援事業を実施している。	(実績) (令和5年度) 登録里親数 131世帯 委託里親数 35世帯 ファミリーホーム 5か所 (令和6年度) 登録里親数 142世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 5か所 (令和5年度末) 登録里親数 146世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 5か所 (令和11年度末) 登録里親数 161世帯 委託里親数 66世帯 ファミリーホーム 5か所
	広報	里親制度啓発パンフレット及びポスターを作成し、里親月間に合わせて駅、大学の学食(1箇所)等で配布を実施。里親制度啓発ポスター(10箇所)掲示。里親制度啓発パンフレット、ポスター、マスを作成し、県内市町村及びひょうねーに配布。会場での里親制度説明会は、個別での説明も実施。	
	研修	基礎・登録前研修4回開催(研修者766名、実習者746名) 更新研修3回開催(研修者739名) 里親トレーニング講座3回開催(研修者136名)	
	マッチング	里親登録前調査(初回調査、家庭訪問調査、次格調査等) 里親家庭への訪問(フォスタリング期間との連携) 児童養護施設とのマッチング(訪問調査、電話調査による意向確認等)	
今後の取組	訪問相談支援	里親家庭への訪問、里親委託児童への心理カウンセリング実施。里親委託児童の悩み相談支援。里親委託児童の「里親」の育成。	特別養子縁組支援の取組
	施設における里親支援の取組	里親支援専門相談員が里親家庭訪問、メールでの相談・助言、里親制度説明会、各種研修への講師としての参加、里親会への行事参加、おしゃべり広場への参加、大学等での広報を実施。	特別養子縁組支援の取組
			平成30年度から養子縁組期間内からせん種間支援事業を実施し、障害児や医療的ケア児等特別な支援を必要とする子どもを対象としたケアチームを立ち上げ、成立後の支援を実施。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【和歌山県】

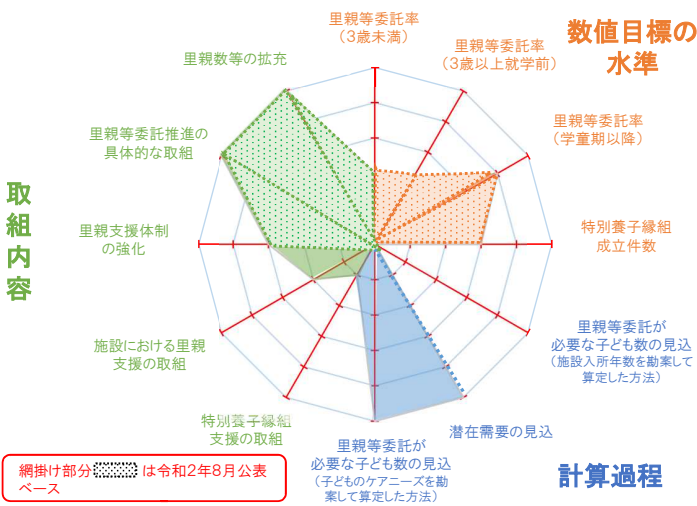
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	19,412人	28,499人	90,293人	19,402人	27,923人	82,494人	19,030人	27,503人	80,881人	18,405人	26,724人	79,177人	○		算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	36人	84人	309人	35人	82人	302人	35人	82人	301人	35人	82人	301人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	20人	39人	130人	12人	27人	93人	15人	32人	106人	20人	39人	127人		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	3人	16人	58人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		○
里親等委託率(%)	8.3%	19.0%	18.8%	32.0%	32.7%	30.5%	41.4%	38.2%	35.1%	55.6%	46.4%	42.1%		算式1・2以外	×	
特別養子縁組の成立件数	4件			6件			-			6件						

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・64.6%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親委託体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数 (実績) (令和元年度) 登録里親数 138世帯 委託里親数 39世帯 ファミリーホーム 49所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 198世帯 委託里親数 70世帯 ファミリーホーム 6か所 (令和11年度末) 登録里親数 228世帯 委託里親数 85世帯 ファミリーホーム 66所 (令和11年度末) 登録里親数 270世帯 委託里親数 108世帯 ファミリーホーム 66所
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルード	・里親制度への周知の徹底、社会全体で里親家庭を支える意識の醸成を図るため、テレビ、ラジオ、広報誌、SNSなどの活用と併せて、里親支援機関、市町村、里親会など連携し、広く認知を図る。 ・里親制度の理解を深め、里親支援機関において、県内各地で里親制度説明会を開催する。また、各種団体・企業などに対して、里親制度の事前講座を開催して実施する。	
	研修 トレーニング	・里親等の養育技術の習熟度に応じた研修や乳児院、児童養護施設等での実践、里親サロなど里親同士の交流機会を通して里親等の養育力の向上を図る。 ・未委託児童のリーディングの場となる施設入所児童家庭生体数事案などの活用を推進し、里親の児童が交流できる場を確保する。また、未委託里親が委託を受けるために必要な養育経験の蓄積、受託後援の向上につなげる。	
	マッチング	・里親等委託に当たっては、候補者に対し、児童相談所の児童福祉司等が里親制度について丁寧な説明を行い、里親等委託の同意を得よう努める。	
	訪問 相談支援	・里親等委託をより一層進めたい、全ての児童養護施設において里親支援専門相談員配置を促進する。	
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・フォスタリング機能と連携し、普及啓発活動や研修の実施、委託後援など里親に対する相談支援や里親登録研修における実習機関連して取り組んでいる。	
今後の取組	訪問 相談支援	・里親、施設(里親支援専門相談員)、フォスタリング機能)による訪問や相談対応等の支援を実施している。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・広報、普及啓発、自施設の里親委託推進、里親宅への児童養育のアフターフォロー、里親会の補助、施設がある地域の里親への支援を行っている。 ・里親支援機関を中心とし、里親会、乳児院や児童養護施設、児童相談所をはじめとする関係機関と連携を図り、里親等養育支援を実施する。	特別養子縁組支援の取組 ・実親との生活が今後も極めて難しい児童については、十分なアセスメントを行い、特別養子縁組が適当と判断される場合は、特別養子縁組の成立に向けてワークスを行っている。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【鳥取県】

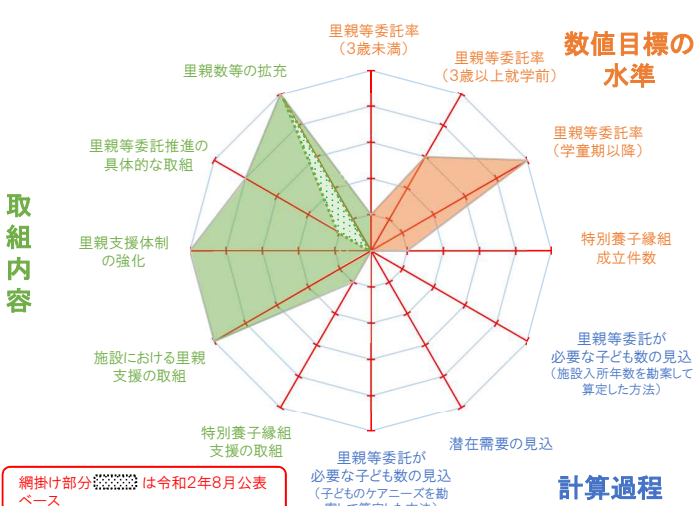
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	13,162人	18,247人	55,385人	12,177人	17,064人	51,115人	11,818人	16,573人	49,943人	11,451人	15,852人	48,139人	×		算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	23人	48人	181人	36人	51人	152人	35人	49人	149人	34人	47人	143人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	人	12人	50人	5人	20人	70人	11人	24人	76人	20人	28人	87人		算式2	×	
里親等委託子ども数(人)	人	12人	50人	5人	20人	70人	11人	24人	76人	20人	28人	87人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	0.0%	25.0%	27.6%	13.9%	39.2%	46.1%	31.4%	49.0%	51.0%	58.8%	59.6%	60.8%		算式1・2以外	△	○
特別養子縁組の成立件数	3件			2件			2件			2件						

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・32.6%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親委託体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数 (実績) (令和元年度) 登録里親数 105世帯 委託里親数 37世帯 ファミリーホーム 3か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 117世帯 委託里親数 41世帯 ファミリーホーム 4か所 (令和11年度) 登録里親数 142世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 66所
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルード	・里親制度の啓発物品の配布や講演会、説明会の参加者の中から里親に興味を持たれた方に対し、里親研修や登録を勧めている。	
	研修 トレーニング	・法定研修、他のスキルアップ研修、フォスタリングトレーニングプログラムを実施している。	
	マッチング	※具体的な記載なし	
	訪問 相談支援	里親、施設(里親支援専門相談員)、フォスタリング機能)による訪問や相談対応等の支援を実施している。	
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・広報、普及啓発、自施設の里親委託推進、里親宅への児童養育のアフターフォロー、里親会の補助、施設がある地域の里親への支援を行っている。 ・里親支援機関を中心とし、里親会、乳児院や児童養護施設、児童相談所をはじめとする関係機関と連携を図り、里親等養育支援を実施する。	特別養子縁組支援の取組 ・実親との生活が今後も極めて難しい児童については、十分なアセスメントを行い、特別養子縁組が適当と判断される場合は、特別養子縁組の成立に向けてワークスを行っている。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【島根県】

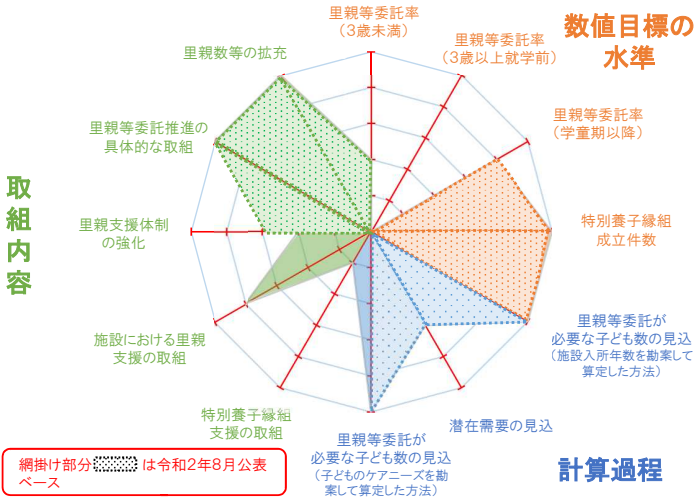
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	109,006人			103,156人			100,713人			96,621人				算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	20人	35人	120人	25人	39人	147人	24人	39人	144人	23人	37人	138人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△	算式2	○
里親等委託子ども数(人)	4人	6人	31人	9人	10人	49人	10人	10人	52人	12人	12人	55人		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法	○
里親等委託率(%)	20.0%	17.1%	25.8%	35.0%	—	33.0%	41.0%	—	36.0%	概ね50%以上	—	概ね40%以上		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	1件			6件			—			9件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・70.9%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



取組内容

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制(フォスターリング体制)		里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的取組	項目	具体的取組	
現状	広報リクルーター	・子育てに関係が深い関係者への里親制度の周知を図る。 ・市町村関係団体での啓発、街頭でのリーフレット配布。 ・福祉センターでの啓発、里親希望の発行、出前講座・体験発表会の開催。 ・里親希望者募集について、児童相談所が行う啓発と、外部に委託する事業者についての整理・検討をこれから行っていく。	広報リクルーター	・子育てに関係が深い関係者への里親制度の周知を図る。 ・市町村関係団体での啓発、街頭でのリーフレット配布。 ・福祉センターでの啓発、里親希望の発行、出前講座・体験発表会の開催。 ・里親希望者募集について、児童相談所が行う啓発と、外部に委託する事業者についての整理・検討をこれから行っていく。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 125世帯 委託里親数 38世帯 ファミリーホーム 22所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 148世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 34所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 178世帯 委託里親数 59世帯 ファミリーホーム 35所
	研修トレーニング	・児童相談所A型による基礎研修、登録前研修、更新研修の推進 ・フォスターリングなどの里親支援事業の受け入れとレスパイトの相互協力を進めていく。	研修トレーニング	・児童相談所A型による基礎研修、登録前研修、更新研修の推進 ・フォスターリングなどの里親支援事業の受け入れとレスパイトの相互協力を進めていく。	
	マッチング	・児童相談所中心で行ってきた里親支援事業を関係機関へ委託し、連携した支援体制の構築を図っていく。	マッチング	・児童相談所と関係機関による児童と里親のマッチング ・児童相談所と関係機関による児童と里親のマッチング ・児童相談所と関係機関による児童と里親のマッチング	特別養子縁組支援の取組
	訪問相談支援	・養育里親、親族里親、養子縁組里親、専門里親それぞれのニーズに応じたニーズに対するアプローチを行う。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	訪問相談支援	・養育里親、親族里親、養子縁組里親、専門里親それぞれのニーズに応じたニーズに対するアプローチを行う。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	
今後の取組	施設における里親支援の取組	・1中学校区1里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業「フォスターリング」の活用とレスパイトの活用を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	施設における里親支援の取組	・1中学校区1里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業「フォスターリング」の活用とレスパイトの活用を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	
	施設における里親支援の取組	・1中学校区1里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業「フォスターリング」の活用とレスパイトの活用を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	施設における里親支援の取組	・1中学校区1里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業「フォスターリング」の活用とレスパイトの活用を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【岡山県・岡山市】

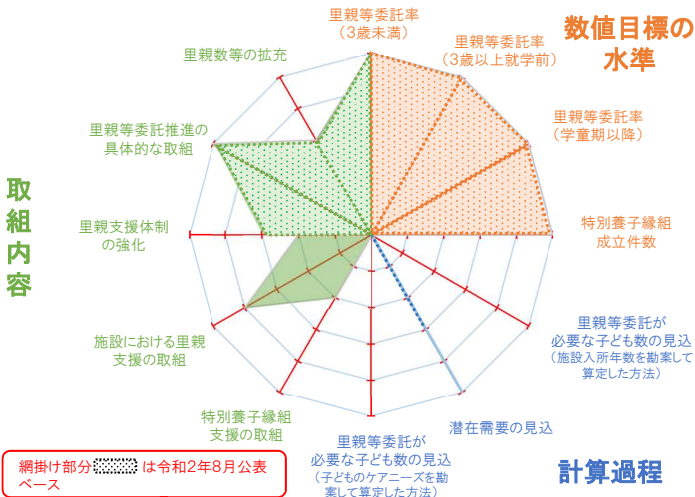
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値 採用
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	44,831人	45,885人	202,388人	41,061人	43,218人	192,313人	40,390人	41,782人	187,929人	39,847人	40,634人	180,696人		算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	40人	49人	365人	70人	74人	325人	69人	72人	317人	68人	69人	305人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	14人	15人	85人	53人	46人	89人	52人	54人	96人	51人	52人	105人	○	算式2	×
里親等委託子ども数(人)	14人	15人	85人	53人	46人	89人	52人	54人	96人	51人	52人	105人		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法	
里親等委託率(%)	35.0%	30.6%	23.3%	75.0%	62.0%	27.0%	75.0%	75.0%	30.0%	75.0%	75.0%	34.0%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	5件			15件			15件			15件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・80.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



取組内容

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制(フォスターリング体制)		里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
	項目	具体的取組	項目	具体的取組	
現状	広報リクルーター	・学校、企業を含む地域社会が、幅広く里親制度の理解を深めるとを目的とした説明会等、児童相談所とフォスターリング関係者、児童相談所と連携して関係者を募集する。また、地域イベントも積極的に参加し、里親制度の周知を図る。 ・保護士や教員等、地域で子どもに関わる専門職等と連携し、里親制度の周知を図る。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	広報リクルーター	・学校、企業を含む地域社会が、幅広く里親制度の理解を深めるとを目的とした説明会等、児童相談所とフォスターリング関係者、児童相談所と連携して関係者を募集する。また、地域イベントも積極的に参加し、里親制度の周知を図る。 ・保護士や教員等、地域で子どもに関わる専門職等と連携し、里親制度の周知を図る。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 221世帯 委託里親数 69世帯 ファミリーホーム 7か所 (今後の目標) 登録里親数 ※具体的な記載なし 委託里親数 ※具体的な記載なし
	研修トレーニング	・児童相談所A型による基礎研修、登録前研修、更新研修の推進 ・フォスターリングなどの里親支援事業の受け入れとレスパイトの相互協力を進めていく。	研修トレーニング	・児童相談所A型による基礎研修、登録前研修、更新研修の推進 ・フォスターリングなどの里親支援事業の受け入れとレスパイトの相互協力を進めていく。	
	マッチング	・児童相談所中心で行ってきた里親支援事業を関係機関へ委託し、連携した支援体制の構築を図っていく。	マッチング	・児童相談所と関係機関による児童と里親のマッチング ・児童相談所と関係機関による児童と里親のマッチング	特別養子縁組支援の取組
	訪問相談支援	・養育里親、親族里親、養子縁組里親、専門里親それぞれのニーズに応じたニーズに対するアプローチを行う。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	訪問相談支援	・養育里親、親族里親、養子縁組里親、専門里親それぞれのニーズに応じたニーズに対するアプローチを行う。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	
今後の取組	施設における里親支援の取組	・1中学校区1里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業「フォスターリング」の活用とレスパイトの活用を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	施設における里親支援の取組	・1中学校区1里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業「フォスターリング」の活用とレスパイトの活用を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	
	施設における里親支援の取組	・1中学校区1里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業「フォスターリング」の活用とレスパイトの活用を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	施設における里親支援の取組	・1中学校区1里親を目指し、市町村における子育て短期支援事業「フォスターリング」の活用とレスパイトの活用を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。 ・児童相談所と連携して里親支援事業の推進を図っていく。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【広島県・広島市】

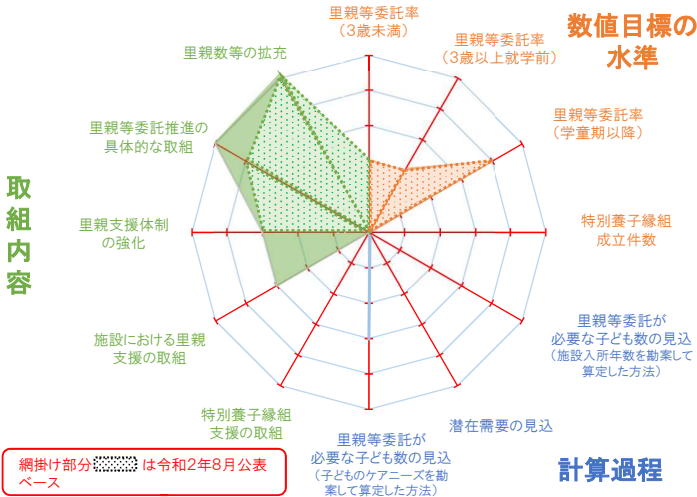
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 ×	算式2 △	算式1・2 以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	501,299人			474,427人			-			451,221人			×			
代替養育を必要とする子ども数(人)	61人	141人	646人	63人	148人	691人	-	-	-	60人	139人	658人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	16人	40人	188人	-	-	-	23人	54人	247人		×	△	○
里親等委託子ども数(人)	7人	21人	109人	16人	40人	188人	-	-	-	23人	54人	247人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	11.5%	15.0%	16.9%	29.0%	30.8%	30.8%	-	-	-	43.5%	44.0%	42.4%		×		
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-						

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※5年目(令和6年度末)……%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親委託推進施策		里親等ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
里親委託体制(フォスターリング体制)	広報リクルート	・里親制度の更なる普及・啓発を図り、里親について正しく理解されるよう取り組む。 ・里親希望者に対し、里親入門講座を開催し、先輩里親の体験談により里親の活動を具体的にイメージしてもらう。 ・個別相談の段階では、里親希望者の意向や家庭事情を聴取し、それに基づき里親の活動形態を具体的に勧告している。 ・令和2年10月には事業者を公募(プロボナール)にて選定し、シンポジウムを実施した。 ・里親推進月間に広島県と共催で啓発イベント等を実施。 ・イベントにブース出展(元年度)、FMラジオで、里親テーマに曲を作る企画(元年度)、養育中の里親へのインタビュー(2年度)を放送、フォスターリングチェンジプログラムの様子を紹介している。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 231世帯 委託里親数 50世帯 ファミリーホーム 8所  (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 310世帯 委託里親数 207世帯 ファミリーホーム 75所  (令和11年度) 登録里親数 405世帯 委託里親数 270世帯 ファミリーホーム 104所
研修	研修	・子どもを委託した里親に対する研修や支援を実施し、子供との養育関係の形成、養育の向上を図るとともに、市町や地域において里親を支える環境づくりを進める。 ・ショートステイや一時保護委託などにより、短期間、里親が子供を里親から取組む場合、地域の緊急支援チームへ支援を行う。	
マッピング	マッピング	・新生児里親委託の取組を推進し、将来にわたって里親のもとで暮らすことができない子供に対しては、特別養子縁組などによるパーマネントケアを最優先した支援を行う。 ・コロナ禍で乳児院との連携が困難になったこともあり、ベテラン里親の過程で未委託の里親のマッピングを実施した。 ・過去に里親からマッピングを継続することで委託につながる事業がある。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	訪問相談支援	・フォスターリングチェンジプログラムを実施。 ・里親交流会を年に1回~6回実施。 ・里親支援専門相談員と共に里親サロンを開催し、里親支援に協力を得ている。	様々な困難による相談には特別養子縁組を前提とした新生児委託をすすめていく。 ・施設・養育施設にて養育中に困難が生じたうえで養子縁組を進める。 ・今後、不妊治療専門の医療機関等で里親相談の提供を推進し、知見を共有しながら、乳児院・児童養護施設とより一層連携し、養育者との関係構築を伴った関係構築を進めていく。
施設における取組	施設における取組	・里親委託後の訪問同行や里親へのからい等に参加している。 ・年2回の委託推進会議への参加で課題を共有している。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【山口県】

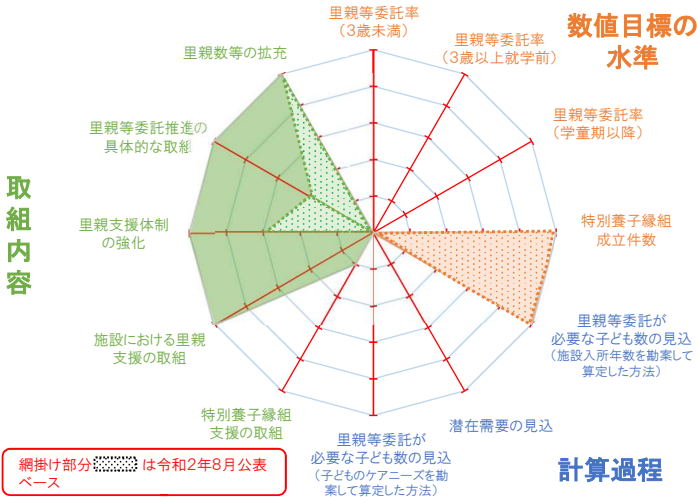
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの数の見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 ○	算式2 ×	算式1・2 以外
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	28,465人	30,615人	152,378人	25,580人	27,543人	141,709人	24,660人	26,559人	138,154人	23,746人	25,307人	131,425人	×			
代替養育を必要とする子ども数(人)	34人	50人	417人	467人	467人	467人	454人	454人	454人	433人	433人	433人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	4人	15人	83人	155人	155人	155人	-	-	-	-	-	195人		×		
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	11.8%	30.0%	19.9%	33.3%	33.3%	33.3%	-	-	-	45.0%	45.0%	45.0%		×		
特別養子縁組の成立件数	2件			4件			-			4件						

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※5年目(令和6年度末)……%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親委託推進施策		里親等ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
里親委託体制(フォスターリング体制)	広報リクルート	・啓発グッズ(該当啓発や研修等で配布するもの)の作成。 ・里親月間における啓発活動(広報掲載)の広告掲載による周知、HPでの里親家庭の紹介等) ・Facebookの開設。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 195世帯 委託里親数 45世帯 ファミリーホーム 75所  (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 200世帯 委託里親数 72世帯 ファミリーホーム 94所  (令和11年度) 登録里親数 220世帯 委託里親数 80世帯 ファミリーホーム 124所
研修	研修	・令和2年度から、フォスターリング機関による研修を実施。 ・令和2年度は、養育力向上を目的とした研修を県内6所で開催(子どもセンター開催含む) ・アドバイザーに指定しているベテラン里親を対象とした専門研修	
マッピング	マッピング	・児童相談所とフォスターリング機関がマッピングのやりとりをし、その内容を専用LANで里親支援専門相談員ら関係者と共有している。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	訪問相談支援	・里親養育支援児童福祉司を配置するなど、里親委託体制の強化を図る。 ・個別ケースの支援など関係機関との適切な役割分担のもと、きめ細やかな里親支援を行う。	
施設における取組	施設における取組	・令和2年度中に県下の中核機関に里親支援専門相談員を配置し、乳児院において乳幼児を養育できる里親を養成するための研修を開催。 ・近年、受託事例がない里親を対象に、児童養護施設において里親養育を実施。 ・里親支援専門相談員は、施設入所児童の里親委託の推進、退所児童(里親委託解除児童含む)のアフターケア、地域支援としての里親支援(専門的相談機関)を担う。 ・里親会の活動に対し、里親会との交流や研修などの活動を行った支援を行う。	児童相談所等特別養子縁組が適当なケースについて、縁組を推進(令和元年度:2件、令和2年度:1件) ・養子縁組あせん機関におけるモデル事業に対し縁組(令和元年度:1件、令和2年度:0件)

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【徳島県】

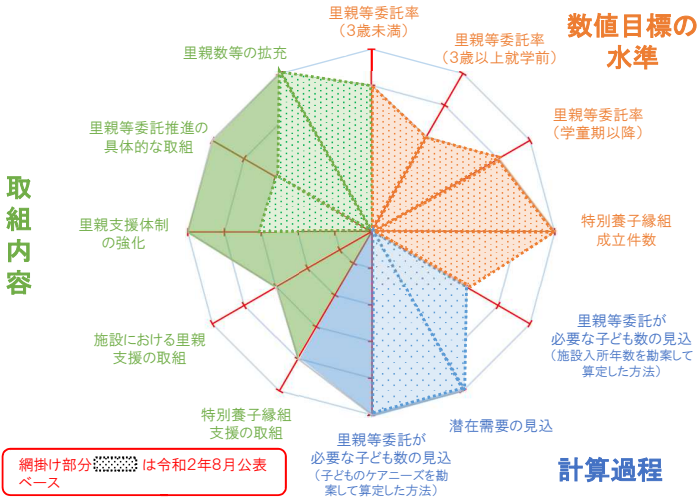
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	15,197人	21,098人	65,048人	13,784人	19,136人	58,999人	13,326人	18,501人	57,040人	12,640人	17,548人	54,102人	〇		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	29人	37人	207人	30人	40人	225人	28人	39人	222人	28人	38人	218人	〇	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	6人	4人	25人	17人	22人	96人	-	-	-	17人	21人	93人	〇	算式2	〇
里親等委託子ども数(人)	6人	4人	25人	18人	17人	62人	17人	21人	75人	17人	21人	93人	〇	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	〇
里親等委託率(%)	20.7%	10.8%	12.1%	60.0%	42.5%	27.6%	60.0%	55.0%	33.7%	60.0%	55.0%	43.0%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	1件			5件			-			-					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
 ○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
 △:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
 ×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
 5年目(令和6年度末)・・・78.2%  
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制(フォスターリング体制)		里親委託推進施策		里親数(ファミリーホーム)が所数
	項目	具体的な取組	項目	具体的な取組	
現状	・令和2年4月1日時点では、「子ども家庭支援センター(ひかり)」をフォスターリング機関としている。	・各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なアウトリーチ活動を行うことが出来る体制を構築し、里親登録数増加を図る。 ・フォーラムの実施や地域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、一般の方に対する認知啓発を推進し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 ・商業施設や実業が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パブリックコメントの受付等、里親月間に市町村広報誌や新聞への里親記事掲載、ラジオ	・各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なアウトリーチ活動を行うことが出来る体制を構築し、里親登録数増加を図る。 ・フォーラムの実施や地域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、一般の方に対する認知啓発を推進し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 ・商業施設や実業が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パブリックコメントの受付等、里親月間に市町村広報誌や新聞への里親記事掲載、ラジオ	・各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なアウトリーチ活動を行うことが出来る体制を構築し、里親登録数増加を図る。 ・フォーラムの実施や地域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、一般の方に対する認知啓発を推進し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 ・商業施設や実業が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パブリックコメントの受付等、里親月間に市町村広報誌や新聞への里親記事掲載、ラジオ	(令和元年度)登録里親数 66世帯 ファミリーホーム 2か所 (令和5年度)登録里親数 144世帯 ファミリーホーム 3か所 (令和11年度)登録里親数 197世帯 ファミリーホーム 5か所
今後の取組	・里親支援を包括的に、里親委託を推進するため、次の体制整備を行い、県内全域のフォスターリング体制の構築を行う。 ①リクルーから研修、里親と子どものマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的にフォスターリング機関の設置 ②全児童養育施設における里親支援専門員の配置 ③全児童養育施設への里親支援専門員の配置 ④関係ごとに里親支援の拠点となる児童養育施設を指定	・里親支援を包括的に、里親委託を推進するため、次の体制整備を行い、県内全域のフォスターリング体制の構築を行う。 ①リクルーから研修、里親と子どものマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的にフォスターリング機関の設置 ②全児童養育施設における里親支援専門員の配置 ③全児童養育施設への里親支援専門員の配置 ④関係ごとに里親支援の拠点となる児童養育施設を指定	・里親支援を包括的に、里親委託を推進するため、次の体制整備を行い、県内全域のフォスターリング体制の構築を行う。 ①リクルーから研修、里親と子どものマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的にフォスターリング機関の設置 ②全児童養育施設における里親支援専門員の配置 ③全児童養育施設への里親支援専門員の配置 ④関係ごとに里親支援の拠点となる児童養育施設を指定	・里親支援を包括的に、里親委託を推進するため、次の体制整備を行い、県内全域のフォスターリング体制の構築を行う。 ①リクルーから研修、里親と子どものマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的にフォスターリング機関の設置 ②全児童養育施設における里親支援専門員の配置 ③全児童養育施設への里親支援専門員の配置 ④関係ごとに里親支援の拠点となる児童養育施設を指定	・里親支援を包括的に、里親委託を推進するため、次の体制整備を行い、県内全域のフォスターリング体制の構築を行う。 ①リクルーから研修、里親と子どものマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的にフォスターリング機関の設置 ②全児童養育施設における里親支援専門員の配置 ③全児童養育施設への里親支援専門員の配置 ④関係ごとに里親支援の拠点となる児童養育施設を指定

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【香川県】

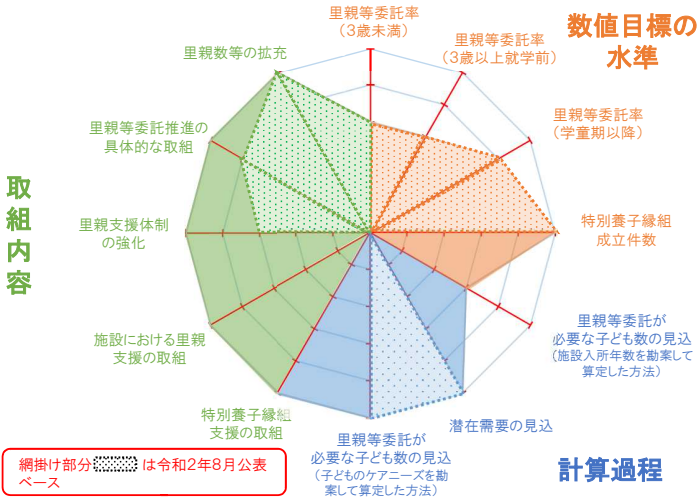
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	163,605人			150,537人			146,181人			139,647人			〇		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	24人	23人	127人	199人			200人			24人	31人	145人	〇	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	7人	8人	30人	13人	12人	45人	-	-	-	17人	22人	58人	〇	算式2	〇
里親等委託子ども数(人)	7人	8人	30人	13人	12人	45人	-	-	-	17人	22人	58人	〇	(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	〇
里親等委託率(%)	29.2%	34.8%	23.6%	51.7%	39.8%	30.6%	40.5%	40.0%	40.0%	70.0%	70.0%	40.0%		算式1・2以外	-
特別養子縁組の成立件数	0件			4件			-			8件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
 ○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
 △:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
 ×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
 5年目(令和6年度末)・・・73.3%  
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制(フォスターリング体制)		里親委託推進施策		里親数(ファミリーホーム)が所数
	項目	具体的な取組	項目	具体的な取組	
現状	・児童養育施設を中心として、里親委託を推進するための体制整備を図る。里親と子どものマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的にフォスターリング機関の設置 ・全児童養育施設における里親支援専門員の配置 ・全児童養育施設への里親支援専門員の配置 ・関係ごとに里親支援の拠点となる児童養育施設を指定	・児童養育施設を中心として、里親委託を推進するための体制整備を図る。里親と子どものマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的にフォスターリング機関の設置 ・全児童養育施設における里親支援専門員の配置 ・全児童養育施設への里親支援専門員の配置 ・関係ごとに里親支援の拠点となる児童養育施設を指定	・各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なアウトリーチ活動を行うことが出来る体制を構築し、里親登録数増加を図る。 ・フォーラムの実施や地域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、一般の方に対する認知啓発を推進し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 ・商業施設や実業が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パブリックコメントの受付等、里親月間に市町村広報誌や新聞への里親記事掲載、ラジオ	・各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なアウトリーチ活動を行うことが出来る体制を構築し、里親登録数増加を図る。 ・フォーラムの実施や地域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、一般の方に対する認知啓発を推進し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 ・商業施設や実業が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パブリックコメントの受付等、里親月間に市町村広報誌や新聞への里親記事掲載、ラジオ	(令和元年度)登録里親数 65世帯 ファミリーホーム 1か所 (令和5年度)登録里親数 87世帯 ファミリーホーム 2か所 (令和11年度)登録里親数 112世帯 ファミリーホーム 6か所
今後の取組	・児童養育施設を中心として、里親委託を推進するための体制整備を図る。里親と子どものマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的にフォスターリング機関の設置 ・全児童養育施設における里親支援専門員の配置 ・全児童養育施設への里親支援専門員の配置 ・関係ごとに里親支援の拠点となる児童養育施設を指定	・児童養育施設を中心として、里親委託を推進するための体制整備を図る。里親と子どものマッチング、委託後の支援まで一貫して里親支援を包括的にフォスターリング機関の設置 ・全児童養育施設における里親支援専門員の配置 ・全児童養育施設への里親支援専門員の配置 ・関係ごとに里親支援の拠点となる児童養育施設を指定	・各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なアウトリーチ活動を行うことが出来る体制を構築し、里親登録数増加を図る。 ・フォーラムの実施や地域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、一般の方に対する認知啓発を推進し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 ・商業施設や実業が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パブリックコメントの受付等、里親月間に市町村広報誌や新聞への里親記事掲載、ラジオ	・各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なアウトリーチ活動を行うことが出来る体制を構築し、里親登録数増加を図る。 ・フォーラムの実施や地域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、一般の方に対する認知啓発を推進し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 ・商業施設や実業が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パブリックコメントの受付等、里親月間に市町村広報誌や新聞への里親記事掲載、ラジオ	・各関係機関と里親会が連携しながら里親制度の普及啓発を図り、積極的なアウトリーチ活動を行うことが出来る体制を構築し、里親登録数増加を図る。 ・フォーラムの実施や地域毎の定期的な里親制度説明会の実施等、一般の方に対する認知啓発を推進し、里親制度の正しい理解の促進を図る。 ・商業施設や実業が実施するイベントでのチラシやグッズ配布、パブリックコメントの受付等、里親月間に市町村広報誌や新聞への里親記事掲載、ラジオ

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【愛媛県】

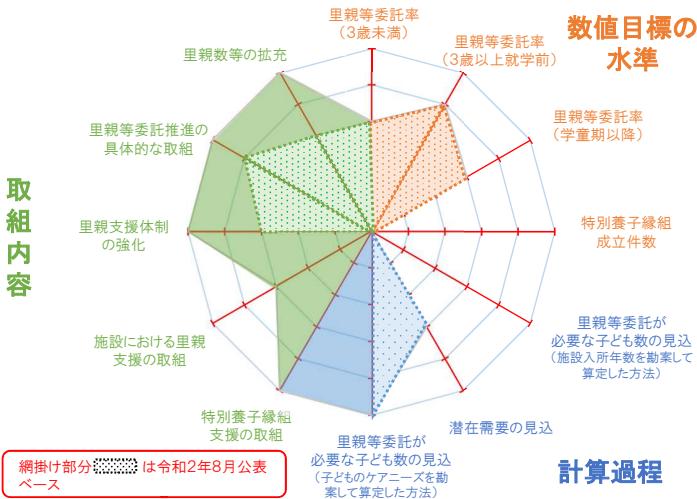
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 × (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式2 ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	28,643人	31,646人	140,947人	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
代替養育を必要とする子ども数(人)	43人	57人	378人	50人	61人	418人	50人	61人	418人	50人	61人	418人			
里親等委託が必要な子ども数(人)	5人	14人	68人	24人	31人	106人	28人	37人	119人	36人	47人	139人			
里親等委託子ども数(人)	5人	14人	68人	24人	31人	106人	28人	37人	119人	36人	47人	139人			
里親等委託率(%)	12.0%	24.6%	18.0%	48.0%	50.8%	25.4%	56.0%	60.7%	28.5%	72.0%	77.0%	33.3%			
特別養子縁組の成立件数	3件			-			-			-					

(※1)潜在的な需要の有無の見方  
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
 5年目(令和6年度末)……%  
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進		里親等委託ファミリーホームが所収
	項目	具体的な取組	
里親支援体制(フォスタリング体制)	フォスタリング業務については、要保護児童協議会、児童相談所、施設等が連携しながら、里親支援に努めている。	新たに代替養育を必要とする子どもにも、可能な限り小学校等の生活環境を維持したまま対応できるよう、将来的には全中学校区に里親登録を応じた上で自治体自ら、これまで代替養育が必要な子どもが少なかった地域を重点的に、効率的な里親のグループや支援体制の創設を研究する。	(実績) (令和10年度末) 登録里親数 172世帯 委託里親数 34世帯 ファミリーホーム 12箇所
広域リクルート	県庁2年度は県内の2大学で里親研修、特別授業を実施。 令和2年度は3市町で講演会、1大学で特別授業、1病院で医師等の関係者を交えて、里親の魅力を伝える。	「里親の活動」に「里親の経験や子育て世代のニーズ」に応じた支援等の活動を行うための支援を検討する。 令和3年度からのショートステイ事業の実施を見込んだ希望者の優先的にしに向けて準備。	(今後の目標) (令和10年度末) 登録里親数 293世帯 委託里親数 102世帯 ファミリーホーム 14箇所
研修・トレーニング	里親会の活動に対し、里親の経験や子育て世代のニーズに応じた支援等の活動を行うための支援を検討する。 令和3年度からのショートステイ事業の実施を見込んだ希望者の優先的にしに向けて準備。	児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。	(令和11年度末) 登録里親数 413世帯 委託里親数 144世帯 ファミリーホーム 14箇所
マッチング	里親支援のフォスタリング業務の実施については、児童相談所を中心に担っているが、里親のグループやネットワーク、研修、委託中の里親支援、措置解除後の支援等の各場面で、施設及び里親会といった複数の資源を活用し、連携を強化して支援の充実を図っていく。	児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。	特別養子縁組支援の取組
訪問相談支援	具体的には、乳幼児、児童養育施設を里親のグループ、マッチング、養育支援も担う地域の代替養育の拠点と位置付け、児童相談所や児童養育施設との連携強化を図っていく。	乳幼児の積極的な里親委託の推進については、養育経験のない里親委託希望者への里親委託の推進、児童相談所との連携強化を図っていく。また、児童相談所との連携強化を図っていく。	新生児里親委託の積極的な推進、乳幼児からの里親委託の推進、新生児里親委託の推進、令和10年度末に22件成立している。
施設における里親支援の取組	フォスタリング業務の展開への取組については、県内の関係機関の活用、里親支援の充実の状況を踏まえて将来的に検討。	里親委託希望者に対する個別の相談事例についてマッチングを行う。児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。	県内の病院との連携、ドクター(産婦人科、小児科)と看護師がチームを構成。

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【高知県】

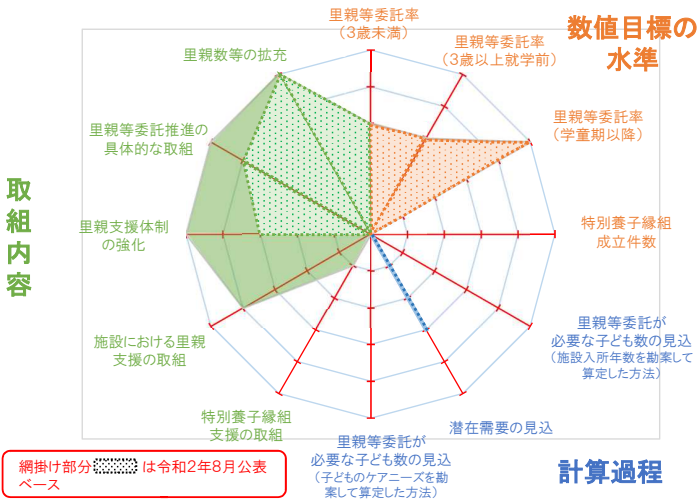
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的な需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 × (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式2 × (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
代替養育を必要とする子ども数(人)	25人	44人	295人	51人	50人	419人	-	-	-	57人	62人	392人			
里親等委託が必要な子ども数(人)	5人	14人	50人	21人	21人	149人	-	-	-	37人	38人	191人			
里親等委託子ども数(人)	5人	14人	50人	21人	21人	149人	-	-	-	37人	38人	191人			
里親等委託率(%)	20.0%	31.8%	16.9%	40.0%	40.0%	35.0%	-	-	-	65.0%	60.0%	50.0%			
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-					

(※1)潜在的な需要の有無の見方  
 ○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
 △:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
 ×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
 5年目(令和6年度末)……%  
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進		里親等委託ファミリーホームが所収
	項目	具体的な取組	
里親支援体制(フォスタリング体制)	フォスタリング業務のうち「里親のリクルート」及び「マッチング」は、登録、登録後及び委託後における里親に対する3つの業務については、児童の社会福祉課へ委託している。	里親委託を必要とする子どもに対して十分な里親家庭等の確保を進める。 里親委託希望者への里親委託の推進、児童相談所との連携強化を図っていく。	(実績) (令和10年度末) 登録里親数 90世帯 委託里親数 53世帯 ファミリーホーム 3箇所
広域リクルート	里親委託を必要とする子どもに対して十分な里親家庭等の確保を進める。 里親委託希望者への里親委託の推進、児童相談所との連携強化を図っていく。	児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。	(今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 183世帯 委託里親数 138世帯 ファミリーホーム 6箇所
研修・トレーニング	里親委託を必要とする子どもに対して十分な里親家庭等の確保を進める。 里親委託希望者への里親委託の推進、児童相談所との連携強化を図っていく。	児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。	(令和11年度末) 登録里親数 287世帯 委託里親数 188世帯 ファミリーホーム 8箇所
マッチング	里親委託を必要とする子どもに対して十分な里親家庭等の確保を進める。 里親委託希望者への里親委託の推進、児童相談所との連携強化を図っていく。	児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。	特別養子縁組支援の取組
訪問相談支援	里親委託を必要とする子どもに対して十分な里親家庭等の確保を進める。 里親委託希望者への里親委託の推進、児童相談所との連携強化を図っていく。	児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。	対象となる子どもへの個別の活用ができるよう、新生児の受け入れが可能な里親の確保や制度の活用が円滑に行う。
施設における里親支援の取組	里親委託を必要とする子どもに対して十分な里親家庭等の確保を進める。 里親委託希望者への里親委託の推進、児童相談所との連携強化を図っていく。	児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。児童福祉司が担当する個別の相談事例についてマッチングを行う。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース



# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福岡県】

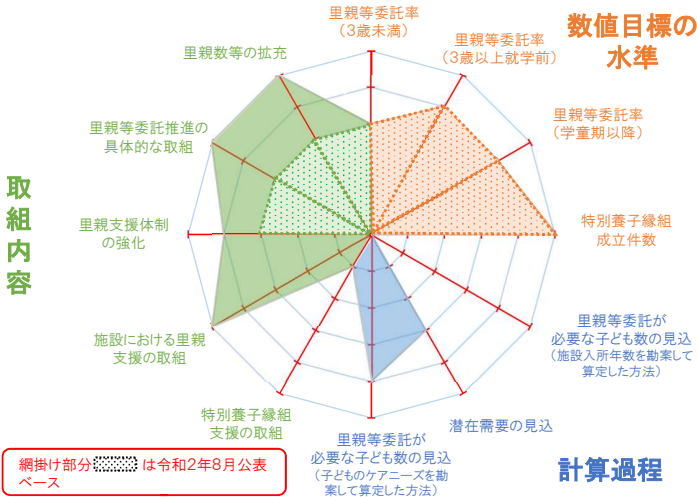
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	71人	111人	505人	63人	96人	493人	61人	96人	483人	61人	96人	468人		算式2	△
里親等委託が必要な子ども数(人)	7人	18人	117人	33人	45人	149人	37人	58人	164人	37人	58人	196人		算式1・2以外	○
里親等委託子ども数(人)	7人	18人	117人	33人	45人	149人	37人	58人	164人	37人	58人	196人			
里親等委託率(%)	9.9%	16.2%	23.2%	52.4%	46.9%	30.2%	60.7%	60.4%	34.0%	60.7%	60.4%	41.9%			
特別養子縁組の成立件数	4件			8件			-			-					

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・69.1%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親等委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)		里親等委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的取組	項目	具体的取組	
現状	里親等委託率(フォスタリング体制)	県内6児童相談所すべてでフォスタリング体制を構築するほか、チラシやウェブサイトを作成し、啓発活動などにより広く周知・配布するなど、様々な広報媒体や活動を活用し、里親登録者の増加を図るとともに地域社会における理解促進に取り組む。 乳幼児期は、特に家庭的な環境で養育されることが大切であること、乳児期に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親探しを推進する。 SNSや直近協議会など、県域に対する普及啓発活動を本庁主導で行っている。 児童相談所は管轄市町村において、関係団体に対する制度説明やランディングページ等の子育て啓発などを行っている。その際、里親支援専門相談員が参加している。	里親やファミリーホームに関心のある方を対象に里親制度に関する説明会を市町村単位などで実施するほか、チラシやウェブサイトを作成し、啓発活動などにより広く周知・配布するなど、様々な広報媒体や活動を活用し、里親登録者の増加を図るとともに地域社会における理解促進に取り組む。 乳幼児期は、特に家庭的な環境で養育されることが大切であること、乳児期に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親探しを推進する。 SNSや直近協議会など、県域に対する普及啓発活動を本庁主導で行っている。 児童相談所は管轄市町村において、関係団体に対する制度説明やランディングページ等の子育て啓発などを行っている。その際、里親支援専門相談員が参加している。	里親数	288世帯 委託里親数 103世帯 ファミリーホーム 8か所 (令和6年度) 登録里親数 376世帯 委託里親数 130世帯 ファミリーホーム 10か所
	今後の取組	質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、NPO法人や乳児院、児童養育施設等の関係機関と連携しながら、里親の信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の配付から研修、委託後のサポートまでを包括的に行うフォスタリング体制を整備する。	里親に対し、委託児童の情報を様々な相談機関、支援内容を事前に提供している。また、目標から不安や心配事などを相談できる関係づくりに努めている。 里親家庭に対し、家庭訪問や電話相談など個別支援を行っている。委託児童は訪問頻度を増やすなど、柔軟に対応している。 新生児里親委託の備前、母子相談や子育て支援、里親相談をつなぐため市町村の保健師や助産師と連携し、相互に家庭訪問を行い、ケース会議により情報共有や支援方針の調整を行っている。 児童相談所や他施設と連携し、里親制度の普及や里親支援等の活動を行っている。法定外でのオファーも推進し、里親のサポートの取組を拡充すること。 代替養育における「家庭」と同様の養育環境を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進する。	特別養子縁組支援の取組	・新生児里親委託の取組が増えており、児童相談所保健師や市町村、病院と連携しながら里親委託及び縁組成立での支援を行っている。 ・特別養子縁組の普及や、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託を進める。また、生後数か月後の支援や子どもの権利擁護を図る体制を整備する。 ・児童相談所・特別養子縁組のチラシを配付している。 ・「未知知を参考にした新生児里親のVDを作成した。」(委託を受けた方の体験談)

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【佐賀県】

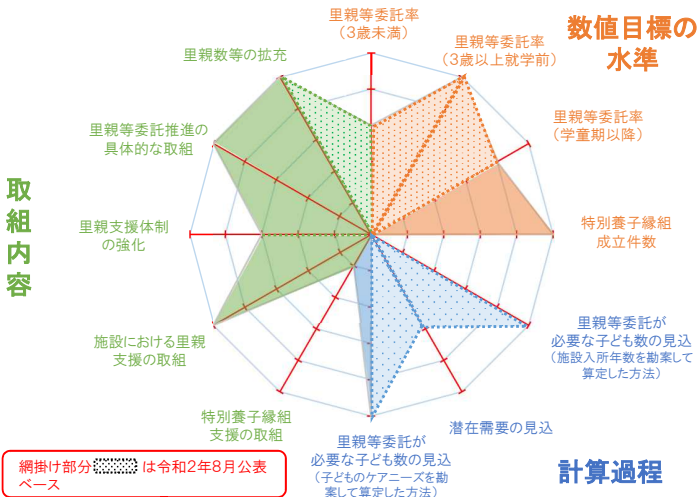
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	137,929人			127,880人			-			120,623人			△		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	29人	30人	192人	28人	29人	184人	27人	28人	180人	26人	27人	175人		算式2	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	9人	15人	54人	15人	20人	74人	17人	21人	78人	20人	22人	84人		算式1・2以外	○
里親等委託子ども数(人)	9人	15人	54人	15人	20人	74人	17人	21人	78人	20人	22人	84人			
里親等委託率(%)	31.0%	50.0%	28.1%	53.6%	69.0%	40.2%	63.0%	75.0%	43.3%	76.9%	81.5%	48.0%			
特別養子縁組の成立件数	3件			7件			7件			7件					

(※1)潜在的需要の有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・79.4%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親等委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)		里親等委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的取組	項目	具体的取組	
現状	里親等委託率(フォスタリング体制)	平成28年度から中央児童相談所に里親等委託を委託し、各施設に里親支援専門相談員との協働や里親等委託の推進に取り組んできた。	里親やファミリーホームに関心のある方を対象に里親制度に関する説明会を市町村単位などで実施するほか、チラシやウェブサイトを作成し、啓発活動などにより広く周知・配布するなど、様々な広報媒体や活動を活用し、里親登録者の増加を図るとともに地域社会における理解促進に取り組む。 乳幼児期は、特に家庭的な環境で養育されることが大切であること、乳児期に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親探しを推進する。 SNSや直近協議会など、県域に対する普及啓発活動を本庁主導で行っている。 児童相談所は管轄市町村において、関係団体に対する制度説明やランディングページ等の子育て啓発などを行っている。その際、里親支援専門相談員が参加している。	里親数	(実績) (令和6年度) 登録里親数 147世帯 委託里親数 55世帯 ファミリーホーム 6か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 252世帯 委託里親数 73世帯 ファミリーホーム 0か所
	今後の取組	民間の事業者におけるフォスタリング業務の支援体制について条件等を整理・検討し、早期に取組を開始する。	里親家庭に対し、家庭訪問や電話相談など個別支援を行っている。委託児童は訪問頻度を増やすなど、柔軟に対応している。 新生児里親委託の備前、母子相談や子育て支援、里親相談をつなぐため市町村の保健師や助産師と連携し、相互に家庭訪問を行い、ケース会議により情報共有や支援方針の調整を行っている。 児童相談所や他施設と連携し、里親制度の普及や里親支援等の活動を行っている。法定外でのオファーも推進し、里親のサポートの取組を拡充すること。 代替養育における「家庭」と同様の養育環境を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進する。	特別養子縁組支援の取組	・新生児里親委託の取組が増えており、児童相談所保健師や市町村、病院と連携しながら里親委託及び縁組成立での支援を行っている。 ・特別養子縁組の普及や、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託を進める。また、生後数か月後の支援や子どもの権利擁護を図る体制を整備する。 ・児童相談所・特別養子縁組のチラシを配付している。 ・「未知知を参考にした新生児里親のVDを作成した。」(委託を受けた方の体験談)

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【長崎県】

里親等委託率の数値目標等

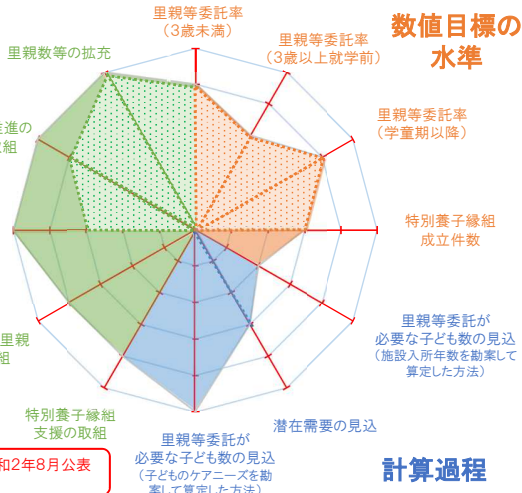
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	205,307人			187,654人			181,190人			172,413人				算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	29人	45人	451人	29人	44人	449人	29人	44人	447人	29人	44人	444人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	算式2	○
里親等委託子ども数(人)	9人	6人	81人	18人	13人	125人	22人	17人	156人	22人	22人	179人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	30.7%	13.5%	18.0%	61.8%	28.8%	27.9%	75.0%	37.4%	34.9%	75.0%	50.9%	40.3%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	6件			10件			10件			10件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・86.1%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進に向けた取組		里親等委託率(3歳未満)	里親等委託率(3歳以上就学前)	里親等委託率(学童期以降)	特別養子縁組成立件数	里親等委託が必要な子ども数の見込み(施設入所年数を勘案して算定した方法)	潜在必要の見込み
	現状	取組						
里親等委託率(3歳未満)	29人	45人	30.7%	13.5%	18.0%	6件	-	△
里親等委託率(3歳以上就学前)	45人	44人	45.1%	28.8%	27.9%	10件	-	△
里親等委託率(学童期以降)	449人	447人	44.9%	27.9%	27.9%	10件	-	△
里親等委託率(10年目)	444人	444人	44.4%	34.9%	40.3%	10件	-	△

都道府県社会的養育推進計画の取組状況【熊本県・熊本市】

里親等委託率の数値目標等

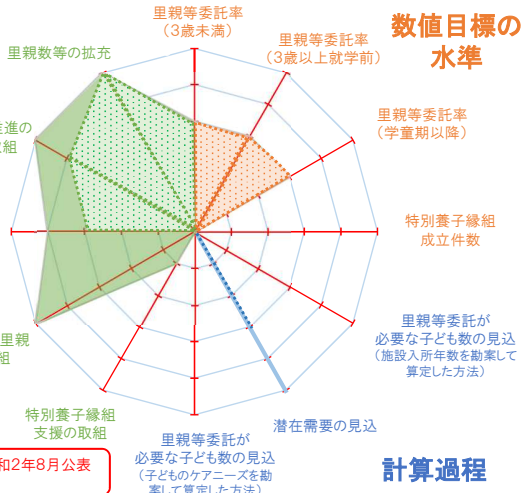
	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上			
子ども数全体(人)	44,419人			41,521人			40,776人			39,628人				算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	39人	99人	544人	57人	111人	544人	56人	109人	535人	55人	106人	519人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	算式2	×
里親等委託子ども数(人)	1人	11人	47人	26人	38人	127人	31人	48人	140人	39人	62人	157人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	
里親等委託率(%)	2.6%	11.1%	8.6%	45.6%	34.2%	23.3%	55.4%	44.0%	26.2%	70.9%	58.5%	30.3%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	9件			-			-			-					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・-%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出

取組内容



里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進に向けた取組		里親等委託率(3歳未満)	里親等委託率(3歳以上就学前)	里親等委託率(学童期以降)	特別養子縁組成立件数	里親等委託が必要な子ども数の見込み(施設入所年数を勘案して算定した方法)	潜在必要の見込み
	現状	取組						
里親等委託率(3歳未満)	39人	99人	2.6%	11.1%	8.6%	9件	-	△
里親等委託率(3歳以上就学前)	544人	544人	45.6%	34.2%	23.3%	-	-	△
里親等委託率(学童期以降)	535人	535人	23.3%	23.3%	23.3%	-	-	△
里親等委託率(10年目)	519人	519人	26.2%	26.2%	30.3%	-	-	△

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【大分県】

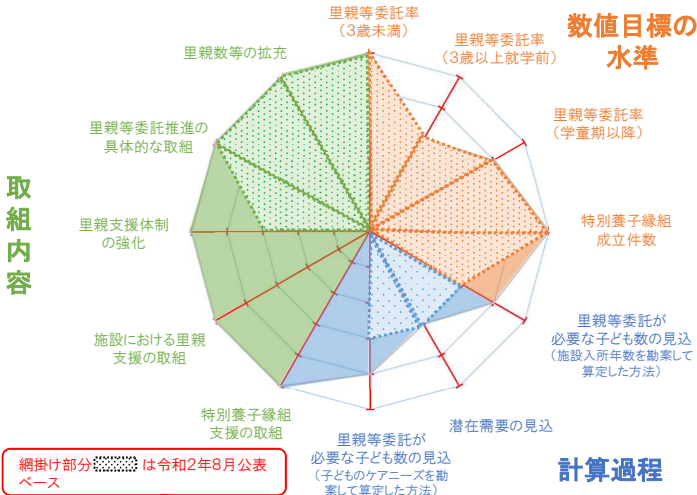
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要な 有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の 見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	172,074人			159,959人			-			148,984人			△		算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	33人	88人	380人	33人	88人	377人	-	-	-	33人	90人	384人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	25人	44人	117人	-	-	-	25人	45人~68人	34人~192人		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	17人	39人	110人	25人	44人	117人	-	-	-	25人	45人~68人	34人~192人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	51.5%	44.3%	28.9%	75.0%	50.0%	31.0%	-	-	-	75.0%	50%~75%	35%~50%		算式1・2 以外	○	○
特別養子縁組の成立件数	3件			10件			-			10件						

(※1)潜在的必要な有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・-%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親等委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



取組内容

## 里親等委託推進に向けた取組

里親等委託体制 (フォスターリング体制)	項目	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親等ファミリーホームが所属 している児童数
現状	広報	「子育て支援センター」や「児童相談所」での啓発活動、地域メディア、SNS等を活用して、里親等委託のメリットやデメリット、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。また、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	2029世帯 53世帯 12世帯 (令和6年度末)
	研修	里親等委託に関する研修を実施し、里親等委託の意義や役割、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	2029世帯 53世帯 12世帯 (令和6年度末)
	マッチング	里親等委託に関するマッチングを実施し、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	2029世帯 53世帯 12世帯 (令和6年度末)
	訪問	里親等委託に関する訪問を実施し、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	2029世帯 53世帯 12世帯 (令和6年度末)
	施設	里親等委託に関する施設を実施し、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	2029世帯 53世帯 12世帯 (令和6年度末)
今後の取組		里親等委託に関する今後の取組を実施し、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【宮崎県】

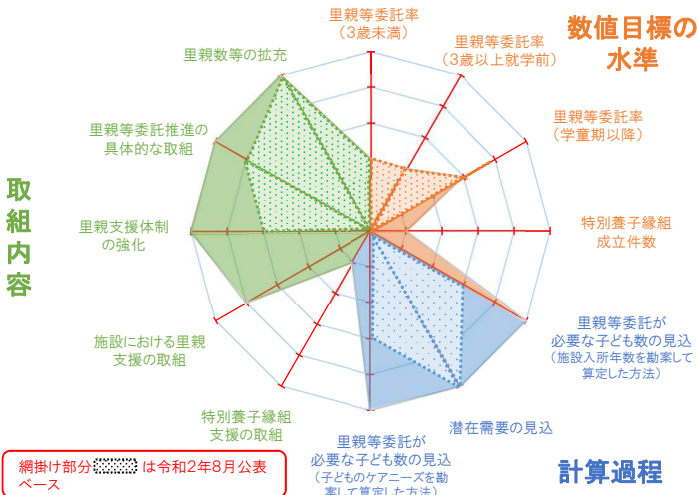
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要な 有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の 見込み方(※2)		
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用		
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	26,512人			24,287人			-			22,469人			○		算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	37人	55人	333人	34人	52人	314人	-	-	-	33人	50人	310人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法		
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	13人	16人	79人	-	-	-	18人	22人	108人		算式2	○	
里親等委託子ども数(人)	4人	9人	44人	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法		
里親等委託率(%)	10.8%	16.4%	13.2%	36.0%	30.0%	25.0%	-	-	-	54.0%	44.0%	35.0%		算式1・2 以外	×	○
特別養子縁組の成立件数	4件			4件			-			5件						

(※1)潜在的必要な有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・59.7%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親等委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



取組内容

## 里親等委託推進に向けた取組

里親等委託体制 (フォスターリング体制)	項目	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親等ファミリーホームが所属 している児童数
現状	広報	「子育て支援センター」や「児童相談所」での啓発活動、地域メディア、SNS等を活用して、里親等委託のメリットやデメリット、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	(実績) (令和5年度末) 131世帯 39世帯 22世帯 (今後の目標) (令和6年度末) 157世帯 75世帯 35世帯 (令和11年度末) 227世帯 91世帯 66世帯
	研修	里親等委託に関する研修を実施し、里親等委託の意義や役割、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	
	マッチング	里親等委託に関するマッチングを実施し、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	
	訪問	里親等委託に関する訪問を実施し、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	
	施設	里親等委託に関する施設を実施し、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	
今後の取組		里親等委託に関する今後の取組を実施し、里親等委託のイメージを広く周知し、社会全体の理解を深め、里親等委託の推進を図る。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【鹿児島県】

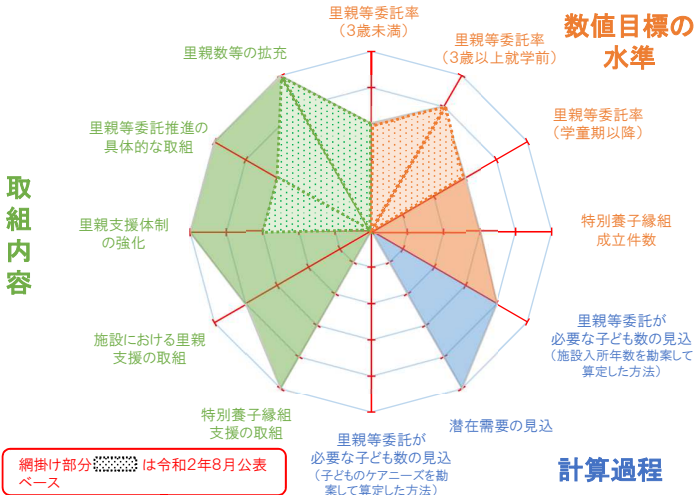
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	289,845人			263,113人			-			244,567人					算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	58人	89人	621人	58人	92人	604人	58人	92人	601人	57人	91人	596人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	27人	70人	435人	30人	70人	452人	30人	70人	450人	29人	70人	446人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	7人	9人	117人	23人	37人	159人	23人	52人	180人	22人	53人	223人		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×
里親等委託率(%)	12.1%	10.1%	18.8%	39.7%	40.2%	26.3%	39.7%	56.5%	30.0%	38.6%	58.2%	37.4%		算式1・2 以外	×
特別養子縁組の成立件数	7件			-			-			13件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)5年目(令和6年度末)・・・%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進		里親数・ファミリーホームが所収
	具体的取組	具体的な取組	
里親等委託率(3歳未満)	里親等委託率(3歳以上就学前)	里親等委託率(学童期以降)	特別養子縁組成立件数
里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)	里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)	潜在必要の見込	
里親等委託率(3歳未満)	里親等委託率(3歳以上就学前)	里親等委託率(学童期以降)	特別養子縁組成立件数
里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)	里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)	潜在必要の見込	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【沖縄県】

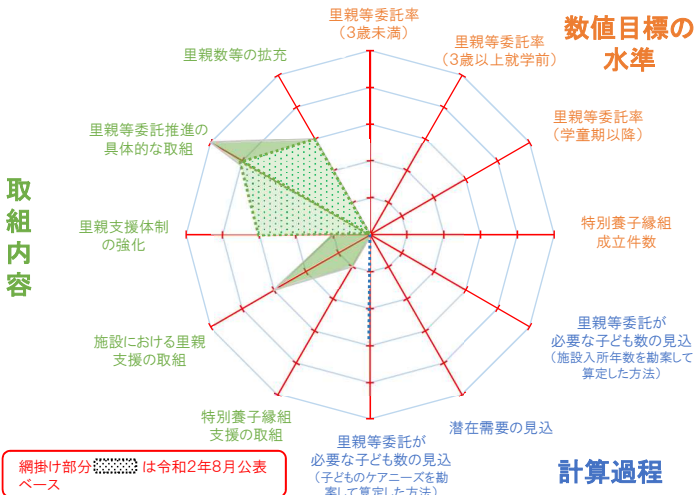
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	331,245人			322,053人			-			311,398人					算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	540人			525人			-			508人				(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	187人			194人			-			203人				算式2	×
里親等委託子ども数(人)	-			-			-			-				(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×
里親等委託率(%)	34.7%			37.0%			-			40.0%				算式1・2 以外	△
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-					○

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)5年目(令和6年度末)・・・%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進		里親数・ファミリーホームが所収
	具体的取組	具体的な取組	
里親等委託率(3歳未満)	里親等委託率(3歳以上就学前)	里親等委託率(学童期以降)	特別養子縁組成立件数
里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)	里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)	潜在必要の見込	
里親等委託率(3歳未満)	里親等委託率(3歳以上就学前)	里親等委託率(学童期以降)	特別養子縁組成立件数
里親等委託が必要な子ども数の見込(施設入所年数を勘案して算定した方法)	里親等委託が必要な子ども数の見込(子どものケアニーズを勘案して算定した方法)	潜在必要の見込	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【仙台市】

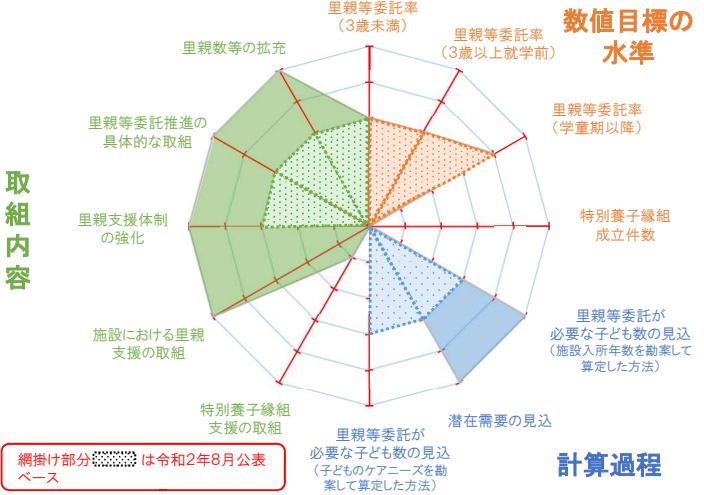
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	163,188人			148,495人			144,383人			138,035人			△	算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	33人	40人	176人	36人	43人	176人	36人	44人	177人	36人	44人	179人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	6人	10人	53人	14人	19人	66人	-	-	-	21人	28人	79人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	6人	10人	53人	14人	19人	66人	-	-	-	21人	28人	79人		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法	×
里親等委託率(%)	18.2%	25.0%	30.1%	38.9%	44.2%	37.5%	46.4%	52.5%	40.2%	57.6%	65.0%	44.3%		算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	5件			-			-			-					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
 ○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
 △:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
 ×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)5年目(令和6年度末)・・・38.9%  
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



### 里親等委託推進に向けた取組

	項目	里親等委託推進施策	
		具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
現状	広報 リクレーション	里親制度の認知を高め、関心を喚起し、委託可能な里親を確保するための啓発や、委託後の交流の充実を図る。 令和2年度から里親制度説明会を開催し、制度について知った方向に説明する機会を設けた。 また、様々な課題を抱える子どもが増えていることから、児童福祉事業に従事した者のリクレーションなど専門里親を増やす取組を行う。	(実績) (令和元年度) 170世帯 登録里親数 68世帯 ファミリーホーム 1か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 237世帯 委託里親数 99世帯 ファミリーホーム 3か所 (令和11年度) 登録里親数 305世帯 委託里親数 128世帯 ファミリーホーム 3か所
	研修 トレーニング	里親会や各施設の里親支援専門相談員と協力し、専門的な研修を実施するなど、里親形成の充実を図る。 未委託里親に対して、里親同士のSNS/メール/ケアの委託先として活用するなど、里親の経験を積んでもう機会を充実を図る。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	マッチング	令和2年度より研修前に里親制度説明会と事前面談を行っているが、それぞれそれぞれの家庭の特色や悩みを把握し、登録申請後の家庭訪問も含めた丁寧なやりとりを行い、子どものニーズに即した里親とマッチングできるように努めている。	特別養子縁組支援の取組
	訪問 相談支援	里親委託ガイドラインに基づき、委託後1週間以内に1回、更に概ね1ヶ月以内に再度訪問し、里親と子どもの状況把握に努めている。 必要に応じて、児童心理司との面談を調整している。 今後、子どもの出身施設の里親専門相談員と連携しながら状況把握とそれに即した支援を行う。 また、里親同士の交流を促進し、里親相互の交流や情報交換の場を設けている。	特別養子縁組の制度内容やその意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、児童の福祉と養育の選択ができるような理解を促す。
	施設における 里親支援の取組等	施設入所中で里親への措置希望が見込まれる子どもについての情報交換。 マッチング中の里親や子ども様子の里親に関する施設側への情報交換。 里親委託後の家庭訪問や里親への相談支援。	里親数・ファミリーホームか所数

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【千葉市】

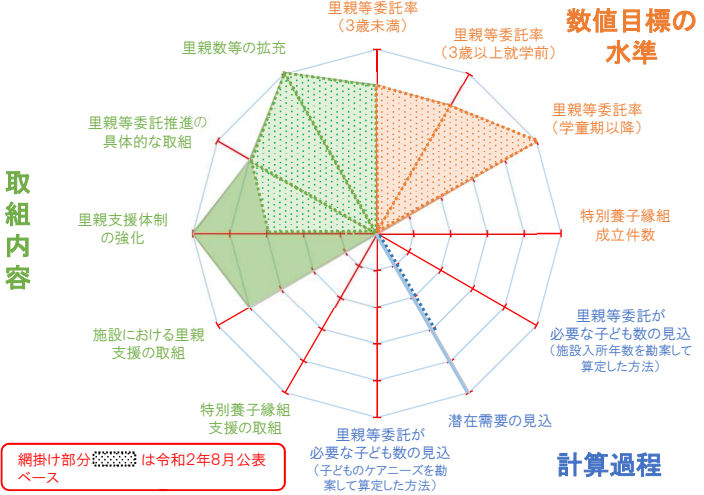
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値採用
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降			
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-			-			-			-			○	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	18人	26人	132人	18人	26人	134人	-	-	-	19人	27人	136人		(注)施設入所年数を勘案して算出した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	3人	14人	36人	10人	15人	53人	-	-	-	14人	20人	68人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法	×
里親等委託率(%)	16.7%	53.8%	27.3%	55.6%	57.7%	39.6%	-	-	-	73.7%	74.1%	50.0%		算式1・2以外	○
特別養子縁組の成立件数	-			-			-			-					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
 ○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
 △:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
 ×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
 ○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
 △:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
 ×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)5年目(令和6年度末)・・・55.6%  
 ※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



### 里親等委託推進に向けた取組

	項目	里親等委託推進施策	
		具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
現状	広報 リクレーション	NPO法人と協働し、NPO法人は養育里親に関する広報啓発を重点的に実施し、養子縁組里親に関する広報啓発は児童相談所へ実施。 -広報啓発の重点区域を決めてチラシ・ポスターを複数配布するとともに、当該区域で毎月制度説明会を実施。 -その他、NPO法人と連携し、ハスの窓にチラシを提出するなど様々なツールを活用して広報啓発を実施。	(実績) (令和元年度) 86世帯 登録里親数 32世帯 ファミリーホーム 4か所 (今後の目標) (令和6年度末) 登録里親数 142世帯 委託里親数 54世帯 ファミリーホーム 8か所 (令和11年度) 登録里親数 152世帯 委託里親数 69世帯 ファミリーホーム 8か所
	研修 トレーニング	-登録前研修は里親希望者に合わせて随時随時(NPO法人とも連携し、参加しやすい土日を含めた柔軟な日程調整を実施)。 -更新研修以外に登録後研修を実施し、未委託里親も含めたスキルアップの機会を設定。 また、新規登録里親や未委託里親に対して、年1回以上の家庭訪問を行い、近況や里親としての活動できる可能性についての意識の向上、可能な里親には一歩保護委託を行って、養育経験を積んでいただく取組もしている。	特別養子縁組支援の取組
今後の取組	マッチング	-児童相談所が主として行っているが、NPO法人にも、里親のフォローを依頼。	具体的な取組なし。
	訪問 相談支援	-児童相談所に里親担当の児童福祉司や里親対応専門員を配置し、里親の養育にあたっての負担を軽減するため、子どもが委託されている里親家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援(週1回)を実施するほか、里親賠償責任保険加入への補助などの養育支援に関する取組を更に強化する。	
	施設における 里親支援の取組等	施設に里親支援専門相談員を配置し、一般市民向けに里親体験相談の開催を行うほか、里親トレーニングプログラム(フォスティング)の実施や、里親で参加できる遊びの会(サロン)を実施。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【横浜市】

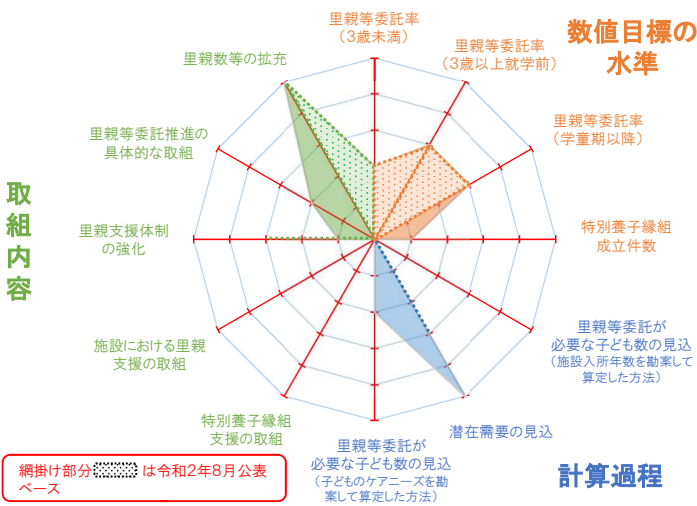
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	86,869人	92,036人	387,119人	78,606人	84,697人	368,445人	-	-	-	78,581人	81,597人	347,655人	○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	64人	119人	487人	130人	116人	568人	137人	121人	563人	150人	128人	554人		算式2	○
里親等委託が必要な子ども数(人)				78人	73人	355人	83人	76人	352人	90人	80人	347人			
里親等委託子ども数(人) (※R2、R3、R11年度は特別養子縁組を含む)	12人	24人	65人	43人	46人	141人	53人	52人	154人	68人	60人	174人			
里親等委託率(%)	18.8%	20.2%	13.3%	33.1%	39.7%	24.8%	38.7%	43.0%	27.4%	45.3%	46.9%	31.4%			算式1・2以外
特別養子縁組の成立件数	-			7件			7件			7件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・47.3%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親等・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報リクルート	・制度説明会、啓発講演会、広報への掲載、市営バス・私鉄の車内ポスター掲示など、様々なツールを活用した広報啓発を実施するほか、週末や長期休みの際などに施設入所児童を受け入れる事業(フレンドホーム事業)を通して社会的養育の理解を深め、里親登録希望者を増やしている。 ・制度に対する市民の関心がまだ希薄であることから、より地域に根ざした広報啓発を含め、年度を通じた広報啓発の検討を行うことと、児童養護施設等や民間企業との連携も行って検討を行っている。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 196世帯 委託里親数 63世帯 ファミリーホーム 5か所  (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 268世帯 委託里親数 166世帯 ファミリーホーム 8か所 (令和11年度) 登録里親数 324世帯 委託里親数 222世帯 ファミリーホーム 8か所
	研修トレーニング	・乳児院や里親会等と連携しながら、登録前研修等に取り組んでおり、更なる取組については、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っている。	
	マッチング	・児童相談所の里親担当職員がマッチングを担当。 ・更なる取組については、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っている。	特別養子縁組支援の取組
	訪問相談支援	・里親会と連携し、訪問相談支援や里親子が交流するサロンを実施するほか、委託後の不調を予防する観点から、家事支援等のヘルパー派遣を市単独施策として実施。 ・更なる取組については、児童養護施設等や民間企業との連携も含めて検討を行っている。	・親権者の里親委託に対する拒否感 は施設入所に比べてまだまだ高い ため、一層の普及啓発が必要である ほか、医療機関による連絡や協力体制 に差が大きいため、医師会等を通じ て、里親制度に対する理解と協力を 得る取り組みが必要な状況。
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・里親支援業務は業務内容が多岐に渡るため、施設に配置された里親支援専門相談員の位置付け・役割を精査していくとともに、乳児院においては児童養護施設にも里親支援専門相談員の配置を進めていく予定。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【川崎市】

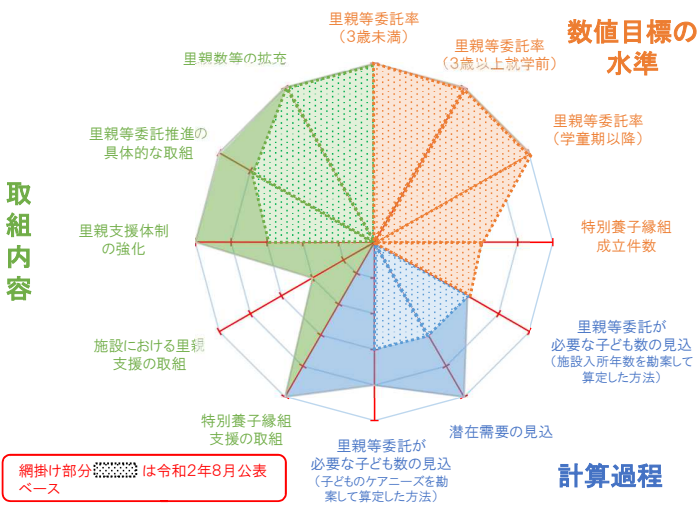
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	81,342人	175,707人	76,802人	179,353人	77,279人	179,205人	78,535人	177,379人	○	算式1	○				
代替養育を必要とする子ども数(人)	49人	60人	301人	52人	64人	321人	53人	65人		329人	55人	67人	337人	算式2	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	21人	28人	114人	39人	44人	118人	40人	44人		125人	42人	46人	139人		
里親等委託子ども数(人)	14人	11人	59人	39人	42人	72人	40人	44人		100人	42人	46人	139人		
里親等委託率(%)	29.0%	19.0%	23.0%	75.0%	72.0%	27.0%	76.0%	75.0%		37.0%	76.0%	75.0%	50.0%		算式1・2以外
特別養子縁組の成立件数	-			5件			6件			6件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・62.5%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策	里親等・ファミリーホームが所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報リクルート	・「養育里親」に関する多様な広報手段の活用や関係機関と連携した啓発活動等により、制度の認知度の向上に向けた取組の充実を図る。 ・「養育里親」の登録数の増加と適切な児童の委託推進に向け、制表の簡便化や代替養育を必要とする児童の状況等に関する説明内容の充実を図る。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 168世帯 委託里親数 70世帯 ファミリーホーム 3か所  (今後の目標) (令和6年度) 登録里親数 237世帯 委託里親数 150世帯 ファミリーホーム 3か所
	研修トレーニング	・登録前研修等の実施に加え、「ふるさと里親制度」を活用して、施設入所児童の家庭体験の一環として、未委託里親や里親登録に興味のある方へ家庭で短期間養育するなどの取組を実施。	
	マッチング	・「養育里親」の制度内容や家庭環境で養育することの意義等について、児童の養育が困難である保護者に分かりやすく丁寧に説明し、関係機関と連携しながら児童の福祉上最善の選択ができるよう調整を行う。 ・「養育里親」への委託前・里親に施設に入所している場合には、児童の養育を担う乳児院・児童養護施設等と緊密に連携を図りながら、「養育里親」と児童のマッチングを行うとともに、「養育里親」と児童の交流や委託後の支援を協同して実施し、児童が「養育里親」の家庭に安心して移ることができるようめざす取組を行う。	特別養子縁組支援の取組
	訪問相談支援	・児童を養育する中で抱える不安や悩みを里親といっしょに立場にある方が共有し相互に相談支援を行うことができるよう、里親会や関係機関との連携を強化しながら里親当事者による支援が円滑に行える環境を整える。	
今後の取組	施設における里親支援の取組等	・一時保護や措置入所により児童の養育支援を担う乳児院・児童養護施設と緊密に連携を図りながら、児童や保護者の状況を丁寧に把握し、代替養育を必要とする児童が「養育里親」の家庭への委託が可能な場合には原則として「養育里親」への委託を選択することとして支援を推進する。	

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【相模原市】

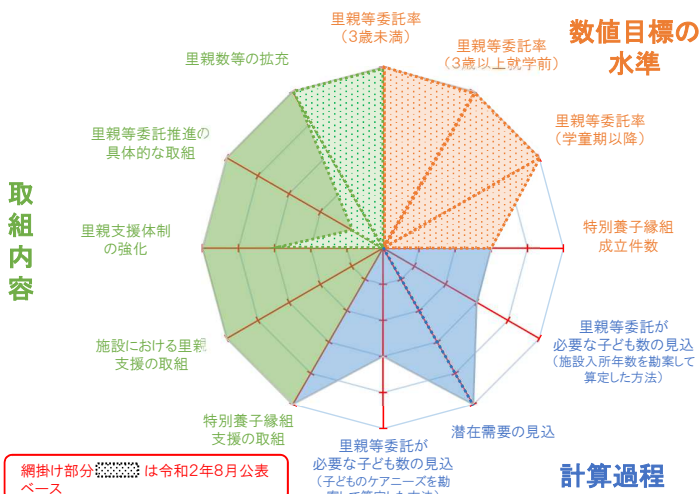
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成31年2月1日時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	15,640人	21,997人	66,393人	15,324人	20,853人	62,846人	15,279人	20,506人	61,256人	15,144人	20,530人	59,038人	○	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	△
代替養育を必要とする子ども数(人)	20人	45人	136人	26人	48人	150人	26人	48人	146人	26人	48人	140人		算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	△
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
里親等委託子ども数(人)	5人	12人	15人	18人	27人	42人	18人	35人	52人	18人	35人	70人			
里親等委託率(%)	25.0%	26.7%	11.0%	75.0%	57.0%	29.0%	75.0%	76.0%	36.0%	75.0%	76.0%	50.0%			○
特別養子縁組の成立件数	2件			3件			4件			5件					○

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率) 5年目(令和6年度末)・・・80.5%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	項目	里親委託推進施策 具体的な取組	
現状	里親制度の普及啓発や里親の資質向上を目的とした研修、相談事業など。一連のフォスタリング実施は児童相談所を中心に、家庭養育支援センターや里親会に一部委託し、連携して取り組んでいる。	・里親体験や里親制度説明会を通じて市民への周知、リクルートを行うとともに、市内団体(市民委員、児童委員連絡会、市PTA連絡会、市青少年指導員連絡会など)への周知を実施。 ・このほか、市と児童養護施設の間を橋渡しする市役所デジタルサイネージに県、市、市役所による普及啓発、啓発DVDを作成、一時保護や週末里親に特化したチラシの作成等様々なツールを活用して取り組んでいる。 ・また「短期里親」として、施設入所児童に家庭的な雰囲気を感じさせるため、週末里親等に関する取組を行っているが、こうした取組を養育員里親のクルーにも活用している。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 66世帯 委託里親数 28世帯 ファミリーホーム 3か所
	研修 トレーニング	・登録前研修や更新研修以外にもスキルアップの機会を確保して質の向上に取り組んでいる。 ・乳児院等の施設職員が、スキルアップ研修の際に離乳食講座を行うなどの取組と協力を実施。	(令和11年度) 登録里親数 102世帯 委託里親数 44世帯 ファミリーホーム 5か所
	マッチング	・里親委託推進委員会(構成メンバーは家庭養育支援センター、里親会、里親相談員、市担当、児童相談所)を月1回実施し、委託候補の児童と里親について協議している。 ・業務の包括的な民間委託も含め、引き続き、実施体制の強化について検討を進める。	登録里親数 132世帯 委託里親数 63世帯 ファミリーホーム 6か所
	訪問 相談支援	・ネットワークミーティングの開催、里親証明書発行、地域資源(保健師、障害児ケア、保護者など)のつながり、里親相談員、里親会、家庭養育支援センター、児童相談所による電話や家庭訪問を実施。	特別養子縁組支援の取組
	施設 における 里親支援 の取組等	・市内の児童養護施設2か所、乳児院1か所に、家庭養育支援センターを委託し、リクルート、研修、マッチング、委託後支援、見直しと協力して取り組んでおり、里親支援専門相談員は家庭養育支援センター職員を兼任している。	・児童のバーメンション(保護者の観点からも、里親に対して養子縁組申立を促していくこと)に、児童相談所申立は積極的に取り組んでいく予定。
今後の取組			

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【静岡市】

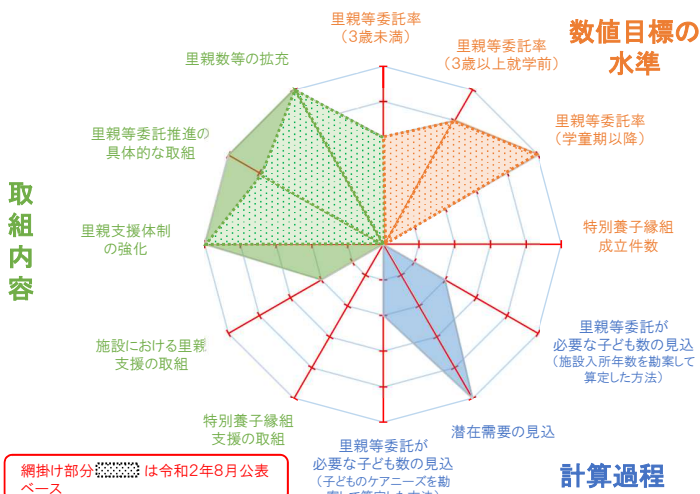
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	100,412人			91,442人			88,698人			84,959人			○	算式1 (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	16人	15人	101人	15人	13人	88人	15人	13人	85人	14人	12人	82人		算式2 (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	7人	9人	48人	8人	8人	44人	9人	8人	43人	9人	7人	43人			
里親等委託子ども数(人)	7人	9人	48人	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
里親等委託率(%)	44.0%	60.0%	48.0%	53.0%	62.0%	50.0%	60.0%	62.0%	51.0%	64.0%	58.0%	52.0%			○
特別養子縁組の成立件数	3件			—			—			3件					○

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率) 5年目(令和6年度末)・・・53.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	里親委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数	
	項目	里親委託推進施策 具体的な取組		
現状	里親への包括支援(フォスタリング)を拡充し、平成23年度から里親支援業務の一部を、平成25年度からは民間の登録委託(5人)静岡市里親家庭支援センター(以下「里親家庭支援センター」という。)に委託している。	・様々な広報媒体を通じて広報啓発活動を引き続き積極的に行う。 ・広く市民層に認知を広げ、ターゲット層を絞った戦略的な広報啓発活動により登録里親数を増やす。 ・1小学校区単位に里親の取組を進め、里親が不足している小学校区に重点を置いて、普及啓発活動を実施。	(実績) (令和元年度) 登録里親数 95世帯 委託里親数 64世帯 ファミリーホーム 0か所	
	研修 トレーニング	・今後、被虐待経験のある児童や障害のある児童の委託が増加すると考えられることから、里親への研修や里親制度の充実を図る。 ・未委託児童に対するトレーニング研修を実施するほか、子どもの養育に関わる機会を提供するほか、 ①先駆者里親/母子を連れて未委託児童の家庭へ訪問するグループ/サイト ②保育園や里親リレーでの保育参加や乳児院ボランティア参加などを実施。	(今後の目標) (令和11年度) 登録里親数 110世帯 委託里親数 74世帯 ファミリーホーム 0か所	
	マッチング	・フォスタリング機能である「里親家庭支援センター」と児童相談所とで里親名簿を共有し、里親の面接を行う際には、児童相談所に担任して対応は、「里親家庭支援センター」の職員も同席して対応を行う。 ・児童相談所職員との研修の際にも、「第一の選択先は里親であることを周知」する。 ・里親だけでなく、ケースワーカーに対してきちんとした評価を実施。	特別養子縁組支援の取組	
	訪問 相談支援	・里親委託が不調に陥らないために、児童相談所によるマッチングやケースワークにおいて、より丁寧な支援の対応を検討する。里親委託が不調となった場合には、不調に至った経緯や原因等を関係者で振り返るとともに、里親、子どもの喪失感へ寄り添う支援を行う。 ・児童相談所に里親支援を専任とする職員を配置するなど、里親支援体制の強化を図る。	・具体的な取組について記載なし	
	施設 における 里親支援 の取組等	・里親への包括支援(フォスタリング)や、関係機関との連携強化により、支援体制を充実させ、質の高い養育支援を提供する。	・施設に里親支援専門相談員を配置し、一般市民に向けた里親体験の開催等を行うほか、里親トレーニングプログラム(フォスタリングチェンジプログラム)の実施や、里親で参加できる遊びの会(リコロ)を実施。	
	今後の取組			

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【浜松市】

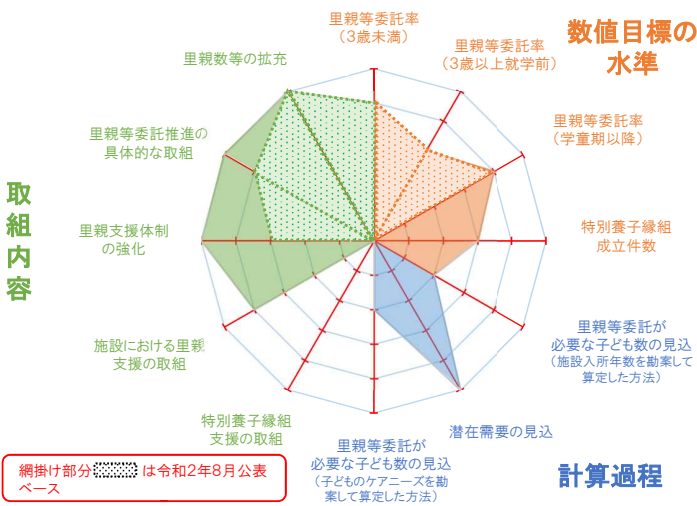
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要な 有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの 見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	-												○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	10人	18人	92人	9人	18人	82人	9人	17人	80人	9人	17人	77人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	5人	5人	22人	5人	8人	30人	-	-	-	6人	10人	38人		算式2	×
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	-
里親等委託率(%)	50.0%	28.0%	24.0%	56.0%	44.0%	37.0%	-	-	-	67.0%	59.0%	49.0%		算式1・2 以外	○
特別養子縁組の成立件数	3件			4件			-			6件					

(※1)潜在的必要な有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・56.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	項目	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	広報 リクルート	・様々な広報媒体を活用し、里親制度の周知を目的とした広報啓発活動を積極的に行う。 ・お多くの市の広報媒体を活用できるよう広報担当と調整して行く。 ・里親希望者は、里親制度をより丁寧に説明するため、社会的養育の理解を持った里親登録を促進して行く。
研修 トレーニング			・法定研修に里親支援専門相談員を活用する取組を行う。 ・法定外の研修は、里親のニーズに合わせて、より参加しやすいテーマや日程を検討し、養育里親の質の向上を図る。 ・未参加里親に対して、児童相談所とのつながりを継続するために、児童福祉関係の情報などを掲載したメールマガジンを配信する。	(令和11年度) 215世帯 委託里親数 42世帯 ファミリーホーム 2か所
マッチング			・里親が安心して子どもをマタゲングができるよう、より丁寧に子どもに関する情報を里親へ提供する。 ・里親委託におけるマッチングが必要となる、里親の情報、子どもの情報を収集できるツールの作成を検討する。一定のアクセス指標を設けることで、マッチングの可否を客観的に判断できるなど、職員の実働等による支援体制を整えていく。 ・施設と共通認識をもって、里親と子どもがスムーズにマッチングを行い、里親委託に結び付けられるようとする。	特別養子縁組支援の取組
訪問 相談支援			・里親がイライラに基づいた家庭訪問を拡充、手厚い支援を実施する。 ・様々な機関が里親を支援していく中で、児童相談所と里親支援専門相談員の情報共有の場を設定して、役割分担や連携について里親支援体制を整えていく。	・出産直後から養育困難を訴えている場合は、実親に対して特別養子縁組について丁寧に説明し、同意を得るよう取り組んでいる。 ・委託時に特別養子縁組の同意を得ている場合は、養育後6か月を経過した際に、家庭裁判所へ申し立てる手続の支援を行っている。
今後の取組		・児童相談所によるフォスタリング業務の実施体制を維持しながら、里親支援専門相談員がいる施設との協働による業務の実施体制を強化する。また、今後、包括的フォスタリング業務ができる民間団体があれば、適正な役割分担、連携方法を考えながら段階的に業務委託を検討していく。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【名古屋市】

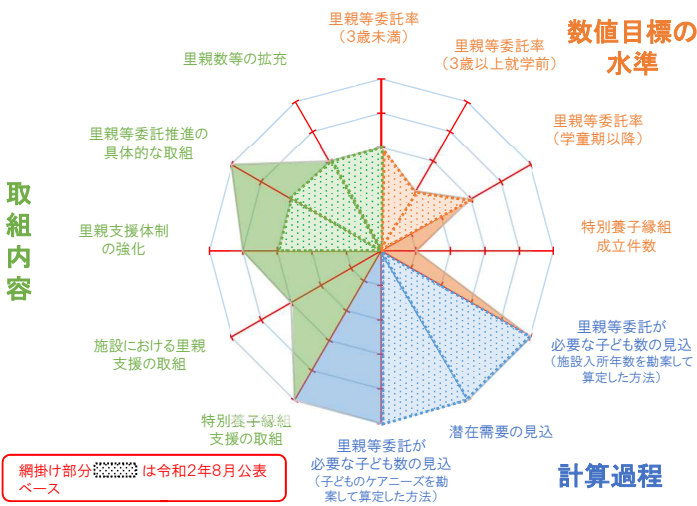
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要な 有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの 見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値 採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	344,927人												○		算式1
代替養育を必要とする子ども数(人)	81人	137人	518人	100人	151人	596人	-	-	-	105人	156人	616人		(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	×
里親等委託が必要な子ども数(人)	17人	26人	63人	45人	38人	119人	-	-	-	74人	47人	185人		算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		(注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法	-
里親等委託率(%)	21.0%	19.0%	12.2%	45.0%	25.0%	20.0%	-	-	-	70.0%	30.0%	30.0%		算式1・2 以外	×
特別養子縁組の成立件数	9件			10件			-			-					

(※1)潜在的必要な有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子どもの見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率※)  
5年目(令和6年度末)・・・63.3%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	項目	里親等委託推進施策 具体的な取組	里親数・ファミリーホームか所数
	現状	里親支援体制 (フォスタリング体制)	広報 リクルート	・広報などインターネット等のさまざまな手法により、市民に分かりやすく効果的な周知ができるよう検討し実施する。 ・福祉・教育関係者(福祉士や子育て支援関係者等)に加え、ユニフォーム、共働き世帯子育て世代など幅広い層に特化して実施した「ワルプル」活動を行うなど、戦略的アプローチを検討し実施する。
研修 トレーニング			・里親への研修については、里親としての経験をしていく中で、体系的に積み上げられる実践的な研修内容となるよう検討し実施する。 ・里親支援の担い手を育成するための研修を検討し実施する。など ・里親リーダーを中心に、里親養育包括支援機関で行う事業実施と連携しながら、里親の意見・要望を反映した効果的な研修等を実施する。	増加を目指す 委託里親数 増加を目指す ファミリーホーム 増加を目指す
マッチング			・児童相談所と里親養育包括支援機関モデル事業実施機関が情報を共有しながら、緊密に連携して積極的なマッチングを推進する。	特別養子縁組支援の取組
訪問 相談支援			・委託後の里親の孤立を防ぎ、早めにケアが行えるよう、児童相談所や里親養育包括支援機関モデル事業実施機関、里親会、里親支援専門相談員等による相談や訪問支援、里親間相互の交流等の充実を図る。 ・里親が必要な手続きや関係機関との連携が円滑にできるように、委託前から里親と関係機関の間で顔の見える関係を作るなど、児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、施設や里親会等がチームとなった「チーム養育」に向けた有機的な連携を図る。 など	・特別養子縁組里親は、縁組可能児童を持っており、委託後の実親の跡に不安を抱えていることから、実親への丁寧な説明と相談を実施していく。 ・里親支援専門相談員による特別養子縁組成立による委託解除後のアフターフォローの実施。
今後の取組		・令和3年10月から民間フォスタリング機関を試行的に設置し、児童相談所と連携しながら、一貫した里親養育支援を総合的に実施する。(里親養育包括支援機関モデル事業の実施) ・令和3年、4年度にかけて、モデル事業を実施したうえで、事業効果の検証やフォスタリング機関の必要数の検討などを行う。		
施設における 里親支援の取組等		・里親家庭への訪問相談支援や里親サロンを実施。 ・里親へのフォスターファミリー事業の委託の調整。 ・児童養育施設に里親支援専門相談員の配置を推進する。		

網掛け部分は令和2年8月公表ベース





# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【堺市】

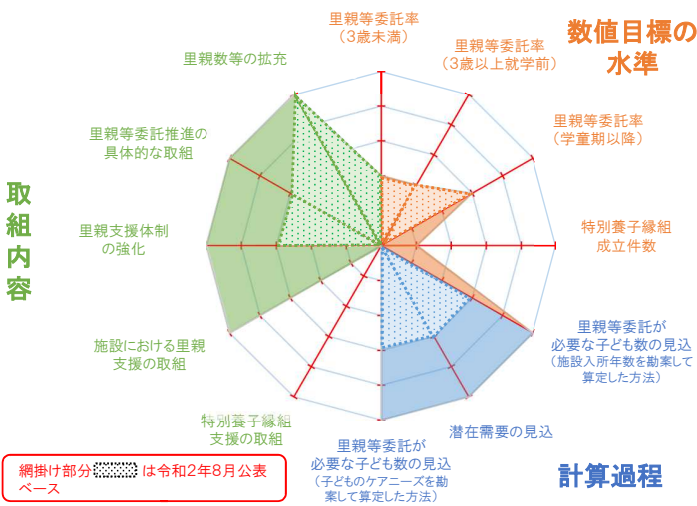
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	19,198人	20,480人	92,817人	17,891人	18,448人	85,188人	17,164人	18,021人	81,583人	16,327人	16,912人	76,507人	○	算式1	○
代替養育を必要とする子ども数(人)	-	-	-	51人	52人	220人	50人	52人	216人	50人	51人	211人	○	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	38人	31人	113人	37人	31人	111人	37人	30人	108人	○	算式2	○
里親等委託子ども数(人)	14人	8人	18人	16人	13人	46人	-	-	-	23人	19人	68人	○	(注)子どものケースを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	37.8%	15.6%	7.6%	31.4%	25.0%	20.9%	-	-	-	46.0%	37.3%	32.2%	○	算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	7件			3件			3件			3件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率) 5年目(令和6年度末)・・・47.0%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親等委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	項目	里親等委託推進施策		里親等・ファミリーホームか所数
		具体的な取組	具体的な取組	
現状	里親等委託体制 (フォスターリング体制)	子ども相談所をフォスターリング機関に位置づけ、フォスターリング業務を実施している。なお、業務の一部(※)は民間の相談支援機関を活用 ※:里親制度の普及及び里親のサポート ・里親登録前研修 ・里親委託中の支援 ・未委託里親の支援 ・里親への支援 ・遺棄児童相談(研修、登録、マッチング)	・里親の届出等にノウハウを有する民間の相談支援機関の活用や実践を加えることのできる里親と協働し、以下に示す取組に対し、子育て支援や社会貢献に関心のある者を中心に働きかけ、新規の里親届出を推進する。 ・短期養育里親を市として推奨しており、週末里親にも制度の理解を求め、更に普及していける、養育里親の届出にも力をつけていくこととしている。	(実績) (令和元年度) 72世帯 登録里親数 31世帯 ファミリーホーム 2か所 (今後の目標) (令和6年度) 122世帯 登録里親数 75世帯 ファミリーホーム 3か所
	広報	(広報)「乳親」の取組 ・商業施設、市庁舎、区役所庁舎等での相談の実施やパネルの掲示 ・郵便局、コンビニ、駅、地域の商店等でポスターの掲示 ・フェイスブック等での啓発活動の実施 ・自治体、学生、大人、大学等への出前講座の実施 ・広報誌や雑誌等による啓発の活用、HP等のインターネットを活用した啓発の実施		
	研修	・委託里親や乳親を希望する里親に、ニーズにあった実践研修を実施し、いつでも受け入れられる体制を整備しており、基礎研修、登録前・登録後研修、更新研修(専門里親を含む)に加え、委託里親研修、実務研修、里親委託希望者研修などを実施。 また、市内に乳親院がないため、乳親委託を希望する養子縁組希望者に対しては、ニーズにあった研修が受けられるよう、市外の乳親院に依頼して実習を受けるようにしている。		(令和11年度) 登録里親数 172世帯 委託里親数 110世帯 ファミリーホーム 5か所
	マッチング	・里親等のアセスメントや里親認定登録に関する事務、マッチング、委託後の書類作成等のフォスターリング業務を包括的に実施できる民間の相談支援機関を活用する。	・里親等委託の推進に、児童相談所の担当者と連携し、定期的な訪問や連携を行い、信頼関係の構築に努めているほか、里親支援機関と連携し、里親等委託に関する相談や、里親の変化やSOSを適切に対応できるようにしている。 特に、乳親を希望している里親等委託に対しては、保健センターの保健師が必要に応じて同行するなど、母子保護との連携も実施。 ・未委託里親や短期養育里親にレスパイト機能を担ってもらう、養育里親が受けるように委託が不調にならないよう支援する。	特別養子縁組支援の取組 ・本市では、本市の里親だけでなく、家庭養育促進法を通じて全国から応募里親を募集している(令和元年度も応募3年が経過する里親への委託) ・里親の同意を求める際の工夫や、特別養子縁組の第一段階の児童相談所長による申立ての活用、毎年数回の委託などにより力を入れて取り組んでいる。
	今後の取組	・里親等のアセスメントや里親認定登録に関する事務、マッチング、委託後の書類作成等のフォスターリング業務を包括的に実施できる民間の相談支援機関を活用する。	・里親等委託体制(フォスターリング体制)の推進を促進するため、引き続き、子ども家庭センターや福祉センター、児童相談所、民間の相談支援機関と連携して里親等委託を推進していき、子ども家庭センターにおいても、里親等委託の推進を促進し、一貫した里親支援に繋がるよう取り組んでいく。	
施設における里親支援の取組等		・市内児童養育施設施設に里親支援専門相談員を配置するほか、市内に乳親院がないため、乳親院に委託して実習を受けさせる。 ・里親支援専門相談員の派遣や、地域相談会等に積極的に参加し、委託希望者への訪問の実施、週末里親の調整や実務の受入の調整などを実施してきている。		

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【神戸市】

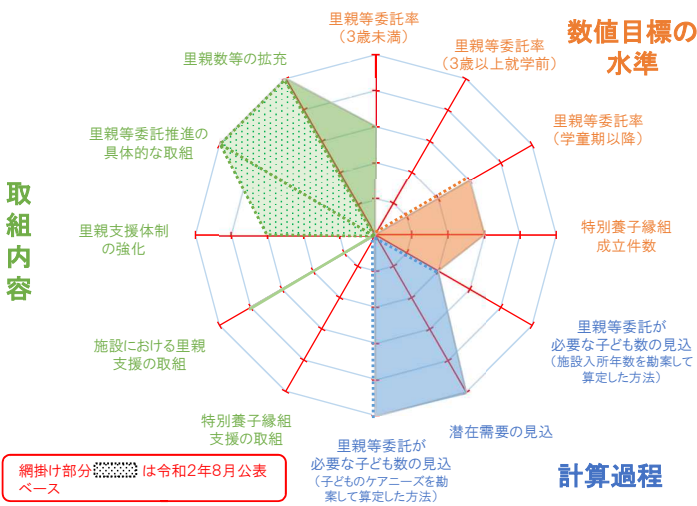
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		目標値採用	
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	229,000人			215,000人			211,000人			205,000人			○	算式1	×
代替養育を必要とする子ども数(人)	479人			51人			62人			402人			○	(注)施設入所年数を勘案して算定した方法	○
里親等委託が必要な子ども数(人)	55人			19人			24人			84人			○	算式2	○
里親等委託子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	(注)子どものケースを勘案して算定した方法	○
里親等委託率(%)	11.5%			38.0%			20.7%			58.3%			○	算式1・2以外	×
特別養子縁組の成立件数	4件			6件			6件			6件					

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率) 5年目(令和6年度末)・・・-%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親等委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



網掛け部分は令和2年8月公表ベース

## 里親等委託推進に向けた取組

現状	項目	里親等委託推進施策		里親等・ファミリーホームか所数	
		具体的な取組	具体的な取組		
現状	里親等委託体制 (フォスターリング体制)	・子ども家庭センターと里親支援機関が連携し、フォスターリング業務を行っている。 ・子ども家庭センターと里親支援機関で、定期的な連絡を実施し、情報共有や連携を図りながら、里親等委託を推進している。	・里親制度の普及のため、 ・公益社団法人家庭養育促進協会へ委託し、10月の里親月間を中心としたシンポジウム開催、ポスターの掲示、チラシの配布等を実施するとともに、 ・里親支援機関を連携し、各区のイベント等に積極的に参加し、広報活動を実施し、YouTuber広告(2年)を行うなど、さまざまな広報媒体を活用して、里親制度の普及を促進している。	(実績) (令和元年度) 133世帯 登録里親数 59人 ファミリーホーム 4か所 (今後の目標) (令和6年度) 211世帯 登録里親数 127人 ファミリーホーム 5か所 (令和11年度) 211世帯 登録里親数 127人 ファミリーホーム 5か所	
	広報				
	研修	・里親の養育能力を維持・向上させるため、引き続き、子ども家庭センターや公益社団法人家庭養育促進協会、里親会等の関係機関と連携して里親等委託を推進していき、子ども家庭センターにおいても、里親等委託の推進を促進し、一貫した里親支援に繋がるよう取り組んでいく。			
	マッチング	・未就学児童を中心に低年齢児の里親等への委託について、取組を進めながら、施設入所している児童についても、特に低年齢児の児童の里親等委託が可能な場合、施設入所後も施設職員とともに、慎重に検討を進める。 ・子ども家庭センターにおいても、里親等委託の推進を促進し、一貫した里親支援に繋がるよう取り組んでいく。			
	今後の取組	・里親等委託体制(フォスターリング体制)の推進を促進するため、引き続き、子ども家庭センターや福祉センター、児童相談所、民間の相談支援機関と連携して里親等委託を推進していき、子ども家庭センターにおいても、里親等委託の推進を促進し、一貫した里親支援に繋がるよう取り組んでいく。			
施設における里親支援の取組等		・里親支援機関と情報共有、連携しながら家庭訪問や里親サロンの開催等による支援を実施。 ・里親支援機関の支援レベルの標準化を行った上で、現在の支援機関の役割分担を活かしながら、それぞれの機関がより連携し、一貫した里親支援に繋がるよう取り組んでいく。	特別養子縁組支援の取組 ・養子縁組希望している養育希望の里親に対して丁寧な説明を実施。 ・また、望まない妊娠等に対しては、適切な対応として特別養子縁組を情報提供を行うなどしているほか、望まない妊娠等の対応に当たる乳親院や養育施設への広報も実施。 ・特別養子縁組が適切な子どもに対しては、積極的な特別養子縁組を検討し、実態等への働きかけを行っている。		

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【北九州市】

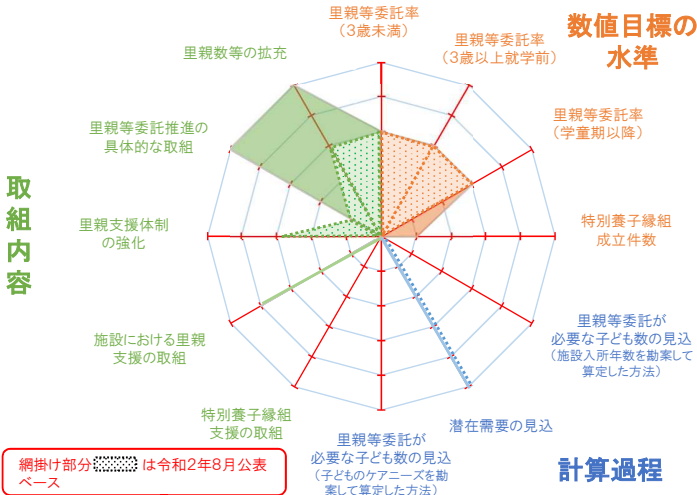
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要的有無 (※1)	里親等委託が必要な子どもの見込み方(※2)	目標値 採用	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降				
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	20,712人	30,431人	90,357人	19,884人	29,214人	86,743人	19,552人	28,727人	85,297人	19,055人	27,997人	83,128人	○	算式1 × (注)施設入所年数を勘案して算出した方法	○	
代替養育を必要とする子ども数(人)	44人	72人	328人	44人	62人	343人	45人	63人	349人	47人	66人	361人		算式2 ×		
里親等委託が必要な子ども数(人)	10人	13人	79人	17人	25人	90人	19人	27人	101人	23人	31人	116人		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法		
里親等委託子ども数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		算式1・2 以外		○
里親等委託率(%)	22.7%	18.1%	24.1%	38.6%	40.3%	26.2%	42.2%	42.9%	28.9%	48.9%	47.0%	32.1%		○		○
特別養子縁組の成立件数	5件			3件			—			—						

(※1)潜在的需要的有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)  
5年目(令和6年度末)・・・54.2%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	項目	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
		里親委託推進体制(フォスタリング体制)	具体的な取組	
現状	広報リクルート	子ども総合センターが中心となって、以下の取組により、里親制度の普及啓発を実施。 -北九州市のホームページや市政だよりに里親記事の掲載 -企業や各種団体へのポスター・フレットの配布 -市民センター等への出前講演の実施	子ども総合センターが中心となって、以下の取組により、里親制度の普及啓発を実施。 -北九州市のホームページや市政だよりに里親記事の掲載 -企業や各種団体へのポスター・フレットの配布 -市民センター等への出前講演の実施	(実績) 令和元年度 88世帯 令和2年度 42世帯 令和3年度 42世帯 令和4年度 10か所 令和5年度 135世帯 令和6年度 73世帯 令和7年度 10か所 令和8年度 175世帯 令和9年度 95世帯 令和10年度 10か所
	研修トレーニング	-登録前研修や更新研修のほか、里親応援セミナー等を実施し、里親の質の向上を図る取組を実施。	-登録前研修や更新研修のほか、里親応援セミナー等を実施し、里親の質の向上を図る取組を実施。	特別養子縁組希望者からの相談に対して丁寧な説明、慎重に確認を取り、実親と親戚にとって最適な選択ができるよう支援を実施。
	マッチング	-子ども総合センターの里親支援担当が協働し、委託される児童にとって最適な里親を選定し、児童福祉司も協働して、里親に対して委託予定児童に関する情報を丁寧に説明するなど、不適当な取組を実施。	-子ども総合センターの里親支援担当が協働し、委託される児童にとって最適な里親を選定し、児童福祉司も協働して、里親に対して委託予定児童に関する情報を丁寧に説明するなど、不適当な取組を実施。	特別養子縁組支援の取組 -地域ごとに子ども総合センターの担当職員を配置し、委託後の里親家庭への家庭訪問、電話連絡、実所による面談を実施し、必要に応じて施設の里親支援専門相談員の協力を得ながら実施。 -また、児童養育施設等の里親支援専門相談員を配置し、里親サポートへの参加や、里親のレスポンスに迅速に対応している。
	訪問相談支援	-子ども総合センターと施設との連携を密にするよう意識して取り組んでおり、市内5施設の里親支援専門相談員との会議を毎月1回実施し、里親の現状報告、情報共有、新規里親の担当希望などを行っている。 -里親支援専門相談員には、里親サポートへの参加や施設入所児童の里親委託の相談のほか、子ども総合センターと連携した里親支援(家庭訪問、電話)、里親のレスポンスの調整、里親会行事、研修への参加を図って実施している。	-子ども総合センターと施設との連携を密にするよう意識して取り組んでおり、市内5施設の里親支援専門相談員との会議を毎月1回実施し、里親の現状報告、情報共有、新規里親の担当希望などを行っている。 -里親支援専門相談員には、里親サポートへの参加や施設入所児童の里親委託の相談のほか、子ども総合センターと連携した里親支援(家庭訪問、電話)、里親のレスポンスの調整、里親会行事、研修への参加を図って実施している。	実親の意向確認、養育の選定、養育による監視期間、縁組の成立までの各段階において、実親・養親ともに切れ目なく適切な支援を実施。
施設における里親支援の取組等				

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【福岡市】

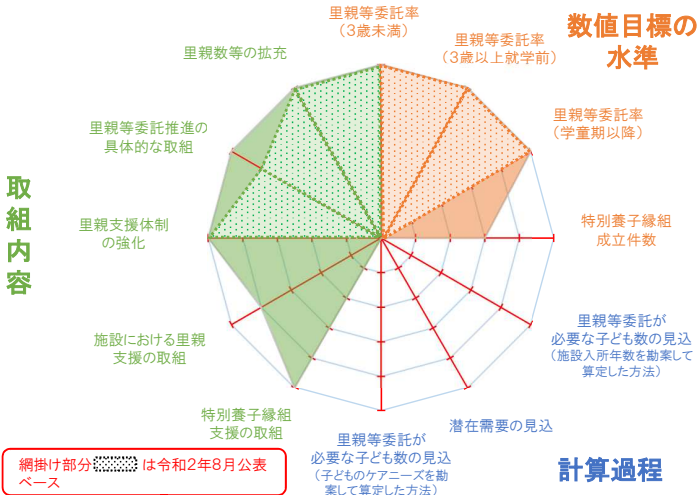
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的需要的有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	目標値 採用	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降				
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上					
子ども数全体(人)	40,886人	40,495人	171,620人	38,577人	39,899人	180,669人	37,293人	38,765人	181,693人	35,557人	36,888人	180,114人	×	算式1 ×	○	
代替養育を必要とする子ども数(人)	26人	52人	300人	35人	42人	313人	33人	39人	316人	30人	36人	313人		算式2 ×		
里親等委託が必要な子ども数(人)	—	—	—	27人	32人	183人	25人	30人	185人	23人	27人	184人		(注)子どものケアニーズを勘案して算出した方法		
里親等委託子ども数(人)	14人	33人	134人	27人	32人	183人	25人	30人	185人	23人	27人	184人		算式1・2 以外		○
里親等委託率(%)	53.8%	63.5%	44.7%	77.1%	76.2%	58.5%	75.8%	76.9%	58.5%	76.7%	75.0%	58.8%		○		○
特別養子縁組の成立件数	11件			14件			14件			14件						

(※1)潜在的需要的有無の見方  
○:潜在需要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在需要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在需要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)  
5年目(令和6年度末)・・・92.4%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)  
における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	項目	里親委託推進施策		里親数・ファミリーホームが所数
		里親委託推進体制(フォスタリング体制)	具体的な取組	
現状	広報リクルート	里親制度の広報啓発(出前講演の実施) 現在、児童相談所と民間フォスタリング機関の二機関が里親のクルートを行っている。この二機関の連携により、あかほり手法を駆使して、積極的に里親のクルートに貢献、計数を拡大している。	里親制度の広報啓発(出前講演の実施) 現在、児童相談所と民間フォスタリング機関の二機関が里親のクルートを行っている。この二機関の連携により、あかほり手法を駆使して、積極的に里親のクルートに貢献、計数を拡大している。	(実績) 令和元年度 255世帯 令和2年度 101世帯 令和3年度 139世帯 (今後の目標) 令和4年度 403世帯 令和5年度 439世帯 令和6年度 290世帯 令和7年度 117世帯 令和8年度 149世帯
	研修トレーニング	-フォスタリング研修プログラム(里親の養育力向上のための体系的な研修プログラム)、ステップアップ研修、専門里親継続研修の実施。 -里親委託されている子どもと実親の交流機会の確保や家庭内面に向けての保護者支援体制の構築とその充実を図る。 -児童相談所として、職員に対して3年以上長期に入院している子どもについては、子どもの状況を見て、改めてアセスメントをおこなうという意識付けを実施。 -マッチングの際は、児童相談所研修委員会を経て行う。子どもの情報をフォスタリング機関であるNPO法人にも共有し、NPO法人が関係した里親も適切な里親が選定されるようNPO法人とも連携を密にしている。	-フォスタリング研修プログラム(里親の養育力向上のための体系的な研修プログラム)、ステップアップ研修、専門里親継続研修の実施。 -里親委託されている子どもと実親の交流機会の確保や家庭内面に向けての保護者支援体制の構築とその充実を図る。 -児童相談所として、職員に対して3年以上長期に入院している子どもについては、子どもの状況を見て、改めてアセスメントをおこなうという意識付けを実施。 -マッチングの際は、児童相談所研修委員会を経て行う。子どもの情報をフォスタリング機関であるNPO法人にも共有し、NPO法人が関係した里親も適切な里親が選定されるようNPO法人とも連携を密にしている。	特別養子縁組支援の取組 -養育相談については、児童相談所のみで対応しており、制度の要に併せて令和2年度、児童相談所による制度化でのマニュアルを作成し、積極的に養育相談の取組を行うこととしている。
	マッチング	-子ども総合センターと施設との連携を密にするよう意識して取り組んでおり、市内5施設の里親支援専門相談員との会議を毎月1回実施し、里親の現状報告、情報共有、新規里親の担当希望などを行っている。 -里親支援専門相談員には、里親サポートへの参加や施設入所児童の里親委託の相談のほか、子ども総合センターと連携した里親支援(家庭訪問、電話)、里親のレスポンスの調整、里親会行事、研修への参加を図って実施している。	-子ども総合センターと施設との連携を密にするよう意識して取り組んでおり、市内5施設の里親支援専門相談員との会議を毎月1回実施し、里親の現状報告、情報共有、新規里親の担当希望などを行っている。 -里親支援専門相談員には、里親サポートへの参加や施設入所児童の里親委託の相談のほか、子ども総合センターと連携した里親支援(家庭訪問、電話)、里親のレスポンスの調整、里親会行事、研修への参加を図って実施している。	特別養子縁組支援の取組 -養育相談については、児童相談所のみで対応しており、制度の要に併せて令和2年度、児童相談所による制度化でのマニュアルを作成し、積極的に養育相談の取組を行うこととしている。
	訪問相談支援	-子ども総合センターと施設との連携を密にするよう意識して取り組んでおり、市内5施設の里親支援専門相談員との会議を毎月1回実施し、里親の現状報告、情報共有、新規里親の担当希望などを行っている。 -里親支援専門相談員には、里親サポートへの参加や施設入所児童の里親委託の相談のほか、子ども総合センターと連携した里親支援(家庭訪問、電話)、里親のレスポンスの調整、里親会行事、研修への参加を図って実施している。	-子ども総合センターと施設との連携を密にするよう意識して取り組んでおり、市内5施設の里親支援専門相談員との会議を毎月1回実施し、里親の現状報告、情報共有、新規里親の担当希望などを行っている。 -里親支援専門相談員には、里親サポートへの参加や施設入所児童の里親委託の相談のほか、子ども総合センターと連携した里親支援(家庭訪問、電話)、里親のレスポンスの調整、里親会行事、研修への参加を図って実施している。	
施設における里親支援の取組等				

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【横須賀市】

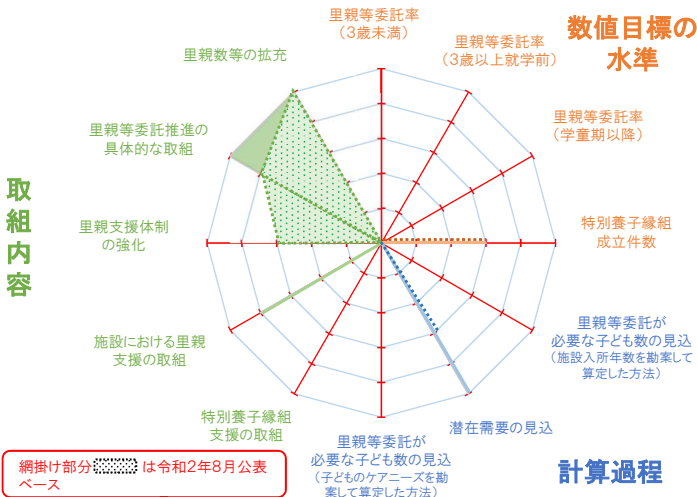
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (平成30年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 × (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式2 × (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	7,694人	8,520人	41,050人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
代替養育を必要とする子ども数(人)	147人			14人	24人	105人	-	-	-	17人	33人	95人	-	-	
里親等委託が必要な子ども数(人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
里親等委託子ども数(人)	34人			48人			-			66人			-	-	
里親等委託率(%)	23.1%			33.0%			-			45.0%			-	-	
特別養子縁組の成立件数	10件(累計)			15件(累計)			-			18件(累計)			-	-	

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・-%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	市民フォーラムの開催、市内メディアでの掲載、市内商業施設での啓発活動など今年度実施していない新たな取組を充実させる。 また、里親委託にハードルを感じる方には、週末里親(週休、3日里親)やボランティアファミリーの取組等を周知し、社会的養護の理解が進むよう取り組んでいる。	(実績) (令和元年度) 29世帯 登録里親数 13世帯 委託里親数 2世帯
	研修 トレーニング	児童相談所に加えて、児童養護施設等と連携して、里親向け研修を実施する。	(今後の目標) (令和6年度) 44世帯 登録里親数 17世帯 委託里親数 3世帯
	マッチング	児童の状況を丁寧にマッチングを行うとともに、保育所や保健センター、教育機関など、市内の各担当と連携している。	(令和11年度) 58世帯 登録里親数 30世帯 ファミリーホーム 5か所
	訪問 相談支援	児童相談所の里親相談員や専門職員、児童養護施設等の里親支援専門職員を活用して、里親への定期的な相談支援、レスパイトケアの調整等、里親への全般的な支援を実施する。	特別養子縁組支援の取組 施設(特に児童院)に対する特別養子縁組制度の周知を行っている予定。
今後の取組	施設における里親支援の取組等	児童相談所と定期的な会議を行い、登録に向けた働き、委託に向けた調整なども、常に児童相談所里親相談員と連携している。 また、施設内行事の際、里親制度のPR掲示、実習生への制度説明なども実施。 里親支援専門相談員は、主として里親への定期的な開催や委託後支援、レスパイト調整、里親会活動などを行っている。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

# 都道府県社会的養育推進計画の取組状況【明石市】

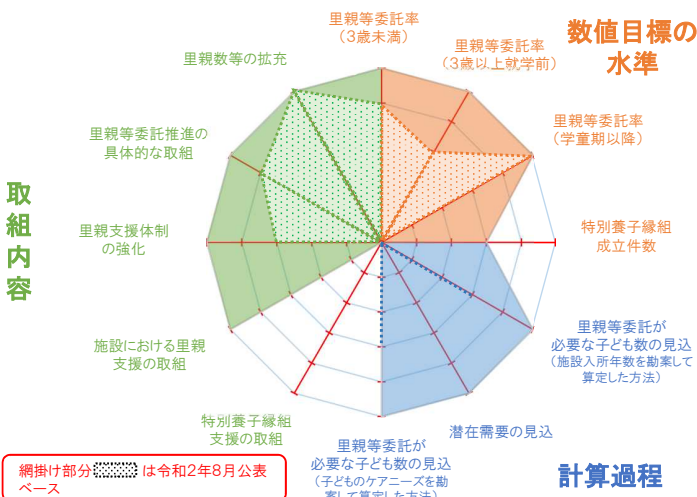
## 里親等委託率の数値目標等

	実績 (令和元年度末時点)			5年目 (令和6年度末)			7年目 (令和8年度末)			10年目 (令和11年度末)			潜在的必要の有無 (※1)	里親等委託が必要な子ども数の見込み方(※2)	
	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降	乳幼児		学童期以降		算式1 ○ (注)施設入所年数を勘案して算定した方法	算式2 ○ (注)子どものケアニーズを勘案して算定した方法
	3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
子ども数全体(人)	8,489人	11,510人	30,016人	8,045人	10,785人	31,107人	8,045人	10,785人	31,107人	8,045人	10,785人	31,107人	-		
代替養育を必要とする子ども数(人)	3人	9人	63人	7人	20人	66人	7人	20人	66人	7人	20人	66人	-	-	
里親等委託が必要な子ども数(人)	3人	9人	39人	7人	20人	41人	7人	20人	41人	7人	20人	41人	-	-	
里親等委託子ども数(人)	1人	1人	16人	6人	11人	24人	6人	15人	30人	7人	20人	41人	-	-	
里親等委託率(%)	33.3%	11.1%	25.4%	85.7%	55.0%	36.4%	85.7%	75.0%	45.5%	100.0%	100.0%	62.1%	-	-	
特別養子縁組の成立件数	-			1件			-			1件			-	-	

(※1)潜在的必要の有無の見方  
○:潜在必要の見込みあり、かつ具体的な計算過程の記載あり  
△:潜在必要の見込みはあるが、具体的な計算過程の記載なし  
×:潜在必要を見込んでいない

(※2)里親等委託が必要な子ども数の見込み方欄の見方  
○:具体的な計算過程があり、かつ算定結果の記載あり  
△:具体的な計算過程があるが、算定結果の記載なし  
×:算定していない

(参考)3歳未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)※  
5年目(令和6年度末)・・・91.7%  
※3歳未満児の里親等委託率の算定の際の里親委託児童数に計画期間内(R2~6)における特別養子縁組成立件数の総数を加えて算出



## 里親等委託推進に向けた取組

現状	里親等委託推進施策		里親数・ファミリーホームか所数
	項目	具体的な取組	
現状	広報 リクルート	・明石こどもセンターは、中核市が設置する児童相談所として、関係機関や地域と連携の見える関係で連携し、それぞれの子どもと子育て家庭の状況に応じて、より早く、適切な支援を行いやすい体制となっている。そのメリットを活かし、明石こどもセンターがフォスタリング機関として主体的に里親関係業務を行っている。	(実績) (令和元年度) 42世帯 登録里親数 9世帯 ファミリーホーム 1か所
	研修 トレーニング	・里親登録にかかる研修の実施(基礎・登録前) ・研修受講に係る費用への支援 ・里親家庭のニーズに応じた勉強会等の開催による養育技術の向上 など	(今後の目標) (令和6年度) 88世帯 登録里親数 32世帯 ファミリーホーム 1か所
	マッチング	・里親対応会議の開催による里親家庭と関係機関による援助方針の策定・共有 ・明石乳児院、児童養護施設カササガ、児童家庭支援センター等の協力による委託前交流支援 ・マッチング期間中の費用に対する里親家庭への支援	(令和11年度) 104世帯 登録里親数 53世帯 ファミリーホーム 1か所
	訪問 相談支援	・里親支援専門相談員による相談支援 ・施設や里親相互によるレスパイトケア ・里親家庭に対する養育・家事支援 ・初めて子どもを受け入れる際に必要な費用に対する支援 など	特別養子縁組支援の取組 ・不妊治療を行っている医療機関や望まない妊娠への対応を行っている助産院にリフレットを送付する等の取組を実施。
今後の取組	施設における里親支援の取組等	里親支援専門相談員が中心となり、施設を活用したマッチングやレスパイトの受け入れを実施。 また、施設児童を受け入れた里親家庭への電話相談や訪問支援を実施。	

網掛け部分は令和2年8月公表ベース

# 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策・社会的養育関係 令和4年度予算案（令和3年度第1次補正予算）の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

(令和4年度予算案※) (令和3年度予算額)  
2,547億円 (1,735億円)

※令和3年度第1次補正予算815億円を含む。

## <令和3年度第1次補正予算>

- 妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。(602億円)
  - 児童養護施設等(※)の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。(36億円)  
※ 乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム  
※ 令和4年10月以降については、令和4年度予算案において措置。
  - 要保護児童等に関する情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援するとともに、一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発を促進する。  
また、子どもや保護者が相談しやすくなるようSNSによる相談体制の構築を行うとともに、児童相談所、婦人相談所等においてテレビ会議やタブレット端末等の活用を促進し、業務の負担軽減・ICT化を図る。(76億円)
  - 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援しているが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充する。(2.1億円)
  - 令和2年度補正予算に引き続き、児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援を行う。(62億円)
  - 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修(非接触型の蛇口の整備等)を追加するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童養護施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。(39億円)
- ※ 令和3年度第1次補正予算に計上した事業は、令和4年度予算案には計上していない。  
なお、当該事業について、令和3年度中に事業が完了しない場合は、本省において繰り越した上で、令和4年度も実施予定。

1

## <令和4年度予算案>

- ヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。
- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援するため、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- 児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化や、里親委託、施設の小規模化・地域分散化等の取組を強力に推進するため、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における補助率の高上げ(1/2→2/3)や用地確保支援等に強力に支援する。
- フォスタリング機関が、里親家庭の一時的な休息(レスパイト)のために行う子どもの一時預かり事業、経験豊富な里親を新規登録の里親支援のために派遣する事業を新たに創設するとともに、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援するモデル事業を通じて先駆的な取組事例の横展開を行うことなどにより、里親家庭に対する養育支援等の充実強化を図る。
- 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業(モデル事業)について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの一部を一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大する。
- 児童養護施設退所者等(ケアリーバー)への自立支援に関する取組を強化するため、各自治体に複数名のコーディネーターの配置を可能とするとともに、医療機関や就労支援機関への同行支援を促すための補助単価の拡充等を行うほか、身元保証人確保の支援対象者について、措置解除等より2年以内の者から、5年以内の者まで拡大する。

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策・社会的養育関係の主な内訳は以下のとおり。

◇ 子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)	602億円*1
◇ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	381億円*2(213億円)
◇ 里親委託費・児童入所施設措置費等	1,360億円(1,356億円)
◇ 児童相談体制整備事業費	8.4億円*3(2.3億円)
◇ 児童虐待防止対策推進事業委託費	2.1億円(0.8億円)
◇ 里親制度等広報啓発事業	2.1億円(2.1億円)
◇ 社会的養護魅力発信等事業	0.2億円※新規
◇ ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業	0.1億円※新規

※ \*1は令和3年度第1次補正予算額、\*2は補正予算額169億円を含む、\*3は補正予算額6.0億円(デジタル庁一括計上)を含む。  
※ 上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上。

2

# 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進に関する令和4年度予算案（令和3年度第1次補正予算）のポイント

## I 子育て家庭への包括的支援体制の構築等

妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、支援が必要な子育て家庭等に対する家庭・養育環境の支援の充実を図ることにより、包括的な支援体制の構築を推進する。また、ヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

- ・ 妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐため、**母子保健と児童福祉の一体的な支援体制を構築**する。また、家事・育児等に不安を抱える家庭等（ヤングケアラーを含む）に対する**家事・育児支援**や家庭や学校に居場所のない子どもに対する**居場所支援**、ペアレントトレーニング等の**保護者支援**等の事業を創設するとともに、子育て短期支援事業等の**レスパイト支援の充実**等を図る。（令和3年度第1次補正予算）
- ・ ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、**中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上**に取り組むとともに、**自治体による実態調査や研修**を支援する。さらに、**コーディネーターの配置やピアサポート**など自治体の先進的な取組を支援する。また、**当事者団体や支援団体のネットワークづくり**を支援する。

## II 児童虐待防止対策

児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

- ・ 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携した、**地域における子どもの見守り体制の強化**を支援する。
- ・ 子どもの意見・意向表明（アドボケート）事業の**実施要件を柔軟化**するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う**専任の職員の確保**を推進。
- ・ 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく、子ども家庭総合支援拠点の**設置促進**を引き続き図る。
- ・ 一時保護所の定員超過を解消するための整備等の**補助率高上げ**。（令和3年度第1次補正予算）
- ・ SNSを活用した**全国一元的な相談支援体制**の構築等の強化、「要保護児童等に関する情報共有システム」を活用した自治体間の円滑な**情報共有のための体制整備**、**AIを活用した緊急性の判断に資するツール開発**の促進を図る。（令和3年度第1次補正予算）等

## III 社会的養育支援

特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の体制強化など更に推進する。

- ・ 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づく**補助率の高上げ**や、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う**先駆的な取組の支援**を引き続き実施する。
- ・ 新規の里親家庭に**経験豊富な里親を派遣**して養育支援を実施する。
- ・ 児童養護施設等における**児童相談所OB等の雇上げ**や、児童養護施設等職員の**相談支援**を実施する。
- ・ 児童養護施設等の魅力等を発信するため、**学生向けの広報啓発活動**や、**各施設等での職場体験**等を実施する。
- ・ 特別養子縁組を行った**当事者同士**や、**あつせんを行った機関等の交流**等に取組む。
- ・ 施設退所者等（ケアリーバー）への支援を行う**コーディネーターの配置**や、**都道府県等による実態把握等の補助制度を創設**する。（都道府県等による実態把握等の補助制度創設：第1次補正予算）
- ・ 社会的養護関係施設の職員の**処遇改善**を実施する。等

3

## 令和3年度第1次補正予算

### 1. 子育て家庭を包括的に支援する体制の構築等

#### (1) 母子保健と児童福祉の一体的な支援体制の構築

##### ① 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業・運営事業【新規】

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、母子保健の相談機関（子育て世代包括支援センター）と児童福祉の相談機関（市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方のより一層の連携強化が必要である。このため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図るうえで必要な整備費等の支援を行うとともに、統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図ることにより、母子保健・児童福祉双方の相談機関の連携強化の一層の推進を図る。  
【子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）：602億円の内数】

##### 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

【補助基準額】整備費・改修費	1か所当たり	17,392千円
開設準備経費	児童福祉・母子保健いずれか片方のみ整備する場合	1か所3,578千円
	児童福祉・母子保健双方を整備する場合	1か所7,333千円

【実施主体】市町村  
【補助率】国9/10、市町村1/10

##### 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

【補助基準額】一体的相談支援機関運営支援	1か所当たり	6,272千円（児童人口1万人以上の相談支援機関に限る）
家庭・養育環境支援の円滑導入支援	1市町村当たり	3,208千円

【実施主体】市町村  
【補助率】国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

##### ② 子育て世帯訪問支援臨時特例事業【新規】

訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。  
【子育て支援対策臨時特例交付金（安心子ども基金）：602億円の内数】

【補助基準額】訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

【実施主体】市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可） 【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

### ③ 保護者支援臨時特例事業【新規】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。

【子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）：602億円の内数】

【補助基準額】 ペアレントトレーニング 1人当たり 16,400円（32,800円）  
保護者指導支援プログラム資格取得支援 1市町村当たり 100,000円  
※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、補助額の加算を実施。括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

【実施主体】市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

### ④ 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業【新規】

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

【子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）：602億円の内数】

#### 子どもの居場所支援整備事業

【補助基準額】1か所当たり 17,392千円

【実施主体】市町村

【補助率】国2/3、市町村1/12、事業者1/4

#### 子どもの居場所支援臨時特例事業

【補助基準額】基本分 専門職を配置しない場合 1か所当たり 14,592千円  
専門職を配置した場合 1か所当たり 15,850千円  
賃借料支援加算 1か所当たり 3,000千円  
開設準備経費加算 1か所当たり 4,000千円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

5

### ⑤ 子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業・一時預かり利用者負担軽減事業【新規】

レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿整備を推進するための整備費・改修費の支援を行うとともに、専任人員の配置や、親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。

【子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）：602億円の内数】

#### 子育て短期支援整備事業

【補助基準額】定員1人当たり 2,416千円

【実施主体】市町村

【補助率】国2/3、市町村1/12、事業者1/4

#### 子どもの居場所支援臨時特例事業

【補助基準額】 専任人員配置支援 1施設当たり 年額6,433千円  
親子入所等支援 1世帯当たり 日額9,600円  
入所希望児童支援 児童1人当たり 日額4,200円  
利用者負担軽減支援  
生活保護世帯 日額5,000円 年収360万円未満世帯 日額3,500円  
住民税非課税世帯 日額4,000円 その他要支援児童のいる世帯 日額2,500円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

#### 一時預かり利用者負担軽減事業

【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円 年収360万円未満世帯 日額2,100円  
住民税非課税世帯 日額2,400円 その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

6

## ⑥ 特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業【新規】

予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へつなぐ体制を構築することにより、妊産婦の孤立化を防止、虐待の重篤事案の防止を図る。 【子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）：602億円の内数】

### 特定妊婦等支援整備事業

【補助基準額】 8,588千円 × 定員（世帯数）※整備費  
【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村  
【補助率】 国2/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村1/12、事業者1/4

### 特定妊婦等支援臨時特例事業

【補助基準額】 基本分単価 1施設当たり 32,753千円  
開設準備費加算 1施設当たり 4,000千円（上限額）  
賃借料加算 1施設当たり 3,000千円（上限額）  
実態把握・関係機関連携経費支援 1自治体当たり 5,085千円  
【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村  
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

## ⑦ 妊婦訪問支援事業【新規】

妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。 【子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）：602億円の内数】

【補助基準額】 1回あたり 9,080円  
民間委託する場合 年額564,000円  
【実施主体】 市町村  
【補助率】 国1/2、市町村1/2

## ⑧ 社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業【新規】

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーパー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。 【子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）：602億円の内数】

### 社会的養護自立支援整備事業

【補助基準額】 1か所当たり 17,392千円  
【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市  
【補助率】 国2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/12、事業者1/4

### 社会的養護自立支援実態把握事業

【補助基準額】 1自治体当たり 3,000千円  
【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市  
【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

## ⑨ 児童相談所一時保護所等整備事業【新規】

一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所の新設・改築、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備費の補助率を高上げる。 【子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）：602億円の内数】

### 【補助基準額】

- ・ 児童相談所一時保護所の整備等 本体分（定員1人当たり）12,934千円 + 各加算
- ・ 児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備等（児童養護施設の場合）  
本体分（定員1人当たり）6,602千円 + 一時保護専用施設設置加算（定員1人当たり）18,722千円（最大） + その他加算
- ・ 児童相談所一時保護所の生活環境改善のための改修 1か所当たり8,000千円
- ・ 一時保護専用施設の改修 1か所当たり21,900千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（※）

（※）以下の①・②のいずれかの要件を満たす自治体に限る。

①平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助の希望の有無に関わらず計画の策定）

②平均入所率が90%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助を希望する自治体は計画の策定）

【補助率】 国9/10



## (2) 児童虐待防止対策・社会的養育

### ① 社会的養護従事者処遇改善事業【新規】

社会的養護関係施設の職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：36億円】

【補助基準額】(1か所当たり)月額10,900円(※)×延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計)等  
(※)9,000円に法定福利費等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額  
【実施主体】都道府県、市、福祉事務所設置町村 【補助率】定額(国10/10)

### ② 要保護児童等情報共有システム改修等事業【新規】

要保護児童等に関する情報共有システムを導入するにあたり、自治体の既存システムを情報共有システムと連携させるために必要となる改修等の費用について、補助を行う。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：65億円】

【補助基準額】1自治体当たり 40,000千円(軽微な改修等は、3,000千円)【実施主体】都道府県、市町村  
【補助率】国：1/2、都道府県・市町村：1/2  
※本事業と併せて、令和4年度予算案に情報共有システムの運用・保守経費を計上(虐待・思春期問題情報研修センター事業(全額国費))

### ③ AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進【新規】

A Iを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発に向けた取組(設計・開発等)を実施する。【国直轄事業：4.9億円(デジタル庁一括計上)】

### ④ 虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制【新規】

子どもや家庭からの相談について、全国どこからでも相談を行うことができるSNSによる全国共通のアカウントを開設し、各自治体(又は各児童相談所)がSNSによる相談に対応する仕組みを新たに構築する。【国直轄事業：1.1億円(デジタル庁一括計上)】

### ⑤ 児童相談所等におけるICT化推進事業【新規】

児童相談所等における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。(※1)

また、児童養護施設等の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。(※2)

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：4.2億円】

【補助基準額】1か所当たり：1,000千円  
【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村  
【補助率】※1 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市町村1/2  
※2 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/4、事業者1/4  
国1/2、都道府県1/8、市及び福祉事務所設置町村1/8、事業者1/4

### ⑥ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業【新規】

児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援しているが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充する。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：2.1億円】

#### 【貸付対象者及び貸付額等】

##### (1) 就職者

① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、貸付期間：2年間

② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、貸付期間：3年間(求職期間を含む)

【生活支援費貸付】 貸付額：月額8万円、貸付期間：12か月間(求職期間を含む)

##### (2) 進学者

① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】 貸付額：月額5万円、貸付期間：正規修学年数

② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】 貸付額：家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】 貸付額：月額5万円(12か月間までは月額8万円とすることが可能)、貸付期間：正規修学年数

(3) 資格取得希望者(児童養護施設等に入所中の者、里親等に委託中の者、退所等から4年以内で大学等に在学中の者)

【資格取得支援費貸付】 貸付額：25万円

【返還免除の要件】5年間((3)は2年間)の就業継続を満たした場合は返還免除

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】定額(国：9/10相当) ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

### (3) 児童養護施設等が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための支援

#### ① 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業【新規】

令和2年度に引き続き、事業継続が必要な児童養護施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、個室化に要する改修に必要な経費等を補助する。

- i 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費  
事業継続が必要な児童養護施設等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）を補助
- ii 個室化に要する改修費等  
事業継続が必要な児童養護施設等において、感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）について補助

#### ② 感染防止対策等のための相談・支援事業【新規】

児童養護施設の職員等が抱える感染症対策に関する不安や疑問等に対応するため、医療機関や感染症専門家による適切な感染防止対策等に関する相談窓口の設置・派遣指導を行うほか、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等を支援する。

#### ③ 一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業【新規】

濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：62億円】

##### 【補助基準額】

- ① 1施設等当たり：8,000千円（里親等：1,000千円）
- ② 1自治体当たり：11,860千円
- ③ 1自治体当たり：13,308千円

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村：1/2

11

## 令和4年度予算案

### 2. ヤングケアラーへの支援

#### ① ヤングケアラー実態調査・研修推進事業【新規】

地方自治体による実態調査や関係機関職員への研修を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

##### ○実態調査

【補助基準額】1 都道府県、指定都市あたり7,491千円  
1 中核市・特別区あたり4,038千円  
1 市町村あたり2,250千円

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村1/2

##### ○関係機関職員研修

1 都道府県、指定都市あたり4,025千円  
1 中核市・特別区あたり 2,356千円  
1 市町村あたり1,695千円

都道府県、市区町村

国1/2、都道府県・市区町村1/2

#### ② ヤングケアラー支援体制構築モデル事業【新規】

コーディネーターの配置、ピアサポートやオンラインサロンなど地方自治体の先進的な取組を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

##### ○コーディネーターの配置

【補助基準額】1 都道府県、指定都市あたり17,637千円、1 中核市・特別区あたり11,291千円、1 市町村あたり6,312千円

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国2/3相当、都道府県・政令市1/3

##### ○ピアサポート等相談支援

【補助基準額】1 都道府県、指定都市あたり7,261千円、1 中核市・特別区あたり4,923千円、1 市町村あたり2,539千円

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国2/3相当、市区町村（中核市・特別区）1/3

##### ○オンラインサロン運営支援

【補助基準額】1 都道府県、指定都市あたり3,794千円、1 中核市・特別区あたり2,582千円、1 市町村あたり1,710千円

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国2/3相当、市町村1/3

#### ③ ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業【新規】

民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

【ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業：0.1億円】

【実施主体】法人（公募により選定） 【補助率】定額（国10/10相当）

#### ④ 児童虐待防止対策等推進広報啓発事業【拡充】

ヤングケアラーについて社会的認知度を高めるための広報啓発を推進する。

【児童虐待防止対策推進事業委託費：2.1億円】

### 3. 児童虐待の発生予防・早期発見

#### (1) 地域における子どもの見守り体制の強化

##### ① 支援対象児童等見守り強化事業【新規】

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等、クーポン・パウチャーを活用した子育て支援等サービスを通じた子どもの見守り体制を強化する。  
このほか周知・啓発や好事例の収集など事業の活用促進に向けた取組について、子ども食堂・子ども宅食、学習支援等を行う民間団体への財政支援を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

①アウトリーチ型/居場所型 【補助基準額】 1か所当たり：9,729千円 【実施主体】市町村 【補助率】国：2/3、市町村：1/3  
②クーポン・パウチャー等活用型 【補助基準額】 児童1人当たり：5万円 【実施主体】市町村 【補助率】国：10/10

##### ② 未就園児等全戸訪問事業

児童虐待の早期発見・早期対応を一層推進するため、市町村における地域とつながりのない未就園児等のいる家庭等を訪問する取組に必要な経費を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

###### 【補助基準額】

・訪問費用 訪問回数×6千円 ※年2回目以降の訪問も補助対象  
・事務職員雇上費 1日当たり：7,220円×事務職員数 ※複数名の雇上も可能  
・民間団体へ委託する場合の事務費 564千円

【実施主体】市町村 【補助率】国：1/2、市町村：1/2

##### ③ 乳児家庭全戸訪問事業（内閣府予算）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,748億円の内数】

##### ④ 養育支援訪問事業（内閣府予算）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,748億円の内数】

##### ⑤ 子育て支援訪問事業

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につながっていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

##### ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（内閣府予算）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,748億円の内数】

13

#### (2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

##### ① 産後ケア事業の全国展開の推進等【拡充】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、新たに非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直し（1自治体当たり単価→1施設当たり単価）を図る。

【母子保健医療対策総合支援事業：114億円の内数】

##### ② 産前・産後母子支援事業

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

###### 【補助基準額】

・支援コーディネーターの配置等 1か所当たり 7,234千円  
・看護師の配置等 1か所当たり 5,089千円  
補助職員を配置する場合 1か所当たり 1,126千円加算  
・改修費・備品費等 1か所当たり 8,000千円  
・賃借料 1か所当たり 10,000千円  
・一般生活費 1人当たり 1,706円（日額）

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

### (3) 児童虐待の発生予防・早期発見

#### ① 児童相談所体制整備事業【拡充】

夜間・休日を問わず、児童相談所が通告・相談に応じられる体制整備や、SNSを活用した相談支援の体制整備を進めるため、児童相談所の体制強化を図る取組に対する補助を行う。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

##### 【補助基準額】

- ①スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円
- ②市町村との連携強化事業 4,212千円 ※東日本大震災被災地特別加算 4,565千円
- ③24時間・365日体制強化事業
  - ・24時間体制強化事業（時間外受付を22時まで実施） 5,271千円 ※時間外受付を22時以降も実施：13,178千円
  - ・365日体制強化事業 2,600千円
- ④医療連携支援コーディネーター配置事業 4,436千円
- ⑤SNS等相談事業 39,241千円

※同一機関においてDV相談も併せて行う場合：29,541千円を加算

※SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築のために外部委託等を行う場合：39,241千円を加算【拡充】

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

#### ② 児童虐待防止対策等推進広報啓発事業【拡充】

体罰の禁止やヤングケアラーについて社会的認知度を高めるための広報啓発を推進する。

【児童虐待防止対策推進事業委託費：2.1億円】

#### ③ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」・相談専用ダイヤル（0120-189-783）

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」・相談専用ダイヤルの適切な運用を図る。

【児童相談支援事業委託費：0.7億円】

#### ④ 児童虐待防止のための広報啓発事業

自治体における児童虐待の通告先の周知や意識啓発等の広報啓発を行う取組に対する補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】1自治体当たり：13,482千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2 等

15

## 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

### (1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の推進

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置等の体制強化に取り組む。

### (2) 子どもの権利擁護の推進

#### ① 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業【拡充】

子どもの意見・意向表明（アドボケイト）について、先進的な取組を行う自治体を支援する観点から、事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を上げる。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】1自治体当たり：10,000千円（令和3年度：8,175千円）【拡充】

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】定額（国：10/10相当）

#### ② 評価・検証委員会設置促進事業【拡充】

児童相談所における第三者評価の受審の促進を図るため、第三者評価を受審した場合の費用の補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】1自治体当たり 934千円 + 民間評価者に第三者評価を依頼する場合 934千円【拡充】

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

#### ③ 一時保護機能強化事業【拡充】

一時保護所又は一時保護委託先と原籍校が離れていることを理由として、通学の制限が行われないよう、これまで行ってきた通学の際の付添員の配置支援に加え、一時保護所等から原籍校への送迎に要する費用の加算を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

##### 【補助基準額】

・学習指導協力員以外の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数

（加算分）児童相談所1か所当たり：1,384千円【拡充】

・学習指導協力員（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）

（加算分）児童相談所1か所当たり：1,429千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

### (3) 一時保護所の環境改善、児童相談所の設置促進

#### ① 一時保護所の環境改善

一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応ができるよう、施設整備に係る費用及び職員体制の強化に係る必要を支援するとともに、一時保護所職員の処遇改善を図る。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,360億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：60億円の内数】

(参考) 令和2年度における拡充内容

- 次世代育成支援対策施設整備交付金（一時保護所の整備費の拡充（定員増が図られる場合等））（補助率）国：1/2、設置者：1/2
  - ・一時保護所の基礎単価の引き上げ 定員1人当たり：540万円 → 約1,271万円
  - ・心理療室整備加算の創設 児童相談所1か所当たり：約3,442万円
  - ・個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限の引上げ 定員1人当たり：最大180万円 → 最大279万円
  - これらを合わせて、定員12人の施設整備を行う場合の上限額 約9,000万円 → 約2億円
- 児童入所施設措置費（補助率）国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
  - ・職員の配置改善 子ども：職員 = 最大4：1 → 最大2：1
  - ・個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化（利用児童数に応じた職員配置加算の創設）
  - ・アレルギー対応等が必要な子どもへの対応強化（利用児童の規模に応じて 調理員を加配するとともに、利用児童が一定数以上の一時保護所において栄養士を配置）
- 一時保護所職員の処遇改善  
〈児童入所施設措置費の事務費算定上における特殊業務手当の額〉

	令和元年度	令和2年度以降
保育士	7,800円	20,000円
心理療法担当職員	9,300円	20,000円
個別対応職員（児童指導員）	9,300円	20,000円
看護師	9,400円	20,000円

#### ② 児童相談所設置促進事業

中核市及び特別区における児童相談所の設置を促進するため、①増加する業務に対応するための補助職員の配置に係る費用、②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用、③児童相談所の設置を目指す中核市・特別区等へ職員を派遣する都道府県等における代替職員の配置に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】1自治体当たり：①2,172千円、②10,259千円、③6,839千円

【実施主体】①②中核市、施行時特例市、特別区 ③都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】①②国：1/2、中核市・施行時特例市・特別区：1/2 ③国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

### (4) 児童相談所における専門人材の確保・資質向上の推進、専門的対応の強化

#### ① 法的対応機能強化事業【拡充】

児童相談所における弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置に要する費用の補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】児童相談所1か所当たり：15,644千円 ※非常勤職員として配置する場合に係る単価について、別途提示予定。  
(常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：上限7,822千円)

※法的対応事務職員を配置する場合3,597千円を加算《拡充》

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

#### ② 児童虐待防止対策研修事業【拡充】

一時保護所職員の資質向上を図るため、児童福祉司等に対する新任時研修等に加えて、一時保護所職員向けの研修を実施する場合の加算を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】（1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり）

- ・児童福祉司任用前講習会等 3,118千円（児童福祉司任用前講習会の場合）
- ・児童福祉司任用後研修 3,118千円
- ・児童福祉司スーパーバイザー研修 2,313千円（自主開催の場合）
- ・要保護児童対策調整機関調整担当者研修 3,022千円
- ・児童相談所長研修 2,313千円（自主開催の場合）
- ・虐待対応関係機関専門性強化事業 307千円（協力体制の整備の場合）
- ・児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 1,668千円（研修実施費用）※一時保護所職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算《拡充》
- ・医療機関従事者研修 1,840千円
- ・研修専任コーディネーターの配置 5,003千円 等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・特別区・市町村：1/2

#### ③ 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所におけるOJTや演習等の研修に当たり、外部人材の活用促進が図られるよう、講師やアドバイザーを研修センターに登録し、児童相談所等に派遣等できる仕組みを創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】横浜市：517,931千円、明石市：162,599千円 ※拡充分を含む

【実施主体】横浜市、明石市 【補助率】定額（国：10/10相当）

#### ④ 医療的機能強化事業

児童相談所等において、医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、医師の配置等に係る費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】 1自治体当たり：7,842千円（児童相談所においては、1か所当たり7,842千円）  
（常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：748千円）

【実施主体】 都道府県、市町村 【補助率】 国：1/2、市町村：1/2

#### ⑤ 保護者指導・カウンセリング強化事業

児童相談所において、虐待を受けた子どもに対するケアや、保護者に対する指導を行う体制整備等を進めるため、①保護者指導支援員の配置、②専門機関が実施するカウンセリングやプログラム等の活用、③職員の保護者支援プログラムに係る資格取得を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】

- |                                |                      |
|--------------------------------|----------------------|
| ①保護者指導支援員の配置                   | 児童相談所1か所当たり：3,528千円  |
| ②保護者指導支援カウンセリング事業              | 児童相談所1か所当たり：11,707千円 |
| ③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業 | 児童相談所1か所当たり：300千円    |

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

#### ⑥ 官・民連携強化事業

児童相談所において、NPO法人等の民間団体との連携の強化や民間団体を活用した取組を推進するほか、児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について必要となる費用を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ①民間団体委託推進事業 | 1自治体当たり：3,202千円   |
| ②民間団体活動推進事業 | 1自治体当たり：1,140千円   |
| ③民間団体育成事業   | 1自治体当たり：1,253千円   |
| ④指導委託促進事業   | 1件当たり：82,490円（月額） |

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

19

#### ⑦ 児童福祉司任用資格取得支援事業

児童福祉司の人材確保に向けて、通信課程（1年）を活用した任用資格の取得を支援するため、当該課程の受講料等の補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】 1人当たり：130千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定を含む。）【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

#### ⑧ 児童福祉司等専門職採用活動支援事業

児童福祉司の計画的な人材確保を進めるため、自治体が行う採用活動に係る費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額】 基本分：4,182千円 ※複数の職種に係る採用活動を行う場合：3,528千円を加算

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

#### ⑨ 児童福祉司等の処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所の児童福祉司等について、地方交付税における特殊勤務手当の積算単価を月額2万円まで引き上げることで、処遇改善を図る。（令和2年度から実施）

20

## (5) 市町村における取組の充実

### ① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

市町村における相談支援体制の強化に向けて、引き続き、市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るため、立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして派遣する取組を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

#### ○市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

##### 【補助基準額】

・基礎単価（直営1か所当たり）

小規模A型 3,769千円

小規模B型 9,623千円

小規模C型 15,980千円

中規模型 21,350千円

大規模型 39,619千円 ※上乗せ配置単価 1人当たり 2,715千円

【実施主体】市町村 【補助率】国：1/2、市町村：1/2

・開設準備経費 7,678千円

・夜間・土日加算 運営時間に応じて加算

・嘱託弁護士・医師等配置加算 360千円

・地域活動等推進加算

研修・広報啓発活動 1か所当たり 872千円

見守り活動等 1か所当たり 13,000千円

通訳業務 1か所当たり 1,560千円

#### ○市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

【補助基準額】基本分単価：564千円 加算分単価 宿泊あり：1日当たり13,980円（1人） 宿泊なし：1回当たり5,500円（1人）

【実施主体】市町村 【補助率】国：1/2、市町村：1/2

#### ○次世代育成支援対策施設整備交付金（子ども家庭総合支援拠点）

【補助単価（令和3年度）】8,696千円（1施設あたり）

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村 【補助率】国：1/2、指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

※上記のほか、支援拠点の設置促進に向けたアドバイザー派遣に係る取組を虐待・思春期問題情報研修センター事業に計上。

### ② 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村において、児童相談所からの指導措置の委託を受けるケースなども含め、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、スーパーバイザーの配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

#### ○市町村相談体制整備事業（市町村スーパーバイズ事業）

##### 【補助基準額】

・児童相談所設置を目指す中核市、施行時特例市、特別区 1市区当たり 2,605千円

・その他市町村 1市町村当たり 1,303千円

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村 【補助率】国：1/2、指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

21

## (6) 関係機関間の連携強化等

### ① 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,748億円の内数】

### ② 児童の安全確認等のための体制強化事業

児童の安全確認等のための体制強化を図るため、児童相談所や市町村に子どもの状況確認を行うための職員を配置するための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

##### 【補助基準額】

・児童相談所分 1児童相談所当たり 25,015千円※ ・市町村分 1市町村当たり 15,009千円

※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合（実施しない場合は20,012千円）

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

### ③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等の配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

#### ○市町村相談体制整備事業（要保護児童対策地域協議会機能強化事業）

##### 【補助基準額】

・代替職員 1市町村当たり 68千円 ・虐待対応強化支援員 1市町村当たり 2,605千円

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国：1/2、指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2

### ④ 官・民連携強化事業（再掲）

官・民連携による効率的な運営を図るため、保護者指導を行う民間団体育成のためのアドバイザー派遣・実地訓練等に係る費用の補助等を行うとともに、児童相談所が行う児童福祉施設等への指導委託について、必要となる費用を支援する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

##### 【補助基準額】

①民間団体委託推進事業 1自治体当たり：3,202千円 ②民間団体活動推進事業 1自治体当たり：1,140千円

③民間団体育成事業 1自治体当たり：1,253千円 ④指導委託推進事業 1件当たり：82,490円（月額）

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

22

## 4. 虐待を受けた子どもなどへの支援

### (1) 里親の開拓及び里親支援の拡充

#### ① 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」等の目標の実現に向けて、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充を図る。  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

- 令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2→2/3）を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施（令和3年度からの取組を継続）
- 新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組を創設。
- 里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援を創設。
- 自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直し。

#### 【補助基準額】

① 統括責任者加算	1か所当たり	5,865千円	⑥ 里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,796千円
② 市町村連携加算	1か所当たり	5,700千円	里親等委託児童数		
③ 里親制度等普及促進・里親リクルート事業			20人以上40人未満	1か所当たり	2,340千円加算
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,932千円	40人以上60人未満	1か所当たり	4,308千円加算
委託して実施する場合	1か所当たり	1,288千円	60人以上80人未満	1か所当たり	7,777千円加算
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,736千円加算	80人以上	1か所当たり	10,496千円加算
新規里親登録件数			心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,098千円加算
15件以上25件未満	1か所当たり	1,306千円加算	心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,862千円加算	里親家庭養育協力支援	1日当たり	4,860千円「新規」
35件以上	1か所当たり	2,417千円加算	養育児童預かり支援		
④ 里親研修・トレーニング等事業			受入準備経費	1か所当たり	8,000千円「新規」
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,759千円	一時預かり（宿泊を伴うもの）	1日当たり	13,980千円「新規」
委託して実施する場合	1か所当たり	5,173千円	一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1日当たり	5,500千円「新規」
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,431千円加算	⑦ 里親等委託児童自立支援事業		
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算	アフターケア対象者10人以上かつ		
研修代替要員費	1人当たり	38千円	支援回数120回以上の場合	1か所当たり	3,988千円「拡充」
⑤ 里親委託推進等事業	1か所当たり	6,476千円	アフターケア対象者20人以上かつ		
新規里親委託件数			支援回数240回以上の場合	1か所当たり	7,898千円「拡充」
15件以上30件未満	1か所当たり	1,126千円加算	⑧ 共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円
30件以上45件未満	1か所当たり	2,882千円加算	⑨ 障害児里親等委託推進モデル事業	1か所当たり	2,100千円「拡充」
45件以上	1か所当たり	3,947千円加算	⑩ 里親等委託推進提案型事業	1自治体当たり	10,000千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】 ①～⑨の事業 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児相相談所設置市：1/2（又は1/3）⑩の事業 定額（国：10/10相当）

23

令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす場合に補助率を嵩上げ（1/2⇒2/3）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 里親委託・施設地域分散化等加速化プラン（仮称）を策定し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
  - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
  - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
  - i フォスタリング体制の構築
  - ii 里親リクルート
  - iii 研修・トレーニング
  - iv マッチング
  - v 委託後の相談支援

#### ③ 里親への委託前養育等支援事業

子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で里親委託が行うことができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を行う。  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

#### 【補助基準額】

・生活費等支援 5,196円（日額） ・研修受講支援 3,490円（日額）

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児相相談所設置市：1/2

#### ④ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

【里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業：0.3億円】

【実施主体】 法人（公募により選定） 【補助率】 定額（国：10/10相当）

#### ⑤ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図る。  
【里親制度等広報啓発事業：2.1億円】

【実施主体】 法人（公募により選定） 【補助率】 定額（国：10/10相当）

24



## (2) 特別養子縁組制度等の利用促進

### ① 養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大するほか、資質向上を図るモデル事業について、連携強化の観点から、児童相談所との定期的な事例検討会議等の実施を促すため、補助単価を上げる。【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

#### 【補助基準額】

- ① 養子縁組民間あっせん機関基本助成事業
  - i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 受講者1人当たり 55千円
  - ii 第三者評価受審促進事業 1か所当たり 321千円
  - iii 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業 基本分 1か所当たり 10,931千円<<新規>>  
障害児等支援加算 1か所当たり 3,073千円<<新規>>  
心理療法担当職員配置加算 1か所当たり 6,171千円<<新規>>
- ② 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業
  - i 高齢児等への支援体制構築モデル事業 1か所当たり 3,354千円
  - ii 資質向上モデル事業 1か所当たり 1,954千円<<拡充>>
  - iii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業 1か所当たり 6,171千円
- ③ 養親希望者手数料負担軽減事業 1人当たり 400千円(上限)

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児相相談所設置市：1/2

### ② 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

特別養子縁組等に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養子縁組希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。

【養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：0.2億円】

【実施主体】法人(公募により選定) 【補助率】定額(国：10/10相当)

### ③ 特別養子縁組のネットワーク形成支援

特別養子縁組制度を推進する観点から、課題の把握や好事例の共有、支援策の検討等を行うため、特別養子縁組を行った当事者同士や、特別養子縁組のあっせんを行った機関等の交流の促進に取り組む。(社会的養護出身者ネットワーク形成事業において実施)

【社会的養護出身者ネットワーク形成事業：0.1億円】

【実施主体】法人(公募により選定) 【補助率】定額(国：10/10相当)

25

## (3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等

### ① 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化の推進

令和6年度末までの期間に限り、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の高上げ(1/2→2/3)を行うとともに、定期借地権契約により土地を確保し、自己所有物件を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金の一部を補助する。また、都道府県等による整備候補地の確保に向けた取組等を支援するとともに、本体施設の基幹職員が地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任できるよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等を支援する。

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引上げるための措置を、令和4年10月以降においても児童入所施設措置費等国庫負担金において実施する。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,360億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：60億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

#### ○次世代育成支援対策施設整備交付金

- ① 令和6年度末までの「集中取組期間」において、以下の要件のいずれも満たす施設の整備計画に対して補助率を高上げ(1/2→2/3)
  - i 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること
  - ii 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること
  - iii 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること
- ② 定期借地権設定のための一時金加算  
定期借地権契約により土地を確保し、自己所有物件を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金の一部を補助  
路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(※)の2分の1×補助率  
(※) 路線価が定められていない地域においては固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額

#### ○児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

【補助基準額】※1か所当たり

- ・ 児童養護施設等の環境改善事業：8,000千円
  - ※里親、児童家庭支援センター及び母子家庭等就業・自立支援センター分は1,000千円
  - ※児童家庭支援センター開設支援事業は3,000千円
  - ※地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園で原状復帰が必要となる場合も補助対象
- ・ 地域子育て支援拠点の環境改善事業：8,000千円
- ・ 児童相談所及び一時保護所の環境改善事業：8,000千円
- ・ 地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園を賃借物件を活用し設置する際の改修期間中の賃借料：10,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ※事業により一部異なる

【補助率】国：1/2(又は2/3)、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2(又は1/3)

国：1/2(又は2/3)、都道府県：1/4(又は1/6※)、市・福祉事務所設置町村：1/4(又は1/6)

#### ○児童養護施設等民有地マッチング事業

【補助基準額】

- ・ 土地等所有者と法人等のマッチング支援 1自治体当たり：5,900千円
- ・ 整備候補地等の確保支援 1自治体当たり：4,500千円
- ・ 地域連携コーディネーターの配置支援 1自治体当たり：4,400千円

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置市町村

【補助率】1/2

26

## ② 乳児院等多機能化推進事業

乳児院等における育児指導機能の強化、医療機関との連携強化や特定妊婦等への支援を行うなど、多機能化に向けた取組を推進する。  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

### 【補助基準額】

①育児指導機能強化事業	1か所当たり	4,987千円
②医療機関等連携強化事業		
・連絡調整を担う職員	1か所当たり	1,927千円
・連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合		
医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合	1か所当たり	2,129千円
医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合	1か所当たり	5,084千円
医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合	1か所当たり	6,349千円
③産前・産後母子支援事業		
・支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,234千円
・看護師の配置等	1か所当たり	5,089千円
補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,126千円加算
・改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円
・賃借料	1か所当たり	10,000千円
・一般生活費	1人当たり	1,706円(日額)

【実施主体】①・② 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村  
③ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

## ③ 児童養護施設等体制強化事業【拡充】

ケアニーズの高い子どもの対応等、業務負担の大きい児童養護施設等の職員の離職防止を図るため、施設において児童相談所のOB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、子どもの養育に関する相談支援等スーパーバイズの実施に必要な経費の支援を拡充するとともに、都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境（当事者同士のピアサポートも含む）の整備の支援を拡充。  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

### 【補助基準額】

・児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,079千円
・夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,079千円
・児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円<拡充>
・児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,068千円<拡充>

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

27

## ④ 社会的養護魅力発信等事業の創設【新規】

児童養護施設等における人材確保に関する取組を強化するため、働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を支援する「社会的養護魅力発信等事業」を創設する。

【社会的養護魅力発信等事業：0.2億円】

【実施主体】法人（公募により選定） 【補助率】定額（国：10/10相当）

## ⑤ 児童家庭支援センター運営等事業【拡充】

児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援について、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合にも補助対象とするとともに、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、事務費に「法的問題対応加算」を設け、弁護士への嘱託費用等を補助する。  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

### 【補助基準額】

①児童家庭支援センター運営事業		
常勤心理職配置の場合	1か所当たり	11,780千円 ※ 対応件数に応じて事業費等も補助
非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	7,846千円
法的問題対応加算	1か所当たり	360千円<新規>
②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業	1か所当たり	1,069千円
③指導委託促進事業		
指導委託を受けたケース	1件当たり	107,000円
主たる支援機関として支援を行うケース	1件当たり	107,000円<新規>

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

## ⑥ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用など、児童養護施設等の職員向けの研修にかかる費用を補助する。  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

### 【補助基準額】

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	133,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,052,000円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
③研修開催費		1自治体当たり（各施設種別単位）	2,543,000円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

28

## (4) 自立に向けた支援の強化

### ① 社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

児童養護施設退所者等（ケアリーパー）への自立支援に関する取組を強化するため、社会的養護自立支援事業の拡充を図る。

- 自立支援を行う機関において、コーディネーターの配置を促進するため、取組状況に応じて補助員の配置等に要する費用の加算を創設するとともに、1つの自治体に複数名配置出来るよう補助単価を見直し。
- 医師の配置促進や、医療機関への同行支援等の取組の強化を促すため、医療連携支援に関する補助を拡充する。
- ハローワーク等の就労支援機関への同行支援等の取組を強化するため、就労相談支援に関する補助を拡充する。
- 身元保証人確保に必要な保険料の補助について、対象を措置解除等から2年以内の者から措置解除等から5年以内の者まで拡大。  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

#### ○社会的養護自立支援事業等

##### 【補助基準額】

##### ① 社会的養護自立支援事業

・ 支援コーディネーター配置	1か所当たり	6,224千円 + 2,009千円（加算）（20ケース以上に対応している場合）	「拡充」
	※複数名配置する場合、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能		「拡充」
・ 居住費支援	1人当たり月額	397千円（児童養護施設）等	
・ 生活費支援	1人当たり月額	52,120円（就学・就労をしていない者）、11,360円（就学している者）等	
・ 生活相談支援	1か所当たり	10,196千円（常勤2名以上配置）	
・ 就労相談支援	1チーム当たり	5,739千円	※就労支援機関への同行支援を行う場合、557千円を加算「新規」
・ 学習費等支援			
（特別育成費）	基本額	1人当たり月額 24,420円	補習費 1人当たり月額 20,000円
	資格取得等特別加算	1人当たり 57,610円	補習費特別分 1人当たり月額 25,000円
・ 医療連携支援	1か所当たり	7,842千円「拡充」	※医療機関への同行支援を行う場合、557千円を加算「新規」
・ 退所後生活体験支援	1人当たり	53,700円	
・ 法律相談支援	1か所当たり	3,000千円	

##### ② 身元保証人確保対策事業

・ 就職時の身元保証	年間保険料	10,560円
・ 賃貸住宅等の借借時の連帯保証	年間保険料	19,152円
・ 大学・高等学校等入学時の身元保証	年間保険料	10,560円
・ 入院時の身元保証	年間保険料	48,000円

【実施主体】①都道府県、指定都市、児童相談所設置市

②都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

29

#### ○就学者自立生活援助事業

##### 【補助基準額】

①生活費支援	1人当たり月額	11,360円
②特別育成費 基本額	1人当たり月額	24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり：57,610円
③児童用採暖費	1人当たり月額	338円
④就職支度費 一般分	1人当たり	82,760円、特別基準分 1人当たり：198,530円
⑤大学進学等自立生活支度費 一般分	1人当たり	82,760円、特別基準分 1人当たり：198,530円
⑥補習費	1人当たり月額	20,000円、補習費特別分 1人当たり月額：25,000円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

### ② 自立支援担当職員の配置

児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援を行う。また、新たに母子生活支援施設にも退所後のアフターケアや地域の母子家庭等への支援を担う職員を配置し、母子家庭の自立に向けた支援の充実を図る。  
【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,360億円の内数】

### ③ 社会的養護経験者ネットワーク形成事業

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、民間団体において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国交流会を開催するための経費を補助する。  
【社会的養護出身者ネットワーク形成事業：0.1億円】

【実施主体】法人（公募により選定） 【補助率】定額（国：10/10相当）

### ④ 未成年後見人支援事業

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

#### 【補助基準額】

①未成年後見人の報酬補助事業	年額	240千円
②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業	未成年後見人	5,210円、被後見人：7,240円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

### ⑤ 入所児童等の円滑な自立に向けた取組の強化

入所児童等の円滑な自立に向けた取組を強化するため、分園型自立訓練事業の対象施設を児童養護施設以外にも拡大するとともに、一人暮らし体験が可能となるよう貸物件等の賃借料も補助対象とする。  
【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,360億円の内数】

### ⑥ 自立援助ホームの体制強化

自立援助ホームの体制を強化し、自立に向けた取組を促進するため、管理宿直職員を配置し、指導員等の負担を軽減する。

【里親委託費・児童入所施設措置費等：1,360億円の内数】 30

# 令和3年度第1次補正予算 参考資料

## 新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度第1次補正予算額：602億円（安心子ども基金に計上）

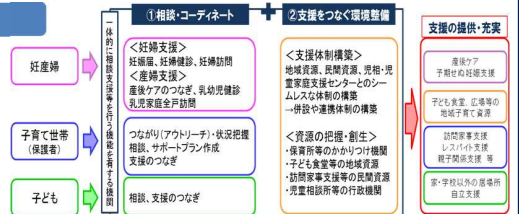
### 目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

### 支援内容

#### 1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援  
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進  
【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- 若年等リスクを抱えた妊産婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊産婦訪問支援事業】



#### 2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】
- 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進  
【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）  
【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



（訪問家事育児支援）



（親子関係形成支援）



（子どもの居場所支援）

#### 3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進  
【特定妊産婦等支援整備事業／特定妊産婦等支援臨時特例事業】
- 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援  
【児童相談所一時保護所等整備事業】
- 社会的養護経験者（ケアラーバー）に対する自立支援体制の整備  
【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



（支援の必要性の高い妊産婦の支援）



（社会的養護経験者の自立支援）

### 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

### 実施期間

令和3年度～令和5年度末

# 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業・運営事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、母子保健の相談機関（子育て世代包括支援センター）と児童福祉の相談機関（市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方のより一層の連携強化が必要である。このため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図るうえで必要な整備費等の支援を行うとともに、統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図ることにより、母子保健・児童福祉双方の相談機関の連携強化の一層の推進を図る。

## 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（整備費）

### 【事業内容】

母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村が行う子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備費等の支援を行う。

### 【実施主体】

市町村

### 【補助割合】

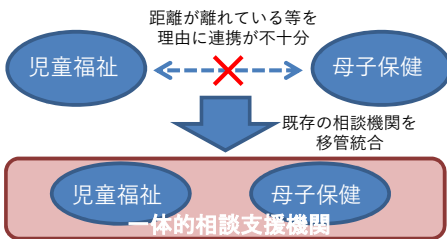
国9/10、市町村1/10

### 【補助基準額】

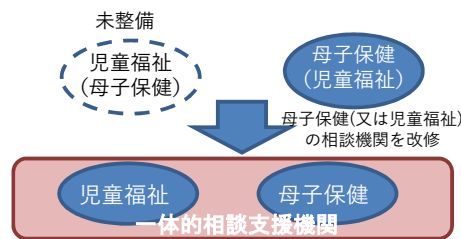
整備費・改修費 1か所当たり 17,392千円  
 開設準備経費 児童福祉・母子保健いずれか片方のみ整備する場合 1か所3,578千円  
 児童福祉・母子保健双方を整備する場合 1か所7,333千円

（参考）整備のイメージ

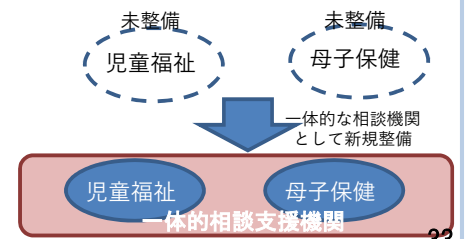
#### パターン① 移管改修整備する場合



#### パターン② 追加改修整備する場合



#### パターン③ 新規整備する場合



33

## 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（運営費）

### 【事業内容】

統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対して、統括支援員の配置に必要な費用の支援を行うとともに、訪問支援や子どもの居場所支援等の家庭・養育環境支援に係るニーズ把握や周知広報、人材育成等、制度の円滑な導入に資する費用の支援を行う。

### 【実施主体】

市町村

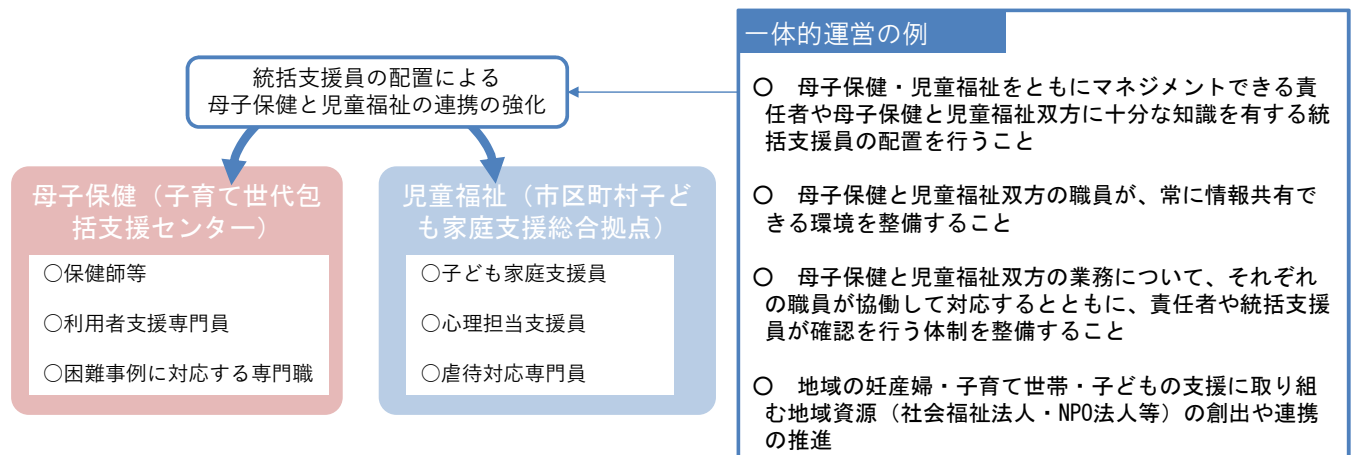
### 【補助割合】

国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

### 【補助基準額】

- ・一体的相談支援機関運営支援 1か所当たり 6,272千円（児童人口1万人以上の相談支援機関に限る）
- ・家庭・養育環境支援の円滑導入支援 1市町村当たり 3,208千円

（参考）統括支援員の配置による一元的マネジメント体制の構築のイメージ



34

## 子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

### 事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

### 実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

### 支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

### 支援内容

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

### 補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

（参考）支援の様子

### 補助基準額

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額



家事支援のイメージ



育児支援のイメージ

35

## 保護者支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

### 事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。

### 実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

### 支援対象

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭

### 支援内容

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対するペアレントトレーニングの実施

### 補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

### 補助基準額

- ・ペアレントトレーニング 1人当たり 16,400円（32,800円）
- ・保護者指導支援プログラム資格取得支援 1市町村当たり 100,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、補助額の加算を実施。

括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

### 支援イメージ



36

# 子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

### 子どもの居場所支援整備事業（整備費）

#### 【実施主体】

市町村

#### 【補助割合】

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

#### 【補助基準額】

1か所当たり 17,392千円

### 子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

#### 【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

#### 【支援対象】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

#### 【支援内容】

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定 など

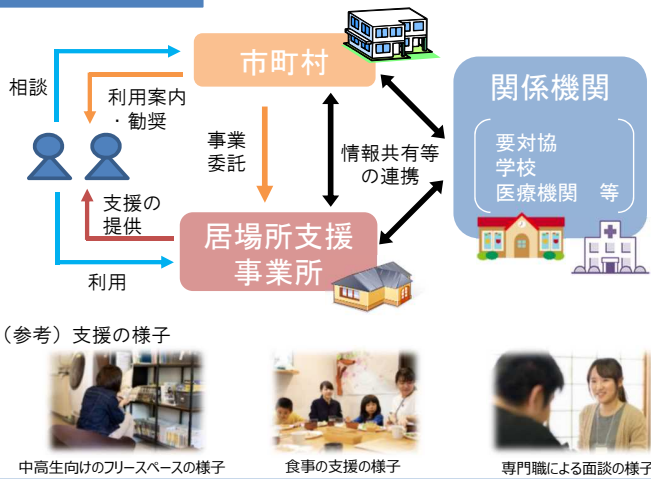
#### 【補助割合】

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

#### 【補助基準額】

①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

## 支援のイメージ



# 子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業・一時預かり利用者負担軽減事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿整備を推進するための整備費・改修費の支援を行うとともに、専任人員の配置や、親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。

### 子育て短期支援整備事業（整備費）

【事業内容】 子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援専用の居室の整備に要する費用の支援を行う事業

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国2/3、市町村1/12、事業者1/4

【補助基準額】 定員1人当たり 2,416千円

### 子育て短期支援臨時特例事業（運営費）

#### 【事業内容】

##### 専任人員配置支援

◆事業内容 子育て短期支援事業の専従する職員を配置し、正当な理由無く、子育て短期支援の利用を断らない施設に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う事業

◆補助基準額 1施設当たり 年額6,433千円

##### 親子入所等支援

◆事業内容 レスパイトケアとあわせて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行う事業

◆補助基準額 1世帯当たり 日額9,600円

##### 入所希望児童支援

◆事業内容 保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子どもを短期間受け入れ、支援を行う事業

◆補助基準額 児童1人当たり 日額4,200円

##### 利用者負担軽減支援

◆事業内容 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

◆補助基準額 生活保護世帯 日額5,000円      年収360万円未満世帯 日額3,500円  
住民税非課税世帯 日額4,000円      その他要支援児童のいる世帯 日額2,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

### 一時預かり利用者負担軽減事業

【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業

【補助基準額】 生活保護世帯 日額3,000円      年収360万円未満世帯 日額2,100円  
住民税非課税世帯 日額2,400円      その他要支援児童のいる世帯 日額1,500円

【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

# 特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へつなぐ体制を構築することにより、妊産婦の孤立化を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図る。

### 特定妊婦等支援整備事業（整備費）

#### 【事業内容】

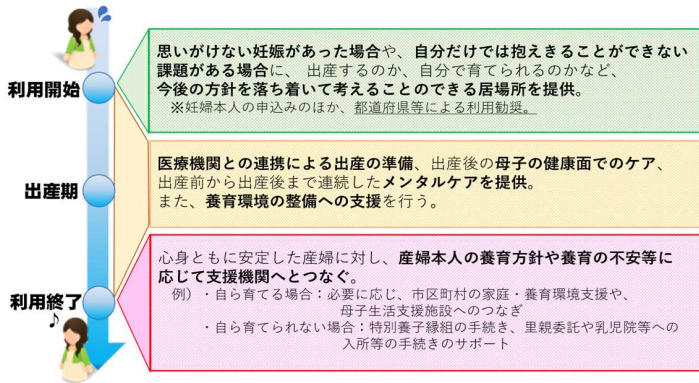
支援の必要性の高い妊産婦に対する安定的な支援の推進を図るため、心理的ケアや生活相談支援等を行う居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助割合】 国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】 <整備費> 8,588千円 × 定員（世帯数）  
<改修費> 1世帯当たり 8,588千円

（支援のイメージ）



### 特定妊婦等支援臨時特例事業（運営費）

#### 【事業内容】

支援の必要性の高い妊産婦を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村  
（社会福祉法人やNPO法人に委託可）

【補助割合】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2  
国1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

#### 【補助基準額】

基本分単価 1か所当たり 32,753千円  
開設準備費加算 1か所当たり 4,000千円（上限額）  
賃借料加算 1か所当たり 3,000千円（上限額）

実態把握・関係機関連携経費支援  
1自治体当たり 5,085千円

（参考）支援の様子



39

# 妊婦訪問支援事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 目的

- 妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

## 内容

### ◆ 対象者

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

### ◆ 内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに必要な支援に繋げる。

## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価 : 1回あたり 9,080円  
民間委託する場合 年額564,000円



# 社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーバー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。

### 社会的養護自立支援整備事業（整備費）

#### 【事業内容】

社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

#### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

#### 【補助割合】

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

#### 【補助基準額】

1か所当たり 17,392千円

### 社会的養護自立支援実態把握事業

#### 【事業内容】

都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーバーの支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な費用の支援を行う。

#### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

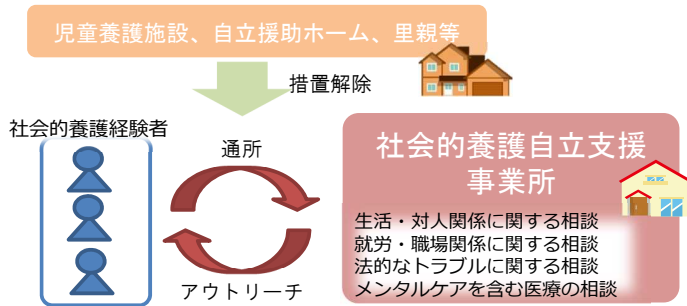
#### 【補助割合】

国1/2、都道府県等1/2

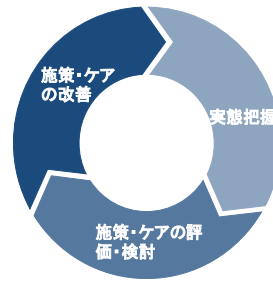
#### 【補助基準額】

1自治体当たり 3,000千円

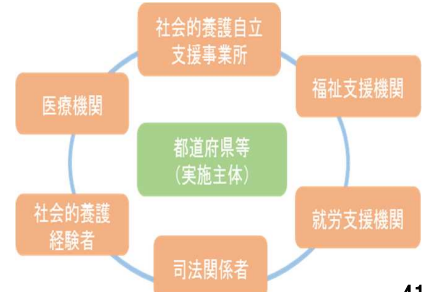
《社会的養護自立支援事業所のイメージ》



《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



41

# 児童相談所一時保護所等整備事業

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

## 1. 概要

- 定員超過が常態化している一時保護所がある自治体においては、一時保護所の新設や既存施設の改築等により、定員拡大を図ることが急務。
- 一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所の新設・改築、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備費の補助率を嵩上げする（1/2→9/10）

## 2. 対象自治体

- ①平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助の希望の有無に関わらず計画の策定）
- ②平均入所率が90%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助を希望する自治体は計画の策定）

## 3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

#### 【補助基準額】

- ・児童相談所一時保護所の整備等 本体分(定員1人当たり)12,934千円 + 各加算
- ・児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備等

（児童養護施設の場合）

本体分(定員1人当たり)6,602千円 + 一時保護専用施設設置加算(定員1人当たり)18,722千円(最大) + その他加算

- ・児童相談所一時保護所の生活環境改善のための改修 1か所当たり8,000千円
- ・一時保護専用施設の改修 1か所当たり21,900千円

# 社会的養護従事者処遇改善事業

令和3年度第1次補正予算額：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

(※) 本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

## 2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

(※) 施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

## 3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】(処遇改善部分)

・ 月額10,900円(※1) × 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計(※2))

(※1) 9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

(※2) 常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出(その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出)

【算出式2】(国家公務員給与改定対応部分) ※令和3年人事院勧告(期末手当▲0.15月(年収換算▲0.9%))に伴う運営費の減額分への補助

・ 常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2 (令和4年4月から9月までの6か月分)

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)

(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とする。

(※) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助。

## 4. 処遇改善の要件

- ・ 原則として 職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
  - ・ 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
  - ・ 処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。
  - ・ 処遇改善額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- ・ 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

43

# 要保護児童等に関する情報共有システム (虐待防止のための情報共有システム構築事業等)

令和3年度第1次補正予算額：65億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 概要

「要保護児童等に関する情報共有システム」は、昨今の重篤な児童虐待死亡事案の発生を踏まえ、自治体間における要保護児童等の情報を迅速かつ正確に共有することを目的として、令和3年度より運用を開始したところであり、今後、全自治体が確実に情報共有システムを利用できるよう、既存システムと本システムとの連携のための改修経費や児童記録情報のCSV化のための改修などの経費を併せて支援する。

### システム改修経費(地方自治体)

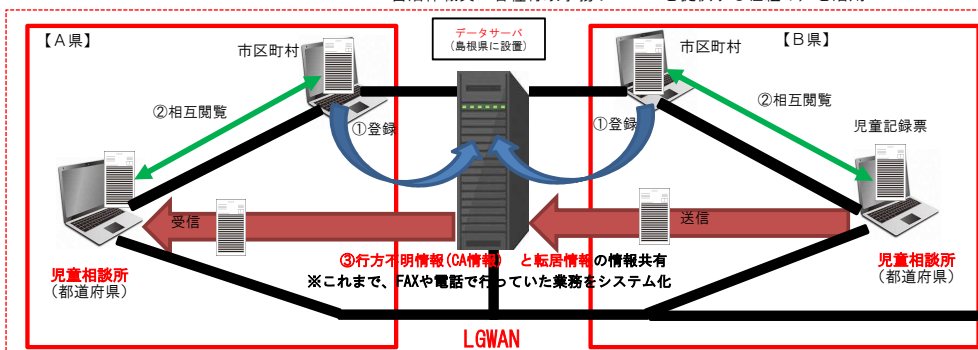
➤ 令和4年度末までに、本システムの全市区町村運用開始を促進していくため、令和3年度補正予算において941市区町村分の改修経費をカバーするもの。地方公共団体向け補助金に計上(「虐待防止のための情報共有システム構築事業」【新規】)。

※地方自治体向けシステム改修費用については、令和3年度までに800市区町村分を措置済み。(令和2年度に47都道府県は措置済み)

※既存のシステムの改修や機器の調達、データの取り込みなど、情報共有システムの利用に必要な費用全般が補助対象

### 事業イメージ

情報共有システム ※ LGWAN-ASP (LGWAN(自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク)を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み)を活用



### 主な機能

- ① 児童記録票の登録  
LGWANを通して、児童記録票を登録する。  
→ 児相、市町村毎に登録
- ② 相互閲覧  
児相と所管市町村間で児童記録票の相互閲覧が可能。  
→ 児相と市町村間の情報共有
- ③ 行方不明情報・転居情報の共有  
→ 事案発生後、迅速に必要な情報の共有が可能。



厚生労働省

# AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

令和3年度第1次補正予算額：4.9億円（情報処理業務庁費）  
※デジタル庁計上

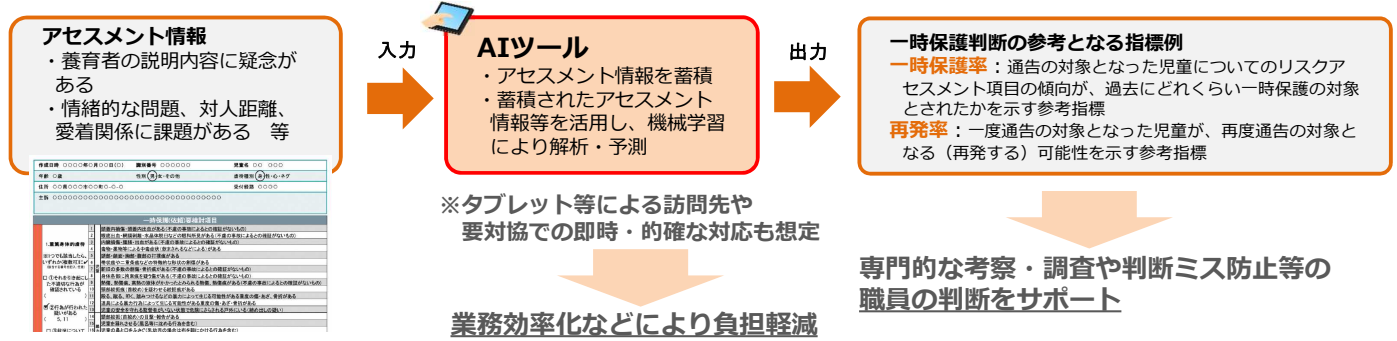
## 1. 概要

児童相談所における一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発を促進する。

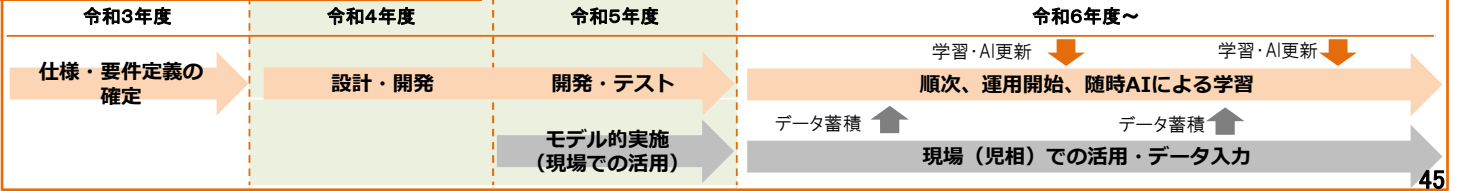
## 2. システム概要案 ※仕様の詳細は令和3年度中に事業委託を行い、検討の上決定

- 通告の対象となった児童についてのリスクアセスメント項目の入力等によりアセスメント情報を蓄積。
- 蓄積された情報をAIが解析・予測することで、一時保護判断の参考となる指標の表示等を行い、職員の判断をサポートする。

※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。



## 3. 設計・開発等のスケジュール案

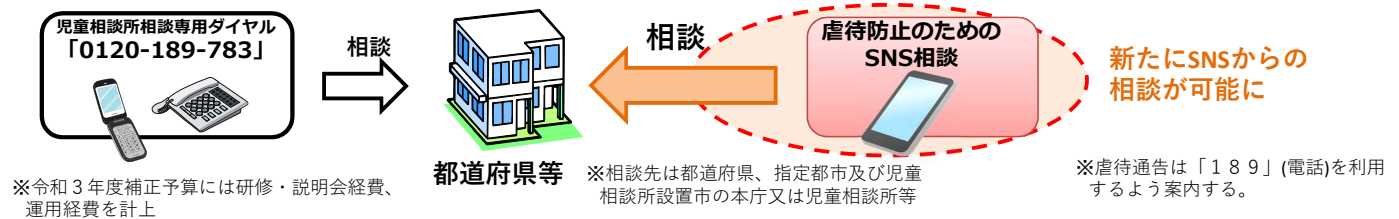


# 虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制

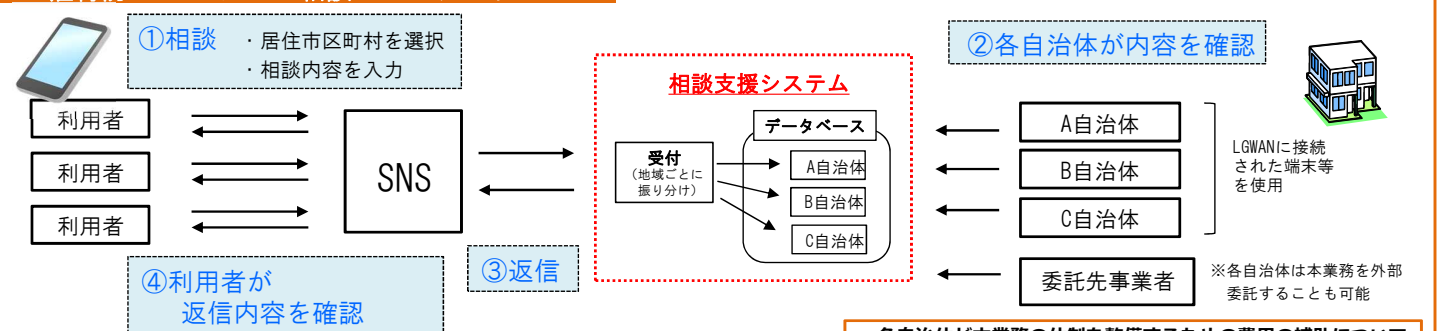
令和3年度第1次補正予算額：1.1億円（情報処理業務庁費）  
※デジタル庁計上

## 1. 概要

児童虐待防止の観点から、子どもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、相談内容を各自治体（又は各児童相談所）に自動的に転送した上、相談に対応する仕組みを新たに構築する。



## 2. 虐待防止のためのSNS相談 システムイメージ



- (※) 管轄地域以外のもは閲覧不可（国は全ての相談内容について閲覧不可）。児童相談所単位ではなく、広域的な対応も可能。
- (※) 本システムで相談を受け付けた場合、該当する自治体（又は児童相談所）に自動的に通知。
- (※) 本システムの構築に併せて、相談対応を行う者が本システムに接続する際に使用する閉域網等を整備。
- (※) 自治体は、原則としてLGWAN及び閉域網を経由して接続、委託先事業者は、専用端末から閉域網等を経由して接続。（本システムはクラウドサービスの活用を想定）

■各自治体为本業務の体制を整備するための費用の補助については令和4年度概算要求において別途拡充要求  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：364億円の内数】  
児童相談所体制整備事業  
SNS等相談事業 1自治体当たり39,241千円  
※SNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築のために外部委託等を行う場合：39,241千円を加算《拡充》

# 児童相談所等におけるICT化推進事業

令和3年度第1次補正予算額：4.2億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

### i 児童相談所等におけるICT化推進事業

児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、婦人相談所、婦人相談所の一時保護所、市区町村、配偶者からの暴力等に関する相談や支援等を行う民間団体、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等

### ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村

## 3. 補助率

i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村：1/2）

ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）

国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）

## 4. 補助基準額

1か所当たり：100万円

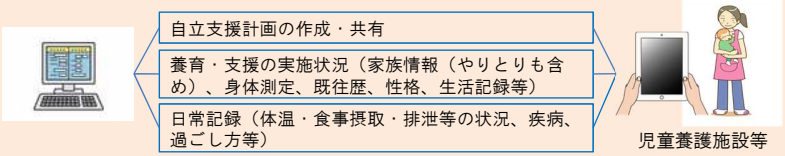
### ①児童相談所等におけるICT化推進事業

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



### ②児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



テンプレートの活用やデータ連動・一括処理等により職員の業務負担を軽減

47

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和3年度第1次補正予算額：2.1億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 概要

○ 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

## 要求内容

○ 施設退所者等に対する貸付について、主に施設退所時に申請を行うものとしているが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充する。

## （参考）貸付額・貸付期間等

### （1）就職者

① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：2年間

② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：3年間（求職期間を含む）

【生活支援費貸付】貸付額：月額8万円、貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

### （2）進学者

① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円、貸付期間：正規修学年数

② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）、貸付期間：正規修学年数

（3）資格取得希望者（児童養護施設等に入所中の者、里親等に委託中の者、退所等から4年以内で大学等に在学中の者）

【資格取得支援費貸付】貸付額：25万円

※5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

（実施主体）都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人（補助率）定額（国：9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

48

目的

児童養護施設等は、適切な感染防止対策を行った上での事業継続が求められているため、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や消毒に必要な経費のほか、個室化に要する改修に必要な経費等を補助するとともに、医療機関や感染症専門家等からの支援等により、児童養護施設等における感染症対応力を底上げしつつ、業務を継続的に実施していくことが可能となるよう支援を行う。

事業内容

(1) マスクの購入や消毒に必要な経費、個室化に要する改修に必要な経費等の支援

① マスク等購入費

感染経路の遮断のため、児童養護施設等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要な費用について補助

② 児童養護施設等の消毒経費

施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助

③ 広報・啓発経費

施設で活動する子ども等に必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助

④ 個室化に要する改修費等

感染が疑われる者を分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等（宿泊施設の借り上げ費用等を含む。）について補助

⑤ 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費

職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助



【補助基準額】 1施設等当たり：8,000千円（里親等：1,000千円）

(2) 医療機関や感染症専門家等による適切な感染防止対策に関する相談窓口の設置・派遣指導、職員のメンタルヘルス相談窓口の設置等の支援

【補助基準額】 1自治体当たり：11,860千円



(3) 濃厚接触者等の子どもの対応について、医療機関への一時保護委託の連絡調整等を行うほか、一時保護所や児童養護施設等で受け入れを行う際、健康観察等の個別的な対応の充実や、症状が出た場合の迅速な関係機関（保健所・医療機関等）との連携を図るために看護師等の配置・派遣等を支援

【補助基準額】 1自治体当たり：13,308千円



【対象施設等】 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所の一時的保護所（一時保護委託施設含む）、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時的保護所（一時保護委託施設含む）、養子縁組民間あつせん機関、社会的養護自立支援事業所、母子家庭等就業・自立支援センター

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市町村 【補助率】 国1/2

児童福祉施設等の感染症対策のための改修整備  
(次世代育成支援対策施設整備交付金)

令和3年度第1次補正予算額：1.5億円

1. 目的

児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止する。

2. 事業概要

児童福祉施設等における、非接触型の蛇口の設置などの新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のための改修にかかる費用を補助する

3. 対象施設

- ・ 助産施設
- ・ 乳児院
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 児童養護施設
- ・ 児童心理治療施設
- ・ 児童自立支援施設
- ・ 児童家庭支援センター
- ・ 児童厚生施設（児童館）
- ・ 児童相談所一時保護施設
- ・ 婦人相談所一時保護施設
- ・ 婦人保護施設
- ・ 職員養成施設
- ・ 自立援助ホーム
- ・ ファミリーホーム
- ・ 一時預かり事業所
- ・ 地域子育て支援拠点事業所
- ・ 利用者支援事業所
- ・ 子育て支援のための拠点施設
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点
- ・ 産後ケア事業を行う施設

4. 設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童厚生施設を除く）等

5. 国庫補助率 1/2、児童館は1/3

## 児童福祉施設等の防災・減災に関する緊急対策

**概要**：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく4つの緊急対策を実施する。

- ① 児童福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ
- ② 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする
- ③ 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ
- ④ 児童福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

### ①耐震化整備

箇所：595カ所

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：児童福祉施設等の耐震化を推進する。

### ②非常用自家発電設備整備

箇所：5カ所

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする。

達成目標：児童福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を推進する。

### ③ブロック塀等改修整備

箇所：385カ所

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止する。

達成目標：児童福祉施設等のブロック塀等の改修を推進する。

### ④水害対策強化

箇所：45カ所

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設

期間：令和7年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：施設の改修工事等を実施することで、利用者の安全で迅速な避難を確保する。

達成目標：水害による危険性が高い地域に所在する施設の改修等の整備を推進していく。

# 令和4年度予算案 参考資料

# ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

ヤングケアラー<sup>(注)</sup>の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(注)：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども

## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

### (1) 実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 7,491千円  
1中核市・特別区あたり 4,038千円  
1市町村あたり 2,250千円
- ③負担割合 国1/2、実施主体(自治体)1/2

### (2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 4,025千円  
1中核市・特別区あたり 2,356千円  
1市町村あたり 1,695千円
- ③負担割合 国1/2、実施主体(自治体)1/2

## 3. 事業イメージ

都道府県  
市区町村

(2) 関係機関職員研修

ヤングケアラー

(1) 実態調査・把握

ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアトリーが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

53

# ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー支援体制構築モデル事業)

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

### (1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 17,637千円  
1中核市・特別区あたり 11,291千円  
1市町村あたり 6,312千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体(自治体)1/3

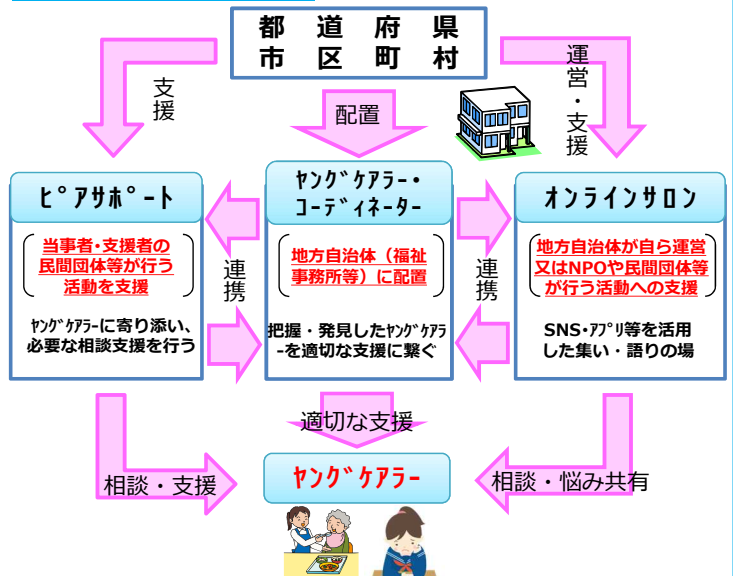
### (2) ピアサポート等相談支援体制の推進

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 7,261千円  
1中核市・特別区あたり 4,923千円  
1市町村あたり 2,539千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体(自治体)1/3

### (3) オンラインサロンの運営・支援

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 3,794千円  
1中核市・特別区あたり 2,582千円  
1市町村あたり 1,710千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体(自治体)1/3

## 3. 事業イメージ



54

# ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業【新規】

令和4年度予算案：0.1億円（ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業）

## 1. 事業内容

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

（内容）

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
- ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
- ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等

※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

## 2. 実施主体

法人（公募により選定）

## 3. 補助率

国：定額（10/10相当）



55

# 児童虐待防止対策等推進事業委託費【拡充】

令和4年度予算案：2.1億円（児童虐待防止対策推進事業委託費）

## 1. 事業内容

① 198回通常国会において「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止が法定化され、さらに、衆議院及び参議院の附帯決議において、体罰が子どもにも与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めることが定められた。これを受け、令和2年度から国民が「しつけのための体罰」を行わない子育てについて広く理解できるよう、体罰等によらない子育てについて様々な広告媒体を活用した広報啓発を行っているが、令和2年度の調査研究において、法改正により体罰が禁止されたことへの認知度は約2割に止まり、引き続きの広報啓発が求められることから、令和4年度においても体罰禁止の背景にある「なぜ、体罰は許されないのか」を伝えることで体罰の禁止についての社会的認知度をより一層高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与することを目的とする。

② ヤングケアラーについては、令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において、中高生の8割以上が「ヤングケアラーについて、聞いたことがない」と回答しており、子ども自身への認知度向上が必要とされているところであり、周囲の大人も含めヤングケアラーについて理解を深め、必要な支援につなげるためには社会的認知度の向上が極めて重要と考えられる。そこで「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」とりまとめ報告において、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むこととしており、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行い、社会的認知度を高めることをもってヤングケアラーの普及推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレット等の製作・配付
- ii テレビCM、インターネット広告等を活用したより幅広い普及啓発
- iii 全国フォーラム/シンポジウムの開催等を通じた普及啓発

※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。

## 2. 実施主体

国（公募により、委託事業者を選定）

56



# 支援対象児童等見守り強化事業【新規】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 目的

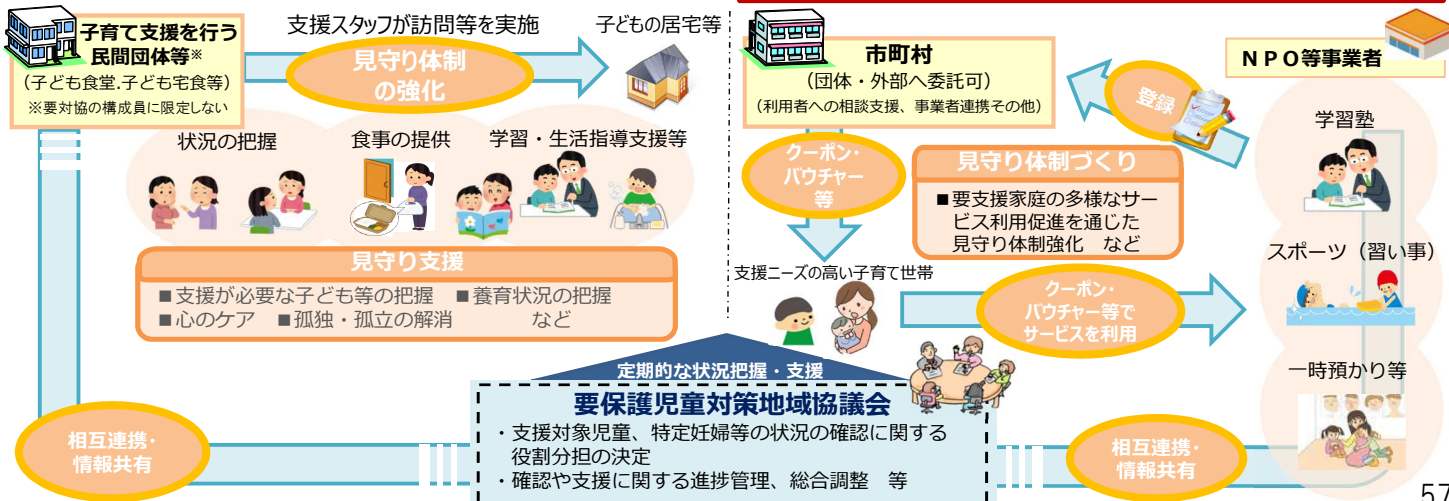
- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- ① 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。
- ② 新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指す。

### ① アウトリーチ型/居場所型

補助基準額：1か所当たり9,729千円  
補助率：2/3  
実施主体：市町村（特別区含む）

### ② クーポン・バウチャー等活用型

補助基準額：児童1人当たり5万円  
補助率：10/10  
実施主体：市町村（特別区含む）※①アウトリーチ型/居場所型との併用可



57

# 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 【現状・課題】

児童相談所の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児童相談所の支援を受ける子どもたちが、自らの意見・意向を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。

## 【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見・意向表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業を創設する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

## 【拡充内容】

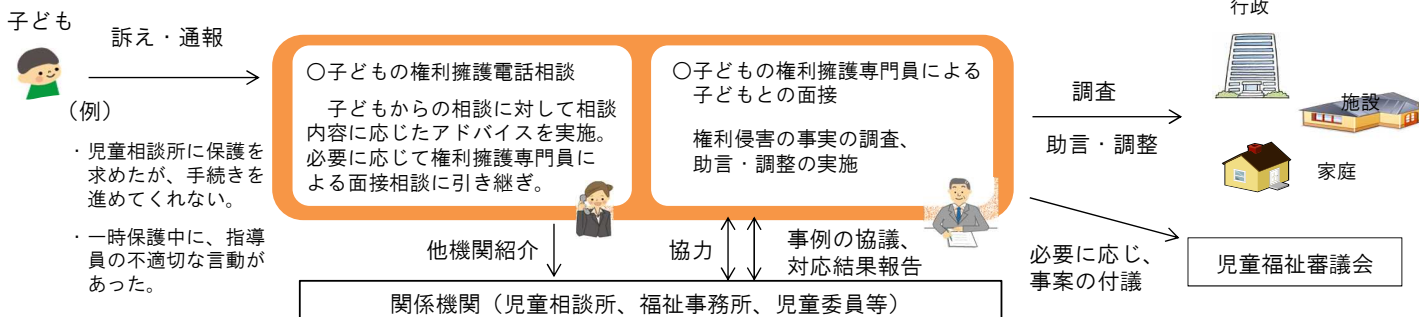
子どもの意見・意向表明（アドボケート）について、先進的な取組を行う自治体を支援する観点から、事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を引き上げる。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額案】1自治体当たり：10,000千円（令和3年度：8,175千円）《拡充》

【補助率】定額（国：10/10相当）

## ＜取組の一例＞



全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、多様な仕組みのモデル的な実施を支援

# 児童相談所における第三者評価の実施促進【拡充】 (評価・検証委員会設置促進事業)

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

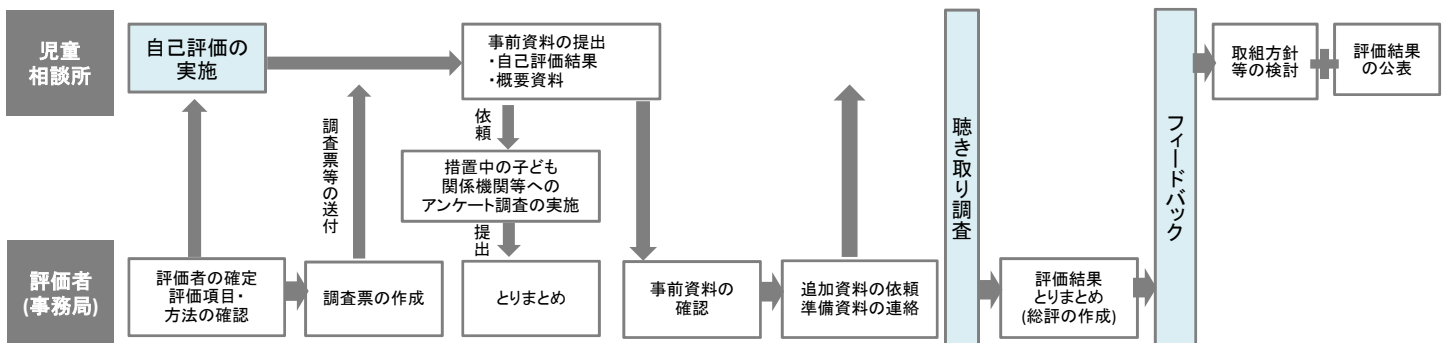
## 1. 目的

- 令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において「都道府県は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする」とされたことを踏まえ、児童相談所の第三者により質の評価の推進を図る。

## 2. 事業内容

- 児童相談所における第三者評価の受審の促進を図るため、第三者評価を受審した場合の費用を補助を行う。  
 ≪評価・検証委員会設置促進事業の拡充≫  
**【実施主体】** 都道府県、指定都市、児童相談所設置市  
**【補助基準額】** 1都道府県等当たり 934千円 + 民間評価者に第三者評価を依頼する場合 934千円≪拡充≫  
**【補助率】** 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

＜第三評価の業務フローイメージ＞



児童相談所の第三者による質の評価の推進を図るため、評価基準案、ガイドライン案を参考とした自治体の取組を支援

59

# 一時保護機能強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 目的

- 一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

## 2. 事業内容

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。
  - ① 学習指導協力員：保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
  - ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のある子どもに対する心理治療を行う。
  - ③ トラブル対応協力員：子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図る。
  - ④ 専門的ケア対応協力員：保護している子どもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
  - ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護所等から学校に通う場合の付添を行う。  
 ≪拡充≫ 一時保護所又は一時保護委託先と原籍校が離れていることを理由として、通学の制限が行われることがないよう、加算として、一時保護所等から原籍校への送迎に要する費用について補助を行う。
  - ⑥ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）  
 ：個々の保護している子どもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。



## 3. 実施主体等

- 【補助基準額】**
  - ・ 学習指導協力員以外の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数  
 （加算分）児童相談所1か所当たり：1,384千円 ≪拡充≫
  - ・ 学習指導協力員（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）  
 （加算分）児童相談所1か所当たり：1,429千円
- 【実施主体】** 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助率】** 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

# 研修の充実等による児童相談所の体制強化【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 法的対応の更なる強化

- 児童相談所における弁護士配置に係る費用の補助に加え、新たに弁護士業務の補助職員の配置に要する費用の補助を創設する。
  - 【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
  - 【補助基準額】1児童相談所当たり 15,644千円
    - （常勤職員の配置に向けた取組を実施しない場合：上限7,822千円（配置状況に応じて単価を見直し））
    - + 法的対応事務職員を配置する場合 3,597千円≪拡充≫
  - 【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

## 一時保護所職員に対する研修の充実

- 一時保護所職員の資質向上を図るため、児童福祉司等に対する新任時研修等に加えて、一時保護所職員向けの研修を実施する場合の加算を創設する。
  - 【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市
  - 【補助基準額】1児童相談所当たり 1,668千円（参加促進の場合196千円）
  - 【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

## 研修講師やアドバイザーの派遣事業の実施

- 児童相談所におけるOJTや演習等の研修に当たり、外部人材の活用促進が図られるよう、講師やアドバイザーを研修センターに登録し、児童相談所等に派遣等できる仕組みを創設する。
  - 【実施主体】事業を実施する研修センター
  - 【補助率】10/10（定額）

61

## 家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

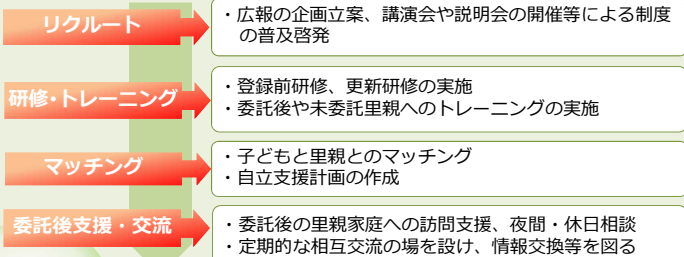
- ・児童入所施設措置費等1,360億円
- ・里親制度等広報啓発事業2.1億円
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- ・社会的養護魅力発信等事業（新規）20百万円
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業381億円の内数
- ・里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業34百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業12百万円

### I 包括的な里親養育支援体制の構築

里親のリクルートから委託後支援・交流に至るまでの一貫した里親養育支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

#### <取組内容>

- ・令和6年度末までの集中取組期間における**補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施。
- ・新規登録里親へ**経験豊富な里親を派遣して養育支援**する取組を創設。
- ・里親家庭の**一時的な休息（レスパイト）への支援**の強化。
- ・自立支援担当職員の**補助単価の見直し**（事業費を追加）。等



### II 特別養子縁組の推進

民間養子縁組あっせん機関に対して、体制整備を進めるためのモデル事業や、養親希望者等の負担軽減を図る事業による支援の実施のほか、職員の研修や第三者評価受審費用等への助成等を実施。

#### <取組内容>

- ・年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を**一般事業化**し、取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大。
- ・特別養子縁組を行った**当事者同士**やあっせんを行った**機関の交流**等に取組む。等

里親

養子縁組

施設

### III 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

児童養護施設や乳児院等の施設において、「小規模かつ地域分散化」に向けた取組や、地域支援に関する取組強化を含めた、「高機能化及び多機能化・機能転換」に関する取組等を推進。

#### <取組内容>

- ・小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体に対して、令和6年度末までの集中取組期間における整備費の**補助率の嵩上げ(1/2→2/3)**を実施するとともに、定期借地権設定のための**一時金の一部を補助**。等

### IV 自立支援の充実

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置が行われていた者で、18歳（措置延長の場合は20歳）に到達したことにより措置解除された者について、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合に、22歳の年度末までの間、住まいの確保に関する支援や、生活相談・就労相談等による支援を実施。

#### <取組内容>

- ・**コーディネーター**の配置に対する補助の拡充のほか、**医療機関や就労支援機関への同行支援**等を行うための補助を拡充。
- ・施設退所者等の**実態把握等を進める**とともに、自立支援のための体制整備を促進する。
- ・施設退所後の生活費や家賃の貸付について、申請時期を施設退所時に限定せず、**退所後5年まで延長**。等

※ 実態把握等を行うための補助制度及び施設退所後の貸付は令和3年度第1次補正予算において措置。

上記のほか、社会的養護関係施設の職員に対する**処遇改善(3%程度(月額9,000円)引上げ)**を令和3年度第1次補正予算及び令和4年度予算案において措置。また、令和2年度補正予算に引き続き、ICT化、感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を令和3年度第1次補正予算において措置。

62

# 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 概要

- 令和2年度より、都道府県等における社会的養育推進計画に基づく里親等への委託の推進に向けた取組を進めているが、「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン**」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における**補助率の嵩上げ（1/2→2/3）**や、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う**先駆的な取組をモデル的に支援**し、効果的な取組事例の横展開を実施するほか、**新規に登録した里親家庭への支援の充実や、里親家庭の一時的な休息（レスパイト）への支援の充実など、更なる取組の強化を図る。**

## 拡充内容

### 【里親養育包括支援事業（拡充）】

#### <里親訪問等支援事業（拡充）>

- 里親家庭養育協力支援の創設（加算分に追加）
  - ・ 新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、**経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組を創設** → **1回当たり：4,860円**（経験豊富な里親の家庭に、新規に登録した里親が向向き、里親委託による養育を体験することも可能）
- 養育児童預かり支援の創設（加算分に追加）
  - ・ 里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、**フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援を創設**。
    - ①**受入準備経費：8,000千円**、②**宿泊を伴う一時預かり：13,980円（日額）**、③**宿泊を伴わない一時預かり：5,500円（日額）**

#### <里親等委託児童自立支援事業（拡充）>

- ・ 自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直しを行う。  
2,906千円（年額） → 【要求】事務費 2,906千円、**事業費 1,082千円** ※対象者10人以上かつ支援回数120回以上の場合

（※）このほか、自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援する提案型補助事業（里親等委託推進提案型事業）を実施（定額（国10/10相当））

（実施主体）都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※委託可（補助率）国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

63

## 里親等委託推進提案型事業

（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）

### 概要

- 家庭で適切な養育を受けられない子ども等に対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を確保するため、里親等への委託を推進する必要があることから、里親委託等の推進に意欲的に取り組む自治体が行う**先駆的な取組をモデル的に支援**し、効果的な取組事例の横展開を図る。

### 事業内容

- 里親委託の推進に当たっては、都道府県等・児童相談所のみならず、市町村、里親会、児童養護施設・乳児院などの入所施設、フォスタリング機関はもとより、地域の商店やマスコミ等の多様な主体が連携した取組を行うことが必要。
- このため、従前の補助事業にとられない先駆的な取組について提案型で募集し、モデル的に支援するとともに、効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1自治体当たり：10,000千円 【補助率】 定額（国：10/10相当）

### <支援イメージ>

※ 地域の実情に応じ、多様な民間主体、入所施設やフォスタリング機関等と連携した効果的な取組を支援。

【フォスタリングチェンジ・プログラムでの  
ファンクターと里親の様子】



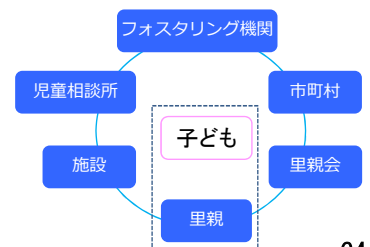
【ショッピングモールでの  
制度説明会】



【里親サロンの様子】



【フォーラムの様子】



64



里親委託の推進に向けた支援（令和3年度）

「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定し、里親委託を推進する自治体の取組を強力に支援するため、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げ等を行うとともに、施設と連携した里親養育への支援体制を強化する。

①補助率の嵩上げなど、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の拡充

加速化プランに基づく里親委託に向けた取組を強力に推進するため、以下により自治体の取組を支援する。

①補助率の嵩上げ

令和6年度末までの「**集中取組期間**」において、以下の要件のいずれも満たす場合に**補助率を嵩上げ（1/2 ⇒ 2/3）**

（要件）

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) 加速化プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
  - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
  - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
  - i フォスタリング体制の構築 ii 里親リクルート iii 研修・トレーニング iv マッチング v 委託後の相談支援

②提案型補助事業の創設（里親等委託推進提案型事業<新規>）

意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る**提案型補助事業を創設**（定額（国10/10相当））

③市町村と連携した里親制度の普及促進等（市町村連携加算<新規>）

市町村との連絡調整に必要な連携コーディネーターの配置等の支援を行い、**市町村と連携した里親制度の普及促進や新規里親の開拓等を推進**

④障害児養育に係る里親等の負担軽減（障害児里親等委託推進モデル事業<新規>）

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、**障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を創設**

⑤自立支援担当職員の配置（里親等委託児童自立支援事業<新規>）

進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う**自立支援担当職員を配置し、委託解除前から自立に向けた支援を行う事業を創設**

②施設と連携した里親養育への支援体制の強化

施設の専門性・ノウハウを活用し、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、児童入所施設措置費を改善する。

①里親養育への支援の拡充

里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体において、施設と連携した里親養育への支援体制を強化するため、**里親養育への支援に積極的に取り組む乳児院・児童養護施設に対して、里親支援専門相談員を追加で配置**

②里親等への巡回支援の実施

施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム等への**巡回支援を行う児童養護施設等に対して、心理療法担当職員を追加で配置**

③ファミリーホームの養育負担の軽減

ファミリーホームの養育負担を軽減するため、児童養護施設等における**一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）の対象にファミリーホームを追加**

※その他、国の実施する里親制度の普及促進に向けた広報啓発費用について、大幅に拡充する。

# 里親委託・施設地域分散化等加速化プラン

## 概要

- 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、都道府県等が、里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」(※)を策定。(計画期間：R2.4～R12.3)  
※里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を見える化し、レーダーチャートにて公表。
- 都道府県社会的養育推進計画の達成に向けて、意欲のある自治体の取組を強力に支援。

## 取組内容

- ① 「見える化」した結果も踏まえつつ、各都道府県等に対して、**国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施。**
- ② 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末(※)までの期間を「**集中取組期間**」として位置付け、毎年度、「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン**」の提出を依頼。  
(※)計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。  
(※)プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- ③ プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
  - i フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算など、**補助メニューの拡充等**を図るとともに、
  - ii **集中取組期間における補助率の嵩上げ(1/2⇒2/3)**を実施することにより、自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、**意欲のある自治体の取組を強力に後押し。**

## 採択実績 (R3.10時点)

- 73自治体中、**30自治体73施設(児童養護施設：70施設、乳児院：3施設)**の整備計画を財政支援の対象として採択。
- 採択施設(児童養護施設)における地域分散化の割合は、**令和元年度10.6%(実績)**から、**令和6年度末には40.8%に増加**する見込み。また、**概ね10年程度後には67.4%まで増加**。  
※整備計画の追加等による「施設地域分散化等加速化プラン」の新規策定や見直しについては、**毎年ローリング**を実施。

67

# 里親制度等広報啓発事業

令和4年度予算案：2.1億円(里親制度等広報啓発事業)

## 概要

### 【目的】

- ① 里親制度の普及促進を図るため、年間を通じて、また、毎年10月に実施される里親月間(里親を求める運動)においては、特に、集中的に、里親制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。
- ② 特別養子縁組制度の普及促進を図るため、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うとともに、許可された民間あっせん事業者と協働した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高め、もってその推進に寄与することを目的とする。

### 【広報啓発内容】

- i ポスター・リーフレットの作成・配付
  - ii インターネット広告を活用した普及啓発
  - iii 新聞広告を活用した普及啓発 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定

【実施主体】 法人(公募により選定)

【補助率】 定額(国：10/10相当)

### 戦略的な広報

- **ターゲット(関心層)を絞った広報**  
・ SNSやインターネット広告等の活用  
    <<LINEアプリ>>      <<インターネット広告>>



- **広く国民に対して行う広報**  
・ テレビCM等の活用



- 都道府県と連携した広報

68

# 養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 概要

- 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの**モデル事業の一部を一般事業化**することで、**民間あっせん機関による取組の安定化**を図るとともに、**補助対象となる事業者数を拡大**する。

## 拡充内容

### 【養子縁組民間あっせん機関助成事業（拡充）】

- ・ 民間あっせん機関への補助について、モデル事業として、年度ごとに補助対象とする機関を採択する仕組みの見直しを行い、一部のモデル事業を一般事業化する。（下記参照）
- ・ 資質向上モデル事業により、民間あっせん機関同士の事例検討や人事交流等を支援しているが、連携強化の観点から、児童相談所との定期的な事例検討会議等の実施を促すため、補助単価を引上げ。  
1か所当たり 1,100千円（年額） → 1か所当たり 1,954千円（+854千円）

### <一般事業への移行対象事業>

#### 【現行（令和3年度）】

- 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築モデル事業  
※事業実施要件を満たすほか、毎年、対象事業者の採択を受けることが必要。
  - ① 養親希望者等支援モデル事業（1か所：4,583千円）
  - ② 障害児等支援モデル事業（1か所：3,070千円）
  - ③ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業（1か所：6,179千円）
  - ④ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業（1か所：6,344千円）
  - ⑤ 高齢児等への支援体制構築モデル事業（1か所：3,354千円）
  - ⑥ 資質向上モデル事業（1か所：1,100千円）
  - ⑦ 出自を知る権利の支援体制モデル事業（1か所：6,179千円）

#### 【令和4年度予算案】

- 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業（仮称）  
※事業実施要件を満たしていれば補助対象（一般事業）
  - ・ 基本分（事務費）※現行の①+④に相当
  - ・ 加算Ⅰ（障害児等支援加算）※現行の②に相当
  - ・ 加算Ⅱ（心理療法担当職員配置加算）※現行の③に相当
- 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築モデル事業
  - ・ 高齢児等への支援体制構築モデル事業
  - ・ 資質向上モデル事業
  - ・ 出自を知る権利の支援体制モデル事業

（実施主体） 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※民間あっせん機関の許可を行った自治体が実施主体  
（補助率） 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

69

# 乳児院等多機能化推進事業

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 事業内容

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

### ① 育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

### ② 医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

### ③ 産前・産後母子支援事業

妊娠前から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠前から出産後までの継続した支援を提供する。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等
- ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援

## 2. 実施主体

- ①・② 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村
- ③ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

## 3. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2  
国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

## 4. 補助基準額

① 育児指導機能強化事業	4,987千円	③ 産前・産後母子支援事業	
② 医療機関等連携強化事業		i 支援コーディネーターの配置等	1か所当たり 7,234千円
i 連絡調整を担う職員	1,927千円	ii 看護師の配置等	1か所当たり 5,090千円
ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合		補助職員を配置する場合	1か所当たり 1,125千円加算
ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合	2,129千円	iii 改修費・備品費等	1か所当たり 8,000千円
イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合	5,084千円	iv 賃借料	1か所当たり 10,000千円
ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合	6,349千円	v 一般生活費	1人当たり日額 1,706円

70

# 産前・産後母子支援事業の実施イメージ

## 事業目的

特定妊婦等へ支援体制を強化するため、母子生活支援施設や婦人保護施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を実施。

- ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
- ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等

## 事業イメージ (医療機関で実施する場合)



71

# 児童入所施設措置費等国庫負担金

(令和3年度) (令和4年度予算案) 対前年度増減額  
 135,564百万円 → 135,982百万円 (+418百万円)

## 1. 予算額の推移

(単位: 百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度予算	令和3年度予算	令和4年度予算案
予算額	126,647	131,657	135,480 【135,273】	135,564	135,982

※ 【 】内は補正後予算額等

## 2. 事業の目的

- 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

## 3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

## 4. 補助率

- 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2
- 国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※
- ※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

72



# 社会的養護従事者処遇改善事業

令和3年度第1次補正予算額：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

(※) 本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

## 2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

(※) 施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

## 3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】(処遇改善部分)

・ 月額10,900円(※1) × 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計(※2))

(※1) 9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

(※2) 常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出(その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出)

【算出式2】(国家公務員給与改定対応部分) ※令和3年人事院勧告(期末手当▲0.15月(年収換算▲0.9%))に伴う運営費の減額分への補助

・ 常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2 (令和4年4月から9月までの6か月分)

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)

(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とする。

(※) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助。

## 4. 処遇改善の要件

- ・ 原則として 職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
  - ・ 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
  - ・ 処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。
  - ・ 処遇改善額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- ・ 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

73

# 児童養護施設等体制強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

## 1. 事業内容

児童養護施設等(ファミリーホームを含む。以下同じ。)において、児童指導員等の補助を行う者を雇い上げることにより、児童指導員等の業務負担を軽減し、離職防止を図るとともに、児童指導員等の人材の確保を図ることを目的とする。

### (1) 児童指導員等となる人材の確保

児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を補助者として雇上げ、将来的に児童指導員等となる人材の確保を図る。指導員等を目指す者の複数雇用を可能とする。

### (2) 夜間業務等の業務負担軽減

児童養護施設等において、補助者等を雇上げ、施設内における性暴力への対応や、外国人の子どもへの対応、夜勤業務対応などへの体制を強化するとともに、児童指導員等の業務負担軽減を図る。

### (3) 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施<拡充>

児童養護施設等において児童相談所OB等を雇い上げ、職員が抱える悩み・ストレスを傾聴し、子どもの養育に関する相談支援等スーパーバイズを実施する。

### (4) 児童指導員等の相談支援体制の整備<拡充>

都道府県等において、児童養護施設等に従事する職員が悩み等を気軽に相談できる環境(当事者同士のピアサポートも含む)の整備を図る。

## 2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

## 3. 補助基準額

・ 児童指導員等となる人材の確保	1人当たり	4,079千円
・ 夜間業務等の業務負担軽減	1か所当たり	4,079千円
・ 児童相談所OB等を活用したスーパーバイズの実施	1か所当たり	547千円<拡充>
・ 児童指導員等の相談支援体制の整備	1自治体当たり	5,068千円<拡充>

## 4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4(市及び福祉事務所設置町村が実施する場合)

74

## 社会的養護魅力発信等事業【新規】

令和4年度予算案：0.2億円（社会的養護魅力発信等事業）

### 概要

- 働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を支援する「社会的養護魅力発信等事業」を創設することにより、人材確保に関する取組の強化する。

### 事業内容

#### ○「社会的養護魅力発信等事業」の創設

【想定される事業内容（例）】

- ・ 養成校等の学生向けに行う**広報啓発に活用するコンテンツの作成**
- ・ SNSも含めた**インターネット広告等**による**児童養護施設等の職場の魅力発信**（養成校等への情報提供を含む）
- ・ 併せて、施設従事者同士のピアサポート（悩み等を抱える者の相談支援）を実施。

【実施主体】 法人（公募により選定）

【補助率】 国：定額（10/10相当）

<広報啓発>

- ・ インターネット広告等で活用するコンテンツの作成



<職場体験の情報提供>

- ・ 養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、各施設等での職場体験の機会について、情報提供



<施設従事者同士のピアサポート>

- ・ 仕事の悩みを抱える施設従事者に対する相談支援の場を設けるため、オンラインでのピアサポートを実施



75

## 児童家庭支援センター運営等事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

### 概要

- 児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援について、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合にも補助対象とするとともに、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、「法的問題対応加算」を設け、弁護士の高額費用等を補助する。

### 拡充内容

#### 【児童家庭支援センター運営事業（拡充）】

- ・ 児童家庭支援センターにおいて、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、事務費に「法的問題対応加算」を設け、弁護士の高額費用等を補助する。  
→ 「法的問題対応加算」：1か所当たり 360,000円

#### 【指導委託促進事業（拡充）】 ※「指導委託促進等事業」に名称変更

- ・ 児童相談所からの指導委託に基づき、児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援に対して補助を行っているが、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合（当該機関が要対協で主たる支援機関とされたケースに限る。）にも補助対象とする。

指導委託を受けたケース 1件当たり：107,000円

→ 【要求】 指導委託を受けたケース：1件当たり：107,000円

主たる支援機関として支援を行うケース：1件当たり：107,000円（新規）

（実施主体） 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

（補助率） 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

76

# 社会的養護自立支援事業等【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## 概要

- 児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への自立支援のため、コーディネーターの配置や支援計画の作成により、個々の状況に応じた、生活・就労に関する相談への支援等に取り組んでいるが、更なる取組の強化を図るため、各自治体に複数名のコーディネーターの配置を可能とするほか、医療機関や就労支援機関への同行支援を促すための補助単価の拡充等を行う。

## 拡充内容

### 【社会的養護自立支援事業（拡充）】

#### <支援コーディネーターの配置>

- ・ 取組状況に応じた加算を創設（コーディネーターが20ケース以上に対応している場合、補助員の配置等に要する費用を加算）
- ・ 複数名を配置できるよう補助単価を見直し（1自治体1名分 → 児童相談所当たり1名分に拡充）

1か所当たり 6,224千円 → 1か所当たり 6,224千円 + 2,009千円（加算）

※複数名配置する自治体は、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能

#### <医療連携支援（拡充）>

- ・ 自立支援を行う機関における医師の配置促進を行うとともに、医療機関への同行支援等の取組の強化を促すため、補助単価を引上げ

1か所当たり：5,900千円（年額） → 1か所当たり：7,842千円（+1,942千円）

※医療機関への同行支援を行う場合、557千円を加算

#### <就労相談支援（拡充）>

- ・ ハローワーク等の就労支援機関への同行支援など、取組の強化を促すため、事業費を創設 → 事業費：557千円

（実施主体）都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※委託可 （補助率）国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

### 【身元保証人確保対策事業（拡充）】

- ・ 身元保証人確保に必要な保険料の補助について、対象を措置解除等から2年以内の者から、措置解除等から5年以内の者まで拡大する。

（実施主体）都道府県・市・福祉事務所設置町村 （補助率）国：1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/2

77

## 社会的養護自立支援事業の実施イメージ

参考

### <児童相談所等>



#### ①支援コーディネーター（全体を統括）

- ※ 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- ※ 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

### <民間団体への委託等>



#### ②生活相談支援担当職員（生活相談支援）

- ※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援  
⇒ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助
- ※ 安定した退所後の生活を確保するため、退所後の一人暮らし体験の支援等

#### ③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

- ※ 雇用先となる職場の開拓・就職面接等のアドバイス
- ※ 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等

#### ④嘱託医等（医療連携支援）

- ※ 嘱託医等と契約するなど、医療的な支援が必要な者に対する支援を行う

#### ⑤弁護士等（法律相談支援）

- ※ 弁護士等と契約し、法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）への対応を行う

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

### （家庭復帰又は自立した児童）



- ※ 家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



### （引き続き施設等に居住する児童）

- ⑥住居費支援（里親・施設の住居費を支援）
- ⑦生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）
- ⑧学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて住居費等を支給。

措置解除

- ※措置費による自立支援
- 進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援を拡充【令和2年度～】  
【1か所当たり約580万円】
- 就職の際に必要な被服類等や大学進学の際に必要な学用品等の購入費等の支援【児童1人当たり最大約28万円】

22歳

78

## 1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

(※) 本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

## 2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

(※) 施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

## 3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】(処遇改善部分)

・ 月額10,900円(※1) × 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計(※2))

(※1) 9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

(※2) 常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出(その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出)

【算出式2】(国家公務員給与改定対応部分) ※令和3年人事院勧告(期末手当▲0.15月(年収換算▲0.9%))に伴う運営費の減額分への補助

・ 常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2 (令和4年4月から9月までの6か月分)

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)

(※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とする。

(※) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助。

## 4. 処遇改善の要件

- ・ 原則として 職員に対する処遇改善について 2月分の賃金から実施すること。
  - ・ 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
  - ・ 処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。
  - ・ 処遇改善額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- ・ 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

## 具体的な執行スケジュール

(令和3年度分(2月・3月分)と令和4年度分(4月～9月分)に分けて執行する場合)

	令和3年 12月	1月	令和4年 2月	3月	4月	5月	6月	～ 9月	10月～
(国)	説明会実施、 要綱(令和3年度分)発出  12月20日 補正予算成立		都道府県等への 交付決定		予算の繰り越し		要綱(令和4年度分)発出、 交付決定(4月～9月分)		
(都道府県等)	施設等への説明		施設等からの申請受付(2・3月分) 国への交付申請(2・3月分)	予算議決 施設等への交付(2・3月分)		施設等からの申請受付(4月～9月分) 国への交付申請(4月～9月分)	施設等への交付(4月～9月分)		措置費の仕組みの中で対応
(施設)	説明会出席 2月・3月分 申請検討		給与規程の改正 給与支払(2月・3月分) ※一時金可		4月～9月分の給与への反映、 給与支払				

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
各 児童相談所設置市長

殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

社会的養護従事者処遇改善事業の実施について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和 3 年 11 月 19 日 閣議決定)に  
おいて、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で従事する者の収入の引上げ等が掲げ  
られたことを踏まえ、社会的養護に従事する者の処遇改善を行うこととし、今般、別  
紙のとおり、「社会的養護従事者処遇改善事業実施要綱」を定め、令和 3 年 12 月 20 日  
から適用することとしたので通知する。

ついては、貴管内の市(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を  
含む。)及び福祉事務所を設置する町村に対して周知をお願いするとともに、本事業  
の適正かつ円滑な実施に向け、特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規  
定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

社会的養護従事者処遇改善事業実施要綱

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線にお  
いて働く社会的養護を担う施設及び事業所に従事する者の処遇の改善のため、質上  
げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和 4 年 2 月から収入を月額  
9,000 円引き上げるための措置を実施することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)  
とする。ただし、母子生活支援施設に対する本事業の実施主体については、設置又  
は認可を行った都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村(以  
下「都道府県等」とする。

3. 対象施設等

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施  
設、児童自立生活援助事業を行う事業所及び小規模住居型児童養育事業を行う事業  
所  
(※) 施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が  
対象となる。

4. 事業内容

令和 4 年 2 月から 9 月までの間、職員に月額 9,000 円の処遇改善を行う対象施設  
等に対して、当該処遇改善を行うために必要な費用(以下「処遇改善部分」という。  
を補助する。

また、併せて、令和 3 年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和 4 年  
度の児童入所施設措置費に反映された場合における減額分に対応するための費用  
(以下「国家公務員給与改定対応部分」という。)を対象施設等に対して補助する。

5. 対象施設等への補助額

対象施設等への補助額は、以下に掲げる算出式 1 及び算出式 2 により算出された  
額の合計とする。

【算出式 1】(処遇改善部分)

・月額 10,900 円(※ 1) × 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計(※ 2))  
(※ 1) 9,000 円に法定福利費等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加  
えて得た額となっている。

(※2) 常勤換算従事者数は、対象施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出する。申請の際は、各月の常勤換算従事者数の見込み数を用いるものとし、各月ごとに当該数の増減が見込まれる場合、当該増減を反映させるものとする。

**【算出式2】(国家公務員給与改定対応部分)**

・常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額  $\times$  0.009  $\times$  1 / 2 (※)

(※) 令和4年4月から9月までの6か月分としている。

**6. 処遇改善の要件**

- (1) 原則として、職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
- (※) 処遇改善とは、本事業の実施により、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることという。
- (2) 本事業による処遇改善(国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。以下(3)及び(6)において同じ。)に係る計画書(7(1)で定めるものをいう。)を作成すること。また、計画書の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3) 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。なお、本事業による処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。ただし、処遇改善部分の補助額は、対象施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長の処遇改善に充てることはできないものとする。
- (4) 本事業による処遇改善は、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも処遇改善額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当をいう。)により行われていること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合において、令和4年2月分及び3月分の賃金に関しては、この限りではない。
- (5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させていないこと。
- (6) 令和4年10月以降においても、本事業により講じた処遇改善の水準を維持すること。
- (7) 国家公務員給与改定対応部分に対する補助を行うことを踏まえ、令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

**7. 事業実施手続**

- (1) 対象施設等は、事業開始に当たって、対象施設等を管轄する本事業の実施主体に対して、「社会的養護従事者処遇改善事業計画書」(別添1)を提出することとする。

(2) 対象施設等は、本事業の終了後、本事業の実施主体に、「社会的養護従事者処遇改善事業実績報告書」(別添2)を提出し、確認を受けることとする。

**8. 留意事項**

- (1) 事業実績報告書等により、対象施設等において実施された処遇改善が本事業の要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、補助金の全部を返還させることとする。
- (2) 本事業による処遇改善は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日付け厚生事務次官通知)に基づく民間施設給与等改善費(処遇改善分)及び社会的養護処遇改善加算における処遇改善額には含まないこととする。

**9. 経費**

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

社会的養護従事者処遇改善事業実績報告書

知事（市長）殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

事業実施期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月			
	(令和3年度) 2月:	人	3月:	人
① 事業実施期間	(令和3年度) 2月:	人	3月:	人
② 常勤換算従事者数	(令和4年度) 4月:	人	5月:	人
	6月:	人	7月:	人
	8月:	人	9月:	人
③ 補助基準額	(令和3年度)	0	円	※算出式1参照
	(令和4年度)	0	円	
	(うち処遇改善部分):	0	円	※算出式1参照
	(うち国家公務員給与改定対応部分):	0	円	※算出式2参照
④ 処遇改善事業費 (令和3年度分) (A+B)	処遇改善実績額 (A)	0	円	
	うち基本給又は決まって毎月支払われる手当	0	円	
	処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 (B)	0	円	
⑤ 処遇改善事業費 (令和4年度分) (A+B)	処遇改善実績額 (A)	0	円	
	うち基本給又は決まって毎月支払われる手当	0	円	
	処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 (B)	0	円	
⑥	<input type="checkbox"/> 引下げを行わない ※引下げを行っていない場合、チェック (☑) を入れて下さい。			
⑦	<input type="checkbox"/> 継続する ※継続する場合、チェック (☑) を付けて下さい。			

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日  
施設等名  
施設長等名

※ 処遇改善を行うための給与規程の改正等について、改正前後の内容が分かる資料など、必要な書類を添付すること。

社会的養護従事者処遇改善事業計画書

知事（市長）殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

事業実施期間	令和 年 月 ～ 令和 年 月			
	(令和3年度) 2月:	人	3月:	人
① 事業実施期間	(令和3年度) 2月:	人	3月:	人
② 常勤換算従事者数	(令和4年度) 4月:	人	5月:	人
	6月:	人	7月:	人
	8月:	人	9月:	人
③ 補助基準額	(令和3年度)	0	円	※算出式1参照
	(令和4年度)	0	円	
	(うち処遇改善部分):	0	円	※算出式1参照
	(うち国家公務員給与改定対応部分):	0	円	※算出式2参照
④ 処遇改善事業費 (令和3年度分) (A+B)	処遇改善見込額 (A)	0	円	
	うち基本給又は決まって毎月支払われる手当	0	円	
	処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 (B)	0	円	
⑤ 処遇改善事業費 (令和4年度分) (A+B)	処遇改善見込額 (A)	0	円	
	うち基本給又は決まって毎月支払われる手当	0	円	
	処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 (B)	0	円	
⑥	<input type="checkbox"/> 引下げを行わない ※引下げを行っていない場合、チェック (☑) を入れて下さい。			
⑦	<input type="checkbox"/> 継続する ※継続する場合、チェック (☑) を付けて下さい。			

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和 年 月 日  
施設等名  
施設長等名

## 処遇改善内訳 (職員別内訳) (令和4年2月分)

施設等名
------

No	職員名	職位(職種)の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善差額(月額) ※2		備考
				基本給又は決 まってる毎月支 払われる手当	その他	
1				0円		
2				0円		
3				0円		
4				0円		
5				0円		
6				0円		
7				0円		
8				0円		
9				0円		
10				0円		
11				0円		
12				0円		
13				0円		
14				0円		
15				0円		
16				0円		
17				0円		
18				0円		
19				0円		
20				0円		
21				0円		
22				0円		
23				0円		
24				0円		
25				0円		
26				0円		
27				0円		
28				0円		
29				0円		
30				0円		
合計				0円	0円	0円

## 【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
 (「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数(所定労働時間)の全てを勤務している者をいい、  
 「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。)

【算式】 1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※小教点以下第2位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

## 処遇改善内訳 (職員別内訳) (令和4年3月分)

施設等名
------

No	職員名	職位(職種)の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善差額(月額) ※2		備考
				基本給又は決 まってる毎月支 払われる手当	その他	
1				0円		
2				0円		
3				0円		
4				0円		
5				0円		
6				0円		
7				0円		
8				0円		
9				0円		
10				0円		
11				0円		
12				0円		
13				0円		
14				0円		
15				0円		
16				0円		
17				0円		
18				0円		
19				0円		
20				0円		
21				0円		
22				0円		
23				0円		
24				0円		
25				0円		
26				0円		
27				0円		
28				0円		
29				0円		
30				0円		
合計				0円	0円	0円

## 【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
 (「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数(所定労働時間)の全てを勤務している者をいい、  
 「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。)

【算式】 1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※小教点以下第2位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。



処遇改善内訳（職員別内訳）（令和4年4月分）

No	職員名	職位（職種） の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善実績額（月額）		備考
				基本給又は決 まってる毎月支 払われる手当	※2 その他	
1				0円		
2				0円		
3				0円		
4				0円		
5				0円		
6				0円		
7				0円		
8				0円		
9				0円		
10				0円		
11				0円		
12				0円		
13				0円		
14				0円		
15				0円		
16				0円		
17				0円		
18				0円		
19				0円		
20				0円		
21				0円		
22				0円		
23				0円		
24				0円		
25				0円		
26				0円		
27				0円		
28				0円		
29				0円		
30				0円		
合計				0円	0円	0円

【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
 （「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数（所定労働時間）の全てを勤務している者をいい、  
 「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。）

【算式】1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※小教点以下第2位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

処遇改善内訳（職員別内訳）（令和4年5月分）

No	職員名	職位（職種） の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善実績額（月額）		備考
				基本給又は決 まってる毎月支 払われる手当	※2 その他	
1				0円		
2				0円		
3				0円		
4				0円		
5				0円		
6				0円		
7				0円		
8				0円		
9				0円		
10				0円		
11				0円		
12				0円		
13				0円		
14				0円		
15				0円		
16				0円		
17				0円		
18				0円		
19				0円		
20				0円		
21				0円		
22				0円		
23				0円		
24				0円		
25				0円		
26				0円		
27				0円		
28				0円		
29				0円		
30				0円		
合計				0円	0円	0円

【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
 （「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数（所定労働時間）の全てを勤務している者をいい、  
 「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。）

【算式】1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※小教点以下第2位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

処遇改善内訳（職員別内訳）（令和4年6月分）

No	職員名	職位（職種） の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善実績額（月額）		備考
				基本給又は決 まって毎月支 払われる手当	※2 その他	
1				0円		
2				0円		
3				0円		
4				0円		
5				0円		
6				0円		
7				0円		
8				0円		
9				0円		
10				0円		
11				0円		
12				0円		
13				0円		
14				0円		
15				0円		
16				0円		
17				0円		
18				0円		
19				0円		
20				0円		
21				0円		
22				0円		
23				0円		
24				0円		
25				0円		
26				0円		
27				0円		
28				0円		
29				0円		
30				0円		
合計				0円	0円	0円

【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
（「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数（所定労働時間）の全てを勤務している者をいい、「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。）

【算式】 1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値  
※小教点以下第2位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

処遇改善内訳（職員別内訳）（令和4年7月分）

No	職員名	職位（職種） の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善実績額（月額）		備考
				基本給又は決 まって毎月支 払われる手当	※2 その他	
1				0円		
2				0円		
3				0円		
4				0円		
5				0円		
6				0円		
7				0円		
8				0円		
9				0円		
10				0円		
11				0円		
12				0円		
13				0円		
14				0円		
15				0円		
16				0円		
17				0円		
18				0円		
19				0円		
20				0円		
21				0円		
22				0円		
23				0円		
24				0円		
25				0円		
26				0円		
27				0円		
28				0円		
29				0円		
30				0円		
合計				0円	0円	0円

【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
（「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数（所定労働時間）の全てを勤務している者をいい、「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。）

【算式】 1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値  
※小教点以下第2位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

処遇改善内訳（職員別内訳）（令和4年8月分）

No	職員名	職位（職種） の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善実績額（月額）		備考
				基本給又は決 まって毎月支 私られる手当	※2 その他	
1				0円		
2				0円		
3				0円		
4				0円		
5				0円		
6				0円		
7				0円		
8				0円		
9				0円		
10				0円		
11				0円		
12				0円		
13				0円		
14				0円		
15				0円		
16				0円		
17				0円		
18				0円		
19				0円		
20				0円		
21				0円		
22				0円		
23				0円		
24				0円		
25				0円		
26				0円		
27				0円		
28				0円		
29				0円		
30				0円		
合計				0円	0円	0円

【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
 （「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数（所定労働時間）の全てを勤務している者をいい、  
 「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。）

【算式】 1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※小教点以下第2位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

処遇改善内訳（職員別内訳）（令和4年9月分）

No	職員名	職位（職種） の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善実績額（月額）		備考
				基本給又は決 まって毎月支 私られる手当	※2 その他	
1				0円		
2				0円		
3				0円		
4				0円		
5				0円		
6				0円		
7				0円		
8				0円		
9				0円		
10				0円		
11				0円		
12				0円		
13				0円		
14				0円		
15				0円		
16				0円		
17				0円		
18				0円		
19				0円		
20				0円		
21				0円		
22				0円		
23				0円		
24				0円		
25				0円		
26				0円		
27				0円		
28				0円		
29				0円		
30				0円		
合計				0円	0円	0円

【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
 （「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数（所定労働時間）の全てを勤務している者をいい、  
 「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。）

【算式】 1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※小教点以下第2位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

## 事業内容

里親制度等の普及促進を図るため、年間を通じて、また、毎年10月に実施する里親月間（里親を求める運動）においては特に集中的に、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施。

## 令和3年度の広報啓発内容

### 1. LINEやインターネット、テレビ、新聞等を活用した広報の実施

#### ①里親制度に関する特設サイトの開設

里親制度の基本情報や里親制度啓発動画、インタビュー記事（里親、里親支援に従事される方等）等の掲載

#### ②LINE等を活用した広報の実施

LINEのトーク画面上部やLINE NEWS等に広告を掲載し、特設サイトへ誘導

#### ③Google広告、Yahoo!ニュース等を活用した広報

Google広告やYahoo!ニュースを通じて特設サイトへ誘導

### 2. 全国向け地上波テレビCMの放映<sup>新</sup>

10月の里親月間に合わせて、全国向け地上波テレビでCMを放映（全国17本、関東ローカル1本）

### 3. 新聞広告の実施

10月1日の朝日新聞朝刊に一面広告を掲載

### 4. 都道府県と連携した広報<sup>新</sup>

各地での自治体の里親制度を広報を取組を支援するために、全国の自治体と連携した広報を実施

### 5. シンポジウムの単独開催

10月23日（土）に里親や有識者等が登壇するシンポジウムを単独開催

### 6. ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットを作成  
配布先：自治体、公共交通機関等

### 7. 政府広報インターネット動画等による広報の実施

10月の里親月間に合わせて、政府広報インターネット動画や新聞突きだし広告、Yahoo!バナー広告を通じて里親制度を紹介

※各取組の詳細については、次頁以降を参照

## 1 - ①里親制度に関する特設サイトの開設

### 広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

1. 里親制度の基本情報（制度解説、Q & A）
2. 里親制度啓発動画
3. インタビュー記事（現役里親、有識者、社会的養護経験者、フォスタリング機関の代表）
4. デジタルポスター・リーフレット

<特設サイトトップページ>



<インタビュー>



## 1 - ②LINEを活用した広報の実施

### 広報内容

月間約8,600万人が利用するLINEのアプリ及び関連アプリの複数の広告面を活用し、最も効率のよい広告面に自動的に調整されて配信するLINE広告を活用し、年齢や性別等でターゲットを絞って広告を運用・配信し、特設サイトへの誘導を行う。

### LINEネットワーク



### <特設サイト>



3

## 1 - ③Google広告、Yahoo!ニュース等を活用した広報

### 広報内容

Google広告やYahoo!ニュースの記事掲載（スマートフォン）、朝日新聞デジタルなどのインターネットに広告を掲載し、特設サイトへの誘導を行う。

また、Google及びYahoo! は年齢などでターゲットを絞って広告を運用・配信する。



### <特設サイト>



4

## 2. 全国向け地上波テレビCMの放映

### 広報内容

日常的に接触頻度が多く、社会的影響力のある地上波テレビを活用し、より広く国民に里親制度の情報を発信することで社会的認知の底上げを図る。

地上波（全国放送）にてタレントSHELLYさん出演のCM（30秒）を放映。



<イメージ>



- エリア：全国放送・関東ローカル
- 放送時期：2021年10月16日～11月初旬予定
- 秒数：30秒
- 回数：18本
  - ・全国放送17本（プライム帯含む）
  - ・関東ローカル1本



### <広告放映番組>

- ・相棒 ・帰れマンデー見っけ隊
- ・林修の今でしょ！講座
- ・あざとくて何が悪いの 他

5

## 3. 新聞広告の実施

### 広報内容

10月1日に **全国紙（発行部数約550万部）朝刊の一面にて広告を掲載**。里親制度の概要を盛り込み、制度理解を完結する一方で、特設サイトのURL・QRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へと繋げる。

<掲載内容>

- ・里親の種類
- ・里親になるまでの流れ
- ・特設サイトへの案内
- ・シンポジウムについて

- 媒体：新聞全国紙 朝刊
- サイズ：全15段 多色
- 掲載時期：2021年10月1日付
- 部数：約557万部
- 閲読人数：約1227万人（回読2.3人/部）



6

## 4. 都道府県と連携した広報

### 広報内容

里親制度の各地での周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携**して、実際に里親をリクルートする立場の自治体の広報を支援する。

<広報イメージ>

#### ■ 地元スポーツチームとの連携イベント

- ・スタジアムビジョンでの動画放映
- ・ハーフタイム時のPR
- ・ホームゲームでの来場者へのリーフレット配布 等



#### ■ ローカルメディアでの掲出等

- ・タウン誌への広告出稿
- ・地元ラジオ局とのタイアップ（番組協賛等）



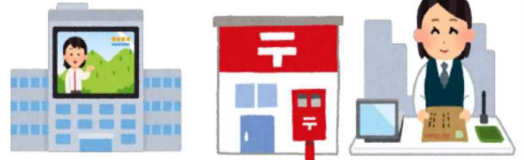
#### ■ 交通機関との連携

- ・バス車体ラッピング広告
- ・電車内ビジョンでの動画放映、中刷り広告掲出



#### ■ 屋外広告等

- ・街頭ビジョン、商業施設内ビジョンでの動画放映
- ・郵便局でのポスター掲出、動画放映



7

## 5. シンポジウムの単独開催

### 広報内容

10月の「里親月間」を盛り上げ、**里親制度の関心層に直接的アプローチを行う場として**、オンライン参加のシンポジウムを開催。

#### ○ 「知ろう、里親制度」座談会

(登壇者)

- ・SHELLYさん (タレント)
- ・林 浩康さん (日本女子大学教授)

#### ○ パネルディスカッション 1

「当事者が語る里親の第一歩  
～多様な里親の形～」

(登壇者)

- ・山本昌子さん (THE THREE FLAGS -希望の狼煙-)
- ・中島善郎さん (短期里親)
- ・早川麻耶さん、加藤靖教さん (養育里親)
- ・林 浩康さん (日本女子大学教授)

#### ○ パネルディスカッション 2

「広げよう 支えよう 里親の輪」

(登壇者)

- ・杉山真由美さん (ファミリーホーム運営者)
- ・山本真知子さん (大妻女子大学准教授)
- ・川本由美子さん (神奈川県厚木児相里親担当児童福祉司)
- ・林 浩康さん (日本女子大学教授)

<開催概要 (案) >

あたたかい家庭を必要としている子どもたちがいます

# 広げよう「里親」の輪

それぞれの事情で親と離れて暮らす子どもたちが、日本には約4万5千人います。そうした子どもを自分の家庭に迎え入れ、さまざまなサポートを受けながら、養育するのが「里親制度」です。「里親」の輪を広げるため、専門家や著名人・当事者が制度について語り合います。

開催日時

10月23日(土) 14:00~16:30

定員

500名様

お申し込み方法

下記URLまたはQRコードからお申し込みください  
<https://que.digital.asahi.com/question/11005808?cid=np211001>

締め切り

10月15日(金) 24:00まで

参加費  
無料



【お問い合わせ】  
朝日新聞社メディアビジネス局 シンポジウム運営事務局 satooya2021@asahi.com  
厚生労働省補助事業「里親制度・特別養子縁組制度普及啓発事業」 実施主体・株式会社朝日新聞社

8

## 6. ポスター・リーフレットの配布・掲示

### 広報内容

- ・首都圏の公共交通機関（一部）にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設・公共機関にポスター・リーフレットを掲示、配布

#### <ポスター>



#### <リーフレット>



#### <表面・裏面（制度概要）>

- ・里親の種類
- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援

#### <中面（インタビュー記事）>

- ・現役の里親をされている方
- ・児童養護施設で養育された方
- ・ファミリーホーム運営者
- ・有識者の方

9

## 7. 政府広報インターネット動画等による広報の実施

### 広報内容

#### ①政府インターネットテレビ

URL : <https://nettv.gov-online.go.jp/>

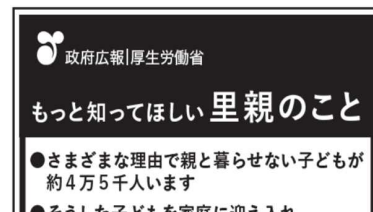
放送内容：現役里親さんのインタビュー  
3分程度の動画



#### ②新聞突きだし広告

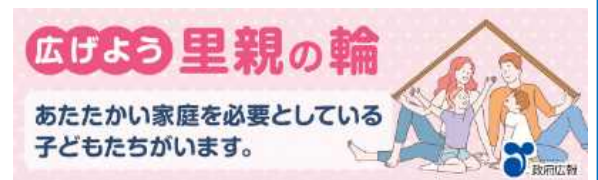
掲載日10月4日～

掲載紙:読売新聞、朝日新聞、毎日新聞など



#### ③Yahoo!バナー広告

Yahoo!Japan のトップページに掲載





# 養子縁組あっせん事業者一覧（令和3年4月1日現在）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会 産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック
11	奈良県	特定非営利活動法人 みぎわ
12	和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
13	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
14	沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク
15	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
16	千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル
17	大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会大阪事務所
18	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
19	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
20	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
21	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
22	熊本市	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門

(※) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けた事業者

## ひとり親家庭等自立支援関係 令和4年度予算案（令和3年度第1次補正予算）の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
母子家庭等自立支援室

- 「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」（令和2年3月23日厚生労働省告示第78号）等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。
- 様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに婦人保護事業の運用面のさらなる改善に向けた取組の充実を図る。

（令和4年度予算案）  
**2,160億円の内数**      （令和3年度予算額）  
**（1,992億円の内数）**  
※ 令和3年度第1次補正予算129億円を含む。

ひとり親家庭等自立支援関係の主な内訳は以下のとおり。

・母子家庭等対策総合支援事業	162億円*1	（158億円）
・ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業	22億円*2	（ ）
・児童扶養手当	1,618億円	（1,576億円）
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	14億円	（21億円）
・婦人保護施設措置費	26億円	（23億円）
・児童虐待・DV対策等総合支援事業	278億円の内数*3	（213億円の内数）

など

- ※ \*1は令和3年度第1次補正予算額2億円を含む。
- ※ \*2は令和3年度第1次補正予算額。
- ※ \*3は令和3年度第1次補正予算額66億円の内数を含む。

## ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進に関する令和4年度予算案（令和3年度第1次補正予算）のポイント

## I ひとり親家庭等自立支援

「子供の貧困対策に関する大綱」等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援の充実を図る。

- ・ ひとり親家庭が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、ICT活用等による「ワンストップ化」、「プッシュ型」支援の実現など、自治体のひとり親相談窓口の機能強化を図る。（令和3年度第1次補正予算）
- ・ ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和を次年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の上限額の引上げを図る。
- ・ ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の支給方法を見直す。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（「中間支援法人」）を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う。（令和3年度第1次補正予算）

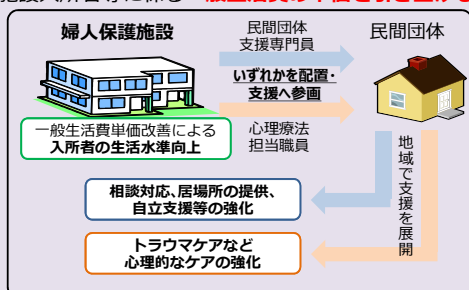
## II 困難な問題を抱える女性への支援

様々な困難な問題を抱える女性に対する相談から保護、自立に至るまでの支援の強化を図る。

## 婦人保護施設の機能強化

## &lt;拡充内容&gt;

- ・ 婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の単価を引き上げる。



## 婦人相談員の処遇改善

## &lt;拡充内容&gt;

- ・ 婦人相談員手当に経験年数に応じた加算や期末手当を支給した場合の加算を設定するなど婦人相談員の適切な処遇の確保を図る。

## 民間団体による支援、官・民連携の強化

## &lt;拡充内容&gt;

- ・ 自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援体制づくりを全国各地域において推進するための「民間団体支援強化・推進事業」を創設する。
- ・ 「若年被害女性等支援事業」について、相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、事業の実施を受託する民間団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。

# 令和3年度第1次補正予算

## 1. ひとり親家庭等の自立支援

### (1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

#### ① IT機器等を活用した相談支援体制の強化【新規】

ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、SNSによる相談支援などIT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：1.6億円】

○ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業

【補助基準額】1自治体当たり 80,000千円 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村

【補助率】定額（国10/10相当）

#### ② 子どもの生活・学習支援事業【新規】

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所において、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）を補助する。

【母子家庭等対策総合支援事業：0.5億円】

【補助基準額】1か所当たり 500千円 【実施主体】都道府県・市町村 【補助率】 国1/2、都道府県・市町村1/2

#### ③ ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業【新規】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（「中間支援法人」）を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援を行う。

【国直轄事業：22億円】

#### ④ 母子家庭等就業・自立支援センターの感染症対策【新規】

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）や感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための施設の個室化に要する改修に必要な経費を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：62億円】

【補助基準額（案）】1センター当たり1,000千円等 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国：1/2 都道府県等1/2

3

# 令和4年度予算案

## I. ひとり親家庭等の自立支援の推進

### 1. 子育て・生活支援

#### (1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

##### ① 就業支援専門員の配置等【拡充】

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

さらに、ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、専門的な総合相談窓口において、相談者のニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った的確な支援に繋げることを可能とするため、母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助等を行い、相談支援体制の強化を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業

【補助基準額（案）】就業支援員の配置等：1か所当たり 5,000千円

集中相談の実施：1か所当たり 3,100千円

相談体制の強化（休日対応を行う場合）【新規】

・弁護士等による相談支援：1か所当たり 2,172千円

・補助職員配置：1か所当たり 4,366千円

・夜間対応：1か所当たり 1,580千円

（・休日対応のみ実施する場合：1か所当たり 1,835千円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

4

## 1. 子育て・生活支援

### (2) ひとり親家庭への相談支援体制の充実

ひとり親家庭等に対する相談支援について、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援等を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）

【補助基準額（案）】

① 1か所当たり最大 11,494千円

② 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額 4,343千円

【実施主体】都道府県・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

### (3) 母子・父子自立支援員等の専門性の向上

#### ① 研修受講の促進

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談対応に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員研修支援事業）

【補助基準額（案）】1センター当たり 2,771千円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

## 1. 子育て・生活支援

### ② 母子・父子自立支援員等の専門性の向上

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう、タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○ひとり親家庭に対する相談支援体制強化事業

【補助基準額（案）】1か所当たり 2,200千円

※ 市内の区役所・支所など、母子・父子自立支援員等を配置して相談支援を行っている場所毎に補助単価を適用することが可能。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

### (4) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助や保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

【補助基準額（案）】

1 事務費分 1か所当たり 4,059千円

2 派遣手当分 1時間当たり

①子育て支援 (深夜、早朝以外9:00~18:00) 900円

(深夜、早朝) 1,120円

(講習会会場) 1,350円

(宿泊分) 4,480円

(移動時間) 1,860円

②生活援助 (深夜、早朝以外9:00~18:00) 1,860円

(深夜、早朝) 2,320円

(移動時間) 1,860円

【実施主体】都道府県・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

## 1. 子育て・生活支援

### (5) ひとり親家庭等生活向上事業の実施

#### ① ひとり親家庭等生活支援事業（親の学び直し支援）

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）

【補助基準額（案）】1か所当たり最大 11,494千円

【実施主体】都道府県・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

#### ② 子どもの生活・学習支援事業

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

【補助基準額（案）】

集合型で実施：(1)、(2)、(4)、の合計、派遣型で実施：(1)、(3)の合計、左記記いずれも実施：(1)～(4)の合計

(1) 事務費 1実施主体当たり 2,731千円

(2) 事業費（集合型）

① 1実施主体当たり 7,687千円

② 加算する額 105～156日：3,844千円、157～208日：7,687千円、209日以上：11,531千円

(3) 事業費（派遣型）

① 1回の訪問が1日の場合 10,200円 × 訪問延回数

② 1回の訪問が半日以内の場合 6,590円 × 訪問延回数

(4) 実施準備経費（1実施場所当たり）

① 改修費等 4,000千円

② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

【実施主体】都道府県・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

## 1. 子育て・生活支援

### (6) 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の推進

「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし学習支援や居場所づくり、親への養育支援等を通じて子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

### (7) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（内閣府予算）

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。

【子ども・子育て支援交付金：1,748億円の内数】

【補助基準額（案）】

1 運営費

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円（4,200円）

イ 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円（2,100円）

ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数 × 1,200円（600円）

エ 居宅から実施施設等の間や、

通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

(ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円（400円）

(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円（400円）

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円（1,000円）

ウ 居宅から実施施設等の間や、

通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数 × 1,860円

※（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

2 開設準備経費（改修費等）

4,000,000円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

## 1. 子育て・生活支援

### (8) 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

(母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。)

### (9) ひとり親家庭に対する住居費支援

母子・父子自立支援プログラムに沿って、就業等に向けて意欲的に取り組む児童扶養手当受給者に対して、住居の借り上げに必要となる資金の償還免除付の無利子貸付を行うことにより、生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進する。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（ひとり親家庭住宅支援資金貸付）

【貸付額（案）】1世帯当たり 入居している住宅の家賃の実費（上限4万円・12か月）

【償還免除】就労を1年間継続した場合等

【実施主体】①都道府県又は指定都市

②都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

【補助率】①の場合：9/10（国9/10、都道府県又は指定都市1/10）

②の場合：定額（9/10相当）

※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

### (10) その他

#### ① 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

【保健福祉調査委託費：0.6億円】

#### ② 母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

【母子家庭等自立支援対策費：3百万円】

#### ③ ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

【ひとり親家庭等自立促進基盤事業：9百万円】

## 2. 就業支援

### (1) 就職に有利な資格の取得支援

#### ① 母子家庭等自立支援給付金事業の推進

##### ・高等職業訓練促進給付金の支給【拡充】

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和の措置を令和4年度も継続する。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）

【支給内容】支給対象期間：修業する期間（6年以上修業する場合。上限48月）

支給額（月額）：住民税非課税世帯 100,000円（最終1年間は140,000円）

住民税課税世帯 70,500円（最終1年間は110,500円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

##### ・自立支援教育訓練給付金の支給【拡充】

ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金について、上限額を引き上げる。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

○母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業）

【対象講座】①雇用保険の一般及び特定一般教育訓練給付の対象となる講座

② " 専門実践教育訓練給付の対象となる講座（専門資格の取得を目指すものに限る）

③上記①、②に準じ地方自治体が地域の実情に応じて指定する講座

【支給内容】上記対象講座①は受講料の6割相当額、上限は20万円

上記対象講座②は受講料の6割相当額、上限は修学年数×40万円、最大160万円

※ただし、12,000円を超えない場合は支給しない

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

## 2. 就業支援

### ② 母子家庭等就業・自立支援事業の実施

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

#### 【補助基準額（案）】

1. 母子家庭等就業・自立支援センター事業  
次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に次の率を乗じて得られた額の合計額。  
・ 1又は2事業を実施：0.9      ・ 3事業を実施：0.95      ・ 4事業を実施：1.0
  - (1)就業支援事業 1センター当たり  
① 週5日以下の実施の場合 6,502,000円      ② 週5日以下（土日を含む）の実施の場合 7,180,000円  
③ 週6日実施の場合 7,857,000円      ④ 週7日実施の場合 9,212,000円
  - (2)就業支援講習会等事業 1センター当たり 9,200千円 又は 14,099千円（※）  
※平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合
  - (3)就業情報提供事業 1センター当たり 2,763千円
  - (4)在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000千円  
※なお、在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度当たりの支援対象者数に応じて以下のア～ウに定める額を加算する。ただし、支援対象者の報酬月額（平均）が1万円未満の場合は、以下の額に0.9を乗じる。  
ア 5人以上15人未満：3,000千円      イ 15人以上30人未満：6,000千円      ウ 30人以上：9,000千円
  - (5)相談関係職員研修支援事業 1センター当たり 2,771千円
  - (6)広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり 2,300千円
  - (7)心理カウンセラー配置 1センター当たり 3,000千円
  2. 一般市等就業・自立支援事業
  - (1)① 就業支援関係事業を行う場合 2,000千円  
② 養育費等支援関係事業（弁護士を配置して事業を行う場合を除く。）を行う場合 2,000千円  
③ 広報啓発等関係事業を行う場合 1,000千円
  - (2)在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度当たりの支援対象者数に応じて以下の①～③に定める額を加算する。（ただし、支援対象者の報酬月額（平均）が1万円未満の場合は、以下の額に0.9を乗じる。）  
① 5人以上15人未満：3,000千円      ② 15人以上30人未満：6,000千円      ③ 30人以上：9,000千円
- 【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村  
【補助率】国1/2、都道府県等1/2

11

## 2. 就業支援

### (2) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進【拡充】

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、給付金を受講開始時にも一部支給できるよう改善する。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

- 【支給内容】①受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7.5万円）  
②受講終了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限10万円）  
③合格時給付金：受講費用の2割（①②と合わせて上限15万円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

### (3) ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

#### ① 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。

【生活保護受給者等就労自立促進事業費等：74億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ② マザーズハローワーク事業の推進

マザーズハローワーク事業について、関係機関と連携したひとり親への就職支援を推進する。

【マザーズハローワーク事業推進費等：40億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

#### ③ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用

安定的な就職が困難な求職者を、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間試行雇用する事業主に対して助成する「トライアル雇用助成金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）：4億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

12

## 2. 就業支援

### ④ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用

母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給する。

【特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）：360億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

### ⑤ キャリアアップ助成金の活用

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期雇用労働者等の正規雇用労働者への転換等を推進する。

【キャリアアップ助成金：785億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め雇用環境・均等局予算に計上。）

## (4) ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発の推進

### ① 母子家庭の母等に対する職業訓練等の実施

#### ・ 託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向への短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供を推進する。

また、「母子・父子自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

#### ・ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

公共職業訓練において、配偶者からの暴力（DV）被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

#### ・ ジョブ・カード制度の推進を通じたキャリアコンサルティングの普及促進

個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、労働者がジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受けられる機会を提供するとともに、企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入支援等の取組を実施する。

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）  
【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業等：32億円の内数】

13

## 2. 就業支援

### ② 公共職業訓練におけるeラーニングコースの実施

通所の方法によっては訓練の提供が困難であると考えられる、ひとり親等の家庭的制約を抱える者及び公共職業訓練を利用できない離島・僻地等の求職者を対象として、eラーニングによる職業訓練機会の提供を行う。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業：0.4億円の内数】  
（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

## (5) 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

なお、母子・父子自立支援プログラム策定員等が適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助する。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

【補助基準額（案）】1プログラム当たり20千円（アフターケアを実施した場合20千円を加算）  
講習受講経費 1実施主体当たり97千円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国：定額（10/10相当）



### 3. 養育費確保支援

#### (1) 養育費等相談支援センター事業の実施

養育費等相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【養育費確保支援事業委託費：0.8億円】

【実施主体】民間団体（法人格を有するものに限る。）（公募により選定）

【補助率】国：定額（10/10相当）

#### (2) 養育費等支援事業の推進

母子家庭の母等の養育費の確保のため、身近な地域での養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談対応や、継続的な生活支援を必要としている家庭への支援を行う。

また、SNSによるオンライン相談などアクセスしやすい多様な方法による相談支援等を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

【補助基準額（案）】

① 弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合	1センター当たり	6,634千円
② ①以外の事業を行う場合		
ア 週5日以下の実施の場合		4,627千円
イ 週5日以下（土日を含む）の実施の場合		4,852千円
ウ 週6日実施の場合		5,079千円
エ 週7日実施の場合		5,534千円
③ 弁護士会等との連携による個別相談支援を行う場合		1,491千円
④ SNSなどアクセスしやすい多様な方法により相談支援を行う場合		11,709千円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

15

### 3. 養育費確保支援

#### (3) 離婚前後親支援モデル事業の推進

養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

さらに、戸籍・住民担当部署との連携強化や、離婚の前段階からの支援体制の強化を図るとともに、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業に対する補助を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

【補助基準額（案）】1か所当たり：15,000千円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

#### (4) 面会交流支援事業の実施

面会交流が子どもの健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであるため、継続的な面会交流の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

【補助基準額（案）】

1センター当たり 1,830千円

事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じて以下の①～⑥に定める額を加算

① 251件以上300件以下：	361千円	② 301件以上350件以下：	722千円	③ 351件以上400件以下：	1,083千円
④ 401件以上450件以下：	1,444千円	⑤ 451件以上500件以下：	1,805千円	⑥ 501件以上	2,166千円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

16

## 4. 経済的支援

### (1) 児童扶養手当

#### ① 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給を行う。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,618億円】

【手当額（案）】※物価スライド率▲0.2%の場合

第1子	全部支給	43,070円	一部支給	43,060円～10,160円
第2子加算額	全部支給	10,170円	一部支給	10,160円～5,090円
第3子以降加算額	全部支給	6,100円	一部支給	6,090円～3,050円

【支給主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村2/3

#### ② 社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業

受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握（一括情報照会等）や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進する。

【母子家庭等対策総合支援事業：160億円の内数】

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国2/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村1/3

### (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学に必要な資金等の貸付けを行う。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：14億円】

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

17

## II. 困難な問題を抱える女性への支援の充実・強化

### 1. 婦人保護事業費補助金の拡充【拡充】

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

【婦人保護事業費補助金：16億円】

#### ① 民間団体との連携体制強化加算

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した支援体制を強化するため、婦人保護施設に、以下のいずれかを配置した場合に加算する。

##### ア 民間団体支援専門員

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する。

##### イ 連携強化のための心理療法担当職員

性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

#### ② 一般生活費に係る基準単価の改善

婦人保護施設入所者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

【実施主体】都道府県

【補助率】国5/10、都道府県5/10

### 2. 婦人保護事業費負担金の拡充【拡充】

婦人相談所一時保護所在所者に係る一般生活費の単価を改善し、婦人相談所一時保護所在所者の生活水準の向上を図る。併せて、一時保護委託費のうち暴力被害者分等の日額についても改善を図る。

【婦人保護事業費負担金：10億円】

【実施主体】都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】国5/10、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5/10

18

### 3. 婦人相談員活動強化事業【拡充】

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を新設するとともに、期末手当を支給した場合の加算を新設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

- ◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例  
年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）  
月額ベース：197,700円 → 211,200円（13,500円増）

#### 【補助基準額（案）】

##### ①経験年数加算

- ・経験年数3～9年の者  
研修修了者：月額4,500円 ×（経験年数－2年）を加算  
研修未修了者：月額3,500円 ×（経験年数－2年）を加算
- ・経験年数10年以上の者  
研修修了者：月額4,500円 × 10年 を加算  
研修未修了者：月額3,500円 × 10年 を加算

##### ②期末手当加算：1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額504,130円、研修未修了者：年額392,440円

【実施主体】都道府県・市

【補助率】国1/2、都道府県・市1/2

### 4. 民間団体支援強化・推進事業【新規】

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進する自治体に対する補助事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額（案）】1自治体当たり 11,385千円

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村1/2

### 5. 若年被害女性等支援事業【拡充】

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、相談対応職員の研修受講の促進や、居場所支援における夜間の適切な支援体制確保のための生活支援員の増員や警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための個別対応職員の新たな配置等を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額（案）】1か所当たり 26,743千円 → 45,634千円《拡充》（①～④を全て実施）

<内訳>

- ①アウトリーチ支援（必須）16,489千円 → 16,823千円《相談対応職員の研修受講の促進》
- ②関係機関連携会議（必須）762千円 → 762千円
- ③居場所の確保（任意）3,798千円 → 20,626千円《生活支援員の増員、個別対応職員の配置等》
- ④自立支援（任意）5,694千円 → 7,423千円《自立支援員の増員等》

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区 【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区1/2

### 6. 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

婦人相談員を配置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：212億円の内数】

【補助基準額（案）】1自治体当たり 8,673千円 【実施主体】婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助率】国：定額（10/10相当）

#### <令和3年度第1次補正予算>

#### ◆婦人相談所等におけるICT化推進事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、感染防止対策等のための相談・支援事業、一時保護所等における医療連携体制強化事業

令和2年度補正予算に引き続き、婦人保護所等におけるICT化や、感染対策に伴うかかり増し経費、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等の補助を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：66億円の内数】

#### ◆婦人保護施設等における感染症対策のための改修整備及び耐災害性強化

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

【次世代育成支援対策施設整備交付金：39億円の内数】

**背景**

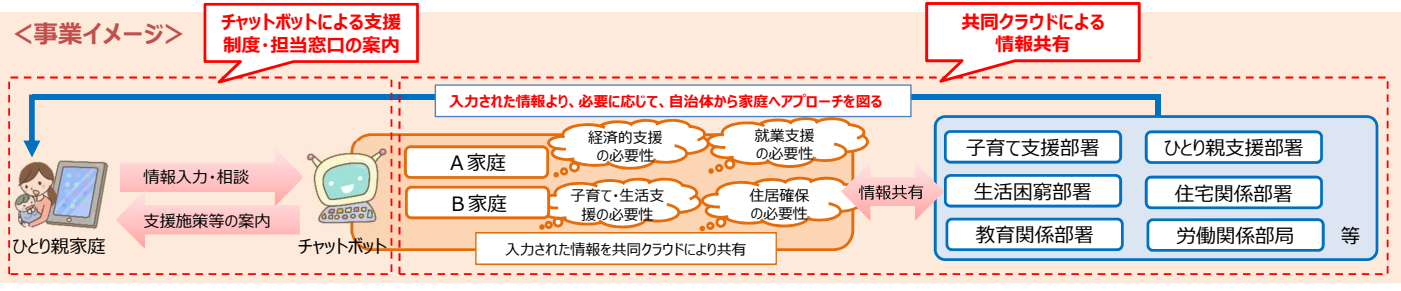
- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができていない**が課題となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

**目的**

- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

**支援の内容**

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



**補助単価等**

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 (国10/10相当)	1自治体あたり 80,000千円	都道府県・市・ 福祉事務所設置町村

ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援

**目的**

- ひとり親家庭に対する子どもの生活・学習支援事業において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、マスクの購入や学習室等の消毒等に必要となる経費を補助する。

**支援の内容**

- マスク等購入費**  
感染経路の遮断のため、学習室等で使用するマスク、消毒液等の購入等に必要となる費用について補助  
(※) 実施場所における感染防止用の備品購入を含む。
- 学習室等の消毒経費**  
感染が疑われる者が発生した場合に、施設内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助
- 地方自治体の広報・啓発経費**  
事業を利用している子ども等に必要となる情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助 (例：子ども向けのポスター・パンフレット)
- 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費**  
職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費等）を補助

**補助単価等**

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ 母子家庭等対策総合支援事業における子どもの生活・学習支援事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	国1 / 2	1カ所当たり 500千円	都道府県・市町村

■ 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により困窮するひとり親家庭を始めとした要支援世帯の子ども等を対象とした**子ども食堂、子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体（「中間支援法人」）**を公募し、その取組に要する経費を助成することにより、**子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な支援**を行う。

■ 事業内容

【1】国⇒中間支援法人

■ 子ども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

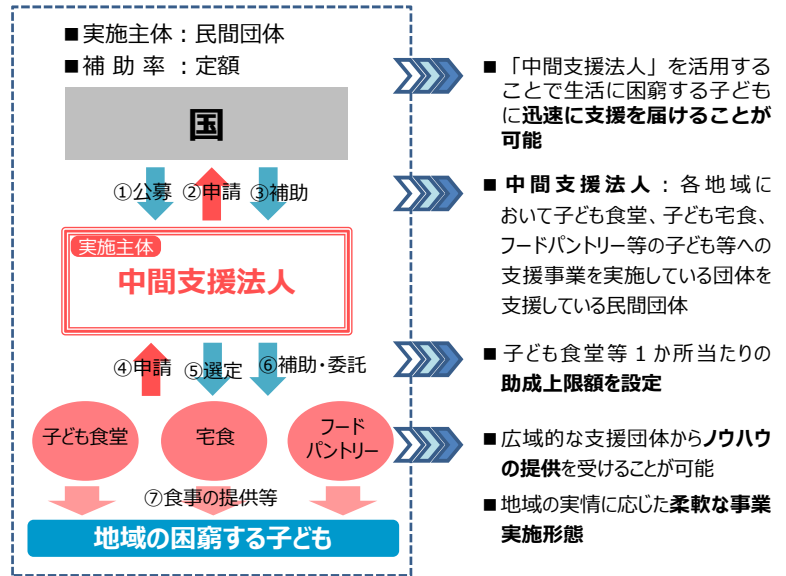
【2】中間支援法人⇒子ども食堂等

- 子ども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限額を設定）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】子ども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

■ ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。

■ 支援の流れ



相談支援体制の強化（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の拡充）

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

- ひとり親家庭等の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、年齢、同居家族の状況、就業状況等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援制度が必要であるとともに、それらをひとり親家庭の事情に応じて適切に組み合わせて提案する相談支援が重要。
- しかし、ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、相談対応を行う自治体窓口等においては、母子・父子自立支援員へのサポートが少ない、貸付金関連の業務負担が大きく、相談支援業務に割ける時間が少ない、土日や夜間の時間帯に相談対応を行っている自治体が少ない、といった状況にあることから、相談支援体制を強化するための支援が必要。

目的

- ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、専門的な総合相談窓口において、相談者のニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った確かな支援に繋げることを可能とするため、様々な角度から相談支援体制の強化を図る。

支援の内容

○ **弁護士・臨床心理士等による相談対応支援**  
母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

○ **補助職員配置支援**  
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

○ **夜間・休日対応支援**  
ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

母子・父子自立支援員による相談体制の充実

相談機会の確保・充実

**ひとり親支援の総合相談窓口**  
(福祉事務所設置自治体の相談窓口)の強化

補助単価等

対象	補助率	補助基準額（案）	実施主体
○ 母子家庭等対策総合支援事業におけるひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	国 1 / 2	1か所当たり（※休日対応と併せて実施する場合） ・ 弁護士等による相談対応 2,172千円 ・ 補助職員配置 4,366千円 ・ 夜間対応 1,580千円 （・ 休日対応のみ実施する場合 1,835千円）	都道府県・市・福祉事務所設置町村  24

## 高等職業訓練促進給付金・自立支援教育訓練給付金の拡充

- ◎ ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を次年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金の上限額の引上げを図る。

### 訓練受講中の生活費支援【高等職業訓練促進給付金】

#### 【支給内容】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円） ※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

#### 【対象者】

養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

#### 【令和2年度】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

#### 【令和3年度の特例】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も新たに給付対象とする

※デジタル分野等の資格や講座

※令和3年度に限り実施している対象資格の拡充及び期間の緩和を、令和4年度も継続

### 訓練経費の支援【自立支援教育訓練給付金】

#### 【支給内容】

雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座等（※）を受講し修了した場合に、訓練経費の一部を支給する。

（※）雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座のほか、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定する講座

#### 【現行】

- 上限**20万円**  
※専門実践教育訓練給付の対象となる講座の場合、上限は修学年数×20万円

#### 【令和4年度以降】

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講する者については、上限額を修学年数×**40万円**に引き上げ

25

## 高等職業訓練促進給付金【拡充】

※平成15年度に創設

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

### 目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

### 対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
  - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
  - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
 ※令和3年度に引き続き、1年以上→6月以上に拡充。

### 対象資格・訓練

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上（※）修業するものについて、地域の実情に応じて定める。《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等  
※令和3年度に引き続き、6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も給付対象として拡充。

### 支給内容

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】 月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）  
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

### 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】 国3/4、都道府県等1/4

### 支給実績《令和元年度》

【総支給件数】 7,348件（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】 2,855人（看護師 1,212人、准看護師 1,016人、保育士 162人、美容師 103人など）

【就職者数】 2,121人（看護師 1,035人、准看護師 603人、保育士 137人、美容師 72人など）

※本給付金のほか、入学時の負担を考慮し、養成機関での訓練修了後に高等職業訓練修了支援給付金(5万円(住民税課税世帯は25,000円))を支給。

26

# 自立支援教育訓練給付金【拡充】

※平成15年度に創設

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

## 目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

## 対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
  - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
  - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

## 対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定
  - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
  - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
  - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

## 支給内容

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
    - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
    - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限**40万円** ※令和4年度より、上限額を引き上げ
  2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
    - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

## 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3/4、都道府県等1/4

## 支給実績《令和元年度》

【支給件数】2,459件 【就職件数】1,992件

27

# ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【拡充】

※平成27年度から実施

令和4年度予算案：160億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

## 目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。

## 対象者

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
  - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
  - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

## 対象講座

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

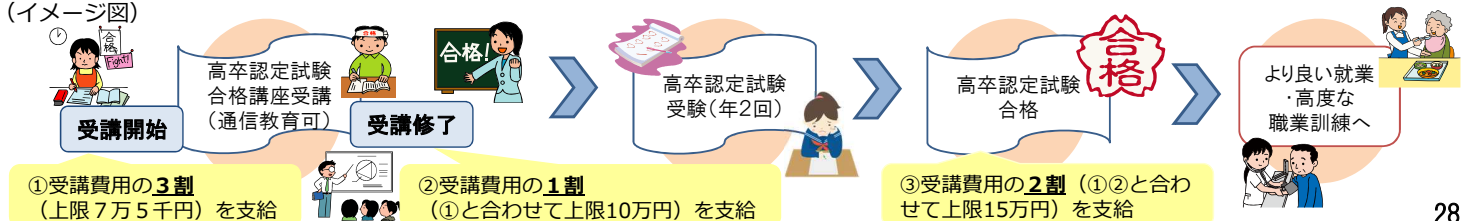
## 支給内容

- ① 受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7万5千円）  
※令和4年度より創設
- ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限10万円）
- ③ 合格時給付金：受講費用の2割（①②と合わせて上限15万円）  
※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

## 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村  
【補助率】国3/4、都道府県等1/4  
【R1実施自治体数】325自治体  
【R1支給実績】事前相談：195人 支給者数：64人

(イメージ図)



① 受講費用の**3割**（上限7万5千円）を支給

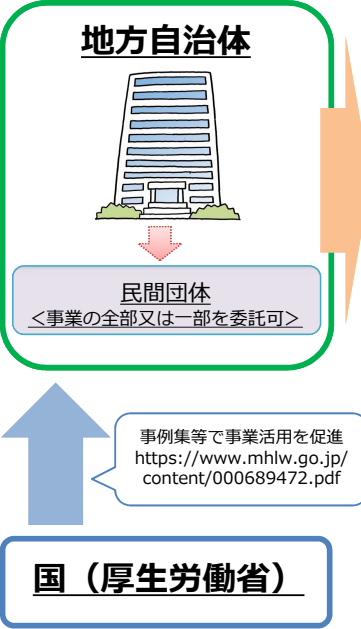
② 受講費用の**1割**（①と合わせて上限10万円）を支給

③ 受講費用の**2割**（①②と合わせて上限15万円）を支給

28

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を実施する。
- <実施主体> 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）  
 <補助率> 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2  
 <補助単価> 1,500万円

## <モデル事業イメージ>



## 離婚前後親支援モデル事業（1か所あたり1,500万円）

- （1）親支援講座**
- ① 親支援講座  
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。
  - ② 情報提供  
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。
- （2）養育費の履行確保に資する取組**
- ① 戸籍・住民担当部署との連携強化  
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。
  - ② 離婚前段階からの支援体制強化  
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。
  - ③ 公正証書等による債務名義の作成支援  
公正証書等による債務名義を作成を支援する。
  - ④ 保証契約支援  
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。
  - ⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助  
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。
  - ⑥ 弁護士等による個別相談支援  
弁護士等を配置し、養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。
  - ⑦ その他先駆的な取組  
①～⑥のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組



- 子どもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や面会交流に関する取り決めに促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保





令和4年度予算案：26億円(婦人保護事業費)

令和4年度予算案：212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

令和4年度予算案においては、女性がかかる困難な問題の多様化・複合化、複雑化等に対応するための婦人保護事業の見直しに係る新法制定の動きを踏まえ、以下の取組みに関する新規・拡充予算を計上。

**1. 婦人保護施設措置費**

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

**2. 児童虐待・DV対策等総合支援事業**

**① 婦人相談員活動強化事業**

関係機関や他制度に基づく支援との連携や調整等において中核的な役割を担う婦人相談員に対して、経験年数に応じた加算を設定した上で手当を支給するとともに、期末手当を支給し、適切な処遇を確保する。

**② 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業**

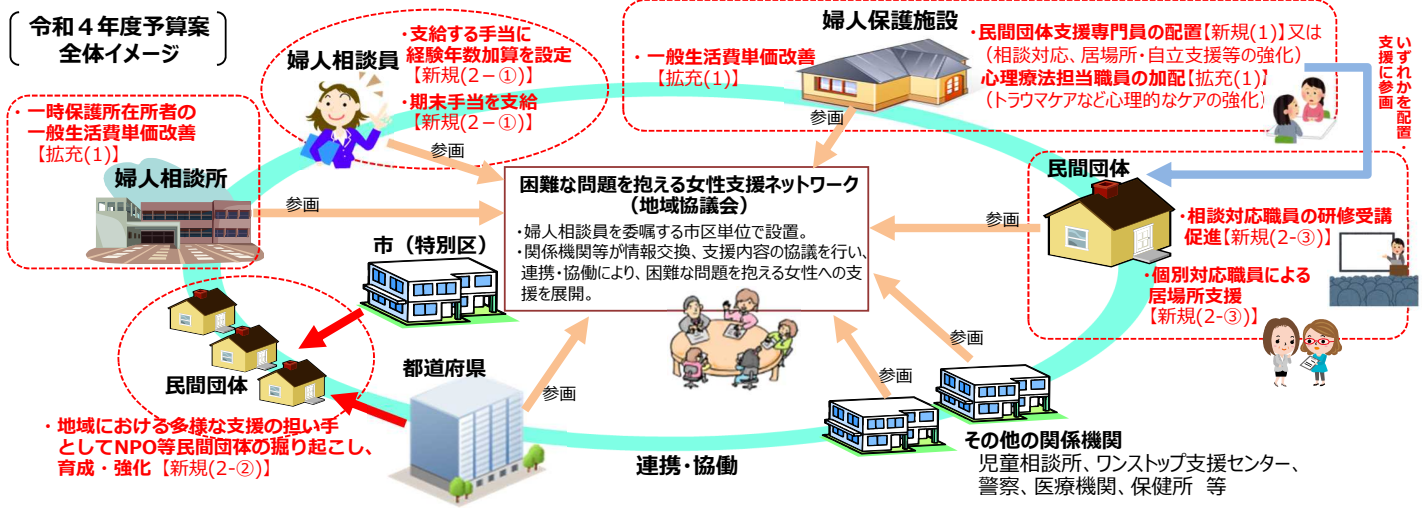
前年度同様で継続実施。

**③ 民間団体支援強化・推進事業【新規】**

地方自治体が、多様な相談対応や自立に向けた支援を展開するNPO法人等を育成し、官・民の協働による困難な問題を抱える女性への支援を推進する。

**④ 若年被害女性等支援事業**

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供等に向けて、事業受託団体における相談対応職員の研修受講の促進、特に配慮を要する若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行う。



**婦人保護施設措置費【拡充】**

	(令和3年度予算)	(令和4年度予算案)
	23億円	→ 26億円
(婦人保護事業費負担金)	9億円	→ 10億円
(婦人保護事業費補助金)	13億円	→ 16億円

**(事業内容)**

婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

**(実施主体)** 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

**(補助率)** 国 5 / 10 (都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 5 / 10)

**<令和4年度予算案における拡充内容>**

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

**① 民間団体との連携体制強化加算(新設)**

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した支援体制を強化するため、婦人保護施設に、以下のいずれかを配置した場合に加算する。

**ア 民間団体支援専門員**

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する。

**イ 連携強化のための心理療法担当職員**

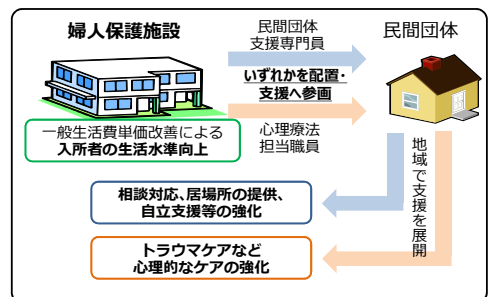
性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

**② 一般生活費に係る基準単価の改善**

婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

**<基準単価>**

- ・要保護女子等分：月額 59,300円 → **71,460円**
- ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円
- ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円



## 婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

### <令和4年度予算（案）における拡充内容>

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に**経験年数に応じた加算を新設**するとともに、**期末手当を支給した場合の加算（手当月額の2.55月分）を新設**する。

#### ◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）

（月額ベース：197,700円 → 211,200円（13,500円増））

#### <経験年数に応じた加算（新規）>

- 経験年数3～9年の者
  - 研修修了者：月額4,500円 × (経験年数 - 2年) を加算
  - 研修未修了者：月額3,500円 × (経験年数 - 2年) を加算
- 経験年数10年以上の者
  - 研修修了者：月額45,000円 (= 4,500円 × 10年) を加算
  - 研修未修了者：月額35,000円 (= 3,500円 × 10年) を加算

#### <期末手当加算（新規）>

1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額504,130円、研修未修了者：年額392,440円

### （事業の内容）

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

<手当基準額> 研修修了者：月額197,700円、研修未修了者：月額153,900円

（実施主体） 都道府県・市

（補助率） 国5/10（都道府県・市5/10）

3

## 民間団体支援強化・推進事業【新規】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

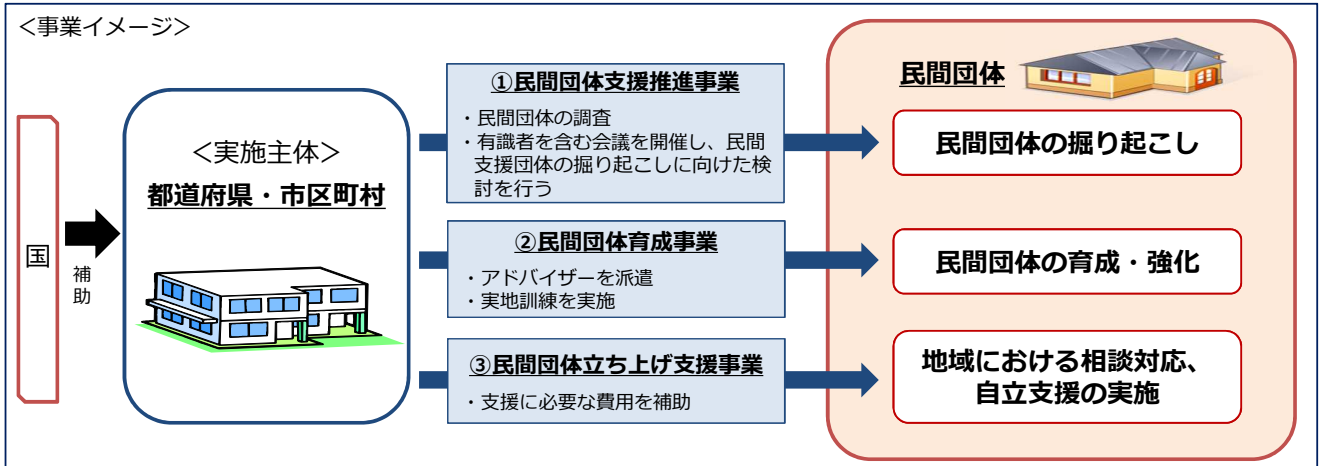
### <事業内容>

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、**特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するための自治体に対する補助事業を創設**する。

- ①民間団体支援推進事業：困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。
- ②民間団体育成事業：都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。
- ③民間団体立上げ支援事業：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<実施主体> 都道府県・市区町村 <補助率> 国1/2、実施主体1/2 <補助基準額> 1自治体当たり11,385千円

### <事業イメージ>



4

# 若年被害女性等支援事業【拡充】

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

## <事業内容>

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。  
 「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

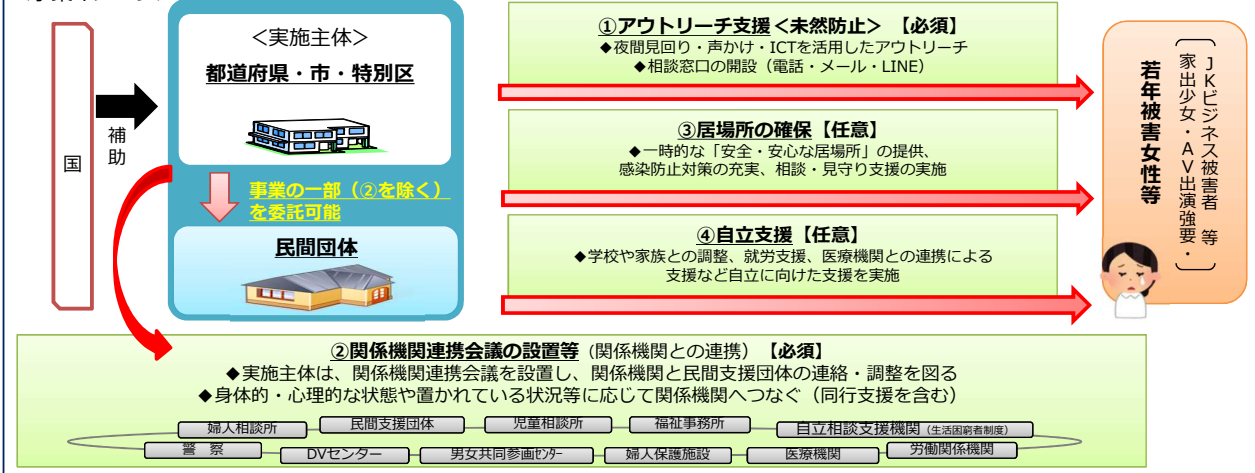
## <令和4年度予算案の内容>

- ①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。
- ②関係機関連携会議：行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ③居場所の確保：夜間における適切な支援体制確保のための**生活支援員の増員、警備体制の確保**、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための**個別対応職員の新たな配置**を行う。
- ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な**支援員の増員**を行う。

<実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国 1/2、実施主体 1/2

<1か所当たりの補助基準額> 45,634千円（R3補助基準額 26,743千円）（①～④全て実施）

## <事業イメージ>



5

# 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

令和4年度予算案：212億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

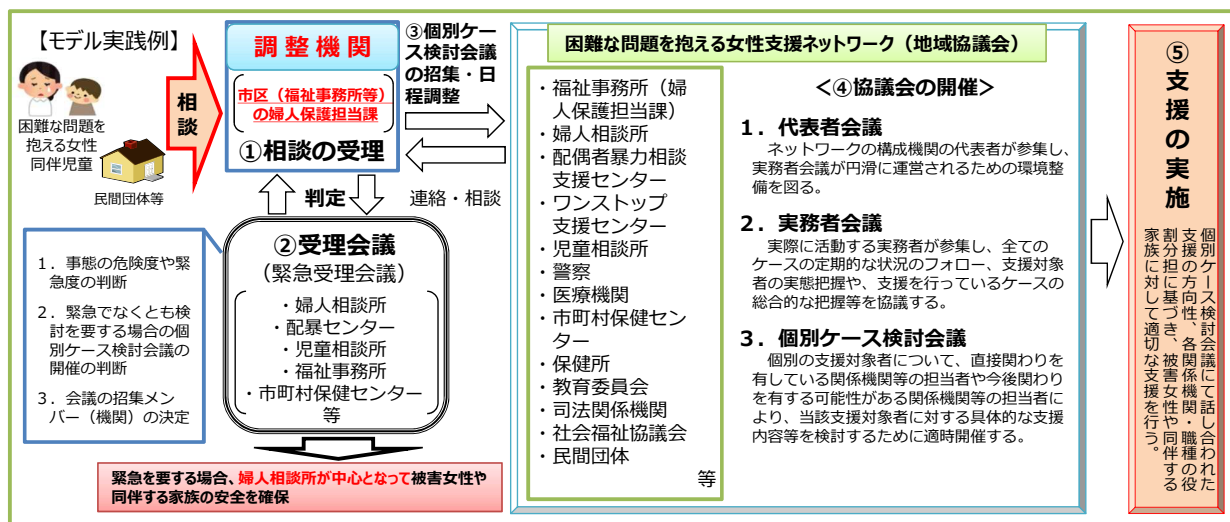
## <事業内容>

○ 様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取組として、婦人相談員を設置している市区単位で、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）をモデル的に構築・運営する。

【実施主体】 婦人相談員を設置している市（特別区含む）

【補助基準額】 1自治体当たり 8,673千円（R3:8,519千円）

【補助率】 国：定額（10/10相当）



6